

平成30年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

子ども・子育て支援事業の事務の執行について

広島市包括外部監査人

税理士 大濱香織

—本書における注意事項—

1 端数処理について

端数処理については、原則として単位未満切り捨てにて表示している。このため、数値の内訳と総計が一致していない場合がある。

2 本書内の資料の出典について

本書内の数値・資料等は、原則として、広島市がホームページ内で公表しているもの、監査対象部署等から提供の資料を使用している。この場合、出典は明示していない。それ以外から数値・資料等を入手した場合には、出典を明示している。

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4 監査の対象期間	1
5 監査の実施期間	1
6 監査対象部署	1
7 監査従事者の資格及び氏名	2
8 利害関係	2
9 監査の結果及び意見の定義	2

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定	3
2 監査の視点及び監査手続	7
3 監査の結果及び意見（要旨）	11

第3 監査の実施

《健康福祉局》

1 健康福祉局の組織図	16
2 【事業1】生活困窮世帯学習支援事業	16
3 【事業2】生活困窮者自立相談支援事業	26

《こども未来局》

1 こども未来局の組織図	38
2 【事業3】ひとり親家庭学習支援事業	40
3 【事業4】ひとり親家庭等居場所づくり事業	62
4 【事業5】母子家庭等就業支援事業	72
5 【事業6】児童手当の支給	106
6 【事業7】こんにちは赤ちゃん事業	123
7 【事業8】妊娠・出産包括支援事業	131
8 【事業9】地域子育て支援拠点等事業	141
9 【事業10】保育園の耐震化の推進	145
10 【事業11】保育園等運営	153
11 【事業12】保育料の軽減・減免	213
12 【事業13】病児・病後児保育	214

13	【事業 14】ファミリー・サポート・センター事業	225
14	【事業 15】保育サービス相談事業	234
15	【事業 16】認可外保育施設認可化移行支援事業	237
16	【事業 17】民間保育園等整備補助	239

《道路交通局》

1	道路交通局の組織図	244
2	【事業 18】安心・安全な通学路の整備	244

《教育委員会》

1	教育委員会の組織図	253
2	【事業 19】私立幼稚園就園奨励費補助事業	256
3	【事業 20】就学援助	262
4	【事業 21】特別支援教育就学奨励費	268
5	【事業 22】市立高等学校の授業料減免	272
6	【事業 23】児童館運営	276
7	【事業 24】放課後児童クラブの運営	278
8	【事業 25】放課後児童クラブ職員等専門研修	284
9	【事業 26】児童館の耐震化・大規模修繕	287
10	【事業 27】民間放課後児童クラブ運営費等補助	288
11	【事業 28】民間放課後児童クラブ施設整備費補助	290
12	【事業 29】学校人権教育推進事業	291
13	【事業 30】青少年総合相談センターの運営	293
14	【事業 31】「ひろしま型カリキュラム」の推進	296
15	【事業 32】少人数教育の推進	305
16	【事業 33】中学校文化部活動活性化支援事業	307
17	【事業 34】中学校運動部活動活性化支援事業	309
18	【事業 35】運動部活動指導者招へい事業	311
19	【事業 36】Do スポーツ指導者招へい事業	313
20	【事業 37】教員の資質・能力向上推進事業	314
21	【事業 38】まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	315
22	【事業 39】不登校等対策ふれあい事業	347
23	【事業 40】不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室)の運営	348
24	【事業 41】非行防止地域巡回事業	351
25	【事業 42】非行防止活動推進事業	352
26	【事業 43】非行防止自立支援事業	354

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援事業の事務の執行について

3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のための施策を行うことは、我が国の基本施策である。

広島市は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立したのを受け、平成 27 年 3 月に「広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが健やかに育つための環境づくりや、安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることもできる環境づくり等を目標に 20 の重点施策を掲げ、現在様々な事業に取り組んでいる。

その中の具体的事業としては、小中学校の子どもの保護者に対し、学用品費などを援助する就学援助事業、待機児童の解消に向け民間保育園等の整備に対し補助を行う施設整備補助事業、生活困窮世帯学習支援事業などがある。

未来を担う子どもの育成に関する事業は、厳しい行財政状況にある広島市において、子育て世代のみならず多くの市民にとって身近で関心の高い問題であると考えられることから、子ども・子育て支援事業の事務の執行について、合规性、有効性、経済性等の観点から、総合的に監査し検証することの意義は大きいものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

4 監査の対象期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度や平成 30 年度についても監査の対象とした。

5 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 1 月 11 日まで

6 監査対象部署

健康福祉局地域福祉課、こども未来局保育企画課、こども未来局保育指導課、こども未来局こども・家庭支援課、道路交通局道路部道路課、教育委員会総務部教育企画課、教育委員会総務部教育給与課、教育委員会総務部学事課、教育委員会青少年育成部育成課、教

育委員会青少年育成部放課後対策課、教育委員会学校教育部教職員課、教育委員会学校教育部指導第一課、教育委員会学校教育部指導第二課、教育委員会学校教育部生徒指導課、教育センター、中区役所厚生部保健福祉課、東区役所厚生部保健福祉課（平成30年度より東区役所厚生部福祉課及び地域支えあい課）、南区役所厚生部保健福祉課、西区役所厚生部保健福祉課、西区役所建設部地域整備課、安佐南区役所厚生部保健福祉課、安佐南区役所農林建設部維持管理課、安佐北区役所厚生部保健福祉課、安佐北区役所農林建設部地域整備課、安芸区役所厚生部保健福祉課、佐伯区役所厚生部保健福祉課

7 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士	大 濱	香 織
監査補助者	税理士	城 所	美智子
監査補助者	弁護士	野 田	隆 史
監査補助者	公認会計士	福 元	智 代
監査補助者	税理士	小 田	純 子
監査補助者	税理士	二井谷	素 子

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見の定義

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のように定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、①法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約条項等の規範等に違反がある場合、若しくは、②不当な場合（違法ではないとしても、そのような運用をすべきではないという場合）

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのものも含め、問題点等がある場合

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」¹が成立し、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されている。

ア 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

- (7) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設された。

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応することを目的とする。

- (4) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園について、認定・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けられた。

- (9) 地域の事情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施している。

- (5) 基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施し、国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える構造になっている。

(2) 広島市子ども・子育て支援事業計画

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て家庭の状況及び需要について調査・把握した上で、教育・保育の量の見込みと確保方策等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、広島市は平成27年3月に「広

¹ 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

「広島市子ども・子育て支援事業計画」は、全ての子ども（おおむね18歳未満）及び子どもを育て又は育てようとする家庭、地域住民及び団体、事業者、行政など市内の全ての個人及び団体を対象とし、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としている。平成30年3月には、事業計画の中間見直しを実施した。

「広島市子ども・子育て支援事業計画」は「子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばし、自立性・社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できる「まち」の実現」を基本理念とし、(3)のとおり、4つの基本目標、20の重点施策を掲げている。

「施策推進に当たってのポイント」として次の記載がされており、＜主な施策・事業＞は、監査対象事業を選定する際の参考になっている。

「広島市子ども・子育て支援事業計画 第2章計画の基本的な考え方 5.施策推進に当たってのポイント」より抜粋

全ての子どもや子育て家庭を対象として、切れ目のない支援、多様で良質な子ども・子育て支援、地域コミュニティの中での子育てなどに力点を置いて推進します。

(1) 切れ目のない支援

ア 妊娠・出産期からの支援

少子化や核家族化の進展等に伴い、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、子育ての不安や負担、孤立感を和らげることは、子どもの健やかな育ちを実現するために、さらに、少子化対策や児童虐待の予防としても重要です。

イ 乳幼児期から就学後までの支援

子育て家庭の保育ニーズの増大に伴い、子どもの就学後も仕事と子育ての両立支援を図るため、放課後対策等の充実に取り組む必要があります。

＜主な施策・事業＞

- ・妊娠・出産包括支援事業
- ・子育てに関する相談支援体制の充実
- ・放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の充実

(2) 多様で良質な子ども・子育て支援

共働き家庭を含め、女性の社会参加が増加し続けている中で、多様な社会参加と安心した子育てが両立できるような環境づくりが求められています。幼児期の教育・保育について、その質を向上させるために、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を講じるとともに、待機児童を生じることなく、子どもや

家庭の状況に応じた子育てができるように様々な対策を充実していくことが重要です。

＜主な施策・事業＞

- ・教育・保育の質の向上
- ・多様な教育・保育サービスの提供
- ・保育園入園待機児童の解消

(3) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

貧困、障害、虐待などにより社会的な支援の必要性が高い子どもが増加傾向にあります。一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するには、こうした子どもとその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かい支援が重要です。

＜主な施策・事業＞

- ・貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労の支援の充実
- ・障害のある子どもへの地域等における生活支援の充実
- ・虐待の予防と早期発見・早期対応
- ・施設・里親等による養育支援の充実

(4) 地域コミュニティの中で子どもを育む

子育ての第一義的責任は家庭にあります。子どもは、地域の人々と関わる中で様々な体験をしながら成長するものです。子育て家庭が、地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりなど、地域コミュニティにおける「子育て力」を高めていくことが重要です。

＜主な施策・事業＞

- ・地域子育て支援拠点事業の推進
- ・地域のオープンスペースへの支援の充実

(5) 「心身ともにたくましく、思いやりのある人」を育む

これからの国際平和文化都市広島を担い、国際社会に生きるという観点から、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力をバランスよく兼ね備えた「心身ともにたくましく、思いやりのある人」の育成を目指しています。幼児期以降の学校教育においては、その基盤として、思考力、判断力、表現力など、社会を生き抜くための基礎・基本をしっかりと身に付けることが重要です。

＜主な施策・事業＞

- ・「ひろしま型カリキュラム」の推進
- ・平和教育・学習の推進

(3) 広島市の平成 29 年度子ども施策

平成 29 年度子ども施策関連当初予算総額は約 1,057 億 6,800 万円であり、「広島市子ども・子育て支援事業計画」における 4 つの基本目標及び 20 の重点施策ごとの事業数及び当初予算額は次のとおりである。

(単位：千円)

基本目標及び重点施策	事業数	当初予算額
1. 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます		
子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進	20	24,550,230
ひとり親家庭への支援	24	6,933,545
障害のある子どもに対する支援	48	13,220,329
子どもの遊び場と居場所づくりの推進	39	3,677,628
児童虐待防止対策の推進	14	654,159
社会的養護体制の充実	10	1,660,093
子どもの権利の尊重と社会参加の促進	18	88,427
2. 安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる環境づくりに取り組みます		
子どもと親の健康づくりの促進	32	6,701,594
子育て家庭に対する養育支援	19	258,351
教育・保育サービスの充実	34	41,655,470
子どもの放課後等の居場所の充実	3	1,858,378
子育て家庭の経済的負担の軽減	18	8,166,321
3. 社会の全ての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます		
社会全体で子供を育てる環境づくり	9	46,519
地域における子育て環境の充実	33	2,414,543
子育てと仕事の調和のための就労環境の推進	8	56,159
安全・安心なまちづくり	12	142,385
4. 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます		
知・徳・体の調和のとれた教育の推進	26	1,587,123
多様な教育の推進	21	30,747
いじめ、不登校、非行等対策の充実	20	1,122,171
青少年の健全育成	26	166,878

(出典：「平成 29 年度第 1 回広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）会議資料 2 平成 29 年度子ども施策関連予算」に基づいて監査人が作成）

(注) 一つの事業が複数の重点施策に該当する場合があるため、事業数及び当初予算額には重複がある。

(4) 事業の選定

「広島市子ども・子育て支援事業計画」では、4つの基本目標の下、20の重点施策を掲げ、全434事業（重複分を含む）がある。

平成29年度の一般会計における当初予算額の合計は、6,456億円であり、そのうち子ども施策関連の当初予算額は、1,057億円で、16.3%の割合を占めている。

その中で、平成29年度当初予算額が最も多い「教育・保育サービスの充実」における民間保育園等整備事業を始めとする待機児童問題の解決策となるべき事業や、当初予算額が2番目に多い「子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進」における生活困窮者自立相談支援事業などの子どもの貧困の問題を解決するための事業を主な監査対象とする。

なお、効率的に深度のある監査を実施するためには、さらに監査範囲を限定する必要がある。監査人が子育て経験者として興味を持ったところ、ボランティアや委託先など外部に支出が及んでいるところなど、事業を絞り込んだ。

2 監査の視点及び監査手続

(1) 監査の視点

ア 合规性

監査対象の事業に係る事務は、関係法令・条例・規則・要綱等に基づき適法かつ公平公正に行われているか。

イ 有効性

- ・目的の達成に向けて、効果的な事業内容となっているか（補助金等及び委託料は目的に従い有効的に活用されているか）。
- ・現在の社会情勢に即した事業内容となっているか。

ウ 経済性等

- ・監査対象の事業に係る事務は、計画性をもって経済的、効率的かつ実効性のあるものとして実施されているか。また、事業に係る費用対効果の確認が行われているか。
- ・民間に移行するなど、市として縮小していくべき事業がないか。

(2) 監査手続

ア 事前準備

- (ア) 過年度の広島市包括外部監査結果の収集・分析
- (イ) 子ども・子育て支援事業を中心とした他の自治体の過年度の包括外部監査結果の収集・分析
- (ウ) 会計検査院による検査及び広島市監査委員による監査（定期監査、随時監査、行政監査、住民監査請求に基づく監査）結果の収集・分析
- (エ) 監査対象事業に関する過去3年度分の当初予算額及び決算額の推移の分析

(オ) 根拠法令・条例・規則等の資料収集と確認

(カ) 国庫補助金関係の資料収集

イ 監査要点と実施した監査手続

監査対象事業に共通する、監査要点ごとの主な監査手続は次のとおりである。なお、その他の事業特有の監査手続については、該当部分に個別的に記載した。

監査要点		監査手続
合規性	事業に係る事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。	決算額内訳、事業計画書、予算書、契約書、仕様書、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、保育園等の運営費支弁に関する調書、勤務日誌等の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令、条例、規則、要綱、手引、マニュアル、Q & A等に準拠した事務が行われているかどうか、事務手続を検証した。
有効性	目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	広島市が策定した事業目標に対する施策の進捗状況について、担当者に質問した。 事業実績報告書の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。 事業の成果指標について、年次推移の分析、他の自治体との比較、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、有効性の観点から検証した。

監査要点		監査手続
有効性	長期間継続している事業は、現在の社会情勢に適応したものであるか。	事業利用者のアンケート結果の分析、有効性の自己評価及び改善施策の在り方について担当者に質問した。
	長期間、同一の委託先に事業を継続して委託している実態はないか。 契約の方式決定及び委託先の選定が適法かつ妥当であるか。	担当者に質問し、長期間の同一委託先への委託事業については、当該委託事業に係る予算額及び決算額の推移分析を行い、また、契約関係書類（見積書、随意契約理由書、契約書、仕様書）を閲覧した。
	運営費や補助金の交付、事業の委託を受ける法人等の事業実態を把握しているか。	保育園等への指導監査の実施状況について担当者に質問した。また、提出された事業実績報告書、公表されている財務情報等を入手し、分析検討した。
経済性 効率性	事業に係る事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、会計帳簿、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。 固定資産台帳の記録と現物を照合する固定資産実査を行った。 分析的手続として、過去3年度分の予算額及び決算額を比較検討した。
	実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか。	事業費の内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業計画書及び予算書と比較検討した。 支出時期が年度末に集中している事業については、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施した。

ウ 所管局、監査実施期間、実地監査先

監査対象事業の所管局、監査実施期間、監査のために広島市役所以外に赴いた場所は次のとおりである。

所管局	監査実施期間	広島市役所以外の現地往査を行った場所
健康福祉局	6月1日～6月8日	—
道路交通局	6月8日～6月22日	西区役所、安佐南区役所、安佐北区役所
こども未来局	7月4日～10月25日	安佐南総合福祉センター
教育委員会	7月10日～10月30日	国泰寺中学校、福木中学校、東原中学校、祇園東中学校、井口台中学校、五月が丘中学校、戸山中学校、宇品中学校、吉島児童館、竹屋児童館、舟入児童館、神崎放課後児童クラブ

エ 監査対象課等との検出事項説明会及び意見交換会

監査対象課等との検出事項説明会及び意見交換会を次のとおり実施した。

実施内容	実施日
健康福祉局、こども未来局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、教育委員会が所管する事業に関する検出事項説明会	11月19、21、22、26、30日
こども未来局、教育委員会が所管する事業に関する意見交換会	11月30日、12月4日

3 監査の結果及び意見（要旨）

(1) 監査結果について

本監査において子ども・子育て支援事業を対象としたが、随意契約、一般競争入札、指定管理者制度、委託、補助金交付に基づく事業など、その監査事項は多岐にわたる。

広島市の職員以外の“人”が関わり、そこに予算がついて“お金”が渡り、消耗品等“もの”の購入や役務が提供される。ここに焦点をあてて、合规性に加え、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を行った。特に重点をおいたのは、領収証、請求書などの証憑と現場を見ることであった。

その結果、広島市は、外部団体に委託する際の委託契約書やこれに付属する仕様書において、使用可能な経費の範囲などが十分に定められておらず、事業報告書の確認において、不適切な支出、あるいは経済的に疑問が生じる支出が看過されている事例が見受けられた。その主な事業は、おおむね以下のとおりである。

ア ひとり親家庭学習支援など

広島市は、ひとり親家庭学習支援、母子家庭就業支援などの事業遂行を外部団体に委託している。事業年度終了時に事業報告書を受け取るが、その確認が行き届いておらず、人件費、その他経費の支出など、一部委託料の処理について不適切な点が見受けられた。また、利用者から受け取った金銭が、受取名目以外の使途に使用されている事例も見られた。

ひとり親家庭学習支援事業及び母子家庭等就業支援事業の2事業で、委託先の不適切な経理処理の結果、委託料が1,454,349円過大に支払われており、担当課は委託先に対して返還を求めるべきである。

イ 児童手当

児童手当に係る事務において、一度支給した児童手当の返還を請求しなければならない事態が生じる場合がある。この返還請求権は、広島市にとっては債権である。ところが、この債権管理が十分に行われていない事例が散見された。また、返還の期限が過ぎた場合、本来であれば延滞金を徴収すべきところ、これが実施されていない事例が見られた。

ウ 児童館・放課後児童クラブ

広島市は、児童館及び放課後児童クラブを運営している。児童館と放課後児童クラブが併設されている施設が存在する一方で、児童館が併設されていない放課後児童クラブも存在する。後者においては、図書や遊具などが必ずしも充実しておらず、子どもの自発的な過ごし方の選択肢が限られる施設が見られ、これらの一層の充実が望まれる。また、児童館の長所の一つにホールを有する点があるが、エアコンが整備

されておらず、夏の暑い日など一定の制限の下、使用が禁止されていた。子どもの心身等の発達に有効な、より充実した環境整備が望まれる。

エ 保育園運営

広島市は公立保育園 88 園を運営しているが、公立保育園の数を全国 20 の政令指定都市で比較すると、多い方から 3 番目に位置付けられる。

広島市は平成 20 年 12 月に公立保育園の民間移管も含めた「保育園のあり方について」を策定し、2020 年度まで 1 年に 2 園程度の割合で公立保育園の民間移管を進めることとしていた。しかし、その後、公立保育園が民間移管された実績はない。

私立保育園は、効率的なコストをもって保護者のニーズに沿った多用な保育サービスを提供している現状が伺える。中長期的には、公立保育園の民間移管を進めていくことは必要不可欠である。今後において、民間移管の検討が望まれる。

また、広島市は、保育園の修繕業務を特定の団体に長年にわたり随意契約によって委託しているが、経済性・透明性の観点から、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

オ 安心・安全な通学路の整備

広島市は、通学路の整備を進めている。通学路が安全であることは重要なことであるが、工事によっては入札後の契約変更における工事費の増額の額が多い。透明性確保のため、入札時における設計書等のより適切な検査が望まれる。

カ 中学校関係

広島市は、中学校を運営している。生徒の学びや地域交流の機会を広げることなどを目的とし、各中学校（平成 29 年度実施校 24 校）の学校協力者会議に委託して『まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト』を実施している。これは一定の委託料の範囲内で多様な試みを行う事業であるが、事業実施要項の整備に不十分な点があり、認められない備品が購入された事例、正しく会計処理されていない事例、経済性に疑問を生じる支出がなされた事例が見られた。適切なルール整備が望まれる。

2つの学校協力者会議に対する委託料のうち合計 196,804 円は補助対象経費として認められるものではないため、担当課は学校協力者会議に対して返還を求めるべきである。

厳しい財政状況にある広島市にあっては、財政健全化に対する職員一人ひとりの意識を一層高め、前記した問題を改善され、今後の事業推進及び事務の執行に臨まれることを期待したい。

(2) 監査対象事業と監査の結果（指摘事項）及び意見の件数

包括外部監査の対象とした事業は、合計 43 事業である。このうち、法令等に違反がある場合、若しくは、不当な場合に該当する「監査の結果（指摘事項）」として、8 事業合計 31 件を検出した。また、「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのものも含め、問題点等がある場合に該当する「意見」として、22 事業合計 44 件を検出した。

監査対象事業、所管課、監査の結果（指摘事項）件数、意見件数は次のとおりである。

事業 番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数	記載 頁
健康福祉局					
1	生活困窮世帯学習支援事業	地域福祉課	1	1	16
2	生活困窮者自立相談支援事業	〃	—	2	26
こども未来局					
3	ひとり親家庭学習支援事業	こども・家庭支援課	5	3	40
4	ひとり親家庭等居場所づくり事業	〃	3	2	62
5	母子家庭等就業支援事業	〃	9	2	72
6	児童手当の支給	〃	3	—	106
7	こんにちは赤ちゃん事業	〃	—	2	123
8	妊娠・出産包括支援事業	〃	—	1	131
9	地域子育て支援拠点等事業	〃	—	1	141
10	保育園の耐震化の推進	保育企画課	—	—	145
11	保育園等運営	保育企画課 保育指導課	2	3	153
12	保育料の軽減・減免	保育企画課	—	—	213
13	病児・病後児保育	保育指導課	—	2	214
14	ファミリー・サポート・センター事業	こども・家庭支援課	—	—	225
15	保育サービス相談事業	保育指導課	—	—	234
16	認可外保育施設認可化移行支援事業	〃	—	—	237

事業 番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数	記載 頁
17	民間保育園等整備補助	保育指導課	—	2	239
道路交通局					
18	安心・安全な通学路の整備	道路課、西区 役所地域整備 課、安佐南区 役所維持管理 課、安佐北区 役所地域整備 課	1	1	244
教育委員会					
19	私立幼稚園就園奨励費補助 事業	学事課	—	1	256
20	就学援助	〃	—	—	262
21	特別支援教育就学奨励費	〃	—	—	268
22	市立高等学校の授業料減免	〃	—	1	272
23	児童館運営	放課後対策課	—	—	276
24	放課後児童クラブの運営	〃	—	2	278
25	放課後児童クラブ職員等専 門研修	〃	—	—	284
26	児童館の耐震化・大規模修繕	〃	—	1	287
27	民間放課後児童クラブ運営 費等補助	〃	—	1	288
28	民間放課後児童クラブ施設 整備費補助	〃	—	—	290
29	学校人権教育推進事業	指導第一課 指導第二課	—	—	291
30	青少年総合相談センターの 運営	育成課	—	1	293
31	「ひろしま型カリキュラム」 の推進	指導第一課 教育企画課他	—	2	296
32	少人数教育の推進	指導第一課 教育企画課他	—	—	305

事業 番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数	記載 頁
33	中学校文化部活動活性化支援事業	指導第二課	—	—	307
34	中学校運動部活動活性化支援事業	〃	—	—	309
35	運動部活動指導者招へい事業	〃	—	—	311
36	D o スポーツ指導者招へい事業	〃	—	—	313
37	教員の資質・能力向上推進事業	〃	—	—	314
38	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	〃	7	10	315
39	不登校等対策ふれあい事業	生徒指導課	—	—	347
40	不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）の運営	〃	—	2	348
41	非行防止地域巡回事業	育成課	—	1	351
42	非行防止活動推進事業	〃	—	—	352
43	非行防止自立支援事業	〃	—	—	354
検出件数合計			31	44	—

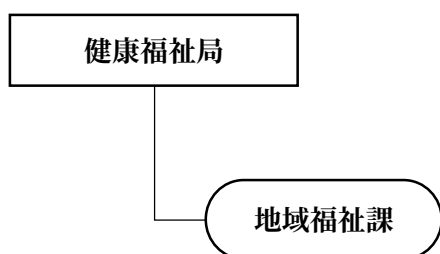
第3 監査の実施

《健康福祉局》

1 健康福祉局の組織図

監査の対象とした【事業1】生活困窮世帯学習支援事業及び【事業2】生活困窮者自立相談支援事業は、健康福祉局地域福祉課が所管している。

健康福祉局の組織図は以下のとおりである（地域福祉課以外の部、課及び出先機関については監査対象事業を所管していないため、記載を省略する。）。



地域福祉課の分掌事務は次のとおりである。

- (1) 地域福祉
- (2) 生活保護施設の設置及び休廃止の時期の認可並びに運営の指導その他生活保護法の施行（保健部医療政策課の所掌に属するものを除く。）
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の総括
- (4) 生活困窮者自立支援
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 行旅病人及び行旅死亡人
- (7) 日本赤十字社広島市地区本部

（出典：「広島市の行政組織」平成30年5月1日現在）

2 【事業1】生活困窮世帯学習支援事業

(1) 事業の概要

ア 目的

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学校4年生から中学校3年生まで（平成30年度からは、イに記載する「集合型」は高校生まで）の子どもを対象に、学習支援会を開催する。

イ 内容

本事業は、「マンツーマン型」と「集合型」の2つに区分され、それぞれの概要は次のとおりである。

区分	マンツーマン型	集合型
所管課	健康福祉局地域福祉課	健康福祉局地域福祉課 こども未来局こども・家庭支援課
事業の経緯等	生活保護受給世帯を対象に平成23年度から事業を実施している。平成27年度からは「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護受給世帯以外の生活困窮世帯の子どもも含めるよう対象を拡大して実施している。	ひとり親家庭を対象に平成26年度から「ひとり親家庭学習支援事業」として実施している。平成28年度からは生活困窮世帯も対象とし、事業費については、健康福祉局とこども未来局とで按分して負担しており、健康福祉局負担分が本事業の事業費として計上されている。こども未来局負担分は後述する【事業3】「ひとり親家庭学習支援事業」の事業費として計上されている。
実施方法	所管課が直接運営する。学習支援員2人（小中学校教員OB）の指揮の下、大学生等の支援ボランティアが個別に学習支援を行う。	事業委託先の一般財団法人Aが家庭教師派遣事業を営む民間企業2社に再委託し、おおむね子ども3人に対して1人の講師が付き、学習支援を行う。
学習支援会の開催場所	市内1会場	平成29年度においては、市内8区9会場
実施時期	毎週木曜日16時から19時まで又は毎週土曜日9時30分から12時30分までのいずれかの曜日を選択	毎週土曜日10時から12時まで
利用定員	定員の定めはない。	全会場で150人程度

区分	マンツーマン型	集合型
対象者 (マンツーマン型・集合型共通)	子どもの状況等に応じてマンツーマン型、集合型のいずれかの学習支援を受けることができる。対象者は以下のとおりである。 ①生活困窮世帯 以下のいずれかに該当する小学4年生から中学3年生まで（平成30年度からは、集合型は高校生まで）の児童生徒であって、本事業による支援が必要と認められる者 ・生活保護受給世帯 ・広島市くらしサポートセンターが継続的に支援する世帯 ・スクールソーシャルワーカーが支援している就学援助受給世帯 ②ひとり親家庭 ひとり親家庭の小学4年生から中学3年生まで（平成30年度からは集合型は高校生まで）の児童生徒であって、本事業による支援が必要と認められる者 なお、①②とも兄又は姉と一緒に参加を希望する小学1年生から小学3年生までの児童も対象となる。	
支援内容 (マンツーマン型・集合型共通)	児童等の個別学習支援、進路相談及び学習・生活相談並びに保護者に対する生活相談	
利用手続 (マンツーマン型・集合型共通)	①生活困窮世帯 福祉事務所ケースワーカー、くらしサポートセンター相談支援員、スクールソーシャルワーカーが個別に案内を行う。参加希望があれば（集合型は定員の範囲内で）受講の決定を行う。 ②ひとり親家庭 参加希望者を一般財団法人Aが公募し、面接の上、定員の範囲内で受講の決定を行う。	

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①マンツーマン型	当初予算	7,137	7,003	3,821
	決算	6,517	6,838	—
②集合型	当初予算	2,067	3,545	3,822
	決算	2,066	3,544	—
③全体 (①+②)	当初予算	9,204	10,548	7,643
	決算	8,583	10,383	—

(注 1) 平成 28 年度及び平成 29 年度のマンツーマン型の予算額及び決算額は、マンツーマン型に係る費用の全額（人件費 2 人分含む）が計上されている。

(注 2) 平成 30 年度のマンツーマン型の予算額が平成 29 年度のマンツーマン型の予算額と比較して 3,182 千円減少しているのは、平成 29 年度は学習支援員（嘱託職員）2 人分の人件費 6,111 千円を予算計上したのに対して、平成 30 年度は学習支援員（嘱託職員）1 人分の人件費 3,072 千円を予算計上したためである。なお、平成 30 年度も学習支援員は 2 人であるが、1 人分の人件費については、再任用職員に係るものとして、本事業とは別枠で予算計上されている。

(注 3) 集合型に係る費用については、健康福祉局地域福祉課とこども未来局こども・家庭支援課で按分して負担しており、上記②集合型の予算額及び決算額は健康福祉局地域福祉課負担分の金額を計上している。なお、こども未来局こども・家庭支援課負担分は、後述する【事業 3】「ひとり親家庭学習支援事業」において予算額及び決算額を計上している。

エ 事業費の明細

平成 29 年度の予算額及び決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分		平成 29 年度当初予算	平成 29 年度決算
①マンツーマン型	報償費	589	276
	需用費	157	139
	役務費	146	49
	人件費	6,111	6,374
②集合型	委託料	3,545	3,544
③合計 (①+②)		10,548	10,383

(注 1) マンツーマン型の報償費はボランティアに支給する交通費である。

(注 2) マンツーマン型の人件費は、嘱託職員 1 人及び再任用職員 1 人（いずれも広島市の教員 OB であり、本事業に専念している）に係る人件費である。

(注 3) 集合型の委託料の決算額 3,544 千円は、健康福祉局地域福祉課及びこども未来局こども・家庭支援課が所管する「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業」の委託料 11,842 千円をこども未来局と健康福祉局で按分した金額のうち健康福祉局負担分である。こども未来局負担分は 8,298 千円であり、「ひとり親家庭学習支援事業」の平成 29 年度決算額に含まれている。

オ 負担割合

国 1/2、広島市 1/2（ただし、集合型については、府中町、海田町、熊野町、坂町、廿日市市の児童生徒の枠も設け、受講者数に応じて各市町が負担する。）

カ 事業の実施状況

(7) マンツーマン型

a 登録状況

(a) マンツーマン型の支援対象者（登録者）人数は平成 30 年 3 月 31 日現在 107 人であり、内訳は次のとおりである。

マンツーマン型の支援対象者（登録者）内訳

(単位：人)	
区分	人数
生活保護世帯	95
くらしサポートセンター支援世帯	6
スクールソーシャルワーカー支援世帯	6
合計	107

(「生活困窮世帯学習支援事業の実施状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）」に基づき、監査人が作成)

マンツーマン型学年別支援対象者（登録者）内訳
(単位：人)

区分		人数
小学生	1年生	0
	2年生	2
	3年生	7
	4年生	5
	5年生	5
	6年生	15
	小計	34
中学生	1年生	21
	2年生	26
	3年生	26
	小計	73
合計		107

(担当課作成)

- (b) マンツーマン型の支援ボランティアの登録人数は平成 30 年 3 月 31 日現在 167 人であり、内訳は次のとおりである。

マンツーマン型支援ボランティア登録状況
(単位：人)

区分	人数
社会人	43
大学生	124
合計	167

(担当課作成)

b 学習支援会への参加人数

マンツーマン型の学習支援会は、平成 29 年度に合計 77 回行われ、児童生徒等の参加延人数は 921 人、1 回当たりの平均参加人数は、木曜日が 10.4 人、土曜日が 14.3 人であった。

マンツーマン型学習支援会参加人数

		(単位：人)		
区分		木曜日開催	土曜日開催	合計
学習会開催回数 (a)		46回	31回	77回
児童生徒参加者延人数 (b)		478	443	921
1回当たり児童生徒平均参加人数 (c)=(b)÷(a)		10.4	14.3	12.0
大学生等ボランティア参加者延人数 (d)		337	359	696
1回当たり大学生等ボランティア平均参加人数 (e)=(d)÷(a)		7.3	11.5	9.0

(「平成 29 年度学習支援会（ボランティア）参加人数（平成 30 年 3 月 31 日現在）」に基づき、監査人が作成)

(イ) 集合型

集合型の事業実施状況については、【事業 3】「ひとり親家庭学習支援事業」に記載している。

(2) 監査の結果

ア 委託料（集合型）が 65,606 円過大に計上されている件

委託料（集合型）の平成 29 年度決算額 3,544 千円は、健康福祉局地域福祉課及びこども未来局こども・家庭支援課が所管する「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業」の委託料 11,842 千円をこども未来局と健康福祉局で按分した金額のうち、健康福祉局負担分である。按分の割合は、集合型の参加人数に応じて、こども未来局が 103/147、健康福祉局が 44/147 となっている。

「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業」については、【事業 3】「ひとり親家庭学習支援事業」で後述するとおり、平成 29 年度の委託料が合計で 244,677 円過大に支払われており、このうち、【指摘事項 3-2】及び【指摘事項 3-3】の合計額 219,183 円は平成 29 年度に支払済の委託料の返還を求めるべき金額である。

これに伴い、健康福祉局が負担する平成 29 年度の委託料（集合型）が正しい金額より 65,606 円（219,183 円×44/147）過大に計上されていることとなった。

担当課は、こども未来局こども・家庭支援課と連携して、支払済の委託料の返還手続を進める必要がある。

【指摘事項 1-1】 委託料（集合型）が過大計上されていることについて

健康福祉局地域福祉課及びこども未来局こども・家庭支援課が所管する「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業」の委託料 11,842 千円はこども未来局と健康福祉局で按分しており（按分割合は、こども未来局が 103/147、健康福祉局が 44/147）、健康福祉局負担分 3,544 千円が本事業の集合型に係る費用として平成 29 年度の決算額に計上されている。

「ひとり親家庭学習支援事業」【指摘事項 3-2】及び【指摘事項 3-3】で後述するとおり、平成 29 年度に支払済の委託料のうち 219,183 円は委託先に返還を求めるべきであり、このうち健康福祉局が負担した金額は、65,606 円（219,183 円×44/147）である。

担当課は、こども未来局こども・家庭支援課と連携して、過大に支払った委託料の返還手続を進める必要がある。

(3) 監査の意見

ア マンツーマン型の参加人数について

- (7) マンツーマン型について、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの「参加状況連絡票」を基に、平成 29 年度末時点における登録者数 107 人について、個人別の学習支援会への参加状況を分析したところ、平成 29 年度中に 1 度も学習支援会に参加していない者が登録者の半数近くの 52 人 (49%)、参加回数が 3 回以下の者が 13 人 (12%) という結果になった。なお、参加者として一度登録されると中学校卒業時点までそのまま登録された状態が継続する。欠席が続く登録者については、当該登録者の学習支援会の参加状況を記載した「参加状況連絡票」を担当課から当該登録者の担当ケースワーカーに送付し、担当ケースワーカーが当該登録者に対して状況確認をする流れになっている。

平成 29 年度末現在登録者 107 人の、平成 29 年 4 月から
平成 30 年 3 月までの学習支援会への参加回数 (単位：人)

参加回数	人数	構成割合
0回	52	49%
1回	8	12%
2回	1	
3回	4	
4回以上	42	39%
合計	107	100%

(「参加状況連絡票」に基づき、監査人が作成)

- (4) 生活困窮世帯を対象とした学習支援会であるという事業の性質上、参加者は公募しておらず、学校、ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー、くらしサポートセンターからの紹介を受けて、参加者本人が集合型かマンツーマン型かを選択して、マンツーマン型を選んだ者が登録される仕組みになっている。マンツーマン型の学習支援事業は広報しておらず、実施会場は非公表となっている。

一方、集合型の学習支援事業は参加者を公募しており、集合型の学習支援事業の参加者募集の文書「平成 30 年度子どもの学習支援事業」には次の記載がされている。

「平成 30 年度子どもの学習支援事業」参加者募集文書（抜粋）

対象者（全ての条件に該当すること）

- ・広島市に在住している子ども（小学 4 年～中学 3 年及び高校生）
- ・ひとり親家庭世帯又は市くらしサポートセンターが支援する生活困窮世帯
- ・他の塾などに通ってない
- ・受講会場の事前面談に必ず来られる方（本人と保護者）
- ・全日程参加できる

（出典：一般財団法人 A が作成し、ホームページに掲載した「平成 30 年度子どもの学習支援事業」）

このように、集合型の学習支援事業の応募条件として、ひとり親家庭世帯又は市くらしサポートセンターが支援する生活困窮世帯のいずれかに該当することが挙げられており、生活保護受給世帯の子ども、ひとり親家庭ではなく、かつ、くらしサポートセンターの支援を受けていない生活困窮世帯の子どもは公募の対象外となっている。

- (ウ) 実際に学習支援会で指導するのは、大学生等の無償のボランティアであるが、指導を受ける子どもが増えて学習支援会の運営が困難になることが見込まれるようになるまでは、現状の体制を維持していく、というのが担当課の方針である。
- (エ) マンツーマン型の学習支援会は単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくりやコミュニケーション能力の形成など、子どもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的としており、広島市内の生活保護受給世帯の小学 4 年生から中学 3 年生までの子ども約 1,400 人の全員が本事業の支援を必要とするものではないが、平成 29 年度において実際に本事業を利用した子どもが 55 人にとどまったという実績を見ると、監査人としては、登録者及び参加者を増やす取組が必要であると考ええる。
- (オ) 担当課は、今後は、ケースワーカーに対して、子どもがいる世帯の状況把握をこれまで以上に十分に行い、学習支援会への参加の必要性について検討を促すとのことである。監査人としては、担当課からケースワーカーへの働きかけを積極的に行うことにより、本事業の支援を必要とする全ての子どもに案内を行き渡らせ、より多くの、本事業の支援を必要とする子どもにマンツーマン型の学習支援会に参加するチャンスを与えることが望ましいと考える。

- (カ) 欠席が続く登録者については、当該登録者の学習支援会の参加状況を記載した「参加状況連絡票」を担当課から当該登録者の担当ケースワーカーに送付し、担当ケースワーカーが当該登録者に対して状況確認をする流れになっているものの、平成 29 年度の出席状況からは、担当ケースワーカーからの働きかけの効果がないう子どもが登録者の約半数に上っていることが分かる。

この点に関しては、担当課は、登録を行っても学習支援会に参加してこない子どもやその保護者に対して家庭訪問によるアウトリーチ等のアプローチを学習支援員等が行うことを検討するとのことなので、この取組により学習支援会への参加人数が増えることを期待したい。

【意見 1-1】 マンツーマン型の参加人数について

マンツーマン型について、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの「参加状況連絡票」を基に、平成 29 年度末時点における登録者数 107 人について、個人別の学習支援会への参加状況を分析したところ、平成 29 年度中に 1 度も学習支援会に参加していない者が登録者の半数近くの 52 人 (49%)、参加回数が 3 回以下の者が 13 人 (12%)、参加回数が 4 回以上の者が 42 人 (39%) という結果になった。

生活困窮世帯を対象とした学習支援会であるという事業の性質上、参加者は公募しておらず、ケースワーカー等からの紹介を受けて、参加者本人が集合型かマンツーマン型かを選択して、マンツーマン型を選んだ者が登録される仕組みになっている。マンツーマン型の学習支援事業は広報しておらず、学習支援会の実施会場は非公表となっている。

マンツーマン型の学習支援会は単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくりやコミュニケーション能力の形成など、子どもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的としているため、広島市内の生活保護受給世帯の小学 4 年生から中学 3 年生までの子ども約 1,400 人の全員が本事業の支援を必要とするものではないが、平成 29 年度において実際に本事業を利用した子どもが 55 人とどまったという実績を見ると、監査人としては、登録者及び参加者を増やす取組が必要であると考えます。

担当課は、今後は、ケースワーカーに対して、子どもがいる世帯の状況把握をこれまで以上に十分に行い、学習支援会への参加の必要性について検討を促すとのことである。

欠席が続く登録者については、当該登録者の学習支援会の参加状況を記載した「参加状況連絡票」を担当課から当該登録者の担当ケースワーカーに送付し、担当ケースワーカーが当該登録者に対して状況確認をする流れになっているものの、平成 29 年度の出席状況からは、担当ケースワーカーからの働

きかけの効果がでない子どもが登録者の約半数にのぼっていることが分かる。

この点に関しては、担当課は、登録を行っても学習支援会に参加してこない子どもやその保護者に対して家庭訪問によるアウトリーチ等のアプローチを学習支援員等が行うことを検討するとのことなので、この取組により、学習支援会への参加人数が増えることを期待したい。

登録者及び参加者を増やすために、ケースワーカーとの連携の強化及びアウトリーチ等のアプローチを確実に実行されるとともに、実行結果と問題状況の更なる分析と改善検討を今後も進められたい。

3 【事業 2】 生活困窮者自立相談支援事業

(1) 事業の概要

ア 目的

生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することを目的として、平成 27 年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込んだ支援計画を作成し、包括的な支援を行う。

イ 内容

(ア) 事業の実施方法

広島市は、平成 27 年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、「広島市くらしサポートセンター」（以下【事業 2】において「くらしサポートセンター」という。）を設置している。くらしサポートセンターでは、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により生活に困窮している者からの相談に応じ、相談者と一緒に課題を分析し、どのような支援が必要かを検討する。相談内容によっては、具体的なプランを作成し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者の生活の安定と自立に向けた支援を行う。広島市は、本事業を社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下【事業 2】において「委託先」という。）に委託し、平成 29 年度は市内 4 か所にくらしサポートセンターを開設し、相談業務を実施している。なお、平成 30 年度からはくらしサポートセンターは市内 8 区に各 1 か所ずつに増設されている。支援する対象者は、広島市内に住所又は居所を有する生活保護受給者を除く生活困窮者である。

(イ) 委託契約の概要

平成 29 年度の委託契約の概要は次のとおりである。

項目	内容
委託業務名	広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業
委託先	社会福祉法人広島市社会福祉協議会
委託期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
委託契約金額	129,865 千円 内訳 生活困窮者自立相談支援事業：119,732 千円 家計相談支援事業：10,133 千円
再委託に関する特約条項	生活困窮者自立相談支援事業のうち、就労支援員が行う業務については、広島市が生活困窮者自立相談支援事業とは別に実施する「就労サポート事業及び就労支援業務」の業務受注者に再委託する。

(ウ) 実施体制

生活困窮者自立相談支援事業の平成 29 年度における実施体制は次のとおりである。

項目	内容
くらしサポートセンターの事務所設置場所と管轄	①本部（広島市社会福祉協議会内）：全体統括、東区、南区、安芸区 ②中部サブセンター（中区社会福祉協議会内）：中区 ③西部サブセンター（佐伯区社会福祉協議会内）：西区、佐伯区 ④北部サブセンター（安佐南区社会福祉協議会内）：安佐南区、安佐北区
相談支援員等の配置	相談支援員等を合計で 20 人配置している。 ①主任相談支援員 4 人（本部及び各サブセンターに各 1 人） ②相談支援員 12 人（本部 4 人、中部サブセンター 2 人、西部サブセンター 3 人、北部サブセンター 3 人）

項目	内容
相談支援員等の配置	③就労支援員 3 人（民間の職業紹介事業者への再委託による。本部及び各サブセンターを巡回している。） ④事務補助 1 人（本部） ①から④以外に、本部にセンター長（広島市社会福祉協議会事務局長）、総括責任者（広島市社会福祉協議会福祉課長）、くらしサポート係長（広島市社会福祉協議会くらしサポート係長）を配置している。

(エ) 再委託契約の概要

委託先は就労支援員に係る業務を再委託している。平成 29 年度の再委託契約の概要は次のとおりである。

項目	内容
再委託先	株式会社 A
再委託期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
再委託金額	14,462 千円
再委託する業務内容	就労支援員 3 人を配置し、就労に関する相談・助言や求職活動への支援等のキャリアカウンセリング、個別の求人開拓、職業紹介等を行う。

(オ) 実施内容及び手順

「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」には、「実施内容及び手順」は次のとおり記載されている。

「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」（抜粋） (1) 生活困窮者自立相談支援事業 ア 生活困窮者の把握・相談受付 (7) 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応するため、相談窓口への来所や電話、FAX、E-mail による相談を受け付ける。また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、対象者の状況に応じて最寄りの公共施設や自宅等への訪問支援を行うなど、アウトリーチを含めた対応を行う。この場合、地域内の関係機関のネットワークを活用して生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪
--

問や声掛けなどを行う。

- (イ) 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、自立相談支援機関による支援によるか、他制度や他機関（生活保護制度や各種手当等の制度など）へつなぐことが適当かを判断する。（当初スクリーニングによる振り分け）
- (ウ) 他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。
- (エ) 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込みを受けてその同意を得る。

イ アセスメント及びスクリーニング

- (ア) 利用申込みを受け付けた者について、アセスメントにより本人の生活状況や課題を詳細に把握し評価・分析した後、自立相談支援機関が継続して支援計画（プラン）策定等の支援を行うか、又は他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断する。（スクリーニング）
- (イ) スクリーニングの結果、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者については、本人の状況に応じて、適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じて、つながり先の機関へ本人の状況を確認するなど、適宜フォローアップに努める。なお、生活保護制度へつなぐ場合は、確実に福祉事務所につなぐものとする。
- (ウ) 本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることを留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう、関係機関と十分に連携すること。

ウ 支援計画（プラン）の策定

- (ア) 上記イの(イ)によるスクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が必要と判断され、かつ、自立相談支援機関による継続的な支援についての本人の同意が得られた場合は、アセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだ支援計画（プラン）案を作成する。なお、支援計画（プラン）案は、本人の意思を十分に尊重しつつ、本人と相談支援員とが協働しながら作成するものとする。
- (イ) 上記イの(イ)によるスクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が必要と判断されたが、自立相談支援機関による継続的な

支援についての本人の同意が得られない場合や本人の意思が明確でない場合は、継続的に相談対応を行う中で本人との信頼関係の構築や自立への動機付けを図り、同意が得られるよう努めるものとする。

(ウ) 支援計画（プラン）策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行う。

(エ) 支援計画（プラン）には、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の a から f までに掲げる法に基づく支援、g から i までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

a 住居確保給付金の支給

b 就労準備支援事業

c 一時生活支援事業

d 家計相談支援事業

e 認定就労訓練事業

f 生活困窮世帯学習支援事業

g 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

h 生活福祉資金貸付事業

i その他、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルな支援

(オ) 関係機関及び広島市等を交えた支援調整会議を開催し、支援計画（プラン）の内容が適切であるか検討、確認を行うとともに、支援計画（プラン）に基づく支援に当たっての関係機関等の役割分担等について調整を行う。

(カ) 広島市は、支援調整会議において了承された支援計画（プラン）案に、上記（エ）の b 及び e の事業が盛り込まれている場合は「支援決定」を、盛り込まれていない場合は支援内容の「確認」を行う。

エ 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

(7) 受注者は、広島市の支援決定又は確認を受けた支援計画（プラン）に基づき、具体的な支援の提供等を行うものとし、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう、本人との関係形成や動機付け等の必要なサポートを行う。

(イ) 上記ウの（エ）の a の住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接等、広島市が行う支給決定に関する事務を除く業務は、自立相談支援機

関の業務として実施する。

- (ウ) 上記ウの(エ)の g の生活保護受給者等就労自立促進事業につなぐ場合については、広島市が支援決定又は支援内容の確認を行った後、支援決定等がなされた支援計画（プラン）の写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。
- (エ) 上記ウの(エ)の i のインフォーマルな支援については、民生委員や地区社会福祉協議会、ボランティア等、地域の様々な主体の参加を得て行う。
- (オ) 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状態等を把握（モニタリング）する。
- (カ) 支援計画（プラン）に関する定期的な評価は、以下の状況を整理した上でおおむね 3 か月、6 か月、1 年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。
 - a 目標の達成状況
 - b 現在の状況と残された課題
 - c 支援計画の終結・継続に関する本人の希望・支援員の意見等
- (キ) 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域での見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間は本人の状況を適宜把握し、必要に応じて本人からの相談に応じることができる体制を整えておくことが望ましい。
- (ク) 評価の結果、支援計画（プラン）を見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度支援計画を策定する。（再プラン）

オ 専門家によるスーパーバイズ

上記業務の実施に当たっては、専門性や客観性を高めるため、相談支援員等が弁護士や精神科医等の専門家に適時に相談できる体制を構築する。

カ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- (7) 生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、本部及びサブセンター設置区において地域の関係機関・関係者との連絡会議を設置するなど、ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げる。特に、民生委員・児童委員は、地域住民に最も身近な存在であり、生活困窮者の早期発見や自立相談支援機関へのつなぎなどについて重要な役割を果たすと考えられるため、積極的

に連携強化を図る。

- (イ) 生活困窮者の支援に当たっては、地域における居場所、地域活動等の社会参加の場、就労者の受入企業、地域のサポーターなど、既存の社会資源を活用するとともに、社会資源が不足する場合は新たに開発するよう努める。

(出典：「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」)

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	84,554	120,530	137,941
決算	76,767	111,825	—

エ 事業費の明細

平成29年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	29年度決算
旅費(普通旅費)	264
需用費(消耗品費等)	257
役務費(通信運搬費)	59
委託費(委託料)	111,225
使用料賃借料	20
合計	111,825

委託先が作成し担当課に提出した「平成 29 年度広島市生活困窮者自立相談支援事業業務収支計算書」によれば、委託料 111,225 千円の内訳は次のとおりである。

平成29年度広島市生活困窮者自立相談支援事業業務収支計算書

収入の部 (単位：千円)

区分	現在予算額A	決算額B	比較増減額B－A	摘要
生活困窮者自立相談支援 事業受託金収入	119,732	111,225	△8,506	
合計	119,732	111,225	△8,506	

支出の部 (単位：千円)

区分	現在予算額A	決算額B	比較増減額A－B	摘要
人件費支出	89,090	81,012	8,077	
職員俸給支出	26,860	25,293	1,566	
職員諸手当支出	16,116	15,253	862	
職員賞与支出	11,053	9,714	1,338	
非常勤職員給与支出	20,273	18,590	1,682	
賞金職員給与支出	1,801	1,776	24	
法定福利費支出	12,987	10,384	2,602	
事業費支出	28,760	28,344	415	
諸謝金支出	171	150	21	
旅費交通費支出 (委員等旅費支出)	77	75	1	
消耗器具備品費支出 (消耗品費)	742	741	0	
消耗器具備品費支出 (器具什器費)	1,093	1,092	0	
印刷製本費支出	54	0	54	
車輦費支出(車輦費 支出)	3	0	3	
車輦費支出(車輦燃 料費支出)	214	175	38	
通信運搬費支出	1,723	1,700	22	
会議費支出	47	3	43	
業務委託費支出	14,462	14,462	0	
手数料支出	106	105	0	
保険料支出	188	136	51	
賃借料支出	3,140	3,077	62	
租税公課支出	6,487	6,371	115	
雑支出	253	252	0	
事務費支出	1,882	1,868	13	
旅費交通費支出	361	360	0	
研修研究費支出	1,451	1,443	7	
事務消耗品費支出	70	64	5	
合計	119,732	111,225	8,506	

収入支出差引残額

収入済額	119,732 千円
－ 支出済額	111,225 千円
差引残額	8,506 千円・・・広島市へ返還

(出典：委託先作成「平成29年度広島市生活困窮者自立相談支援事業業務収支計算書」)

オ 負担割合

国 3/4、広島市 1/4

カ 事業の実施状況

平成29年度の新規相談受付件数は2,045件、プラン作成件数は796件(初回プラン作成が459件、再プラン作成が337件)、就労支援対象者でプランを作成した者141人が就労することができ、就労支援対象者でプランを作成した者33人が増収となっ

た。本事業の実績を推移で表し、政令指定都市における平均値と比較したのが次の表である。

生活困窮者自立相談支援事業の実績の推移と政令指定都市の平均値との比較

(単位：人、件)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	政令指定都市平均	広島市	政令指定都市平均	広島市	政令指定都市平均	広島市
人口(1月1日時点)	—	1,186,928	—	1,188,398	—	1,191,030
新規相談受付件数	—	1,497	—	1,755	—	2,045
(人口10万人当たり新規相談受付件数)	(16.6)	(10.5)	(17.7)	(12.3)	(18.8)	(14.3)
プラン作成件数	—	191	—	424	—	796
(人口10万人当たりプラン作成件数)	(6.6)	(1.3)	(7.7)	(3.0)	(8.3)	(5.6)
就労支援対象者数(a)	—	150	—	231	—	353
(人口10万人当たり就労支援対象者数)	(2.2)	(1.1)	(2.5)	(1.6)	(2.6)	(2.5)
就労者数	—	98	—	174	—	185
(うち就労支援対象プラン作成者分)(b)	—	—	—	(137)	—	(141)
増収者数	—	18	—	36	—	40
(うち就労支援対象プラン作成者分)(c)	—	—	—	(28)	—	(33)
就労・増収率((b)+(c))÷(a)	—	—	67%	71%	63%	49%

(厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果」に基づき、監査人が作成)

平成 27 年度に生活困窮者自立相談支援事業を開始して以降、新規相談受付件数、プラン作成件数は増加傾向にある。そして、就労者数、増収者数も増加しており、事業の効果は徐々に上がってきている。一方、政令指定都市の平均と広島市を比較すると、その差は年度ごとに小さくなってきているものの、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数の 3 つの項目全てにおいて平成 27 年度から平成 29 年度まで政令指定都市の 10 万人当たりの平均値を下回るという結果になった。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 委託事業における収支計算書の確認について

(7) 広島市は、委託先に「生活困窮者自立相談支援事業」(以下【事業 2】において「本事業」という。)と「家計相談支援事業」の 2 事業を合わせて 1 つの委託契約を締結しており、仕様書も 2 事業まとめて作成されている。「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」(以下【事業 2】において「仕様書」という。) 11 (3) イには「業務終了後の報告」として「業務実施に要した経費内訳(収支決算報告等)※事業ごとに経費を区分して管理し報告すること。」と記載されている。すなわち、仕様書によれば、本事業と家計相談支援事業は区分して収支決算報告を行う必要がある。これに従い、委託先は、本事業と家計相談支援事業とを区分して収支計算書を作成している。

担当課は委託先から提出を受けた「平成 29 年度生活困窮者自立相談支援事業業務収支計算書」(以下【事業 2】において「本事業収支計算書」という。)を確認

した上で、本事業収支計算書に記載された金額（平成 29 年度は 111,225 千円）を委託料として委託先に支払っている。

- (イ) 本事業収支計算書には「人件費支出」として 81,012,435 円が計上されているが、監査人から担当課に提供を依頼し、担当課が委託先から入手した人件費支出の明細と照合したところ、人件費支出の正しい金額は 81,008,935 円であることが判明した。すなわち、本事業の人件費支出としては、あるべき金額より 3,500 円多い金額が計上されていた。

一方、「平成 29 年度家計相談支援等事業業務収支計算書」の人件費支出は、あるべき金額より 3,500 円少ない金額が計上されていた。

委託先の会計帳簿上、2 事業は「生活困窮者自立相談等事業」として同一の区分で管理されており、収支計算書を作成する際に、2 事業への人件費の振り分けの計算誤りにより、3,500 円の入り繰りが生じたものと推定する。

2 事業の委託料の合計額で考えれば、委託料の額に誤りはないが、仕様書において 2 事業は区分して管理し報告することを要請していることを考えれば、各事業において、それぞれ正しく収支計算を行い委託料を算定する必要がある。

- (ウ) 担当課によれば「委託先が提出した収支計算書については、当初予算額や過去の実績と比して乖離している箇所はないか等を確認し、不審な点があれば必要に応じて確認するなどの方法をとっている。また、委託先の広島市社会福祉協議会が本市の関係団体であり、財務に関する調査、監査等を定期的に受けていることから、領収証までの確認は行っていない」とのことであった。

- (エ) 委託料の額を確定するのに、収支計算書はその拠り所となる書類であり、担当課は、個別の費目について収支計算書の決算額に計上された金額の確認を適正に実施する必要がある。

確認方法の例としては、人件費のように金額的に重要性が高い費用項目については、委託先に明細の提出を求めて、収支計算書の決算額と照合する方法や、費用項目から取引を無作為に抽出し確認する方法等が考えられる。

収支計算書について、担当課がより詳細な確認作業を実施する姿勢を委託先に示すことは、一定の牽制ないし抑止力の効果が期待できる点からも、上記のような確認をすることが望ましい。

【意見 2-1】 委託事業における収支計算書の確認について

広島市は、委託先と「生活困窮者自立相談支援事業」（以下【意見 2-1】において「本事業」という。）と「家計相談支援事業」の 2 事業を合わせて 1 つの委託契約を締結しており、「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」（以下【意見 2-1】において「仕様書」という。）も 2 事業まとめて作成されているが、仕様書によれば、本事業と家計相談支援事業は区分して収支決算報告を行う必要があるとされている。これに従い、委託先は、本事業と家計相談支援事業とを区分して収支計算書を作成している。

「平成 29 年度生活困窮者自立相談支援事業業務収支計算書」には「人件費支出」として 81,012,435 円が計上されているが、監査人から担当課に提供を依頼し、担当課が委託先から入手した人件費支出の明細と照合したところ、人件費支出の正しい金額は 81,008,935 円であることが判明した。すなわち、本事業の人件費支出としては、あるべき金額より 3,500 円多い金額が計上されていた。

一方、「平成 29 年度家計相談支援等事業業務収支計算書」の人件費支出は、あるべき金額より 3,500 円少ない金額が計上されていた。委託先の会計帳簿上、2 事業は「生活困窮者自立相談等事業」として同一の区分で管理されており、収支計算書を作成する際に、2 事業への人件費の振り分けの計算誤りにより、3,500 円の入り繰りが生じたものと推定する。

担当課によれば「委託先が提出した収支計算書については、当初予算額や過去の実績と比して乖離している箇所はないか等を確認し、不審な点があれば必要に応じて確認するなどの方法をとっている。また、委託先の広島市社会福祉協議会が本市の関係団体であり、財務に関する調査、監査等を定期的に受けていることから、領収証までの確認は行っていない」とのことであった。

委託料の額を確定するのに、収支計算書はその拠り所となる書類であり、担当課は、収支計算書の検証を適正に実施する必要がある。

イ 仕様書の記載について

仕様書 4(1)には「必要な事務所等の準備」として「本業務の実施に必要な事務所並びに机、椅子、キャビネット、カウンター及びパソコン等の設備は、受注者の負担で用意すること。」と記載されている。

一方、委託料の積算根拠である「生活困窮者自立相談支援事業・委託料積算内訳（平成 29 年度）」では、事務用機の購入費やパソコンのリース料を委託料に含めている。また、本事業収支計算書には、職員用事務機の購入費や職員用パソコンリー

ス料が計上され、委託料の支払の対象になっている。このことから、本事業の実施に必要な机やパソコンに要する費用は広島市が負担している。

担当課の説明によれば、「「受注者の負担で用意すること」とは、受注者に委託料とは別に経費的な負担をさせるというものではなく、事務所等を広島市ではなく受注者自らが手配して用意することを意味するものであることから、仕様書の表現に誤りはない」とのことであった。

しかし、監査人としては、「受注者の負担で用意すること」の一般的な語義は、「受注者の自己資金で負担をして用意すること」であると考ええる。

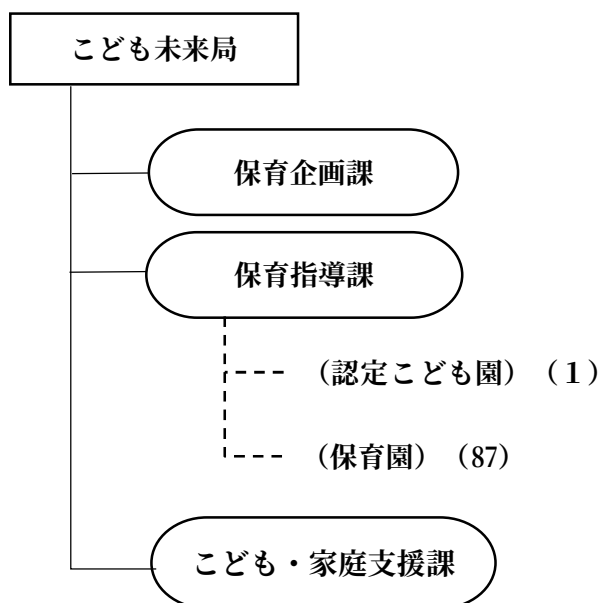
仕様書の記載に疑義が発生する余地が無いようにするため、仕様書の文言は、「受注者の負担で用意すること。」とするのではなく、「受注者が手配して用意すること。ただし、受注者は、この用意に要する費用を委託料から支出されるべき経費として計上することができる。」などの表現に変更する必要がある。

【意見 2-2】 仕様書の記載について
「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」（以下【意見 2-2】において「仕様書」という。）には「必要な事務所等の準備」として「本業務の実施に必要な事務所並びに机、椅子、キャビネット、カウンター及びパソコン等の設備は、受注者の負担で用意すること。」と記載されている。 しかし、実際には職員用事務機の購入費や職員用パソコンリース料は委託料の支払の対象になっており、受注者の負担ではなく、発注者である広島市が負担している。 仕様書の記載に疑義が発生する余地がないようにするために、仕様書の文言は、「受注者の負担で用意すること。」とするのではなく、「受注者が手配して用意すること。ただし、受注者は、この用意に要する費用を委託料から支出されるべき経費として計上することができる。」などの表現に変更する必要がある。

《こども未来局》

1 こども未来局の組織図

こども未来局の組織図は以下のとおりである（保育企画課、保育指導課及びこども・家庭支援課以外の部、課及び出先機関については監査対象事業を所管していないため、記載を省略する。）。



こども未来局の分掌事務は次のとおりである。

課	分掌事務
保育企画課	1 保育行政に関する調査、企画及び総合調整（こども未来調整課の所掌に属するものを除く。） 2 市立認定こども園及び市立保育園の業務の運営に関する指導及び連絡調整（保育指導課の所掌に属するものを除く。） 3 市立認定こども園及び市立保育園の整備 4 保育関係団体との連絡
保育指導課	1 保育所の設置の認可及び休廃止の承認並びに家庭的保育事業等の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法の施行（保育所及び家庭的保育事業等に係るものに限る。） 2 私立保育所及び家庭的保育事業等の育成 3 保育所及び家庭的保育事業等の保育内容の指導及び監査

課	分掌事務
保育指導課	4 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等の認可並びに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定その他就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行 5 認定こども園の育成 6 認定こども園の教育・保育内容の指導及び監査 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る確認その他子ども・子育て支援法の施行（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係るもの並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に係るものに限る。） 8 認可外保育施設
こども・家庭支援課	1 児童及びひとり親・寡婦家庭の福祉に関する調査及び企画（こども未来調整課、保育企画課並びに健康福祉局障害福祉部の障害福祉課及び障害自立支援課の所掌に属するものを除く。） 2 母子保健に関する企画及び調整 3 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童館及び心身障害児施設を除く。）の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法の施行（保育所、認定こども園、児童館、放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び心身障害児に係るものを除く。） 4 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けその他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行 5 母子に係る健康診査（区役所厚生部保健福祉課（東区役所にあつては、東区役所厚生部地域支えあい課）の所掌に属するものを除く。）その他母子保健法の施行 6 児童手当、子ども手当等の支給事務の総括 7 児童扶養手当の資格認定及び支給 8 メンター制度 9 母子に係る歯科保健 10 不妊治療費助成事業 11 こども療育センター

（出典：「広島市の行政組織」平成 30 年 5 月 1 日現在）

2 【事業3】 ひとり親家庭学習支援事業

(1) 事業の概要

ア 目的

ひとり親家庭の児童等を対象に、平成29年度は市内8区9か所の会場で毎週土曜日、大学生等による学習支援や進路相談等を行う。

イ 内容

(7) 事業の所管

広島市は一般財団法人A（以下【事業3】において「委託先」という。）にひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもを対象にした学習支援事業を委託して行っている。本委託業務は、健康福祉局地域福祉課及びこども未来局・こども家庭支援課の所管であるが、委託料は、こども未来局こども家庭支援課と健康福祉局地域福祉課で按分して負担している。こども未来局こども家庭支援課では、学習支援事業の支援対象者のうち、ひとり親家庭の子どもに係る委託料を負担し、健康福祉局地域福祉課では、生活困窮世帯の子どもに係る委託料を負担している。平成29年度は、こども未来局こども家庭支援課が103/147、健康福祉局地域福祉課が44/147の割合で負担している。

(イ) 委託契約の概要

平成29年度の委託契約の概要は次のとおりである。

項目	内容
委託契約締結日	平成29年4月1日
委託業務名	広島市ひとり親家庭及び生活困窮世帯学習支援事業
委託期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
委託料限度額	11,842,200円
委託する業務内容	集合型形式の学習支援会で、以下を行う。 ・児童等の基礎的な学力向上のための個別学習支援 ・高校進学を目的とした学習支援及び進路相談 ・児童等に対する学習や生活の相談 ・児童等及び保護者へのその他必要な支援
学習支援会の実施期間、回数、時間	平成29年5月から平成30年3月までの間の土曜日の午前10時から12時までの2時間、年間36回ずつの学習支援会を9会場で実施する。
学習支援会の実	平成29年度は以下の市内8区9会場で学習支援会を実

項目	内容
施会場	施した。 広島市青少年センター、東区総合福祉センター、南区役所別館、西区地域福祉センター、安佐南区総合福祉センター、安佐北区総合福祉センター、安芸区総合福祉センター、広島市総合福祉センター、佐伯区役所別館

(ウ) 再委託契約の概要

委託先は、平成 29 年度の委託業務について、家庭教師派遣事業を営む B 社及び C 社に業務の再委託を行っている。

平成 29 年度の再委託契約の概要は次のとおりである。

区分	B 社	C 社
再委託料限度額	7,637,600 円	954,700 円
学習支援会の実施会場	広島市青少年センター、東区総合福祉センター、南区役所別館、西区地域福祉センター、安佐南区総合福祉センター、安佐北区総合福祉センター、安芸区総合福祉センター、佐伯区役所別館	広島市総合福祉センター
再委託する業務内容 (B 社・C 社共通)	年間 36 回の学習支援会で、以下を行う。 ・面談の実施 ・学習支援の立案及び講師、大学生の手配 ・大学生への教育による指導法の徹底 ・指導対象者の指導状況の報告 ・学習支援に必要な教材・物品の手配 ・テキスト等配付資料の準備 ・学習支援の業務全般(学習支援、進路相談、個別相談)	

(エ) 学習支援会の概要

平成 29 年度における学習支援会の概要は次のとおりである。

項目	内容
利用定員	各会場 16 人程度、全会場で 150 人程度
対象者	①委託先が行う公募に応じた者 委託先は 4 月に委託先のホームページ等で学習支援会に参加を希望する者を公募するが、以下 a から e までの全ての条件を満たし、面接の結果支援が必要と認められる者が支援対象者となる。 a 広島市（府中町、海田町、熊野町、坂町、廿日市市を含む。以下【事業 3】において同じ。）に在住している小学 4 年生から中学 3 年生までの児童生徒（兄又は姉と一緒に参加を希望する小学 1 年生から小学 3 年生までの児童も対象となる。） b ひとり親家庭世帯又は広島市くらしサポートセンターが支援する生活困窮世帯であって、本事業による支援が必要と認められる者 c 他の塾などに通っていない。 d 決められた場所日時で行われる面接に保護者と本人が来ること。 e 学習支援会の全日程に参加できること。 ②公募以外による対象者 広島市の小学 4 年生から中学 3 年生までの児童生徒（兄又は姉と一緒に参加を希望する小学 1 年生から小学 3 年生までの児童も対象となる。）のうち、以下のいずれかに該当する児童生徒であって、本事業による支援が必要と認められる者 a 生活保護受給世帯 b 広島市くらしサポートセンターが継続的に支援する世帯 c スクールソーシャルワーカーが支援している就学援助受給世帯
指導体制	児童生徒 3 人から 4 人に 1 人の割合で大学生等の指導者がついて指導に当たる。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	5,771	8,338	9,887
決算	5,721	8,298	—

(注 1) 事業費は、こども未来局と健康福祉局で按分して負担しており、上記の金額は、こども未来局負担分のみが計上されている。

(注 2) 平成 29 年度決算額について

平成 29 年度の委託先への委託料の合計金額は 11,842 千円であり、こども未来局負担分は 8,298 千円、健康福祉局負担分は 3,544 千円である。なお、健康福祉局負担分は、前述した【事業 1】「生活困窮世帯学習支援事業」の平成 29 年度決算額に含まれている。

エ 事業費の明細

委託先が作成した「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」によれば、平成 29 年度の委託先への委託料の合計金額 11,842 千円の内訳は以下のとおりである。

なお、支出の部「区分」ごとの「受託金額」に記載された金額は、平成 29 年 4 月 1 日付けで委託先が担当課に提出し、担当課が承認した「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業予算書」に記載された金額と一致している。

平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書
平成29年4月1日～平成30年3月31日

収入の部 (単位：円)				
区分	受託金額	決算額	差引額	備考
受託料	11,842,200	11,842,200	0	平成29年度受託料
支出の部 (単位：円)				
区分	受託金額	決算額	差引額	備考
1 講師報酬	8,592,300	① 8,732,300	△ 140,000	B社・C社 委託料一式（消費税含む）
2 通信費	429,000	② 318,001	110,999	電話使用料 227,083 切手代 41,082 送料 3,936 振込手数料 45,900
3 消耗品費	60,000	③ 44,000	16,000	コピー用紙他
4 事務用品費	60,000	④ 68,693	△ 8,693	筆記用具他
5 印刷製本費	60,000	⑤ 88,000	△ 28,000	コピー代
6 事務連絡費	2,094,000	⑥ 2,018,150	75,850	理事・役員・事務局員 事務処理費 1,767,530 理事・役員・事務局員 交通費 250,620
7 教材費	0	⑦ 14,868	△ 14,868	
8 会議費	243,000	⑧ 258,577	△ 15,577	
9 雑費	63,167	⑨ 69,248	△ 6,081	保険料 49,248 収入印紙 20,000
小計	11,601,467	11,611,837	△ 10,370	①～⑨合計
消費税	240,733	230,363	10,370	②～⑨に係る消費税
合計	11,842,200	11,842,200	0	広島市への返納なし

(出典：委託先作成「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」)

オ 負担割合

国 1/2、広島市 1/2（府中町、海田町、熊野町、坂町、廿日市市の児童生徒の枠も設け、受講者数に応じて各市町が負担する。）

カ 事業の実施状況

平成29年度事業開始時点の受講者数は9会場合計で108人、事業終了時点の受講者数は9会場合計で112人であった。

平成29年度学習支援受講者数（9会場合計）

（単位：人）

区分	ひとり親家庭	生活困窮世帯	合計
平成29年5月時点受講者数	82	26	108
受講中止者数	10	7	17
途中参加受講者数	10	11	21
平成30年3月時点受講者数	82	30	112

（個人別出席簿に基づき、監査人が作成）

各会場年間 36 回の学習支援会を開催し、出席者延べ人数は 9 会場合計で 2,795 人であった。

平成29年度学習支援会場別出席状況

（単位：人）

会場名	出席者の居住地	出席者延べ人数 (a)	1回あたり平均出席人数 (a) ÷ 36回
広島市青少年センター	広島市	297	8.2
東区総合福祉センター	広島市	295	8.1
南区総合福祉センター	広島市	385	10.6
西区地域福祉センター	広島市	343	9.5
安佐南区総合福祉センター	広島市	346	9.6
安佐北区総合福祉センター	広島市	219	6.0
安芸区総合福祉センター	広島市	111	3.0
	海田町	127	3.5
	熊野町	84	2.3
佐伯区地域福祉センター	広島市	434	12.0
	廿日市市	3	0.0
広島市総合福祉センター	広島市	133	3.6
	府中町	18	0.5
合計		2,795	77.6

（個人別出席簿に基づき、監査人が作成）

(2) 監査の結果

ア 担当課の委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が 244,677 円過大に支払われた件

ひとり親家庭学習支援事業の実施に際して、広島市は委託先と業務委託契約を締結している。この業務委託契約に係る委託契約書（以下【事業 3】において「委託契約書」という。）の概要は次のとおりである。

委託契約締結日 平成 29 年 4 月 1 日

委託業務名 「広島市ひとり親家庭及び生活困窮世帯学習支援事業」

履行期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

委託料限度額 11,842,200 円

平成 30 年 3 月 31 日に委託先は担当課に「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実績報告書」（以下【事業 3】において「実績報告書」という。）、上記 (1)エに記載した「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」

(以下【事業 3】において「決算書」という。)及び「精算書」を提出し、こども未来局こども・家庭支援課長が決裁の上、委託先に対して、「平成 29 年度委託事業に係る事業実績報告の承認について(通知)」(以下【事業 3】において「承認通知」という。)を交付している。

承認通知には、「事業完了に伴い精算を審査した結果、適正に事業が執行されているので、これを承認することとする。」と記載され、「精算結果」として、「概算払額 11,842,200 円、精算額 11,842,200 円、差引 0 円」と記載され、結果として、委託料は 11,842,200 円で確定した。

監査人が、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた委託業務に関する委託先作成の会計帳簿、会計伝票、納品書、請求書、領収証等の関連証憑と、決算書を照合したところ、以下に述べる【指摘事項 3-2】から【指摘事項 3-4】までのとおり、委託先の不適切な経理処理や担当課による事業完了に伴う承認に当たっての審査が十分でなかったため、委託料が合計で 244,677 円過大に支払われている事案が見受けられた。担当課は、本来支払うべきではなかった委託料の金額について、委託先から早急に返還を求める手続を行う必要がある。

広島市契約規則第 35 条には、検査職員の一般的職務として、次のように定められている。

広島市契約規則(抜粋)

(検査職員の一般的職務)

第 35 条 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。

3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。

担当課は、本委託業務完了における委託契約約款に基づく承認に当たっての審査について、広島市契約規則第 35 条第 2 項に規定される検査を行ってはいないものの、以下のとおり【指摘事項 3-2】から【指摘事項 3-5】まで並びに【意見 3-2】及び【意見 3-3】について不適切な事項が存在しており、本委託業務完了における審査は不十分であったと言わざるを得ない。

指摘事項及び意見 の番号	委託業務完了における審査が不十分で あった内容	担当課が委託先 に対して返還を 求めるべき金額
【指摘事項 3-2】	委託先は、人件費及び交通費 130,920 円 を委託料に重複計上した。	130,920 円
【指摘事項 3-3】	委託先が、消費税 88,263 円を委託料に 過大に計上した。	88,263 円
【指摘事項 3-4】	委託先が、平成 29 年度の委託料の対象 に平成 30 年度の事業に用いるための切 手代 5,494 円及び収入印紙 20 千円の合 計 25,494 円を計上した。	25,494 円
【指摘事項 3-5】	委託先が、模擬試験実施に対する報酬 140 千円について、変更契約及び事業計 画の予算書の変更手続を怠った。	—
【意見 3-2】	委託先が、担当者研修会手当 52 千円に ついて源泉徴収を行わなかった。	—
【意見 3-3】	委託先が作成した実績報告書の「受講者 数」及び「出席状況」に記載された内容 には、計算誤り及び他の関連資料との不 整合があった。	—
担当課が委託先に対して返還を求めるべき金額の合計		244,677 円

委託先との本委託業務に関する委託契約は平成 26 年度に開始し、単年度契約を毎年度締結し、平成 30 年度においても継続している。

委託契約約款第 11 条には、「乙（委託先）は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、第 2 条に定める委託期間経過後 5 年間保存するものとする。」と定められており、委託契約約款第 7 条には「甲（広島市）は、必要があると認めるときは、乙（委託先）に対し委託業務に関して必要な指示を行い委託業務の状況を調査し、又は乙の帳簿その他の書類を検査することができる。」と定められている。

【指摘事項 3-2】から【指摘事項 3-4】までに記載する不適切な支出は事業開始当初から委託先において行われている可能性が考えられるため、監査人は平成 26 年度から平成 28 年度までの本事業についても包括外部監査の対象として監査しようとしていたところ、担当課自らが平成 26 年度から平成 28 年度までの本事業について、再度検査を実施する旨の報告を受けた。

担当課は、平成 26 年度から平成 28 年度までの本事業について、各年度の決算書に計上された金額を構成する個別の取引について、委託先が作成した会計帳簿及び関連証憑の精査を実施し、委託料の金額が適正であったかどうか、徹底して検証し、必要に応じて委託料の返還を委託先に求めるべきである。

【指摘事項 3-1】 委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が過大に支払われたことについて

広島市は、ひとり親家庭学習支援事業・生活困窮世帯学習支援事業を委託している。

委託先は担当課に「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実績報告書」（以下【指摘事項 3-1】において「実績報告書」という。）、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」（以下【指摘事項 3-1】において「決算書」という。）及び「精算書」を提出し、こども未来局こども・家庭支援課長が決裁の上、委託先に対して、「平成 29 年度委託事業に係る事業実績報告の承認について（通知）」（以下【指摘事項 3-1】において「承認通知」という。）を交付している。承認通知には、「事業完了に伴い精算を審査した結果、適正に事業が執行されているので、これを承認することとする。」と記載され、「精算結果」として、「概算払額 11,842,200 円、精算額 11,842,200 円、差引 0 円」と記載され、結果として、委託料は 11,842,200 円で確定した。

監査人が、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた本委託業務に関する委託先作成の会計帳簿、会計伝票、納品書、請求書、領収証等の関連証憑と、決算書を照合したところ、委託先の不適切な経理処理と担当課による審査が十分でなかったため、委託料が合計で 244,677 円過大に支払われている事案が見受けられた。また、実績報告書に記載された「受講者数」及び「出席状況」の記載にも誤りがあることを確認した。

広島市契約規則第 35 条第 2 項では、「委託契約の給付の完了の確認については、契約書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行わなければならない」と定めている。債務を確定する上で必要な委託先から提出される実績報告書及び決算書等について担当課において確認はしているものの不十分であったため、実績報告書及び決算書に誤りがあることを見つけれなかった。その結果として、委託料が過大に支出されることとなったことから、同項で定める検査を適切に実施したとは言えない。

担当課は、承認通知を出す際の審査においては、決算書に計上された決算額を構成する個別の取引内容について確認を行う必要がある。

「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業予算書」に計上されていない費用が決算書に計上され委託料として支払われていたこと、人件費等

の重複計上及び消費税の重複計上により委託料が過大に支払われたという不適切な経理処理は、本事業が開始された平成 26 年度から委託先において行われている可能性が考えられる。担当課は、平成 26 年度から平成 28 年度までの本事業について、各年度の決算書に計上された金額を構成する個別の取引について、委託先が作成した会計帳簿及び関連証憑の精査を実施し、委託料の金額が適正であったかどうか検証し、必要に応じて委託料の返還を委託先に求めるべきである。

イ 委託先の職員 A 氏の平成 29 年 4 月分から 6 月分までの手当 126 千円及び 4 月分交通費 4,920 円の重複計上による委託料の支出誤りについて

委託先職員 A 氏の平成 29 年 4 月分から 6 月分までの手当は 126 千円であるところ、委託先の会計処理の誤りにより、決算書の事務連絡費と会議費に 126 千円ずつ、合計 252 千円が計上され、その結果として委託料が 126 千円過大に支払われた。

また、委託先職員 A 氏の平成 29 年 4 月分の交通費が 4,920 円であるところ、委託先の会計処理の誤りにより、決算書の事務連絡費と会議費に 4,920 円ずつ合計 9,840 円計上され、その結果として委託料が 4,920 円過大に支払われた。

委託契約約款第 10 条(2)は次のとおり定めている。

委託契約約款（抜粋）

第 10 条 甲（広島市）は、次の各号の一に該当するときは、乙（委託先）に委託料の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 乙の支出額が甲の支払った額に達しなかったとき。
- (2) 委託料の用途が不相当と認められたとき。
- (3) 前条第 1 項の規定により契約を解除したとき。

過大に支払われた委託料の合計 130,920 円は、委託契約約款第 10 条(2)の規定に基づき、委託先から広島市に返還されるべきであり、担当課は委託先に対してこの返還を求めるべきである。

【指摘事項 3-2】 手当等の重複計上による委託料の支出誤りについて

委託料が適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先職員 A 氏の平成 29 年 4 月分から 6 月分までの手当 126 千円及び平成 29 年 4 月分の交通費 4,920 円の合計 130,920 円が委託先の会計処理の誤りにより、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の事務連絡費と会議費に重複して計上され、その結果として委託料が 130,920 円過大に支払われた事案が見受けられた。130,920 円は委託先から広島市に返還されるべきであり、担当課は委託先に対してこの返還を求めるべきである。

ウ 消費税の重複計上 88,263 円について

決算書に計上された消費税 230,363 円には、税込み金額にさらに 8% を乗じて計算した金額が含まれており、消費税が重複している分、委託料の支払が過大になっている。監査人が消費税の課税区分を検討して算定した結果は次のとおりである。

(単位: 円)

区分	決算書に計上した 平成29年度決算額 (A)	(A) のうち、課 税仕入に該当する 金額 (税込金額) (B)	(B) のうち、税 込金額にさらに8% を乗じた計算の対 象にした金額 (C)	消費税の重複 計上額 (C) × 8% (D)	指摘事項3-2 人件費返還額 126千円にかか る消費税額 (E)	消費税の返還額 (D) + (E)
1 講師報酬	8,732,300	8,732,300	—	—	—	—
2 通信費	318,001	318,001	318,001	25,440	—	25,440
3 消耗品費	44,000	44,000	44,000	3,520	—	3,520
4 事務用品費	68,693	68,693	68,693	5,495	—	5,495
5 印刷製本費	88,000	88,000	88,000	7,040	—	7,040
6 事務連絡費	2,018,150	413,150	413,150	33,052	—	33,052
7 教材費	14,868	14,868	14,868	1,189	—	1,189
8 会議費	258,577	30,577	30,577	2,446	10,080	12,526
9 雑費	69,248	—	—	—	—	—
小計	11,611,837	9,709,589	977,289	78,183	10,080	88,263
消費税	230,363	—	—	—	—	—
合計	11,842,200	9,709,589	977,289	78,183	10,080	88,263

税込み金額にさらに消費税率 8% を乗じたことによる消費税の過大金額が 78,183 円であり、【指摘事項 3-2】に記載した人件費の返還額に係る消費税 10,080 円を合わせた金額は 88,263 円である。委託契約約款第 10 条(2)に基づき、担当課は委託先に対してこの 88,263 円の返還を求めるべきである。

【指摘事項 3-3】 消費税の重複計上について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」に計上された消費税 230,363 円には、税込み金額にさらに 8%を乗じて計算した金額が含まれており、消費税が重複している分、委託料の支払が 78,183 円過大になっている。これと、【指摘事項 3-2】に記載した人件費の返還額 126 千円に係る消費税 10,080 円を合わせた金額は 88,263 円である。

担当課は委託先に対して 88,263 円の返還を求めるべきである。

エ 平成 30 年度の事業に用いる切手代 5,494 円が平成 29 年度の委託料の対象に含まれていることについて

委託先は売店事業を営んでおり、郵便切手の販売も実施している。委託先は、平成 30 年 3 月 26 日に、委託先自身の他会計から切手 41,082 円（82 円切手 501 枚）を購入し、決算書の通信費に計上し、委託料の対象とした。

委託契約書には、委託業務の実施期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、精算により剰余金が生じた場合は、速やかに返還しなければならないと定められている。このように本委託業務は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、委託契約書第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。したがって、当該年度の委託料は、当該年度の委託業務のみに使用されるべきである。

切手についても、当該年度の委託料から支出を計上できるのは、当該年度の委託業務に使用したもののみである。委託先は、平成 30 年 3 月 26 日購入額をもって切手分通信費として決算書に計上しているが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに使用した切手代を決算書に計上するよう委託先に指導すべきである。また、平成 29 年度の切手使用額は、540 枚 44,280 円であるが、このうち 106 枚 8,692 円は、前年度の委託料で購入した余剰である。そのため、委託先の平成 29 年度負担分は、35,588 円である。委託先は、平成 29 年度決算書において切手分通信費として 41,082 円を計上している。しかし、平成 29 年度中の実質負担分は上記のとおり 35,588 円である。これを超える 5,494 円は、平成 30 年度の委託料において負担すべき金額であり、担当課は、平成 30 年度の委託料の精算時に、5,494 円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

なお、平成 30 年 3 月 26 日という年度末近くに、平成 29 年度では使い切れず、次年度に繰り越すことが確実に見込まれる金額の切手を購入する意図を担当課を通じて委託先に照会したところ、「平成 30 年度の受託料が入る前までに使用したいためと決算を 0 精算するための調整」との回答を得た。しかし、上記のとおり、当該年度

の経費は、当該年度の事業についてのみ使用できるものである。また、事業の円滑な運営のために概算精算方式の契約としているが、この契約方式は適切な経費使用の後で余剰があれば返還されとの信頼の上に成り立つ契約方式である。経費節減の観点からも、経費の使用は適切かつ必要最低限のもののみを使用するという意識で臨まれるべきであり、あたかも決算までに予算を使い切ろうといった意識で臨まれるべきではない。

オ 平成 30 年度の事業に用いる収入印紙 20 千円が平成 29 年度の委託料の対象に含まれていることについて

委託先は売店事業を営んでおり、収入印紙の販売も実施している。委託先は、平成 30 年 3 月 17 日に、委託先自身の他会計から収入印紙 20 千円を購入し、決算書の雑費に計上し、平成 29 年度の委託料の対象とした。なお、委託先の会計帳簿の摘要欄には「平成 30 年度学習支援事業印紙代」と記載されている。

委託契約書には、委託業務の実施期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、精算により剰余金が生じた場合は、速やかに返還しなければならないと定められている。このように本委託業務は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、委託契約書第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。したがって、当該年度の委託料は、当該年度の委託業務のみに使用されるべきである。

【指摘事項 3-4】 平成 29 年度の委託料の対象に平成 30 年度の事業に用いるためのものが含まれていたことについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、平成 30 年度の事業に用いる切手代 5,494 円及び収入印紙 20 千円の合計 25,494 円が平成 29 年度の委託料の対象に含まれている。
--

広島市と委託先が締結した委託契約書には、委託業務の実施期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、精算により剰余金が生じた場合は、速やかに返還しなければならないと定められている。このように本委託業務は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、委託契約書第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。したがって、当該年度の委託料は、当該年度の委託業務のみに使用されるべきである。

担当課は、平成 30 年度の委託料の精算時に、平成 29 年度の委託料で負担した切手代 5,494 円及び収入印紙 20 千円の合計 25,494 円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

カ 委託先の変更契約及び事業計画の予算書変更手続の過怠に対する指導

(7) 広島市と委託先の委託契約

担当課の説明によれば、平成 29 年度委託契約を締結する前の平成 29 年 3 月に、担当課は委託先に対して「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業（予定）」及び「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実施スケジュール」を示し、平成 29 年度の委託事業の概要について委託先に説明を実施した。「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業（予定）」及び「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実施スケジュール」には、いずれも文中に「中学 3 年生には、模試や進路相談等の受験対策（公立高校）を実施する」と記載されている。

平成 29 年 4 月 1 日付けで、広島市と委託先は委託契約を締結したが、委託契約書に係る仕様書（以下【事業 3】において「仕様書」という。）には、事業の実施期間として「平成 29 年 5 月から平成 30 年 3 月までの間の 36 日間開催（土曜日の午前中 2 時間）する。」と定められている。そして、委託先が担当課に提出し、担当課が承認した「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業予算書」（以下【事業 3】において「予算書」という。）においては、科目「講師報酬」、金額「8,592,300 円」、内容「委託料（消費税を含む一式）B 社 7,637,600 円、C 社 954,700 円」と記載されていた。

(4) 委託先と B 社及び C 社の再委託契約

委託先は、家庭教師の派遣事業を営む B 社及び C 社と委託契約を締結し、学習支援の業務全般を再委託している。委託先と B 社との委託契約書（以下【事業 3】において「B 社委託契約書」という。）には、委託料限度額が 7,637,600 円であり、委託料は第 1 期から第 4 期までにわたり各 1,909,400 円ずつ支払うことが定められている。委託先と C 社との委託契約書（以下【事業 3】において「C 社委託契約書」という。）には、委託料限度額は 954,700 円であり、委託料は第 1 期が 237,700 円、第 2 期から第 4 期までにわたり各 239,000 円ずつ支払うことが定められている。

B 社委託契約書に係る仕様書及び C 社委託契約書に係る仕様書（以下【事業 3】において「再委託に係る仕様書」という。）には、いずれも「委託業務の内容」として「学習支援の業務全般（学習支援、進路相談、個別相談）」と記載されていた。

担当課の説明によれば、担当課から委託先に対して、中学 3 年生を対象に模擬試験を実施するようあらかじめ伝えていたにもかかわらず、委託先はそのことを失念し、再委託に係る仕様書に模擬試験を実施する旨を記載せずに B 社及び C 社と契約を締結した。

(ウ) 再委託契約書等に関する監査手続によって明らかになった事実

B社はB社委託契約書に基づき、合計8会場において各会場ごとに年間36回の学習支援活動を実施している。C社はC社委託契約書に基づき、1会場において年間36回の学習支援活動を実施している。中学3年生を対象とした模擬試験は、36回のうちの1回である平成30年1月20日にB社が担当する6会場、C社が担当する1会場において、学習支援活動として行われたものである。再委託に係る契約書及び仕様書の記載に照らして考えれば、この模擬試験は、B社委託契約書及びC社委託契約書に定める業務及び委託料限度額の範囲内の業務というべきものである。

一方、平成30年3月26日に、「中3模試謝礼」として、委託先からB社に120千円（1会場20千円×6会場分）、C社に20千円（1会場分）の支払が行われ、合計140千円（以下【事業3】において「本件追加支出」という。）は決算書の講師報酬に計上され、委託料の対象となった。しかし、この支払は、予算書に記載した講師報酬の金額には含まれておらず、また、B社委託契約書及びC社委託契約書にそれぞれ記載された委託料の限度額を超えた支払である。

B社委託契約書及びC社委託契約書においては、委託料の支払はB社及びC社からの支払請求書の提出をもって行うものと定められている。ところが、本件追加支出については、B社C社ともに、委託先宛に請求書を提出しておらず、1会場当たり20千円が模擬試験実施の対価であるという根拠となるべき合意の事実が明らかではない。

以上のように、再委託に係る委託契約書等を検討した結果のみからは、本件追加支出合計140千円は、予算書に計上し承認されていない支出であり、かつ、1会場当たり20千円が模擬試験実施の対価であるという根拠となるべき合意の事実が明らかではない支出であり、委託料の対象とするべきではないと認識できる。

(エ) 委託先からB社及びC社への支払に関する担当課の説明

一方、担当課の説明によれば、担当課においては、当初から中学3年生を対象にした模擬試験の実施を予定し、委託先と委託契約を締結したが、委託先がB社及びC社と再委託契約を締結する際、模擬試験を実施内容に含めることを失念したとのことである。その後、委託先は再委託契約に模擬試験が含まれていないことに気づき、B社及びC社と協議の結果、模擬試験実施会場当たり20千円を支払うこととしたが、必要な契約変更手続を行っていない。担当課によれば、委託先は事務処理を誤っているが、模擬試験実施の対価合計140千円は事業実施に必要な経費と判断できる、とのことであった。

(オ) 結論

委託先は、B社及びC社から模擬試験実施に係る見積書を徴した上で、B社及びC社と変更契約を締結し、変更契約に定める方法で支払を実施する必要があったが、それを怠った。また、担当課承認済の「予算書」の「講師報酬」の金額に係る変更手続を行う必要があったが、それを怠った。

担当課においては、委託先に適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

【指摘事項 3-5】 委託先の変更契約及び事業計画の予算書変更手続の過怠に対する指導について

広島市は、ひとり親家庭学習支援事業を行っているが、そのやり方として、業務委託している。委託先は、家庭教師派遣事業を営むB社及びC社と委託契約を締結し、学習支援の業務全般を再委託している。

担当課の説明によれば、担当課から委託先に対して、中学3年生を対象に模擬試験を実施するようあらかじめ伝えていたにもかかわらず、委託先はそのことを失念し、再委託に係る仕様書に模擬試験を実施する旨を記載せずにB社及びC社と契約を締結した。

委託先とB社との委託契約書（以下【指摘事項 3-5】において「B社委託契約書」という。）には、委託料限度額が7,637,600円であり、委託料は第1期から第4期までにわたり各1,909,400円ずつ支払うことが定められている。委託先とC社との委託契約書（以下【指摘事項 3-5】において「C社委託契約書」という。）には、委託料限度額は954,700円であり、委託料は第1期が237,700円、第2期から第4期までにわたり各239,000円ずつ支払うことが定められている。

委託先が担当課に提出し、担当課が承認した「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業予算書」（以下【指摘事項 3-5】において「予算書」という。）においては、科目「講師報酬」、金額「8,592,300円」、内容「委託料（消費税を含む一式）B社7,637,600円、C社954,700円」と記載されていた。

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じて委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、平成30年3月26日に、「中3模試謝礼」として、委託先からB社に120千円（1会場20千円×6会場分）、C社に20千円（1会場分）の支払が行われ、合計140千円は「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の「講師報酬」に計上され、委託料の対象となった。しかし、この支払は、予算書に記載した「講師報酬」の金額には含まれておらず、また、B社委託契約書及びC社委託契約書にそれぞれ記載された委託

料の限度額を超えた支払であった。

また、B社委託契約書及びC社委託契約書においては、委託料の支払はB社及びC社からの支払請求書の提出をもって行うものと定められている。ところが、「中3模試謝礼」として支払った合計140千円については、B社C社ともに、委託先宛に請求書を提出しておらず、1会場当たり20千円が模擬試験実施の対価であるという根拠となるべき合意の事実が明らかではない。

委託先は、B社及びC社から模擬試験実施に係る見積書を徴した上で、B社及びC社と変更契約を締結し、変更契約に定める方法で支払を実施する必要があったが、それを怠った。また、担当課承認済の「予算書」の「講師報酬」の金額について、変更手続を行う必要があったが、それを怠った。

担当課においては、委託先に適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

(3) 監査の意見

ア 「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書の記載と算定ルールの明確化について

(7) 事務処理費及び年度末事務処理費の概要

決算書の「事務連絡費」には、委託先が平成30年3月26日に「事務処理費」として委託先の会計帳簿に計上した179,170円、同日付け「年度末事務処理費」として計上した9千円の合計188,170円が含まれている。委託先の会計帳簿の記録によれば、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の支払は現金で行われ、委託先が委託先自身の他会計に支払をしたという内容の委託先の経理担当職員による手書きの領収証が証拠書類として保管されている。

「事務処理費」の領収証の詳細は次のとおりである。

項目	内容
宛先	委託先
日付け	平成30年3月26日
金額	179,170円
但し書き	学習支援事務処理費
発行者	「会計事務局扱い」のゴム印が押され、委託先の経理担当職員の署名捺印がされている。

「年度末事務処理費」の領収証の詳細は次のとおりである。

項目	内容
宛先	委託先
日付け	平成 30 年 3 月 26 日
金額	9,000 円
但し書き	学習支援事務処理費
発行者	「会計事務局扱い」のゴム印が押され、委託先の経理担当職員の署名捺印がされている。

(イ) 仕様書の定め

委託契約約款第 3 条には「乙（委託先）は甲（広島市）の示す別紙仕様書に基づき、委託業務を誠実に実施するものとする。」と定められている。仕様書においては、委託料の用途は、以下のとおりとされている。

仕様書（抜粋）

5 委託料の用途

(1) 人件費

支援学生等への報酬、交通費

(2) 教材費

教材費、自己探求テスト等

(3) 募集経費

募集チラシ作成、その他広報費等

(4) 事務経費

カリキュラム作成費、通信費、消耗品費等

(ウ) 仕様書の記載から読み取れる事項

上記(7)の領収証によれば、委託先から委託先自身に対して、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」として金銭が支払われたこととなっている。この支払は、個人が受取人ではないため、仕様書(1)人件費には、該当しない。なお、仕様書(1)において人件費が定められているため、(2)(3)(4)には人件費は含まれない趣旨と解釈される。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は、その名称からして仕様書(2)教材費にも該当しない。なお、教材は再委託先の B 社及び C 社が準備している。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は、その名称からして仕様書(3)募集経費の募集チラシ作成、その他広報費等にも該当しない。なお、募集チラシの印刷費用は、予算書においては「事務連絡費」とは別の科目である印刷製本費として計上されている。

また、この「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は、その名称からして仕様書(4)事務経費のカリキュラム作成費、通信費、消耗品費等には該当しない。なお、通信費、消耗品費は、予算書及び決算書においては「事務連絡費」とは別の科目である通信費、消耗品費として計上されている。

このように、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の支出は、仕様書 5 項が定める委託料の用途のいずれにも該当しない支出であるとも見える。

(エ) 仕様書の記載に関する担当課の説明

一方、担当課によれば、委託事業に直接従事する者に係る人件費は仕様書(1)人件費に該当し、委託事業に係る経理業務を実施するための人件費が「事務処理費」及び「年度末事務処理費」であり、これらは仕様書(4)事務経費に該当し、「カリキュラム作成費、通信費、消耗品費等」の末尾の「等」に含まれ、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託業務を処理するための事務経費と認められるという説明であった。

(オ) 仕様書の記載と、事務処理費及び年度末事務処理費の算定根拠

委託事業に係る経理業務の対価が委託料の用途に含まれることが、委託契約に係る仕様書上、明確に示されていない。仕様書の「等」に含むという曖昧な形ではなく、仕様書の「委託料の用途」に、委託事業に係る経理業務を明確に記載することが望ましい。

また、委託事業に係る経理業務の対価の算定根拠が明確でない。「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的かつ客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、上記(7)に記載したとおりの委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は担当課を通じて、「事務処理費」179,170 円及び「年度末事務処理費」9 千円の金額の算定根拠について委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の金額の算定方法については、合理的かつ客観的に検証可能な一定のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

【意見 3-1】「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書の記載と算定ルールの明確化について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の事務連絡費には、委託先が平成 30 年 3 月 26 日に「事務処理費」として委託先の会計帳簿に計上した 179,170 円、同日付け「年度末事務処理費」として計上した 9 千円の合計 188,170 円が含まれている。委託先の会計帳簿の記録によれば、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の支払は現金で行われ、委託先が委託先自身の他会計に支払をしたという内容の委託先の経理担当職員による手書きの領収証が証拠書類として保管されている。

広島市と委託先が締結した委託契約書に係る仕様書（以下【意見 3-1】において「仕様書」という。）においては、委託料の使途は、以下のとおりとされている。

「5 委託料の使途

(1) 人件費

支援学生等への報酬、交通費

(2) 教材費

教材費、自己探求テスト等

(3) 募集経費

募集チラシ作成、その他広報費等

(4) 事務経費

カリキュラム作成費、通信費、消耗品費等」

担当課によれば、委託事業に直接従事する者に係る人件費は仕様書(1)人件費に該当する。一方、委託事業に係る経理業務を実施するための人件費が「事務処理費」及び「年度末事務処理費」であり、仕様書(4)事務経費に該当し、「カリキュラム作成費、通信費、消耗品費等」の末尾の「等」に含まれるとのことだった。

仕様書の「等」に含むという曖昧な形ではなく、仕様書の「委託料の使途」に、委託事業に係る経理業務を明確に記載することが望ましい。

また、委託事業に係る経理業務の対価の算定根拠が明確でない。「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的で客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみで

あり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は「事務処理費」179,170 円及び「年度末事務処理費」9 千円（金額）の算定根拠について担当課を通じて、委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の金額の算定方法については、合理的かつ客観的に検証可能な一定のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

イ 担当者研修会手当 52 千円に関する源泉徴収漏れについて

決算書の会議費には、平成 29 年 4 月 13 日に計上した担当者研修会手当 52 千円（2 千円×26 名）が含まれている。研修会出席者には手当 2 千円と交通費実費を合わせた金額を現金で支払い、「平成 29 年度学習支援事業担当者研修会支給明細 H29.4.13」という名称の表（出席者ごとに手当金額及び交通費金額を記載した表）に出席者の受領印を押印しているが、委託先は源泉徴収を行っていない。

広島市ひとり親家庭及び生活困窮世帯学習支援事業実施要綱 3.事業の委託には、「この事業は、一般財団法人 A に委託して実施する」と記載されており、一般財団法人 A は本事業にとって重要な団体である。委託先には、当然のことながら事業に関して適正な会計税務処理をすることが求められる。また、委託契約約款第 14 条には「乙は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。」と定められている。担当課は委託料の対象になっている手当について、委託先が所得税法を遵守し、適正に源泉徴収事務を履行するよう助言する必要がある。

【意見 3-2】 手当における源泉徴収漏れについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の会議費には、平成 29 年 4 月 13 日に計上した担当者研修会手当 52 千円（2 千円×26 名）が含まれているが、委託先は源泉徴収を行っていない。

広島市ひとり親家庭及び生活困窮世帯学習支援事業実施要綱 3.事業の委託には、「この事業は、一般財団法人 A に委託して実施する」と記載されており、一般財団法人 A は本事業にとって重要な団体である。委託先には、当然のことながら事業に関して適正な会計税務処理をすることが求められる。また、広島市と委託先が締結した委託契約約款第 14 条には「乙は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。」と定められている。

る。」と定められている。

担当課は委託料の対象になっている手当について、委託先が所得税法を遵守し、適正に源泉徴収事務を履行するよう助言する必要がある。

ウ 実績報告書の合計人数の計算誤りについて

実績報告書の「2.出席状況」のうち、区分「生活困窮者」に記載された「出席者数（延べ人数）」の合計人数は「708」と記載されているが、正しい合計人数は「710」であり、足し算の計算誤りが生じているが、見逃されている。実績報告書の記載を正しい人数に修正する必要がある。

エ 実績報告書と他の関連資料の不整合「受講者数」について

実績報告書に記載された「1.受講者数」のうち、会場名「広島市福祉センター」、受講生の居住地「府中町」、区分「生活困窮世帯」に記載された受講者数と、委託先が担当課に提出した他の関連資料（個人別に出席状況を管理している一覧表）との間に以下の不整合が生じている。こども未来局こども・家庭支援課及び健康福祉局地域福祉課は事実関係を確認の上、実績報告書の記載が誤っている場合には、正しい人数に修正する必要がある。

「1.受講者数」広島市福祉センター・府中町・生活困窮世帯の記載の不整合

区分	実績報告書の記載	個人別に出席状況を管理している一覧表の集計結果
H29.5月	2人	2人
受講中止者	2人	3人
途中参加	2人	2人
H30.3月	2人	1人

オ 実績報告書と他の関連資料の不整合「出席状況」について

実績報告書に記載された「2.出席状況」のうち、「熊野町」及び「廿日市」にそれぞれ記載された「出席者数（延べ人数）」と委託先が担当課に提出した他の関連資料（個人別に出席状況を管理している一覧表）との間に以下の不整合が生じている。こども未来局こども・家庭支援課及び健康福祉局地域福祉課は、事実関係を確認の上、実績報告書の記載が誤っている場合には、正しい人数に修正する必要がある。

「2.出席状況」出席者数（延べ人数）の不整合

区分	実績報告書の記載	個人別に出席状況を管理している一覧表の集計結果
熊野町	58 人	84 人
廿日市	0 人	3 人
合計	2,764 人	2,795 人

【意見 3-3】実績報告書の確認不足について

委託先が担当課に提出した「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実績報告書」（以下【意見 3-3】において「実績報告書」という。）には「1.受講者数」及び「2.出席状況」の 2 点が記載されている。

「1.受講者数」については他の関連資料との不整合があり、「2.出席状況」については合計人数の足し算の計算誤り及び他の関連資料との不整合があるが、いずれについてもこども未来局こども・家庭支援課及び健康福祉局地域福祉課は見過ごしている。

広島市契約規則第 35 条第 2 項では、委託契約の給付の完了の確認については、契約書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行わなければならない、と定めている。

実績報告書は債務の確定のために担当課が検査すべき重要な書類であり、こども未来局こども・家庭支援課及び健康福祉局地域福祉課は実績報告書の確認を確実にを行う必要がある。

3 【事業 4】 ひとり親家庭等居場所づくり事業

(1) 事業内容

ア 概要

ひとり親家庭の子どもは、相談できる親がひとりであるなど特有の悩みを抱えており、また、その親は、就労状況が厳しいほか、帰宅時間が遅く、子どもと一緒に食事をする機会も一般家庭と比較して少ないなど、生活は厳しい状況となっている。

このような状況に対応するため、ひとり親家庭の子どもの「居場所」をつくり、子ども達が気軽に集まれる場所を提供することにより、正しい生活・学習習慣を身に付け、さらに親同士の交流の場（以下【事業 4】において「子ども食堂」という。）を設けることにより、ひとり親家庭の生活の向上を図ることを目的とする。

本事業は、平成 27 年 12 月に内閣府が「子どもの貧困対策会議」で決定した「すくすくサポート・プロジェクト」において、「経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題」とされ、そのための支援の

主な内容として、子どもの居場所づくりの充実が掲げられている。また、平成 28 年度から、国の補助事業に生活習慣の取得や学習支援、食事の提供を行うことを目的とした「子どもの生活・学習支援事業」が新たに設けられている。

平成 29 年度は、3 箇所（3 団体）で本事業を実施しているが、平成 30 年度については、実施要望や子どもの貧困対策等の観点から、4 箇所（4 団体）で実施し、対象日数・児童及び食事支援を拡充している。

イ 対象児童等

市内のひとり親家庭等（養育環境に課題のある家庭を含む。）の小学生及び中学生を対象とし、未就学児の兄弟を含み 1 箇所 14 名程度を見込んでいる。

ウ 実施団体

NPO 法人等の実施団体に補助金を交付している。実施団体は、公募型プロポーザル方式により決定し、平成 29 年度は 3 箇所にて実施している。

エ 補助対象日数等

年間を通じて週 1 日かつ 2 時間以上開催している。実施団体の年間開催日数（100 日以上、50 日以上、30 日以上）に応じて補助の上限額が決定される。

オ 利用者数（平成 29 年度）

区分		団体 A	団体 B	団体 C	合計
開設日数		140 日	100 日	50 日	290 日
利用者数	小学生	800 人	304 人	182 人	1,286 人
	中学生	125 人	12 人	1 人	138 人
	保護者	313 人	5 人	75 人	393 人
	その他	296 人	24 人	14 人	334 人
	合計	1,534 人	345 人	272 人	2,151 人
食事	小学生	451 人	195 人	182 人	828 人
	中学生	52 人	10 人	1 人	63 人
	小計	503 人	205 人	183 人	891 人
学習	小学生	263 人	275 人	178 人	716 人
	中学生	65 人	12 人	0 人	77 人
	小計	328 人	287 人	178 人	793 人

※その他イベント等の日もある。

(2) 予算決算の推移

(単価：千円)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
当初予算	2,416	6,407	8,758
決算	2,415	5,760	—

平成 29 年度の補助金 合計 5,760 千円の内訳

団体 A 2,351 千円

団体 B 2,275 千円

団体 C 1,134 千円

合計 5,760 千円

収支決算書兼精算書

(単位：円)

収入の部 科目等	団体 A	団体 B	団体 C
補助費補助金	2,351,000	2,351,000	1,704,500
利用料収入	16,570	0	83,500
食事代等収入	52,200	83,200	0
利用者等外給食費収入	36,300	0	0
その他の収入	110,282	0	9,250
他事業より繰入金収入	399,586	0	0
収入の部合計	2,965,938	2,434,200	1,797,250

支出の部 科目等		団体A	団体B	団体C
人 件 費	管理者(職員給与)	327,800	300,000	0
	支援員人件費	0	1,200,000	539,980
	非常勤職員給与手当	1,422,760	0	0
	非常勤職員賞与	123,840	0	0
	退職給付掛金	16,020	0	0
	法定福利費	182,790	0	0
	人件費合計	2,073,210	1,500,000	539,980
事 業 費	食糧費	311,300	91,184	279,254
	保育材料費	25,962	0	0
	水道光熱費	211,874	63,269	22,450
	消耗品費等	16,274	11,016	76,811
	保険料	18,157	3,110	12,329

支出の部 科目等		団体 A	団体 B	団体 C
	賃借料	21,251	243,200	154,080
	雑支出	5,404	4,739	0
	事業費合計	610,222	416,518	544,924
事務費	福利厚生費	9,722	0	0
	旅費交通費	15,190	396,100	108,800
	研修研究費	2,730	0	0
	事務消耗品費	19,406	17,941	0
	修繕費	150	0	0
	通信運搬費	113,744	2,129	33,204
	広告費	70,600	0	0
	業務委託費	4,800	0	0
	手数料	888	324	0
	保守料	7,200	0	0
	器具及び備品取得	21,276	26,120	0
	雑支出	800	0	0
	事務費合計	266,506	442,614	142,004
	対象経費小計	2,949,938	2,359,132	1,226,908
対象外経費サービス区分間繰入金		16,000	0	0
支出の部合計		2,965,938	2,359,132	1,226,908
返還金		0	76,000	570,342

(3) 監査の視点、検討事項

ア 補助対象経費と補助対象外経費の判断基準

(7) 広島市の補助金交付要綱

「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」（以下【事業 4】において「補助金交付要綱」という。）には次の定めがある。

第 5 条 （補助対象経費）

補助の対象となる経費は、本事業の実施に要する経費のうち別表 1 に掲げる経費とする。

・別表 1

(補助対象経費)

費目	内容等
人件費	管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティア、外部講師等の人件費（賃金、謝金等）
事業費	食糧費、消耗品費等、光熱水費、交通費、通信運搬費、保険料、委託料、賃借料、会場使用料
その他	市長が適当と認める経費

(補助対象外経費)

項目	内容等
団体運営経費	団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理経費や借上料等
事業費	事業に直接必要としない経費、使途の特定が不明な経費、団体の構成員の親睦等を目的とした会合等の開催経費等
その他	市長が不適切と認める経費

(イ) 補助対象経費の考え方

補助対象経費である人件費と、補助対象外経費である団体職員の賃金や役員報酬との判別については、以下のように考えられる。

本事業は、(7)の補助金交付要綱第1条の趣旨及び第3条の補助対象事業の要件に該当する事業（子ども食堂及び学習支援）をボランティアとして行っている団体に対して、広島市がその経費の一部を補助するという態様で事業が行われている。すなわち、広島市が、本来的に自己の事業である業務を、第三者に委託するというものではない。

そのために、本事業の補助金は、当該事業に要する経費の全てをまかなうものではなく、当該事業に要する経費の一部のみを補助するという範囲で交付されている。

(ウ) サービス提供への直接従事

これを前提に別表1を検討すると、支援活動スタッフ・学生ボランティア・外部講師などの人件費（賃金、謝金等）が補助対象経費とされている一方、団体の事務職員の賃金や役員報酬などの団体運営経費が補助対象外経費とされている。

補助対象外経費の事業費欄に、事業に直接必要としない経費が記載されていることも参照するに、補助金交付要綱第 3 条に定めるサービス提供に直接従事する人員の人件費は補助対象経費とされる一方、団体の運営に従事するとしても同条に定めるサービスの提供には直接には従事しない人員の賃金などは補助対象外経費とされていると理解される。

すなわち、賃金などのうち補助対象経費となるのは、補助金交付要綱第 3 条に定めるサービス提供に直接従事している労働に対する賃金であり、直接には従事していない労働に対する賃金は補助対象外経費となる。

事業費についても、補助対象経費となるのは、補助金交付要綱第 3 条に定めるサービス提供に直接必要となる経費である。

(4) 監査の結果

ア 補助対象外経費である社会保険労務士の顧問料 4,800 円を業務委託費に計上していたことについて

団体 A は、当初、社会保険労務士の顧問料は、子ども食堂の従事者の給与計算を行っているのだから、補助対象経費に該当するとした、社会保険労務士の顧問料 21,600 円に「会計規模割合（3 年間 仕訳伝票平均枚数）」「事業所別 職員配置数割合（常勤換算）」「事業所別 事務規模割合（収支状況調整）」から出された按分割合「0.2」を乗じて計算された 400 円の 12 ヶ月分である 4,800 円が業務委託費に計上されていた。しかし、補助金交付要綱第 3 条の補助対象事業（食事の提供や学習支援）に直接必要としない経費であることから、補助対象外経費となる。

【指摘事項 4-1】 社会保険労務士の顧問料について

団体 A は、社会保険労務士の顧問料の一部である 4,800 円を補助対象経費に計上している。担当課を通じた説明によれば、社会保険労務士は、子ども食堂従事者の労務管理顧問をしているとのことである。

しかし、事業費につき補助対象経費となるのは、「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」第 3 条に定めるサービスの提供に直接必要となる経費である。社会保険労務士の顧問料は、団体運営経費ではあるとしても、上記サービス提供に直接必要となる経費ではない。したがって、この顧問料は、補助対象外経費である。

なお、団体 A への補助金額は事業開催日数により算定されており、団体 A は、補助金の他に本事業による収入や他事業からの繰入金によって、本事業を運営している。したがって、上記補助対象外経費の計上が、直ちに補助金返還原因となるものではない。

そうであるとしても、担当課は、団体 A に対して、上記部分の訂正を求め適正

な事業収支決算書兼精算書の作成を指導すべきである。また、過年度分についても同様の経理処理がなされていないかを調査し、問題があれば訂正を求めるべきである。

イ 補助対象外経費であるインターネットバンキングの基本使用料 240 円を手数料として計上していたことについて

団体Aは、当初、金融機関のインターネットバンキングの基本使用料について、事業の経費を振込む際の基のシステムの料金であるからと、補助対象経費に該当するとして毎月 1,188 円の基本料金を上記アの按分割合と同じ割合の「0.2」を乗じて計算した 20 円の 12 ヶ月分である 240 円を手数料として計上していた。

しかし、【指摘事項 4-1】と同じく当該事業のサービスに直接必要としない経費であることから、補助対象外経費となる。

【指摘事項 4-2】 インターネットバンキング基本使用料について

団体Aは、金融機関のインターネットバンキングの基本使用料の一部を、補助対象経費に計上している。このインターネットバンキングの基本使用料は、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱第 3 条に定めるサービスに直接必要な経費ではない。

なお、団体Aへの補助金額は事業開催日数により算定されており、団体Aは、補助金の他に本事業による収入や他事業からの繰入金によって、本事業を運営している。したがって、上記補助対象外経費の計上が、直ちに補助金返還原因となるものではない。

そうであるとしても、担当課は、団体Aに対して、上記部分の訂正を求め適正な事業収支決算書兼精算書の作成を指導すべきである。また、過年度分についても同様の経理処理がなされていないかを調査し、問題があれば訂正を求めるべきである。

ウ 団体の事務職員の給与が補助対象外経費であることについて

団体Aは、介護関係、保育関係等数種の事業を行っている。当該事業の人件費の構成員は、管理者は当館館長、支援員は事務長と施設の非常勤職員、調理員は施設の非常勤調理員であり、ボランティアには人件費は支払われていない。

子ども食堂の日誌には、人員・活動内容・補助対象参加者・対象外参加者・活動内容の詳細・メニュー・食事の様子・その他の事項等が記載されている。しかし、活動時間に関する記載はない。

人件費に関する時間管理は、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」で該当する日付けに 56 種類の時間帯の中から選択した記号を記入する方法により行われて

いる。管理者の館長と事務長は「BR 19:00～21:30」、学習支援員は「TL 18:30～21:00」など記載されていた。

団体Aの事務員甲の給与については、担当課より提出された団体Aの「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において子ども食堂での従事時間数が記されていなかった。さらに、事務員甲の「保育所事務 パート職員人件費按分内訳表」には、給与計算の根拠とした按分内容として、「合計規模割合(3年間仕訳伝票平均枚数)」「事業所別 職員配置数割合(常勤換算)」「事業所別 事務規模割合(収支状況調整)」「基本保育所勤務(時間別配置調整割合)」の4つの割合により、この事務員甲の子ども食堂への従事割合は「0.2」となり、給与額にその割合を乗じた金額が補助対象の人件費として計上されていた。

事務員甲も後片付けや子ども食堂の支援も行っているとの理由により補助対象経費に事務員甲の人件費を計上していた。関わっていることには間違いがないが、「サービス提供に直接従事している」の点で、監査人とは意見に相違があった。

事務員甲の子ども食堂の勤務時間数が、他の従事者と扱いが異なっており、把握できなかったため指摘事項の扱いに至った。

【指摘事項 4-3】 事務員兼補助員の給料等について
団体Aは、団体の事務員の給料の一部を補助対象経費の人件費として計上している。しかし、団体Aは、当該事務員がサービス提供に直接従事した日時を記載した帳票を作成していなかった。 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱第11条には、「補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。」と定めている。 担当課は、サービス提供に直接従事した日時が把握できる帳票を作成するよう指導すべきである。

(5) 監査の意見

ア 人件費の算出方法について

団体Aの事務長と事務員甲の給与計算において「事務長 常勤職員人件費按分表」と「保育所事務 パート職員人件費按分内訳表」の按分内容について、上記(4)ウの伝票枚数110枚、職員配置割合0.5人、事務規模割合0.05までは同じである。これに、事務員甲は、基本保育所勤務が0.02あるのだが、両者とも子ども食堂への従事割合は「0.2」という按分割合になっている。

事務員甲については、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において子ども食堂での従事時間数が記されていなかった。一方、事務長については、「従業者の勤

務の体制及び勤務形態一覧表」の水曜日と金曜日に「BR」と記入されており、19：00～21：30 は子ども食堂に支援員として従事していることが証明されている。

当該事務長の子ども食堂出席日数は、平成 29 年 4 月 4 回、5 月 3 回、6 月 5 回と、出席回数が月ごとに違っても按分割合は毎月「0. 2」であった。監査人は、これは、直接従事時間が給与計算に反映されておらず、団体の事務長として補助対象外経費の「団体の事務職員の賃金」に該当すると判断した。

しかし、担当課は、直接従事時間が把握されている以上、それが給与計算に反映されていなくても補助対象経費に該当すると判断された。

【意見 4-1】 人件費の算出方法について

団体 A は、以下の計算方法により、事務長と事務員の人件費のうち本件補助対象経費を算出している。

当該者の給与月額総額を算出し、これに「0. 2」を乗じる方法

「0. 2」は、団体 A の全事業のうち本事業が占める割合（事業比率）を意味する。この割合は、団体 A の仕訳伝票枚数全体のうち、本事業のために作成された仕訳伝票枚数の割合などをもって算出されている。

賃金などのうち補助対象経費となるのは、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱第 3 条に定めるサービス提供に直接従事している労働に対する賃金であり、直接には従事していない労働に対する賃金は補助対象外経費となる。

したがって、補助対象経費となる賃金は、当該者が実際に本事業のサービスに直接従事した労働時間を基礎とすることが望ましい。すなわち、上記給与総額に事業比率を乗じる算出方法は、便宜的な方法であって、必ずしも本事業のサービスに直接従事した時間を基礎としていない。団体 A は、本事業以外にも事業を行っているが、伝票枚数等の比率は必ずしも本事業実施時間と一致しているとは限らない。また、伝票枚数等の比率は、本事業のためとはいえ補助対象外経費とされている団体の事務職員の賃金や役員報酬まで含むリスクを排除し得ない。

この意味で、補助対象経費となる賃金の算出は、上記事業比率を乗じる方法ではなく、シフト表や日報に記載された、本事業のサービスへの直接時間を基礎として行われることが望ましい。

イ 「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」の平成 30 年度改正について

担当課は、「補助対象の内容等を明確にし、各団体で取扱いが異なることがないよう、規定の整備を行う。」という改正理由で、平成 30 年 4 月 1 日施行で補助金交付要綱を改正している。

補助交付要綱第 5 条には、第 2 項が追加され、「本事業以外の事業等を実施している実施団体にあつては、本事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。」として、本事業とそれ以外の事業等に経費を按分する場合は、按分の根拠を明確にするよう定めている。また、第 5 条の別表 1 の改正により、補助対象経費の範囲が詳細になり、担当課における補助対象経費の確認作業も実施しやすくなったと考えられる。平成 29 年度においては、補助対象経費に社会保険労務士の顧問料やインターネットバンキング基本使用料が計上される事例が見られたが、平成 30 年度以降は、改正された交付要綱の内容に照らして、補助対象経費の確認作業を確実に行う必要がある。

【意見 4-2】 「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」について

平成 30 年 4 月 1 日施行で本事業の広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱が改正され、第 5 条には第 2 項が追加された。

第 5 条 … (省略) …

2 本事業以外の事業等を実施している実施団体にあつては、本事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。

本事業とそれ以外の事業等に経費を按分する場合は、按分の根拠を明確にするよう定めている。

また、第 5 条の別表 1 の改正により、補助対象経費については、人件費には管理者やボランティアの交通費が追加された。事業費には、①取得価格 2 万円未満の書籍、遊具、調理器具、②広告用チラシ印刷費、文具、③食材の運搬時の運賃、タクシー代、ガソリン代、④外部へのホームページ制作委託費などの例示が加えられている。

さらに、補助対象外経費には、電子ゲーム機器、ゲームソフト類、タブレット端末等の例示が加えられている。

改正前に比べて、補助対象経費の範囲が詳細に記されている。担当課における補助対象経費の確認作業も実施しやすくなったと考えられる。

平成 29 年度においては、補助対象経費に社会保険労務士の顧問料やインターネットバンキング基本使用料が計上される事例が見られたが、平成 30 年度以降は、改正された交付要綱の内容に照らして、補助対象経費の確認作業を確実に行う必要がある。

4 【事業5】 母子家庭等就業支援事業

(1) 事業の概要

ア 目的

ひとり親家庭の母、父又は子及び寡婦に対し、就労に必要な知識や技能を習得させるための就業支援講習会、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を実施し、総合的な就業支援を行う。

イ 内容

母子家庭等就業支援事業の実施に際して、広島市は一般財団法人A及び株式会社Bに業務委託を行っている。

平成29年度の一般財団法人Aへの委託契約の概要

項目	内容
委託業務名	広島市母子家庭等就業支援事業
委託先	一般財団法人A
委託期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
委託契約金額	22,940千円
委託により実施する事業の概要	ひとり親家庭の親と子及び寡婦を対象に以下の支援を行う。 ①就業支援講習会 ・パソコン講習会（年3回） ・簿記2級・3級講習会（各年1回） ・介護職員実務者研修（年1回） ・介護職員初任者研修（年1回） ・医療事務講習会（年1回） ・ガイドヘルパー（年1回） ②就業支援セミナー ・就職準備セミナー（年2回） ・福祉職セミナー（年2回） ③母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・プログラム策定員2人を配置し、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、自立支援プログラムを策定する。 ④広島市母子家庭等就業・自立支援センター（無料職業紹介所）における就業支援活動

項目	内容
委託により実施する事業の概要	就業相談員 1 名を配置し、以下を実施する。 ・就業相談（出張相談含む。） ・職業斡旋 ・就業の情報提供 ・求職登録 ・企業訪問（求人開拓） ⑤特別相談事業 女性弁護士による法律相談を年 36 回、区役所、広島市母子家庭等就業・自立支援センターで実施する。

平成 29 年度の株式会社 B への委託契約の概要

項目	内容
委託業務名	広島市母子家庭等就業支援事業に係る求人等開拓業務
委託先	株式会社 B
委託期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
委託契約金額	7,265 千円
委託により実施する事業の概要	①希望職種等に合わせた求人先の開拓 ②職場見学及び職場体験等の受入先の開拓 ③有給体験型勤務の受入先の開拓 ④求人情報等の広島市母子家庭等就業・自立支援センター（無料職業紹介所）への情報提供
業務実施体制	統括管理責任者 1 名、求人開拓員 2 名を配置して、広島市母子家庭等就業・自立支援センター（無料職業紹介所）に対して求人情報の提供等を実施する。

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	26,588	30,208	29,804
決算	25,287	28,809	—

（注）平成 29 年度の決算額 28,809 千円は全額が委託料であり、内訳は、一般財団法人 A への委託料 21,543 千円、株式会社 B への委託料 7,265 千円である。

エ 事業費の明細

一般財団法人Aが作成した「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」によれば、委託料21,543千円の内訳は次のとおりである。

平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書 平成29年4月1日～平成30年3月31日						
収入の部				(単位:円)		
区分		受託金額	決算額	差引額	備考	
受託料		22,940,880	22,940,880	0	平成29年度広島市受託料	
合計		22,940,880	22,940,880	0		
支出の部				(単位:円)		
区分		受託金額	決算額	差引残額	備考	
(1) 就業支援講習会	パソコン	講師謝金	1,042,100	784,500	257,600	パソコン基礎・検定@7,690×50H×1回 パソコン基礎・検定@40,000×10名分
		講習会諸費	63,400	39,202	24,198	開講、閉講に係わる諸費、テキスト代、事務処理費
		託児賃金	176,400	0	176,400	保育員賃金
		託児諸費	40,000	0	40,000	保育員交通費、保険料他
		計	1,321,900	① 823,702	498,198	
	簿記	講師謝金	425,000	395,700	29,300	②79,140×5名
		講習会諸費	30,000	48,504	△ 18,504	開講、閉講に係わる諸費、テキスト代、事務処理費
		計	455,000	② 444,204	10,796	
	者員介 研実護 修務職	講師謝金	700,000	650,000	50,000	③65,000×10名
		講習会諸費	40,000	201,523	△ 161,523	開講、閉講に係わる諸費、テキスト代、事務処理費
		計	740,000	③ 851,523	△ 111,523	
	者員介 研初護 修任職	講師謝金	1,011,250	992,250	19,000	④7,690×125H×1回+実習費
		講習会諸費	50,000	108,220	△ 58,220	開講、閉講に係わる諸費、テキスト代、事務処理費
		計	1,061,250	④ 1,100,470	△ 39,220	
	医療 事務	講師謝金	540,000	522,000	18,000	⑤52,200×10名×1回
		講習会諸費	40,000	95,224	△ 55,224	開講、閉講に係わる諸費、テキスト代、事務処理費
		託児賃金	126,000	0	126,000	保育員賃金
		託児諸費	30,000	0	30,000	保育員交通費、保険料他
		計	736,000	⑤ 617,224	118,776	
	パル ガイド	講師謝金	300,000	300,000	0	30,000×10名×1回
		講習会諸費	30,000	47,939	△ 17,939	開講、閉講に係わる諸費、テキスト代、事務処理費
		計	330,000	⑥ 347,939	△ 17,939	
	小計	4,644,150	⑦ 4,185,062	459,088	①+②+③+④+⑤+⑥	
(2) セミナー事業	セミナー講師謝礼	72,000	72,000	0	⑧6,000×3日×4回	
	体験発表謝礼	12,000	5,140	6,860		
	資料作成費	43,400	26,400	17,000		
	チラシ作成費	20,720	18,000	2,720		
	保育士賃金	26,880	0	26,880		
	保育士交通費	4,000	0	4,000		
	小計	179,000	⑧ 121,540	57,460		
(3) プログラム策定事業	通信運搬費・消耗品費	6,000	6,000	0	切手代・文具費他	
	プログラム策定員・報酬	4,788,000	4,788,000	0	(2名分)	
	“ 交通費	240,000	207,710	32,290	(“)	
	“ 期末手当	829,920	824,820	5,100	(“)	
	“ 社会保険料	813,000	802,964	10,036	(“)	
	小計	6,676,920	⑨ 6,629,494	47,426		
(4) 就業支援活動事業	インターネット回線使用料	40,000	28,960	11,040	A D S L回線接続使用料他	
	求人情報送料	60,000	68,148	△ 8,148	切手・ハガキ	
	啓発ポスター印刷	38,000	52,650	△ 14,650	リーフレット作成費	
	パンフレット作成費	75,000	104,220	△ 29,220	リーフレット作成費	
	通信運搬費	408,000	382,575	25,425	交通費他	
	消耗品費	144,000	169,092	△ 25,092	文具代・封筒等印刷費他	
	電話代通話料他	270,000	303,388	△ 33,388	N T T通話料他	
	光熱費	180,000	230,408	△ 50,408	電気、水道使用料	
	複写機使用料	180,000	235,968	△ 55,968	コピー代・リース料・保守点検料	
	会議費	120,000	144,288	△ 24,288	運営会議交通費等	
	就労相談員・報酬	2,412,000	2,412,000	0	(1名分)	
	“ 交通費	120,000	102,150	17,850	(“)	
	“ 期末手当	418,080	414,867	3,213	(“)	
	“ 社会保険料	409,000	379,193	29,807	(“)	
	事務職員・報酬	2,376,000	2,181,520	194,480	(1名分)	
	“ 交通費	120,000	90,840	29,160	(“)	
	“ 期末手当	411,840	397,080	14,760	(“)	
	“ 社会保険料	404,000	258,915	145,085	(“)	
	有給休暇型勤務受入奨励金	500,000	0	500,000		
	小計	8,685,920	⑩ 7,956,262	729,658		
	計	20,185,990	⑪ 18,892,358	1,293,632	⑦+⑧+⑨+⑩	
	支払消費税	1,614,880	1,511,389	103,491	⑪×8%	
	合計(a)	21,800,870	⑫ 20,403,747	1,397,123		
(5) 特別相談事業	相談費	専門相談員謝金	974,250	974,250	0	⑬31,500×3回=94,500 ⑭27,750×9回=249,750 ⑮25,500×12回=306,000 ⑯27,000×12回=324,000
		専門相談員旅費	37,500	37,500	0	⑰5,000×3回=15,000 ⑱2,500×9回=22,500
	事務費	相談受付整理費	96,000	96,000	0	⑲4,000×24回
		消耗品費	32,260	32,260	0	資料コピー代、振込手数料
	合計(b)	1,140,010	⑬ 1,140,010	0		
受託金合計		22,940,880	⑭ 21,543,757	1,397,123	⑫+⑬	
収入・支出差引残高		1,397,123円		広島市へ返納		

(出典：一般財団法人A作成「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」)

オ 負担割合

国 1/2、広島市 1/2

カ 事業の実施状況

(7) 一般財団法人Aに委託した平成 29 年度母子家庭等就業支援事業の実績は次のとおりであった。

a 就業支援講習会

就業支援講習会実施状況

(単位：人)

区分		期間	応募者数	受講者数	結果
パソコン	MOS検定対策	5月から8月	9	9	7人受験し7人資格取得
	MOS検定対策	8月から11月	10	9	4人受験し4人資格取得
	情報処理技能検定（表計算）	1月から3月	0	0	本講習会は実施されなかった。
	2級検定対策				
簿記2級・3級		7月から11月	16	5	5人受験し3人資格取得
介護職員実務者研修		7月から12月	19	10	資格取得10人
介護職員初任者研修		9月から1月	9	8	資格取得7人
医療事務		8月から11月	10	9	8人受験し3人資格取得
ガイドヘルパー		1月から2月	10	10	8人資格取得

(出典：「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」に基づき、監査人が作成)

b 就業支援セミナー

セミナー事業実施状況

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
名称	就職準備セミナー	福祉職セミナー	福祉職セミナー	就職準備セミナー
実施日	平成29年7月22日	平成29年8月19日	平成29年8月19日	平成29年11月18日
内容	医療事務の基礎知識と就業について	福祉職に求められるもの	介護職員初任者研修講習会について	就職活動にふさわしい身だしなみについて
参加人数	10人	10人	10人	16人

(出典：「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」に基づき、監査人が作成)

c 自立支援プログラム策定事業

自立支援プログラム策定事業実績報告

(単位：件)

策定件数	採用件数		
	総数	内訳	
		正社員	正社員以外
58	40	13	27

(出典：「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」)

d 就業活動支援事業

就業支援活動事業実績報告

(単位：件)

内容					
相談件数		4,045			
内訳	来所	506(36)			
	電話	1,316			
	その他（メール、FAX、郵便）	2,223			
求職登録件数		152	母子	父子	寡婦 子
			131	3	16 2
求人登録件数		423			
紹介件数		253	208	5	37 3
採用件数		90	70	3	15 2
内訳	正社員	28	25	0	3 0
	正社員以外	62	45	3	12 2

（出典：「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」）

※（ ）内は巡回相談受付件数で内数

e 特別相談事業

特別相談事業実施状況

(単位：件)

相談会場	件数
中区地域福祉センター	6
東区総合福祉センター	5
南区役所別館	8
西区地域福祉センター	6
安佐南区総合福祉センター	5
安佐北区総合福祉センター	5
安芸区総合福祉センター	4
佐伯区役所別館	8
広島市総合福祉センター	26
合計	73

（出典：「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」に基づき、
監査人が作成）

(イ) 株式会社Bの平成29年度の求人等開拓実績は次のとおりであった。

求人等開拓実績

(単位：件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
求人開拓員数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—
目標	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	360
求人獲得数(社)	21	34	32	28	30	29	19	23	16	27	19	15	293
求人獲得数(職種数)	28	48	41	39	54	40	43	38	21	33	23	19	427
訪問企業数	52	61	69	63	84	79	75	73	71	66	66	65	824

(出典：平成29年度広島市母子家庭等就業支援事業に係る求人等開拓実績報告(月報累計))

2人の求人開拓員が月間求人獲得数30件を目標に活動し、年間目標360件に対して、293社427件の求人を獲得した。

(3) 監査の結果

ア 担当課の委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が1,209,672円過大に支払われた件

- (7) 母子家庭等就業支援事業の実施に際して、広島市は一般財団法人A(以下【事業5】)において「委託先」という。)と業務委託契約を締結している。この業務委託契約に係る委託契約書(以下【事業5】)において「委託契約書」という。)の概要は次のとおりである。

委託契約書概要

委託契約締結日：平成29年4月1日

委託業務名：「広島市母子家庭等就業支援事業」

履行期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

委託料限度額：22,940,880円

(出典：平成29年4月1日付け、広島市母子家庭等就業支援事業委託契約書)

- (イ) 平成30年3月31日に委託先は担当課に「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」(以下【事業5】)において「実績報告書」という。),「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」(以下【事業5】)において「決算書」という。)及び「精算書」を提出した。

これを受けて、件名「平成29年度母子家庭等就業支援事業委託契約に係る実績報告の承認について」(以下【事業5】)において「承認通知」という。)をこども未来局こども・家庭支援課が起案し、こども・家庭支援課長が平成30年3月31日付けで決裁した。

件名「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業委託契約に係る実績報告の承認について」（抜粋）

（伺い）このことについて、別添のとおり、（一財）Aから事業実績報告書の提出がありました。内容を審査した結果、適正と認められるため承認することとし、案の 1 により精算し、案の 2 により同会へ通知してよいでしょうか。

（案の 1）

1 説明

事業実績報告書を審査した結果、支出額に過払いを生じたため、次のとおり戻入させることとする。

2 戻入額 1,397,123 円

（内訳）

概算払額 22,940,880 円

精算額 21,543,757 円

差引額（戻入額） 1,397,123 円

（案の 2）

平成 29 年度委託事業に係る事業実績報告の承認について（通知）

先に報告のありました平成 29 年度貴会へ委託した下記事業については、適正に事業を執行されたことを承認します。

記

○平成 29 年度委託事業

母子家庭等就業支援事業

結果として、委託先への委託料は 21,543,757 円で確定した。

- （ウ） 監査人が、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた委託業務に関する委託先作成の会計帳簿、会計伝票、納品書、請求書、領収証等の関連証憑と、決算書を照合したところ、委託先の不適切な処理や担当課による事業完了に伴う承認に当たっての審査が十分でなかったため、委託料が合計で 1,209,672 円過大に支払われている事案が見受けられた。担当課は、本来支払うべきではなかった委託料の金額について、委託先から早急に返還を求める手続を行う必要がある。

広島市契約規則第 35 条には、検査職員の一般的職務として、次のように定められている。

広島市契約規則（抜粋）

（検査職員の一般的職務）

第 35 条 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。

3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。

担当課は、本委託業務完了における委託契約約款に基づく承認に当たっての審査について、広島市契約規則第 35 条第 2 項に規定される検査を行ってはいないものの、以下のとおり【指摘事項 5-2】から【指摘事項 5-9】まで並びに【意見 5-1】及び【意見 5-2】について不適切な事項が存在しており、本委託業務完了における審査は不十分であったと言わざるを得ない。

指摘事項及び意見の番号	委託業務完了における審査が不十分であった内容	担当課が委託先に対して返還を求めるべき金額
【指摘事項 5-2】	委託先が、パソコン講習会の受講生負担金返金額 4 千円を委託料の対象に計上した。	4,000 円
【指摘事項 5-3】	委託先が行った受講生負担金 460 千円を財源とした支出は、平成 29 年度就業支援講習会事業の用途として不適切であると認められる。	460,000 円
【指摘事項 5-5】	委託先は、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の合計 1,653 千円を予算書に計上せず、決算書では人件費に含まれる形で委託料の対象に計上した。	—

指摘事項及び意見 の番号	委託業務完了における審査が不十分で あった内容	担当課が委託先 に対して返還を 求めるべき金額
【指摘事項 5-6】	委託先が、消費税 635,472 円を委託料に 過大に計上した。	635,472 円
【指摘事項 5-7】	委託先は、「就労プログラム策定会議昼 食代」8,640 円について、予算書に計上 せず、決算書では人件費に含まれる形で 委託料の対象に計上した。	—
【指摘事項 5-8】	委託先は、予算書に計上していないノート パソコン 147,960 円を購入し、決算書 に「通信運搬費」として委託料の対象に 計上した。	—
【指摘事項 5-9】	委託先は、平成 29 年度の委託料の対象 に平成 30 年度の事業に用いるための収 入印紙代 30,200 円、パスピーチャージ 代金 80 千円の合計 110,200 円を計上し た。	110,200 円
【意見 5-1】	委託先は、「就労促進連絡会議出張費及 び参加費」52,080 円について、決算書に おいて「事務職員期末手当」に含まれる 形で委託料の対象に計上した。	—
【意見 5-2】	委託先が、各種手当 66,950 円について 源泉徴収を行わなかった。	—
担当課が委託先に対して返還を求めるべき金額の合計		1,209,672 円

(エ) 委託先との本事業に関する委託契約は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき単年度契約を毎年度締結し、平成 30 年度においても委託事業を継続している。

委託契約約款第 10 条には、「乙（委託先）は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、第 2 条に定める委託期間経過後 5 年間保存するものとする。」と定められており、委託契約約款第 7 条には「甲（広島市）は、必要があると認めるときは、乙（委託先）に対し委託業務に関して必要な指示を行い委託業務の状況を調査し、又は乙の帳簿その他の書類を検査することができる。」と定められている。

以下イ以降で述べる不適切な経理処理は委託先において本事業が開始された当初から行われている可能性が考えられるため、監査人は平成 25 年度から平成 28 年度までの本事業についても包括外部監査の対象として監査しようとしていたところ、担

当課自らが平成 25 年度から平成 28 年度までの本事業について、再度検査を実施する旨の報告を受けた。

担当課は、平成 25 年度から平成 28 年度までの本事業について、各年度の決算書に計上された金額を構成する個別の取引について、委託先が作成した会計帳簿及び関連証憑の精査を実施し、委託料の金額が適正であったかどうか、徹底して検証し、必要に応じて委託料の返還を委託先に求めるべきである。

【指摘事項 5-1】 委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が過大に支払われたことについて

広島市は、母子家庭等就業支援事業を委託し実施している。

委託先は担当課に「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」（以下【指摘事項 5-1】において「実績報告書」という。）、「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項 5-1】において「決算書」という。）及び「精算書」を提出し、これを受けて、こども未来局こども・家庭支援課長が決裁の上、委託先に対して、適正に事業を執行されたことを承認する旨を記載した「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業委託契約に係る実績報告の承認について」（以下【指摘事項 5-1】において「承認通知」という。）を交付した。結果として、委託先への委託料は 21,543,757 円で確定した。

監査人が、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた本委託業務に関する委託先作成の会計帳簿、会計伝票、納品書、請求書、領収証等の関連証憑と、決算書を照合したところ、委託先の不適切な経理処理と担当課による審査が十分でなかったため、委託料が合計で 1,209,672 円過大に支払われている事案が見受けられた。

広島市契約規則第 35 条第 2 項では、「委託契約の給付の完了の確認については、契約書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行わなければならない」と定めている。債務を確定する上で必要な委託先から提出される実績報告書及び決算書等について担当課において確認はしているものの不十分であったため、決算書に誤りがあることを見つけれなかった。その結果として、委託料が過大に支出されることとなったことから、同項で定める検査を適切に実施したとは言えない。

担当課は、承認通知を出す際の審査においては、決算書に計上された決算額を構成する個別の取引内容について確認を行う必要がある。

委託先との本事業に関する委託契約は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき単年度契約を毎年度締結し、平成 30 年度においても委託事業を継続している。

受講生負担金を財源とした支出が就業支援講習会事業の経費の使途として不適切であると認められる件や、消費税の重複計上等により委託料が過大に支払われ

たという不適切な経理処理は、本事業が開始された当初から委託先において行われている可能性が考えられる。

担当課は、平成 25 年度から平成 28 年度までの本事業について、各年度の決算書に計上された金額を構成する個別の取引について、委託先が作成した会計帳簿及び関連証憑の精査を実施し、委託料の金額が適正であったかどうか検証し、必要に応じて委託料の返還を委託先に求めるべきである。

イ パソコン講習会の受講生負担金返金額 4 千円が誤って講習会諸費に計上されたことにより、委託料が 4 千円過大に支払われた件

- (7) 委託先は就業支援講習会を行い、講習会の科目に応じて受講生 1 人当たり 5 千円又は 1 万円の受講料を徴収している（受講生が負担した受講料を以下【事業 5】において「受講生負担金」という。）。なお、パソコン講習会については、受講生から一人当たり 5 千円の受講生負担金を徴収している。
- (イ) 受講生 1 名から徴収したパソコン講習会の受講生負担金 5 千円のうち、4 千円を平成 29 年 8 月 28 日に当該受講生に返金した。
- (ウ) 決算書を作成する際に、委託先が集計作業を誤ったことにより、就業支援講習会パソコン「講習会諸費」の決算額に受講生負担金の返金額 4 千円を計上した。この 4 千円は、委託契約約款第 9 条(2)の規定に基づき、委託先から広島市に返還されるべきであり、担当課は委託先に対してこの返還を求めるべきである。

委託契約約款（抜粋）

第 9 条 甲（広島市）は、次の各の一に該当するときは、乙（委託先）に委託料の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 乙の支出額が甲の支払った額に達しなかったとき。
- (2) 委託料の用途が不適切と認められたとき。
- (3) 前条第 1 項の規定により契約を解除したとき。

（出典：平成 29 年 4 月 1 日付け、広島市母子家庭等就業支援事業委託契約約款）

【指摘事項 5-2】 受講生負担金返金額が誤って講習会諸費として計上され委託料が支払われたことについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、パソコン講習会の受講生1名から徴収したパソコン講習会の受講生負担金5千円のうち、4千円を平成29年8月28日に当該受講生に返金した。

受講生から徴収した受講生負担金の返金額は費用には該当せず、委託料の対象にはならないものであるが、「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」を作成する際に、委託先が集計作業を誤ったことにより、就業支援講習会パソコン「講習会諸費」の決算額に受講生負担金の返金額4千円を計上したため、委託料が4千円過大に支払われることとなった。

したがって、この4千円は委託先から広島市に返還されるべきであり、担当課は委託先に対してこの返還を求めるべきである。

ウ 受講生負担金460千円を財源とした支出が、平成29年度就業支援講習会事業の使途として不適切であると認められる件

- (7) 委託先は、就業支援講習会を行い、受講生負担金を徴収している。平成29年度就業支援講習会に参加した受講生から委託先が徴収した受講生負担金の額の合計額は460千円であり、明細は次のとおりである。

平成29年度就業支援講習会受講生負担金

講習会名	受講生負担金 単価 (千円)	受講生数 (人)	受講生負担金 の額 (千円)
パソコン講習会	5	18	90
簿記講習会	10	5	50
介護職員実務者研修	10	10	100
介護職員初任者研修	10	8	80
医療事務	10	9	90
ガイドヘルパー	5	10	50
合計			460

(委託先の会計帳簿に基づき監査人が作成)

- (イ) 受講生負担金の使途の適否を検討する前提となる考え方として、委託先は、使用した経費につき、まず受講生負担金を充て、これに不足する部分に委託料を充てるべきである。そして、委託料剰余金を委託契約約款第 6 条に基づいて精算する。

広島市と委託先との委託契約は、概算精算方式を採用しており、委託先が事業のために使用した経費は、委託料限度額の範囲内で広島市が負担することとしている。このように公金によって経費が負担された事業において、事業を行う者が受講生から受講料を徴収し利益を上げることは、一般市民の理解を得ることができないために、これは当然の取扱いであると言える。

委託契約約款（抜粋）

第 6 条

乙は、平成 30 年 3 月 31 日に委託業務実績報告書及び精算書を甲に提出し、承認を受けなければならない。又、精算により剰余金が生じた場合は、乙は速やかに甲に返還しなければならない。

（出典：平成 29 年 4 月 1 日付け、広島市母子家庭等就業支援事業委託契約約款）

- (ウ) 現状では、委託契約書、委託契約約款、及び仕様書においては、受講生負担金の使途について何ら定めがない。すなわち、委託先がこの受講生負担金を使用してよい経費の範囲はどの範囲なのか、あるいは委託契約約款第 6 条に定める剰余金を精算する場合において、経費から受講生負担金分を控除した金額をもって精算を行うべきなのかなどについて、何ら定めがない。受講生負担金の取扱いにより、剰余金の精算額が左右されうるので、この受講生負担金の取扱いは、契約約款に定められるべきである。受講生負担金の取扱いを契約約款に定める場合、以下の方向が相当である。

- a 受講生負担金を使用してよい経費の範囲は、委託契約約款添付の仕様書「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書」（以下【事業 5】において「仕様書」という。）第 4 項に定める委託料の使途と同一とする。

「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書」（抜粋）

4 委託料の使途

(1) 就業支援講習会

講師謝金及び講習会諸費等

- b 使用した経費につき、まず受講生負担金を充て、これに不足する部分に委託料を充てるべきである。そして、委託料剰余金を委託契約約款第 6 条に基づいて精算する。

(エ) 就業支援講習会の受講料について、受講生の募集時の告知内容と実際の支出内容では次のような乖離が生じている。

a 就業支援講習会の受講生の募集は、委託先のホームページに募集のためのチラシを掲載し、並行して、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」において募集の告知記事を掲載している。受講生から受講生負担金を徴収して開催する講習会の募集の機会は、平成 29 年度に合計で 8 回（パソコン講習会は 3 回、それ以外の簿記 2 級・3 級講習会、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、医療事務講習会及びガイドヘルパーは各 1 回）あった。8 回のうち介護職員実務者研修を除く 7 回については、チラシ又は「ひろしま市民と市政」の募集要項の受講料に関する記載に、「受講料（テキスト代含む。）」などと明記し、受講生負担金の一部は講習会で使用するテキスト代に充てられる旨が記載されていた。介護職員実務者研修については、「受講料 10,000 円」と記載されていた。

しかし、実際には、就業支援講習会で使用するテキスト代は決算書の就業支援講習会事業の決算額に計上され、委託料の対象になっており、受講生負担金はテキスト代に充当されていない。

b 委託先の会計帳簿によれば、実際には、受講生負担金相当額は次のように使われている。なお、以下の費用については、決算書の支出の部の決算額には含まれていないため、委託料の対象にはなっていない。

- (a) 平成 30 年 3 月 29 日 パンフレット 140,940 円
- (b) 平成 30 年 3 月 29 日 事務処理費 180 千円
- (c) 平成 30 年 3 月 31 日 ポット 2 台 7,688 円
- (d) 平成 30 年 3 月 31 日 講習会消耗品・事務用品費他 132,372 円
- (a)から(d)までの合計 461 千円

c 委託先は受講生負担金を上記 b(a)から(d)までの用途に使っているが、取引日付けは、平成 30 年 3 月 29 日と平成 30 年 3 月 31 日であり、年度末に集中している。平成 29 年度の就業支援講習会はそれより 1 か月以上前に全て終了しており、受講生から徴収した受講料を、当該受講生の講習のために使ったとはいえない。

d 平成 30 年 3 月 29 日パンフレット 140,940 円について

パンフレットの現物「もしものときに相談する人はいますか？」を監査人が入手し内容を確認したところ、就業支援事業の紹介が 6 面中 1 面である。その他に、6 面中 2 面を用いて、ひとり親家庭健全育成事業、学習支援事業、母と

子のふれあい講座、寡婦の健康と生きがい講座、母子部活動事業、中学卒業祝い金事業、貸付金事業、母子寡婦施策活動、日常生活支援事業、広報事業、売店事業も紹介されたものとなっている。その他委託先全体の紹介が6面中3面において行われている。

パンフレットには、就業支援事業は6面中1面程度しか紹介されておらず、6面中2面は他の事業の紹介に使用されている。そうすると、本来、パンフレット印刷費のうち他の事業を紹介する6面中2面分(3分の1)程度は、受講生負担金以外の委託先の自己資金から支出されるべきである。このパンフレット印刷費全額を受講生負担金から支出することは、就業支援事業以外への使用となる。この点においても、この支出は不適切な支出である。

e 平成30年3月29日事務処理費180千円について

委託先の会計帳簿によれば、平成30年3月29日に「事務処理費」として委託先就業支援事業会計から委託先自身の法人会計に180千円現金で支払ったことになっている。この会計取引の根拠資料は、委託先の経理担当職員が作成した手書きの領収証1枚のみである。

担当課によれば、委託業務に係る経理業務を実施するための人件費が「事務処理費」であるとの説明であった。「事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的かつ客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」についての関連証憑は、委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は担当課を通じて、「事務処理費」180千円の金額の算定根拠について委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。このように事務処理費180千円は金額の算定根拠が不明確な支出であり、受講生負担金の使途として不適切である。

f 平成30年3月31日ポット2台7,688円及び平成30年3月31日講習会消耗品・事務用品費他132,372円について

委託先は、平成29年度の末日である平成30年3月31日に、受講生負担金から合計140,060円で次の物品を購入している。

ポット 2 台、キャビネット 1 台、ふくさ 1 個、ハンドスキッシュ EX800 ミリリットル 6 個、電動ポット 1 台、キッチンハイター 5 キロ 3 本、キューカット業務用 4.5 リットル 3 個、スタックタンブラー 6 個、ふせん紙 3 箱、充電式クリーナー 1 台、デジタルカメラ 1 台、マリームスティックタイプ 2 袋、紙カップ 7 オンス 80 個入 2 個

(出典：取引業者発行の請求書)

購入日付けから考えれば、これらの物品は、平成 29 年度の事業に使用されたものではなく、平成 30 年度の事業に使用されたと認められる。平成 29 年度受講生負担金から平成 30 年度事業のための支出することは許されない。

g 上記の理由から、受講生負担金 460 千円の使途は不適切であり、本来は、決算書に計上された就業支援講習会事業の決算額 4,185,062 円の一部に 460 千円を充当するべきである。その結果、委託料に同額の剰余金が生じることとなるが、これは委託契約約款第 6 条に基づいて広島市に返還されるべきであり、担当課はこの返還を求めるべきである。

【指摘事項 5-3】 受講生負担金を財源とした支出は、平成 29 年度就業支援講習会事業の使途として不適切であることについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、就業支援講習会を行い、受講生負担金を徴収している。平成 29 年度の就業支援講習会に参加した受講生から委託先が徴収した受講生負担金の額の合計額は 460 千円であった。

就業支援講習会の受講生の募集は、委託先のホームページに募集のためのチラシを掲載し、並行して、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」において募集の告知記事を掲載している。受講生から受講生負担金を徴収して開催する講習会の募集の機会は、平成 29 年度に合計で 8 回（パソコン講習会は 3 回、それ以外の簿記 2 級・3 級講習会、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、医療事務講習会及びガイドヘルパーは各 1 回）あった。8 回のうち介護職員実務者研修を除く 7 回については、チラシ又は「ひろしま市民と市政」の募集要項の受講料に関する記載に、「受講料（テキスト代含む。）」などと明記し、受講生負担金の一部は講習会で使用するテキスト代に充てられる旨が記載されていた。介護職員実務者研修については、「受講料 10,000 円」と記載されていた。しかし、実際には、就業支援講習会で使用するテキスト代は「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項 5

ー3】において「決算書」という。)の就業支援講習会事業の決算額に計上され、委託料の対象になっており、受講生負担金はテキスト代に充当されていない。

委託先の会計帳簿によれば、実際には、受講生負担金相当額は次のように使われている。

- (a) 平成 30 年 3 月 29 日 パンフレット 140,940 円
- (b) 平成 30 年 3 月 29 日 事務処理費 180 千円
- (c) 平成 30 年 3 月 31 日 ポット 2 台 7,688 円
- (d) 平成 30 年 3 月 31 日 講習会消耗品・事務用品費他 132,372 円
- (a)から(d)までの合計 461 千円

委託先は受講生負担金を上記(a)から(d)までの用途に使っているが、取引日付けは、平成 30 年 3 月 29 日と平成 30 年 3 月 31 日であり、年度末に集中している。平成 29 年度の就業支援講習会はそれより 1 か月以上前に全て終了しており、受講生から徴収した受講料を、当該受講生の講習のために使ったとはいえない。取引内容を見ても、受講生負担金から支出すべきものではない。

受講生負担金 460 千円の使途は不適切であり、本来は、決算書に計上された就業支援講習会事業の決算額 4,185,062 円の一部に 460 千円を充当すべきである。その結果、委託料に同額の剰余金が生じることとなり、460 千円は広島市に返還されるべきであり、担当課はこの返還を求めるべきである。

【指摘事項 5-4】 受講生負担金の使途の定めについて

受講生負担金の使途の適否を検討する前提となる考え方として、委託先は、使用した経費につき、まず受講生負担金を充て、これに不足する部分に委託料を充てるべきである。そして、委託料剰余金を委託契約約款第 6 条に基づいて精算する。広島市と委託先との委託契約は、概算精算方式を採用しており、委託先が事業のために使用した経費は、委託料限度額の範囲内で広島市が負担することとしている。このように公金によって経費が負担された事業において、事業を行う者が受講生から受講料を徴収し利益を上げることは、一般市民の理解を得ることができないために、これは当然の取扱いであると言える。

現状では、委託契約書、委託契約約款、及び仕様書においては、受講生負担金の使途について何ら定めがない。すなわち、委託先がこの受講生負担金を使用してよい経費の範囲はどの範囲なのか、あるいは委託契約約款第 6 条に定める剰余金を精算する場合において、経費から受講生負担金分を控除した金額をもって精算を行うべきなのかなどについて、何ら定めがない。

受講生負担金の取扱いを契約約款に定める場合、以下の方向が相当である。 a 受講生負担金を使用してよい経費の範囲は、委託契約約款添付の仕様書に定める委託料の使途と同一とする。 b 使用した経費につき、まず受講生負担金を充て、これに不足する部分に委託料を充てるべきである。そして、委託料剰余金を委託契約約款第 6 条に基づいて精算する。 受講生負担金の取扱いにより、剰余金の精算額が左右され得るので、この受講生負担金の取扱いは、契約約款に定められるべきである。
--

エ 「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書、予算、決算及び金額の算定根拠について

(7) 事務処理費の概要

委託先の会計帳簿によれば、毎月合計で 124 千円、年度合計で 1,488 千円の「事務処理費」を決算書に計上し、委託料の対象としている。これは、委託先就労支援事業会計から委託先法人会計への内部振替である。この取引に係る領収証は、月に 1 枚、委託先の経理職員が手書きで発行している。「事務処理費」の内訳は次のとおりである。

「事務処理費」の内訳

(単位：千円)

決算書の区分	月次の計上金額	平成 29 年度の計上金額
プログラム策定事業 プログラム策定員・報酬	52	624
就業支援活動事業 就労相談員・報酬	24	288
就業支援活動事業 事務職員・報酬	48	576
合計	124	1,488

(委託先の会計帳簿に基づき監査人が作成)

(4) 年度末事務処理費の概要

委託先は合計で 165 千円の「年度末事務処理費」を決算書に計上し委託料の対象としている。これは、委託先就労支援事業会計から委託先法人会計への内部振替である。この取引に係る領収証は、委託先の経理職員が手書きで発行している。「年度末事務処理費」の内訳は次のとおりである。

「年度末事務処理費」の内訳

(単位：千円)

決算書の区分	平成 29 年度の計上金額
プログラム策定事業 プログラム策定員・期末手当	35
就業支援活動事業 事務職員・報酬	100
就業支援活動事業 事務職員・期末手当	30
合計	165

(委託先の会計帳簿に基づき監査人が作成)

(ウ) 仕様書の記載

仕様書第 4 項において委託料の用途は、以下のとおり定められている。

仕様書（抜粋）
4 委託料の用途
(1) 就業支援講習会 講師謝金及び講習会諸費等
(2) 就業支援セミナー 講師や保育者に対する謝礼、資料等作成費、消耗品費、通信運搬費、及び委託業務に係る消費税等
(3) 就業支援活動事業 就業相談、求人情報の提供及び啓発活動に必要な運営費（人件費、通信運搬費、消耗品費、パンフレット等の印刷代、インターネット経費、打合せ等の会議に要する費用等）等
(4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業 自立支援計画書（プログラム）の策定に必要な人件費、通信運搬費、消耗品費等
(5) 特別相談事業 女性弁護士謝金、旅費及び相談事務費等

(出典：平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書)

(エ) プログラム策定事業・仕様書

プログラム策定事業の「プログラム策定員・報酬」に計上した「事務処理費」合計 624 千円及び「プログラム策定員・期末手当」に計上した「年度末事務処理費」35 千円の合計 659 千円について、上記(ウ)の仕様書 4(4)に照らしてみると、個人が受取人ではないため、人件費には該当しない。なお、プログラム策定員人件費 2 人分は別途支出されている。また、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は通信運搬費にも消耗品費にも該当しない。なお、通信運搬費も消耗品費も、別途支出されている。このように、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の支出は、仕様書第 4 項が定める委託料の用途のいずれにも該当しないようにも見える。

一方、担当課によれば、委託事業に係る経理業務を実施するための人件費が「事務処理費」及び「年度末事務処理費」であり、これらは仕様書第 4(4)の「自立支援計画書（プログラム）の策定に必要な人件費、通信運搬費、消耗品費等」の末尾の「等」に含まれ、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託業務を処理するための経費として認められる、との説明であった。

(オ) プログラム策定事業・予算

事業計画書及び「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」（以下【事業 5】において、「予算書」という。）の「プログラム策定事業」の記載を確認したが、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」については、年度当初の事業計画における予算書には計上されていない。年度途中において事業計画の変更手続による予算書への計上が承認された事実もない。

予算書は次のとおりである。

平成29年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書

(単位：円)

① 就業支援講習会	講習種目	内容	講師謝金	時間単価	内容			
	パソコン謝礼金	基礎・検定	384,500	7,690	7,690円×50H×1期			
		基礎・検定	350,000	—	35,000円×10名			
		基礎・検定	307,600	7,690	7,690円×40H×1期			
	講習会諸費	—	63,400	—	—			
	託児賃金	—	176,400	840	840円×210H			
	託児諸費	—	40,000	—	保育員交通費、保険料他			
	計	—	① 1,321,900	—	—			
	簿記謝礼金	2.3級	425,000	—	85,000円×5名×1期			
	講習会諸費	—	30,000	—	—			
	計	—	② 455,000	—	—			
	実務者研修謝礼金	—	700,000	—	70,000円×10名×1期			
	講習会諸費	—	40,000	—	—			
	計	—	③ 740,000	—	—			
	介護職員初任者研修謝礼金	—	961,250	7,690	7,690円×125H×1期			
	講習会諸費	—	50,000	—	実習費			
	計	—	④ 1,061,250	—	—			
	医療事務謝礼金	—	540,000	—	54,000円×10名×1期			
	講習会諸費	—	40,000	—	—			
託児賃金	—	126,000	—	840円×150H				
託児諸費	—	30,000	—	保育員交通費、保険料他				
計	—	⑤ 736,000	—	—				
ガイドヘルパー謝礼金	—	300,000	—	30,000円×10名×1期				
講習会諸費	—	30,000	—	—				
計	—	⑥ 330,000	—	—				
小計	—	⑦ 4,644,150	—	①+②+③+④+⑤+⑥				
② セミナー事業	区分	単価	人数・部数	月	回数・部数	計	備考	
	講師謝金	18,000	1	—	4	72,000	6,000円×3日	
	発表者謝礼	1,500	2	—	4	12,000	—	
	資料作成費	310	35	—	4	43,400	—	
	チラシ作成費	28	185	—	4	20,720	—	
	保育士（臨時）賃金	3,360	2	—	4	26,880	840円×32H	
	保育士（交通費）	500	2	—	4	4,000	—	
	小計	—	—	—	—	⑧ 179,000	—	
③ プログラム策定事業	区分	単価	人数・部数	月	回数・部数	計	備考	
	通信運搬費・消耗品費	500	—	12	—	6,000	交通費・切手・文具	
	プログラム策定員 報酬	201,000	1	12	—	2,412,000	—	
	期末手当	201,000	1	2.08	—	418,080	—	
	交通費	10,000	1	12	—	120,000	—	
	社会保険料	409,000	1	—	—	409,000	—	
	プログラム策定員 報酬	198,000	1	12	—	2,376,000	—	
	期末手当	198,000	1	2.08	—	411,840	—	
	交通費	10,000	1	12	—	120,000	—	
	社会保険料	404,000	1	—	—	404,000	—	
小計	—	—	—	—	⑨ 6,676,920	—		
④ 就業支援活動事業	区分	単価	人数・部数	月	回数・部数	計	備考	
	インターネット回線使用料	40,000	—	—	—	40,000	—	
	求人情報送料	100	50	12	—	60,000	—	
	啓発ポスター他印刷費	200	190	—	—	38,000	—	
	パンフレット作成費	50	1,500	—	—	75,000	—	
	通信運搬費	34,000	—	12	—	408,000	(巡回相談含む) 交通費・切手	
	消耗品費	12,000	—	12	—	144,000	文具・帳票類	
	電話代	22,500	—	12	—	270,000	—	
	複写機使用料	15,000	—	12	—	180,000	—	
	会議費	10,000	—	12	—	120,000	交通費・食糧費	
	光熱費	15,000	—	12	—	180,000	—	
	就業相談員 報酬	201,000	1	12	—	2,412,000	—	
	期末手当	201,000	1	2.08	—	418,080	—	
	交通費	10,000	1	12	—	120,000	—	
	社会保険料	409,000	1	—	—	409,000	—	
	事務職員 報酬	198,000	1	12	—	2,376,000	—	
	期末手当	198,000	1	2.08	—	411,840	—	
	交通費	10,000	1	12	—	120,000	—	
	社会保険料	404,000	1	—	—	404,000	—	
	有給体験型勤務受入奨励金	100,000	5	—	—	500,000	—	
小計	—	—	—	—	⑩ 8,685,920	—		
計						⑪ 20,185,990	⑦+⑧+⑨+⑩	
消費税						⑫ 1,614,880	⑪×8%	
合計(a)						⑬ 21,800,870	⑪+⑫	
⑤ 特別相談事業	費目	内訳						
	専門相談員謝金	安佐北	31,500円×3回=94,500					974,250
		安佐南	27,750円×3回=83,250					
		安芸	27,750円×3回=83,250					
		佐伯	27,750円×3回=83,250					
		中・東・南・西	25,500円×12回=306,000					
	専門相談員旅費	社会福祉センター	27,000円×12回=324,000					37,500
		安佐北	5,000円×3回=15,000					
		安佐南	2,500円×3回=7,500					
		安芸	2,500円×3回=7,500					
佐伯		2,500円×3回=7,500						
相談事務費	各区受付事務費他	4,000円×24回=96,000円					128,260	
	センター事務費他	32,260円						
合計(b)						1,140,010		
総合計(a)+(b)						22,940,880		

(出典：委託先作成「平成29年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」)

(カ) プログラム策定事業・決算書の表示

上記(7)及び(イ)のとおり「事務処理費」及び「年度末事務処理費」はプログラム策定員・報酬等の人件費の科目に含まれているが、その事実は決算書の表示上は明らかにされていない。

プログラム策定員・報酬等の人件費の科目について、決算書の備考欄には「(2名分)」と記載されており、あたかも2人分の人件費のみが計上されているように表示されているが、実際には人件費ではない「事務処理費」及び「年度末事務処理費」も含まれており、決算書は人件費の正しい金額を示していない。

(キ) 就業支援活動事業・仕様書

就業支援活動事業の「就労相談員・報酬」に計上した「事務処理費」288千円、「事務職員・報酬」に計上した「事務処理費」576千円、「事務職員・報酬」に計上した「年度末事務処理費」100千円、「事務職員・期末手当」に計上した「年度末事務処理費」30千円について、上記(ウ)の仕様書第4(3)に照らしてみると、個人が受取人ではないため、人件費には該当しない。なお、人件費1人分は別途支出されている。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は、通信運搬費、消耗品費、印刷代、インターネット経費、会議費のいずれにも該当しない。なお、これらの経費は別途支出されている。このように、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の支出は、仕様書第4項が定める委託料の用途のいずれにも該当しないように見える。

一方、担当課によれば、委託事業に係る経理業務を実施するための人件費が「事務処理費」及び「年度末事務処理費」であり、これらは仕様書第4(3)の就業支援活動事業「就業相談、求人情報の提供及び啓発活動に必要な運営費（人件費、通信運搬費、消耗品費、パンフレット等の印刷代、インターネット経費、打合せ等の会議に要する費用等）等」の末尾の「等」に含まれ、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託業務を処理するための経費として認められる、との説明であった。

(ク) 就業支援活動事業・予算

事業計画書及び予算書の「就業支援活動事業」の記載を確認したが、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」については、年度当初の事業計画における予算書には計上されていない。年度途中において事業計画の変更手続による予算書への計上が承認された事実もない。

(ケ) 就業支援活動事業・決算書の表示

前記(7)及び(イ)のとおり「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は就労相談員及び事務職員の報酬等の人件費の科目に含まれているが、その事実は決算書の表示上は明らかにされていない。

就労相談員及び事務職員の報酬等の人件費の科目について、決算書の備考欄には「(1名分)」と記載されており、あたかも1人分の人件費のみが計上されているように表示されているが、実際には人件費ではない「事務処理費」及び「年度末事務処理費」も含まれており、決算書は人件費の正しい金額を示していない。

(コ) 「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の金額の算定根拠

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的、かつ客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、前記(7)及び(イ)に記載したとおりの委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は担当課を通じて、「事務処理費」1,488千円、「年度末事務処理費」165千円、合計1,653千円 of 金額の算定根拠について委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。

(カ) 結論

担当課によれば、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託事業に係る経理業務の対価であるとのことだが、委託事業に係る経理業務の対価が委託料の使途に含まれることが、委託契約に係る仕様書上、明確に示されていない。仕様書の「等」に含むという曖昧な形ではなく、仕様書の「委託料の使途」に、委託事業に係る経理業務を明確に記載することが望ましい。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」については年度当初の事業計画における予算書には計上されておらず、年度途中において事業計画の変更手続による予算書への計上が承認された事実もない。

プログラム策定員・報酬等の人件費の科目について、決算書の備考欄には「(1名分)」又は「(2名分)」と記載されており、あたかも1人分又は2人分の人件費のみが計上されているように表示されているが、実際には人件費ではない「事務処理費」及び「年度末事務処理費」も含まれており、決算書は人件費の正しい金額を示していない。

以上のとおり、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は予算書に計上されておらず、決算書では表に出ない形で計上されているため、担当課は委託先対

して、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。また、決算書の訂正を委託先に対し求める必要がある。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的、かつ客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、前記(7)及び(4)に記載したとおりの委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は担当課を通じて、「事務処理費」1,488 千円、「年度末事務処理費」165 千円、合計 1,653 千円の金額の算定根拠について委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。

委託事業に係る経理業務の対価である「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の算定根拠が明確でない。委託事業に係る経理業務の対価の算定方法については、合理的かつ客観的に検証可能な一定のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

(シ) 過年度分について

監査人が担当課にヒアリングを行ったところ、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」が計上されていることは、監査人が照会を行うまで担当課は認識していなかった。また、担当課を通じて委託先に事実関係を確認したところ、「賃金、期末手当より事務処理費等を計上してもよいと聞いており、長年、この方法で会計処理をしていた」旨回答がなされた。誰が何の権限に基づいて「賃金、期末手当より事務処理費等を計上してもよい」と言ったのかは明らかではないが、少なくとも、この会計処理は、予算書には計上されておらず、決算書では表に出ない形で計上され、正式な権限に基づいた承認もなされていないため、平成 28 年度以前の「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についても、担当課は金額を精査し、委託先に決算書の訂正を求める必要がある。

【指摘事項 5-5】 「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書、予算、決算及び金額の算定根拠について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、平成 29 年度に「事務処理費」として 1,488 千円、「年度末事務処理費」として 165 千円、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」合計で 1,653 千円を「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項 5-5】において「決算書」という。）に計上し、委託料の対象としている事案が見受けられた。「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は、委託先就労支援事業会計から委託先法人会計への内部振替であり、この取引に係る領収証は、月に 1 枚、委託先の経理職員が手書きで発行している。

担当課によれば、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託事業に係る経理業務の対価であるとのことだが、委託事業に係る経理業務の対価が委託料の使途に含まれることが、委託契約に係る仕様書上、明確に示されていない。仕様書の「等」に含むという曖昧な形ではなく、仕様書の「委託料の使途」に、委託事業に係る経理業務を明確に記載することが望ましい。

また、この「事務処理費」及び「年度末事務処理費」については、年度当初の事業計画における「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」（以下【指摘事項 5-5】において「予算書」という。）には計上されておらず、年度途中において事業計画の変更手続による予算書への計上が承認された事実もない。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」はプログラム策定事業の「プログラム策定員・報酬」「プログラム策定員・期末手当」、就業支援活動事業の「就労相談員・報酬」「事務職員・報酬」「事務職員・期末手当」の人件費の科目に分散して計上されているが、その事実は決算書の表示上は明らかにされていない。プログラム策定員・報酬等の人件費の科目について、決算書の備考欄には「（1 名分）」又は「（2 名分）」と記載されており、あたかも 1 人分又は 2 人分の人件費のみが計上されているように表示されているが、実際には人件費ではない「事務処理費」及び「年度末事務処理費」も含まれており、決算書は人件費の正しい金額を示していない。

以上のとおり、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は予算書に計上されておらず、決算書では表に出ない形で計上されているため、担当課は委託先に対して、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。また、決算書の訂正を委託先に対し求め

る必要がある。

加えて「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的かつ客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は担当課を通じて、「事務処理費」1,488 千円、「年度末事務処理費」165 千円、合計 1,653 千円 of 金額の算定根拠について委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。

委託事業に係る経理業務の対価の算定方法については、合理的かつ客観的に検証可能な一定のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

監査人が担当課にヒアリングを行ったところ、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」が計上されていることは、監査人が照会を行うまで担当課は認識していなかった。また、担当課を通じて委託先に事実関係を確認したところ、「賃金、期末手当より事務処理費等を計上してもよいと聞いており、長年、この方法で会計処理をしていた」旨回答がなされた。誰が何の権限に基づいて「賃金、期末手当より事務処理費等を計上してもよい」と言ったのかは明らかではないが、少なくとも、この会計処理は、予算書には計上されておらず、決算書では表に出ない形で計上され、正式な権限に基づいた承認もなされていないため、平成 28 年度以前の「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についても、担当課は金額を精査し、委託先に決算書の訂正を求める必要がある。

オ 消費税の重複計上 635,472 円について

決算書に計上された消費税 1,511,389 円には、税込み金額にさらに 8% を乗じて計算した金額が含まれており、消費税が重複している分、委託料の支払が過大になっている。

監査人が消費税の課税区分を検討して算定した結果は次のとおりである。

消費税の重複計上額の算定

区分			決算書に計 上した 平成29年度 決算額 (A)	(A) のう ち、課税仕入 に該当する金 額 (税込金 額) (B)	(B) のうち、 税込金額にさら に8%を乗じた 計算の対象にし た金額 (C)	(単位:円) 消費税の重複 計上額(返還す べき金額) (C) × 8% (D)
(1) 就業支援講習会	パソコン	講師謝金	784,500	784,500	784,500	62,760
		講習会諸費	39,202	33,202	33,202	2,656
		託児賃金	—	—	—	—
		託児諸費	—	—	—	—
	簿記	計	823,702	817,702	817,702	65,416
		講師謝金	395,700	395,700	395,700	31,656
		講習会諸費	48,504	48,504	48,504	3,880
		計	444,204	444,204	444,204	35,536
	介護職員実務者研修	講師謝金	650,000	650,000	650,000	52,000
		講習会諸費	201,523	180,988	180,988	14,479
		計	851,523	830,988	830,988	66,479
	介護職員初任者研修	講師謝金	992,250	992,250	992,250	79,380
		講習会諸費	108,220	83,975	83,975	6,718
		計	1,100,470	1,076,225	1,076,225	86,098
	医療事務	講師謝金	522,000	522,000	522,000	41,760
		講習会諸費	95,224	91,224	91,224	7,297
託児賃金		—	—	—	—	
託児諸費		—	—	—	—	
ガイドヘルパー	計	617,224	613,224	613,224	49,057	
	講師謝金	300,000	300,000	300,000	24,000	
	講習会諸費	47,939	47,939	47,939	3,835	
	計	347,939	347,939	347,939	27,835	
小計		4,185,062	4,130,282	4,130,282	330,421	
(2) セミ ナー事業	セミナー講師謝礼	72,000	72,000	72,000	5,760	
	体験発表謝礼	5,140	1,140	1,140	91	
	資料作成費	26,400	26,400	26,400	2,112	
	チラシ作成費	18,000	18,000	18,000	1,440	
	保育士賃金	—	—	—	—	
	保育士交通費	—	—	—	—	
	小計	121,540	117,540	117,540	9,403	
(3) プ ログ ラム 策 定	通信運搬費・消耗品費	6,000	6,000	6,000	480	
	プログラム策定員・報酬	4,788,000	624,000	624,000	49,920	
	交通費	207,710	207,710	207,710	16,616	
	期末手当	824,820	56,620	56,620	4,529	
	社会保険料	802,964	—	—	—	
	小計	6,629,494	894,330	894,330	71,545	
(4) 就業支援活動事業	インターネット回線使用料	28,960	28,960	28,960	2,316	
	求人情報送料	68,148	68,148	68,148	5,451	
	啓発ポスター印刷	52,650	52,650	52,650	4,212	
	パンフレット作成費	104,220	104,220	104,220	8,337	
	通信運搬費	382,575	314,895	314,895	25,191	
	消耗品費	169,092	169,092	169,092	13,527	
	電話代通話料他	303,388	303,388	303,388	24,271	
	光熱費	230,408	230,408	230,408	18,432	
	複写機使用料	235,968	235,968	235,968	18,877	
	会議費	144,288	36,288	36,288	2,903	
	就労相談員・報酬	2,412,000	288,000	288,000	23,040	
	交通費	102,150	102,150	102,150	8,172	
	期末手当	414,867	18,167	18,167	1,453	
	社会保険料	379,193	—	—	—	
	事務職員・報酬	2,181,520	676,000	676,000	54,080	
	交通費	90,840	90,840	90,840	7,267	
	期末手当	397,080	82,080	82,080	6,566	
	社会保険料	258,915	—	—	—	
	有給体験型勤務受入奨励金	—	—	—	—	
小計	7,956,262	2,801,254	2,801,254	224,100		
計		18,892,358	7,943,406	7,943,406	635,472	
支払消費税		1,511,389	—	—	—	
合計 (a)		20,403,747	—	—	—	
談 事 業 相 特 別 (5)	相談費	専門相談員謝金	974,250	974,250	—	—
		専門相談員旅費	37,500	37,500	—	—
	事務費	相談受付整理費	96,000	0	—	—
		消耗品費	32,260	32,260	—	—
	合計 (b)		1,140,010	—	—	—
受託金合計		21,543,757	—	—	—	

(委託先の会計帳簿に基づき監査人が作成)

税込み金額にさらに消費税率 8%を乗じたことによる消費税の過大金額は 635,472 円である。

委託契約約款第 9 条(2)に基づき、担当課は委託先に対してこの 635,472 円の返還を求めるべきである。

また、税込み金額にさらに 8%を乗じて委託料に係る消費税額を計算するという計算誤りは、【事業 3】「ひとり親家庭学習支援事業」【指摘事項 3-3】に記載したとおり、他の委託事業においても同様の問題が生じている。このことから、委託先においては委託事業全般について、消費税の重複計上を行っている可能性が否定できない。

担当課においては、監査対象にした本事業及び「ひとり親家庭学習支援事業」の平成 28 年度以前の消費税の再確認を行うのはもちろんのこと、委託先への委託事業のうち監査対象とした 2 事業以外の委託事業の消費税計算についても、重複計上の事実がないか、確認することが望ましい。

【指摘事項 5-6】 消費税の重複計上について
「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」に計上された消費税 1,511,389 円には、税込み金額にさらに 8%を乗じて計算した金額が含まれており、消費税が重複している分、委託料の支払が 635,472 円過大になっている。 担当課は委託先に対して 635,472 円の返還を求めるべきである。 また、税込み金額にさらに 8%を乗じて委託料に係る消費税額を計算するという計算誤りは、【事業 3】「ひとり親家庭学習支援事業」【指摘事項 3-3】に記載したとおり、他の委託事業においても同様の問題が生じている。このことから、委託先においては委託事業全般について、消費税の重複計上を行っている可能性が否定できない。 担当課においては、本事業の平成 28 年度以前の消費税の再確認を行うのはもちろんのこと、委託先への委託事業のうち監査対象とした 2 事業以外の委託事業の消費税計算についても、重複計上の事実がないか、確認することが望ましい。

カ プログラム策定員・期末手当に計上した昼食代 8,640 円について

- (7) 決算書のプログラム策定事業の「プログラム策定員・期末手当」の決算額には、平成 30 年 3 月 23 日付けで「就労プログラム策定会議昼食代」として会計処理した昼食代の 8,640 円が含まれている。

(イ) 仕様書には次のように記載されている。

仕様書（抜粋）

4 委託料の使途

(4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

自立支援計画書（プログラム）の策定に必要な人件費、通信運搬費、消耗品費等

（出典：平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書）

監査人としては、会議の時の飲食代が委託事業を行うために直接必要な経費であるかどうかの判断については、慎重に行うべきであると考えるが、担当課の説明によれば、「就労プログラム策定会議」は昼食時をまたいで行われた会議であり、「就労プログラム策定会議昼食代」は、仕様書第 4 項に定める母子・父子自立支援プログラム策定事業に係る経費であるため、委託業務を処理する経費として認められるとのことであった。

(ウ) 一方、この「昼食代」は事業計画における予算書に計上されていない。決算書においては、「昼食代」が「プログラム策定員・期末手当」に含まれていることは明らかになっておらず、「プログラム策定員・期末手当」の備考欄には「(2 名分)」と記載されており、あたかも、「プログラム策定員・期末手当」に計上された決算額 824,820 円全額が、プログラム策定員 2 人に対して支払った人件費であるように表示されている。

言うまでもないことであるが、決算書における「プログラム策定員・期末手当」には、本来、自立支援プログラム策定事業に携わるプログラム策定員 2 人分の期末手当が計上されるべきである。

すなわち「プログラム策定員・期末手当」に計上した昼食代 8,640 円は、予算書に基づかず、決算書上も明らかでない。担当課は、平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書の訂正を委託先に求める必要がある。

また、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を委託先に対し厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。

【指摘事項 5-7】 プログラム策定員の期末手当に計上した昼食代について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項 5-7】において「決算書」という。）のプログラム策定事業の「プログラム策定員・期末手当」の決算額には、平成 30 年 3 月 23 日付けで「就労プログラム策定会議昼食代」として会計処理した昼食代の 8,640 円が含まれている事案が見受けられた。

この「昼食代」は、事業計画における「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」（以下【指摘事項 5-7】において「予算書」という。）に計上されていない。言うまでもないことであるが、決算書における「プログラム策定員・期末手当」には、本来、自立支援プログラム策定事業に携わるプログラム策定員 2 人分の期末手当が計上されるべきである。

すなわち「プログラム策定員・期末手当」に計上した昼食代 8,640 円は、予算書に基づかず、決算書上も明らかでない。担当課は、決算書の訂正を委託先に求める必要がある。

また、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を委託先に対し厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。

キ 通信運搬費に計上したパソコン購入代金 147,960 円について

(7) 委託先は、平成 30 年 2 月 27 日にノートパソコン 147,960 円を購入し、決算書の就業支援活動事業の「通信運搬費」に計上した。

(イ) 仕様書においては、就業支援活動事業の用途は次のとおり定められている。

仕様書（抜粋）

4 委託料の用途

(3) 就業支援活動事業

就業相談、求人情報の提供及び啓発活動に必要な運営費（人件費、通信運搬費、消耗品費、パンフレット等の印刷代、インターネット経費、打合せ等の会議に要する費用等）等

（出典：平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書）

通常の語義として、通信費とは、はがき（切手付き）、郵便切手代、郵便小包、宅配便等の料金等をいい、運搬費とは、運送業者への荷造り費及び運賃等をいう。パソコン購入代金は、通常の語義としての「通信運搬費」には該当しない。したがって、パソコン購入代金は、上記仕様書第4項(3)に定める「通信運搬費」には該当しない。

そして、事業計画における予算書上、パソコン購入代は計上されていない。上記のとおり、パソコン購入代は「通信運搬費」には該当しないから、予算、決算上において通信運搬費の承認を受けたことをもって、パソコン購入代の支出が承認されたことにもならない。

上記仕様書第4項(3)には、例えば「備品の購入」といった明文は存在しないが、担当課の説明によれば、このパソコン購入代の支出は、上記仕様書第4項(3)に定める就業支援活動事業に係る経費であり、本事業の実施に必要な経費であるため、委託料として認められるとのことである。

(ウ) 本来、パソコン購入代は、「備品費」として計上されるものであり、決算書の訂正を行う必要がある。

また、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を委託先に対し厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。

加えて、備品の購入を認めるのであれば、その旨を仕様書において明確に定めるべきである。あわせて、委託契約書において委託料で購入した備品は本事業のみに使用できること、当該備品を相当な期間は使用すること及び当該備品の売却処分代金の取扱いについて、明確に定めることが望ましい。

【指摘事項 5-8】 就業支援活動事業用のパソコン購入について
--

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、平成30年2月27日にノートパソコン147,960円を購入し、「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項5-8】において「決算書」という。）の就業支援活動事業の「通信運搬費」に計上している事案が見受けられた。
--

パソコン購入代金は、通常の語義としての「通信運搬費」には該当しない。したがって、パソコン購入代金は、広島市と委託先との委託契約書に添付された「平成29年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書」（以下【指摘事項5-8】において「仕様書」という。）第4項(3)に定める「通信運搬費」には該当しない。

事業計画における「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」（以下【指摘事項 5－8】において「予算書」という。）上、パソコン購入代は計上されていない。上記のとおり、パソコン購入代は「通信運搬費」には該当しないから、予算、決算上において通信運搬費の承認を受けたことをもって、パソコン購入代の支出が承認されたことにもならない。

仕様書のうち第 4 項の委託料の使途の欄には、例えば「備品の購入」といった明文は存在しないが、担当課の説明によれば、このパソコン購入代の支出は、仕様書の中で委託料の使途として定めている(3)「就業支援活動事業」の「就業相談、求人情報の提供及び啓発活動に必要な運営費（人件費、通信運搬費、消耗品費、パンフレット等の印刷代、インターネット経費、打合せ等の会議に要する費用等）」に該当するものであり、本事業の実施に必要な経費であるため、委託料として認められるとのことである。

担当課の説明のとおり委託料として認められるとしても、パソコン購入代は、「備品費」として計上されるものであり、担当課は、決算書の訂正を委託先に求める必要がある。

また、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を委託先に対し厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。

加えて、備品の購入を認めるのであれば、その旨を仕様書において明確に定めるべきである。あわせて、委託契約書において委託料で購入した備品は本事業のみに使用できること、当該備品を相当な期間は使用すること及び当該備品の売却処分代金の取扱いについて、明確に定めることが望ましい。

ク 就業支援活動事業の収入印紙の購入代金 30,200 円について

(7) 就業支援活動事業の通信運搬費には、平成 30 年度の委託先と広島市との本事業に係る契約書に貼付する収入印紙代 30,200 円が含まれている。

(イ) 収入印紙の購入・貼付は、印紙税という税金の一種の納付である。したがって、これを通信運搬費に仕分けすることは相当ではない。また、委託契約約款第 2 条には「委託業務の実施期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。」と定められている。そして、同約款第 6 条には、「精算により剰余金が生じた場合は、乙は速やかに甲に返還しなければならない。」と定められている。

このように本事業は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、同約款第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。収入印紙についても、当該年度の委託料から支出を計上できるのは、当該年度の委託業務に使用したもののみである。

平成 30 年度の本事業に係る収入印紙代 30,200 円は、平成 30 年度の委託料において負担すべき金額であり、担当課は、平成 30 年度の委託料の精算時に、30,200 円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

ケ 平成 30 年 3 月 29 日付けチャージしたパスピー80 千円について

(7) 決算書のプログラム策定事業の「プログラム策定員・交通費」の決算額には、パスピー（広島的主要なバス・路面電車等で利用できる IC カード）のチャージ料金 40 千円が含まれている。なお、チャージの日付けは、平成 30 年 3 月 29 日である。決算書の就業支援活動事業の「就労相談員・交通費」及び「事務職員・交通費」には、同日付けパスピーチャージ料金 20 千円ずつ合計 40 千円が含まれている。

(イ) 上記(7)のように、合計で 80 千円パスピーにチャージをしているが、平成 30 年 3 月 29 日がチャージをした日であることを考えれば、これは平成 30 年度の委託事業に係る交通費であると言える。

委託契約約款第 2 条には「委託業務の実施期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。」と定められている。そして、同約款第 6 条には、「精算により剰余金が生じた場合は、乙は速やかに甲に返還しなければならない。」と定められている。

このように本事業は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、同約款第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。

交通費についても、当該年度の委託料から支出を計上できるのは、当該年度の委託業務に使用したもののみである。平成 30 年度の本事業に係る交通費 80 千円は、平成 30 年度の委託料において負担すべき金額であり、担当課は、平成 30 年度の委託料の精算時に、80 千円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

【指摘事項 5-9】 平成 29 年度の委託料の対象に平成 30 年度の事業に用いるためのものが含まれていたことについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、平成 30 年度の事業に用いる収入印紙代 30,200 円、パスピーチャージ代金 80 千円の合計 110,200 円が平成 29 年度の委託料の対象に含まれている事案が見受けられた。

委託契約約款には、委託業務の実施期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、精算により剰余金が生じた場合は、速やかに甲に返還しなければならないと定められている。

このように本事業は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、同約款第5条第3項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。したがって、当該年度の委託料は、当該年度の委託業務のみに使用されるべきである。

担当課は、平成30年度の委託料の精算時に、平成29年度の委託料で負担した収入印紙代30,200円、パスピーチャージ代金80千円の合計110,200円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

(4) 監査の意見

ア 就業支援活動事業の「事務職員・期末手当」に計上した出張費51,080円及び会議参加費1,000円について

(7) 就業支援活動事業の決算書「事務職員・期末手当」の決算額には、平成30年2月5日付け「平成29年度就労促進連絡会議出張費」として51,080円、同日付け「平成29年度就労促進連絡会議参加費」として1,000円の合計52,080円が含まれている。

(イ) 就労促進連絡会議出張費及び参加費の支払は、人件費には該当しないので、決算書の就業支援活動事業「事務職員・期末手当」に計上すべきではなく、打ち合わせ等の会議に該当するものとして、決算書の就業支援活動事業の「会議費」に計上することが妥当である。担当課は委託先に、決算書を修正させる必要がある。

【意見5-1】 決算書に計上した科目の修正について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【意見5-1】において「決算書」という。）就業支援活動事業「事務職員・期末手当」の決算額には、平成30年2月5日付け「平成29年度就労促進連絡会議出張費」として51,080円、同日付け「平成29年度就労促進連絡会議参加費」として1,000円の合計52,080円が含まれていた。

就労促進連絡会議出張費及び参加費の支払は、決算書の就業支援活動事業の「会議費」に計上することが妥当である。担当課は委託先に、決算書を修正させる必要がある。

イ 各種手当 66,950 円に関する源泉徴収漏れについて

(7) 以下の取引について、源泉徴収が行われていない。

- a 就業支援講習会のパソコン「講習会諸費」の決算額のうち、2 人分 7,810 円のパソコン開講式手当
- b 就業支援講習会の介護職員初任者研修「講習会諸費」の決算額のうち、3 人分 8,760 円の初任者研修開講式手当
- c 就業支援講習会の医療事務「講習会諸費」の決算額のうち、1 人分 3,360 円の医療事務開講式手当
- d セミナー事業の「体験発表謝礼」の決算額のうち、2 人分 5,140 円の謝礼金
- e 就業支援活動事業の「通信運搬費」の決算額のうち、13 人分 41,880 円のセミナー手当

- (4) 広島市母子家庭等就業支援事業実施要綱 2.実施主体等には、「広島市母子家庭等就業支援事業の実施主体は、広島市とする。なお、事業の実施は、一般財団法人Aに委託するものとする」と記載されており、Aは本事業にとって重要な団体である。委託先には、当然のことながら事業に関して適正な会計税務処理をすることが求められる。担当課は、委託先が所得税法を遵守し、適正に源泉徴収事務を履行するよう助言する必要がある。

【意見 5-2】各種手当に関する源泉徴収漏れについて
決算書に計上した各種手当 66,950 円について、委託先は源泉徴収を行っていない。特に「広島市母子家庭等就業支援事業実施要綱」には、本事業は一般財団法人Aに委託することが定められており、Aは本事業にとって重要な団体である。当然のことながら事業に関して適正な会計税務処理をすることが求められる。担当課は、委託先が所得税法を遵守し、適正に源泉徴収事務を履行するよう助言する必要がある。

5 【事業 6】児童手当の支給

(1) 事業の概要

ア 目的

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、中学校修了前までの国内に住む児童を養育している者に児童手当の支給を行う。

イ 児童手当の概要

(7) 支給対象

児童手当は、広島市に住民登録があり、中学校修了前（15歳に達した後最初の3月31日まで）までの国内に住む児童を養育している者に支給される。父母が共に児童を養育している場合は、原則として所得が高い方が受給者となる。

(イ) 支給月額・所得制限

児童の年齢や人数、受給者の所得に応じて次のとおり、支給される。

支給月額

年齢	支給額（月額）
0歳～3歳未満	15千円（一律）
3歳～小学校修了前	第1子、第2子 10千円 第3子以降 15千円（注）
中学生	10千円（一律）
所得制限額以上の場合 （0歳～中学生）	5千円（一律）

（注）18歳に達した後最初の3月31日までの間にある児童を数える。

所得制限額

扶養親族等の数	所得額	収入額 （給与所得者の目安）
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算（所得額ベース）

(㍑) 支給（予定）日

児童手当は、年 3 回（2 月、6 月、10 月）に分けて、4 か月分ずつ支給する。

支給（予定）日	支給月分
2 月 15 日	10 月から 1 月まで
6 月 15 日	2 月から 5 月まで
10 月 15 日	6 月から 9 月まで

(㍒) 事業費の推移

児童手当等支給額

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	20,661,440	20,528,730	20,328,910
決算	20,596,283	20,355,033	—

平成 29 年度は、中学校修了までの養育されている児童延 1,894,416 人（月）に係る児童手当等を受給者 91,743 人に支給し、支給金額の合計は 20,355,033 千円であった。

(㍓) 負担割合

区分	国	広島県	広島市
3 歳未満（被用者）	37/45（82.2%）	4/45（8.9%）	4/45（8.9%）
その他	2/3（66.7%）	1/6（16.7%）	1/6（16.7%）

（注）被用者とは、厚生年金保険法第 82 条第 1 項に規定する事業主等が保険料又は掛金を負担又は納付する義務を負う被保険者等をいう。

(㍔) 児童手当の資格認定及び支給に関する事務

児童手当の資格認定及び支給に関する事務は、各区役所厚生部保健福祉課（平成 30 年度から東区役所にあつては福祉課）が行っている。

ウ 児童手当等返還金

(7) 児童手当等返還金の概要

児童手当等の支給に当たり、受給事由が消滅したにもかかわらず届出がなかったために支給した場合などは、地方自治法等関係法令に基づき、児童手当等返還金として調定し、債務者に対して納入の通知を行わなければならない。

児童手当等返還金が生じる事由としては、例えば、児童手当等の支給を受けて

いる受給者が会社員から公務員に転職した場合、児童手当等は「住所地の市町村長」ではなく認定権者である「所属庁の長」から支給されることとなり、受給者は速やかにその事実を「住所地の市町村長」に届け出なければならない。しかしながら、受給者が当該届出の提出を失念した場合、受給事由が消滅したにもかかわらず「住所地の市町村長」からも児童手当等が支給されることから、重複して支給された児童手当等を「児童手当等返還金」として返還させる、といったケースが該当する。

(イ) 児童手当等返還金の平成 29 年度末残高

平成 29 年度末における児童手当等返還金の残高は 7,535 千円である。

平成 29 年度末 児童手当等返還金

区分	不納欠損		収入未済額	
年度別	人数（人）	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）
平成 24 年度以前	1	13	17	1,134
平成 25 年度	—	—	10	595
平成 26 年度	—	—	8	742
平成 27 年度	—	—	18	3,253
平成 28 年度	—	—	7	882
平成 29 年度	—	—	7	929
合計	1	13	67	7,535

(担当課作成)

平成 29 年度末児童手当等返還金の区ごとの内訳

(単位：千円)

区	収入未済額
中区	2,211
東区	453
南区	2,004
西区	1,028
安佐南区	683
安佐北区	823
安芸区	318
佐伯区	15
合計	7,535

(担当課作成)

(ウ) 児童手当等返還金に関する債権管理事務

児童手当等返還金に係る債権管理事務については、各区役所厚生部保健福祉課（平成 30 年度から東区役所にあっては福祉課）が行っている。

なお、広島市は、各区役所において行っていた滞納整理事務を集約して効率化することを目的として、平成 25 年度に収納対策部を設置した。収納対策部は、市税及び国民健康保険料、介護保険料等の強制徴収公債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の定めにより、滞納処分による徴収が可能な債権）を対象として業務を実施しており、強制徴収公債権に該当しない児童手当等返還金は業務の対象としていない。

(エ) 児童手当等返還金に関する内部監査による指摘と措置

児童手当等返還金に係る債権管理事務については、平成 28 年度に広島市監査委員による定期監査及び行政監査結果として、次の指摘がされた。

児童手当等の支給に当たり、受給資格が消滅したにもかかわらず届出がなかったために支給した場合などは、地方自治法等関係法令に基づき、児童手当等返還金として調定し、債務者に対して納入の通知を行わなければならない。さらに、指定した納期限までに債務を履行しない債務者（以下「滞納者」という。）に対しては、期限を指定して督促等を行わなければならない。しかしながら、ほとんどの児童手当等返還金について、滞納者に対する督促、催告等が行われておらず、すでに時効を迎え、債権が消滅していたものも見受けられた。

については、適正な債権管理に組織的に取り組まれない。

この監査結果に対する措置として、平成 30 年 6 月に次の措置内容が公表された。

監査の結果を受け、督促が未実施であった児童手当等返還金債権について、各区役所厚生部保健福祉課（以下「各区保健福祉課」という。）において速やかに督促を行うとともに、時効により債権が消滅したものは不納欠損処理を行った。

また、債権管理事務についての法的知識及びノウハウの共有化を図り、全市で統一的に適正な債権管理事務が行えるよう、福祉情報システム及び財務会計システムへの入力手順や入力箇所など児童手当等返還金の債権管理に係る具体的な手順や方法を記載した「児童手当等債権管理の手引」を平成 28 年 12 月に作成し、各区保健福祉課へこの手引に基づき事務処理を行うよう周知徹底を図った。

さらに、平成 28 年度から毎年度、各区保健福祉課（平成 30 年度から東区役所にあつては、福祉課。以下同じ。）の担当職員に向けた債権管理に関する認識を深めるための研修等を実施するとともに、毎月、「児童手当等返還金債権管理状況一覧」を各区保健福祉課からこども・家庭支援課に報告させ、滞納者に対する適切な督促、催告や納付指導などが漏れなく行われていることを同課においても確認している。

今後とも、債権管理に関する研修等を定期的実施するほか、各区保健福祉課における処理状況を把握するなどしながら、適正な債権管理に組織的に取り組んでいく。

(オ) 他の自治体における債権管理事例

平成 26 年 2 月に内閣府から「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査報告書」（以下【事業 6】において「調査報告書」という。）が公表されている。この調査は、地方公共団体の公金債権回収業務の適正化に係る取組として、民間委託、又は債権管理専門部署の創設による業務集中化について事例（民間委託の事例 19 自治体、債権管理専門部署の創設の事例 5 自治体）を収集し紹介している。

調査報告書によれば、横浜市では、児童手当等返還金を含む公債権及び私債権について、電話による自主納付の案内業務を民間事業者（コールセンター）に委託し、児童手当等返還金を含む非強制徴収公債権・私債権の徴収事務を弁護士に委託している。電話による自主納付の案内業務については、督促状や催告通知を郵送し、届いたタイミングで電話する。時間帯は、平日の業務時間中は滞納者が在宅している可能性が低いため、平日の業務時間外や土日祝日である。弁護士への徴収事務の委託については、職員が通常の徴収業務を進めても履行がない案件の中から選定し、弁護士名での督促から始め、法的措置まで行くことを前提としている。

一方、調査報告書によれば、債権管理専門の部署を設置している事例として、次の 5 つの自治体が紹介されている。

債権管理部署を設置している地方公共団体の事例

地方公共 団体	債権管理 部署	債権移管 の有無	対象債権 種類	移管期間	債権管理 条例の有 無	債権管理 部署から の民間委 託の有無
千葉県船 橋市	税務部債 権管理課	移管	地方税以 外の市債 権	最後まで	有	有
千葉県松 戸市	財務部債 権管理課	移管	ほぼ全て の市債権	最後まで	有	無
東京都江 戸川区	総務部納 税課	移管	ほぼ全て の区債権	最後まで	有	有
富山県富 山市	財務部債 権管理対 策課	移管	ほぼ全て の市債権	原則 1 年 だが半分 は翌年度 も	有	有
三重県名 張市	市民部債 権管理室	協同管理	ほぼ全て の市債権	最後まで	有	無

(出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング、内閣府委託調査「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査報告書」、平成 26 年 2 月)

調査報告書によれば、千葉県船橋市の税務部債権管理課では、非強制徴収公債権については、債権の額、消滅時効までの期間、履行状況等から法的措置の対象債権を選定し、所管課から債権管理課に債権管理業務を移管している。また、弁護士及びコールセンターへの委託を実施している。

千葉県松戸市の財務部債権管理課は、非強制徴収債権については金額の多寡ではなく、所管課と協議して移管を決めている。督促状や催告書の発行については、債権管理課に移管する前に所管課から移管予告書を送り、債権管理課への移管予定であることを滞納者に知らせると、そのアナウンス効果が大きく、5 割以上は支払うか、納付相談の申出などをしてくるということである。

東京都江戸川区の総務部納税課は、所管部門からの移管基準は処理が難しい案件としているが、特に具体的な要件はない。一部の債権の回収業務は弁護士に委託している。

富山県富山市の財務部債権管理対策課は、資産や収入があるのに払わない債務者、大口であること等の移管基準に基づいて、所管課から移管し、一部の債権の回収業務を弁護士に委託している。

三重県名張市市民部債権管理室では、所管部署で所定の事務（2 週間以内に督促状を出し、年に 4 回程度催告状を出す等）を実施していること等の基準を設けて所管部署から移管し、所管課と協同管理している。

調査報告書で紹介されているように、他の自治体では児童手当等返還金についても、場合により、所管課から債権管理専門部署に移管し、債権管理専門部署が債権管理を行っていたり、所管課と債権管理専門部署で協同管理している事例もある。

(2) 監査の結果

ア 児童手当等返還金について、一部の区の保健福祉課において、債権管理状況一覧への記載漏れが頻発している。

(7) 広島市債権管理事務取扱規則及び児童手当等債権管理の手引における定め

「広島市債権管理事務取扱規則」（以下【事業 6】において「規則」という。）第 32 条は、備付帳票として、第 1 項は「課長は、その管理に属する債権を管理し、その状況を明らかにするために必要な帳票を備え、債権が発生し、又は帰属したときは、直ちに、必要な事項を記載しなければならない。」としている。

同条第 2 項は、「前項の帳票は、次の各号に掲げる事項のうち、当該債権の管理上必要と認められる事項を記載することができるものでなければならない。

(1)債務者の住所及び氏名又は名称(2)債権の種類(3)債権の金額(4)履行期限その他履行方法に関する事項(5)利率その他利息に関する事項(6)債権の履行の状況に関する事項(7)損害賠償金等に関する事項(8)担保(保証人の保証を含む。)に関する事項(9)債務者の資産又は業務の状況に関する事項(10)解除条件に関する事項(11)その他債権を管理するために必要な事項」としている。

「児童手当等債権管理の手引」（以下【事業 6】において「手引」という。）「第 2 具体的な事務取扱い、1 債権発生、2 履行の請求」は、「(1) 返還金が発生した場合は、「児童手当等返還金債権管理状況一覧」【別紙 1】に必要事項を記載して管理し、毎月、保健福祉課長（東区役所にあつては福祉課長）へ報告の上、翌月 10 日までに、こども・家庭支援課へコピーを提出する」としている。

(イ) 実施した監査手続

各区保健福祉課からこども・家庭支援課に提出された「児童手当等返還金債権管理状況一覧」（以下【事業 6】において「債権管理状況一覧」という。）を閲覧し、平成 29 年度末の児童手当等返還金の収入未済額 7,535 千円を対象にして、債権管理事務が規則及び手引に定めるとおりに行われているか確認した。

(ウ) 監査手続の結果

監査手続の結果、南区、西区及び佐伯区においては、債権管理状況一覧に記載された内容は、規則及び手引に従っていることを確認した（ただし、延滞金については、以下イ参照）。

一方、中区、東区、安佐南区、安佐北区及び安芸区については、債権管理状況一覧からは、規則及び手引に定めるとおりに催告を行っていることが確認できなかったため、こども・家庭支援課を通じて各区保健福祉課に対して、債権管理事務の状況について、監査人から質問を行った。

中区、東区、安佐南区、安佐北区及び安芸区の各保健福祉課からの回答によれば、質問の対象とした収入未済額の全てについて、規則及び手引に定めるとおりの催告を実施したものの、債権管理状況一覧に催告した事実を記載していなかった、との回答を得た。

質問の対象とした収入未済額の各区の内訳は次のとおりである。

各区に対する質問の対象とした債務者と収入未済額

区	債務者（人）	収入未済額（千円）
中区	14	1,637
東区	3	433
安佐南区	5	130
安佐北区	3	823
安芸区	5	318
合計	30	3,341

（監査人作成）

規則及び手引において、債権管理状況一覧に必要事項を記載して債権管理を行うことを求めているにもかかわらず、一部の区の保健福祉課においては、債権管理状況一覧への記載漏れが頻発している状況が明らかになった。

該当する区の保健福祉課においては、規則及び手引を遵守し、債権管理の実施状況を漏れなく債権管理状況一覧に記載するよう、事務手続の改善が必要である。

(エ) 債権管理状況一覧の様式

債権管理状況一覧はエクセルで作成されているが、記載の仕方について、各区保健福祉課でばらつきが生じている。例えば、督促状の納付期限を経過してもなお、納付されていない債権の「納付日」の欄の記載は、空欄でセルの背景は白い場合、空欄でセルの背景をグレーに色付けしている場合、「未」と記載している場合、「－」と記載している場合、とまちまちである。

また、債権管理事務が滞りなく行なわれている債権と、債権管理事務に遅れや漏れが生じている債権を一目で区別できる様式にはなっていない。債権ごとに、

手引に定める手続の期限がいつなのか、日数を数えて確認する必要がある。

各区保健福祉課の担当者にとって、債権管理状況一覧を参照すれば、どの債権について、いつまでにどのような債権管理事務手続を行う必要があるか一目で分かるような債権管理状況一覧の様式に変更することが望ましい。

【指摘事項 6-1】 児童手当等返還金の債権管理における債権管理状況一覧への記載漏れが頻発していることについて

各区保健福祉課（東区にあっては福祉課。以下【指摘事項 6-1】において同じ。）からこども・家庭支援課に提出された「児童手当等返還金債権管理状況一覧」（以下【指摘事項 6-1】において「債権管理状況一覧」という。）を閲覧し、平成 29 年度末の児童手当等返還金の収入未済額 7,535 千円を対象にして、債権管理事務が「広島市債権管理事務取扱規則」及び「児童手当等債権管理の手引」（以下【指摘事項 6-1】において「規則及び手引」という。）に定めるとおりに行われているか確認した。

中区、東区、安佐南区、安佐北区及び安芸区については、債権管理状況一覧からは、規則及び手引に定めるとおりに催告を行っていることが確認できなかった。こども・家庭支援課を通じて各区保健福祉課に対して、債権管理事務の状況について監査人から質問を行った結果、質問の対象とした収入未済額の全てについて、規則及び手引に定めるとおりの催告を実施したものの、債権管理状況一覧に催告した事実を記載していなかった、との回答を得た。

規則及び手引において、債権管理状況一覧に必要事項を記載して債権管理を行うことを求めているにもかかわらず、中区、東区、安佐南区、安佐北区及び安芸区において、債務者合計 30 人、収入未済額合計 3,341 千円に対する催告について、債権管理状況一覧への記載漏れが生じていた。

該当する区の保健福祉課においては、規則及び手引を遵守し、債権管理の実施状況を漏れなく債権管理状況一覧に記載するよう、事務処理を徹底されたい。

イ 担当課における債権管理状況一覧の確認不足について

上記アのとおり、こども・家庭支援課は各区保健福祉課から月次で債権管理状況一覧のコピーの提出を受けているが、各区保健福祉課が規則及び手引に従って債権管理事務を行っていれば、当然に債権管理状況一覧に記載されるべき内容が記載されていなくても、各区保健福祉課に対してこども・家庭支援課から状況の確認を行った証跡はない。

こども・家庭支援課は各区保健福祉課から月次で提出される債権管理状況一覧の

コピーの内容を精査し、各区保健福祉課において債務者に対する適時、適切な督促、催告や納付指導などが漏れなく行われていることの確認を徹底して行う必要がある。

【指摘事項 6-2】 担当課における債権管理状況一覧の確認不足について

こども・家庭支援課は各区保健福祉課（東区にあっては福祉課。以下【指摘事項 6-2】において同じ。）から月次で「児童手当等返還金債権管理状況一覧」（以下【指摘事項 6-2】において「債権管理状況一覧」という。）のコピーの提出を受けているが、各区保健福祉課が「広島市債権管理事務取扱規則」及び「児童手当等債権管理の手引」に従って債権管理事務を行っていれば、当然に債権管理状況一覧に記載されるべき内容が記載されていなくても、各区保健福祉課に対してこども・家庭支援課から状況の確認を行った証跡はない。

こども・家庭支援課は各区保健福祉課から月次で提出される債権管理状況一覧のコピーの内容を精査し、各区保健福祉課において債務者に対する適時、適切な督促、催告や納付指導などが漏れなく行われていることの確認を徹底して行う必要がある。

ウ 延滞金の減免処分について

(7) 延滞金に関する債権管理状況一覧の記載

債権管理状況一覧を閲覧し、納付日が平成 29 年度中の日付けである納付金額について、手引に記載された「児童手当・特例給付返還金～延滞金が加算される場合について～」の記載に従って延滞金の額を算出し、延滞金の徴収状況について確認した。

その結果、千円以上の延滞金を徴収すべき債務者が東区で 1 人及び西区で 2 人該当した。

当該債務者の債権管理状況一覧の延滞金の欄の記載は、東区は「0」、西区は「-」となっていたので、その理由をこども・家庭支援課を通じて、各区保健福祉課に確認した。その結果、東区 1 人、西区 2 人は、以下の(ウ)及び(エ)の処理の対象者に含まれており、延滞金が全額減免されていた。

(イ) 担当課から各区保健福祉課へ提示した文書

「児童手当等返還金に係る延滞金の取扱いについて」という名称の文書がこども・家庭支援課から各区保健福祉課へ提示されている。この文書の内容は次のとおりである。

「児童手当等返還金に係る延滞金の取扱いについて」

「1 延滞金の徴収処分について」では、延滞金の徴収について事前に説明していない場合、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第2条の時期に則った督促ではない場合、誤って支給したことにより生じた返還金である場合のいずれの場合においても、延滞金の徴収処分に違法性はない旨が記載されている。

「2 延滞金の減免処分について」では、財政局管財課への照会結果として、条例第4条第4項「市長は、納付義務者がその納付期限までに当該納付金額を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めたときは、延滞金額を減免することができる。」の適用に当たっては、別紙1「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」に基づき判断する。この審査基準は「広島市市税規則第8条第2項」を準用している旨が記載されている。

また、財政局収納対策部への照会結果として、広島市市税規則第8条第2項第8号「前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき」の適用事例はない旨が記載されている。

「3 今回監査の指摘を受けて督促した事例に係る延滞金の取扱いについて」では、「今回監査の指摘を受けて督促した事例に係る延滞金について、各区において、上記1及び2を踏まえた上で減免の是非について判断し、減免の決定を行う場合には、各区において、職務権限規程に基づき、各事例毎に決裁をとること。」としている。

「4 今回監査の指摘以降に発生した返還金に係る延滞金の取扱いについて」として、「条例等に基づき、督促状を発付し、延滞金を徴収することとし、条例第4条第4項の適用に当たっては、別紙1「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」に基づき判断する。」としている。なお、「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」は手引にも同様の記載がある。

「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」は、「処分名」を「非強制徴収公債権に係る延滞金の減免処分」とし、「審査基準」では「条例第4条第4項に基づき、延滞金額を減免できる場合は、次の各号に該当し、かつ市長が必要と認めるときに限る」として、以下の(1)から(8)までを挙げている。

- (1) 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 納付義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束されたとき。
- (3) 納付義務者又はこの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (4) 納付義務者である法人が解散し、又は納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

- (5) 納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (6) 納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (7) 納入通知書の送達の実を納付義務者において知ることのできない正当な理由があり、かつ、その住所、居所、事業所又は事務所において納付に関する事項を処理する者がいなかったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

(ウ) 東区の延滞金に関する処理

「児童手当返還金に係る延滞金の減免について」という件名で、平成 29 年 3 月 31 日に同日以前に督促状を発付した債務者全員を対象に、延滞金を減免することを東区厚生部部長が決裁している。

延滞金の減免対象者は 5 人であり、監査人の試算によれば、平成 29 年度末現在での延滞金の減免額は約 30 万円である。

決裁書類に添付された（説明）には次のように記載されている。

児童手当返還金に係る延滞金の減免について

減免の理由

平成 28 年の児童手当の監査の指摘以前に発生した返還金については、納付期限後に返還金を納付した場合でも、督促状を発付していないため延滞金を徴収することができていなかった。

今回の監査で指摘を受けて督促状を送付した事例について、延滞金を徴収した場合、これまで督促状を発付していないため延滞金の徴収ができていなかった事例との公平性が確保できない。

よって、監査以前に発生した返還金については、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項の審査基準(8)の特別な理由があるときに該当することから、今後、返還金の納付があり完納となった場合、延滞金の徴収を減免する。なお、対象の債権の全てをまとめて減免の扱いとすることについては、こども・家庭支援課に確認済み。

(エ) 西区の延滞金に関する処理

「児童手当等過誤給付返還金に係る延滞金の減免について」という件名で、平成 29 年 3 月 14 日に同日以前に督促状を発付した債務者全員を対象に、延滞金を減免することを西区厚生部部長が決裁している。

延滞金の減免対象者は 13 人であり、監査人の試算によれば、平成 29 年度末現在での延滞金の減免額は約 38 万円である。

決裁書類に添付された説明には次のように記載されている。

平成 28 年度監査事務局定期監査での指摘を受けて督促した事例に係る延滞金について、以下のとおり、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項の審査基準 (8) の特別の理由があるときに該当することから減免する。また、別紙減免対象者については、未だ納付されていない返還金について、今後納付された場合も減免することとする。

理由

今回監査の指摘以前に発生した返還金に関して、納期限後に返還金を納付した事例のうち、延滞金が発生したと思われるものについて、督促状を発付していないため、延滞金を徴収することができていなかった。一方で、当該返還金に関して、今回監査の指摘を受けて督促状を発付した事例について、延滞金を徴収した場合、これまで、督促状を発付していないため、延滞金を徴収することができなかった事例との公平性が確保できないため。

参考

平成 29 年 3 月 7 日、こども・家庭支援課に以下の点について確認済。
・監査指摘を受けて督促した事例について、上記の理由で減免するときは、督促対象者全員が同様の理由で減免対象となるため、該当者をまとめて減免処理してよい。
・また、同事例の督促対象者のうち、未だ納付されていないものについても、納付された場合には減免することとし、減免対象者に含めてよい。

(オ) 監査人の見解

上記(ウ)及び(エ)の減免理由は、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項の審査基準 (8) の特別の理由には該当しない。

a 条例第 4 条第 1 項の定め

条例第 4 条第 1 項は、以下のように定める。

税外収入金の納付義務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(負担金及び占用料にあっては、年 14.5 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該納付期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

b 条例第4条第4項の定め

条例第4条第4項は、以下のように定める。

市長は、納付義務者がその納付期限までに当該納付金額を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めたときは、延滞金額を減免することができる。

このやむを得ない理由の審査基準は、広島市市税規則第8条第2項と同様の内容で、手引の「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」に定められている（上記(イ)参照）。

c 手引の「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」に記載する審査基準

上記(イ)の手引の「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」に記載されている審査基準の(1)から(7)までは、いずれも納付義務を果たすことが困難となった、納付義務者側の事情が列挙されている。

他方で、広島市が児童手当等返還金に係る督促状を発付していなかったというのは、徴収者側の事情であって納付義務者側の事情ではない。

したがって、(8)の前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるときとして、広島市が督促状を発付していなかったという事情は、(8)の特別の理由にそぐわない。

この点について、こども未来局こども・家庭支援課は、「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」の「(8)前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。」は、納付義務者に限定しておらず、市側に特別の理由があるときも適用できると財政局管財課へ確認しているという。しかし、広島市市税規則第8条第2項のように、(1)から(7)まで具体例を列挙した上で、(8)として「前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。」といった定めがなされている場合、その一般的な文理解釈の手法としては、上記(1)から(7)までに明確に当てはまる事例ではないが、上記(1)から(7)までに準じた事例である場合に、上記(8)を適用すると解釈するものである。すなわち、納付義務者側の事情ではなく、徴収者側の事情をもって、上記(8)に該当すると解釈することは、広島市市税規則第8条第2項及びこれを参照する「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」の解釈としては、文理上明確に禁止された解釈とまではいえないものの、一般的な解釈手法に沿わない解釈といわざるを得ない。すなわち、徴収者側の事情をもって上記(8)を適用することは、本来的に予定されている場面ではない。

したがって、その適用に当たっては、具体的な事情について延滞金を減免する必要性・相当性を慎重に検討する必要がある。

今回、東区福祉課及び西区保健福祉課が延滞金減免を行った理由は、平成 28 年度定期監査の指摘以前に発生した返還金のうち、納期限後に返還金が納付されたが督促状を発付していないため延滞金を徴収することができなかった事例と比較して、監査の指摘を受けて督促状を発付した事例について延滞金を徴収するのは公平に欠けるからとのことである。

しかし、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の定め自体に不平等な点は存在しない。また、納付義務者は、督促状の発付を受けながら納付期限までに納付を行わなかったのであるから、同条例に基づき延滞金が発生することは認識している。この意味で、納付義務者には、延滞金を免除されるとの正当な期待を抱くべき法的利益は存在しない。したがって、督促状の発付を受けなかった納付義務者が延滞金の支払をしていなかったとしても、督促状の発付を受けた納付義務者から延滞金を徴収することが、不合理な差別に該当するものではない。また、仮にこれが、平等原則と法律による行政の原理の抵触が問題となるケースであるとしても、行政法関係においては、法律による行政の原理を遵守することが大原則であるから、基本的には「違法の平等はない」というべきである。

したがって、延滞金を免除する必要性が認められない。

また、条例上は、延滞金が発生するのに、これを徴収しないことは、広島市の財政悪化につながる。すなわち、広島市が延滞金を徴収しなければ広島市の歳入が低下する。それだけではなく、広島市が延滞金を徴収しなければ、納付義務者は、延滞金の負担を避けるために納付期限を一層遵守しようという気持を抱きにくくなり、広島市による返還金徴収事務が促進されにくくなるおそれがある。

そして、上記他の納付義務者から延滞金を徴収できなかったのは、東区福祉課及び西区保健福祉課が、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 2 条の定めに従った督促状を発付しなかったことが原因となっている。

このような東区福祉課及び西区保健福祉課の不作为を理由として、広島市財政悪化の負担を広島市民全体に転嫁することは、延滞金徴収権限の用い方として相当性を欠くものである。

このように、東区福祉課及び西区保健福祉課が、督促状の発付を受けた納付義務者について延滞金を減免したことには、必要性も相当性もない。

よって、延滞金を減免することができるとの東区福祉課及び西区保健福祉課の上記判断は、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項、手引の「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」の解釈適用を誤っている。

そこで、東区福祉課及び西区保健福祉課は、延滞金の減免対象となった返還金のうち未だ納付されていない返還金についての延滞金の減免の決裁を取り消し、

今後納付された場合において算出した延滞金が千円以上となるときは、手引に従って「児童手当等返還金の延滞金について」（手引別紙 6）及び納入通知書を作成し、納付義務者に送付し、延滞金を徴収する必要がある。

【指摘事項 6-3】 延滞金の減免処分について

「児童手当等返還金債権管理状況一覧」を閲覧し、納付日が平成 29 年度中の日付けである納付金額について、「児童手当等債権管理の手引」に従って延滞金の額を算出した結果、千円以上の延滞金を徴収すべき債務者が東区で 1 人及び西区で 2 人該当した。

当該債務者についての延滞金について、東区福祉課及び西区保健福祉課に確認したところ、これらの債務者の延滞金は、全額減免されていた。その根拠として、平成 28 年度の監査以前に発生した返還金については、返還金を納付した場合でも、督促状を発付していないため延滞金を徴収することができていなかったことから、指摘を受けて督促状を送付した事例について、延滞金を徴収した場合、公平性が確保できないとして、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項の審査基準(8)の特別の理由があるときに該当するとしているものである。

しかし、東区福祉課及び西区保健福祉課が督促状の発付を受けた納付義務者について延滞金を減免したことには必要性も相当性もなく、上記判断は広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項及び「児童手当等債権管理の手引」の「審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）」の解釈適用を誤っている。

東区福祉課及び西区保健福祉課は、延滞金の減免対象となった返還金のうち未だ納付されていない返還金についての延滞金の減免の決裁を取り消し、今後納付された場合において算出した延滞金が千円以上となるときは、延滞金を徴収する必要がある。

6 【事業 7】 こんにちは赤ちゃん事業

(1) 事業の概要

ア 目的

子育て家庭の孤立化を防ぎ、生後 4 か月までの乳児のいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。

イ 内容

(7) 事業の所管

各区厚生部保健福祉課（東区にあっては地域支えあい課。以下【事業 7】において「各区保健センター」という。）が事業を所管し、毎月の事業実施状況をこども未来局こども・家庭支援課に報告している。

(イ) 対象者

広島市内に住所を有する生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象とする。

(ウ) 事業の実施方法

- a 母子健康手帳を交付する際に、本事業により民生委員等が出産後に訪問してよいか、同意を得る。
- b 出産後に母子健康手帳にある「出生連絡票」（はがき）に赤ちゃんの体重や里帰り期間など必要事項を記入し、各区保健センターへ提出する。各区保健センターは上記 a の同意書と「出生連絡票」を照合する。
- c こども・家庭支援課は生後 2 か月の赤ちゃんの名簿を作成し、各区保健センターに交付する。
- d 各区保健センターの保健師が各家庭に電話し、民生委員等が訪問してよいかどうか保護者の意向を確認する。同意が得られれば、民生委員等が訪問する。同意が得られなかった場合及び未熟児、双子等保健指導が必要な場合は、保健師及び広島市が委嘱している助産師が訪問する。
- e 民生委員等の訪問対象者については、各区保健センターは、「訪問カード」を民生委員等に交付する。

f 民生委員等は電話でアポイントをとって訪問し、訪問結果を訪問カードに記載して、各区保健センターに提出する。

訪問時には、養育状況の把握及び育児等に関する様々な不安・悩みの聴取を行う。また、子育てに関する情報提供として、育児情報誌や地域のオープンスペースなどのチラシを配付する。

g 民生委員等がアポイントの電話を3回しても保護者に連絡がつかない場合には、民生委員等による訪問は行わず、民生委員等は各区保健センターに訪問カードを返還する。

訪問不能だった場合には、保健師が本事業とは別の「家庭訪問指導事業」として、家庭訪問を行う。

h 訪問の結果、継続支援が必要な家庭については、関係者が集まりケース検討会を実施し、ケースにより、児童虐待予防対策事業に引き継ぐ。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算	9,826	9,955	10,014
決算	9,650	9,780	—

エ 事業費の明細

平成29年度の予算額及び決算額の明細は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	29年度当初予算	29年度決算
報償費	48	27
消耗品費等	361	366
通信運搬費	1,057	984
委託料	912	906
人件費	7,577	7,497
合計	9,955	9,780

(注) 人件費の決算額7,497千円は、各区保健センターに配属されている臨時保健師の賃金である。

オ 負担割合

国1/3、広島県1/3、広島市1/3

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

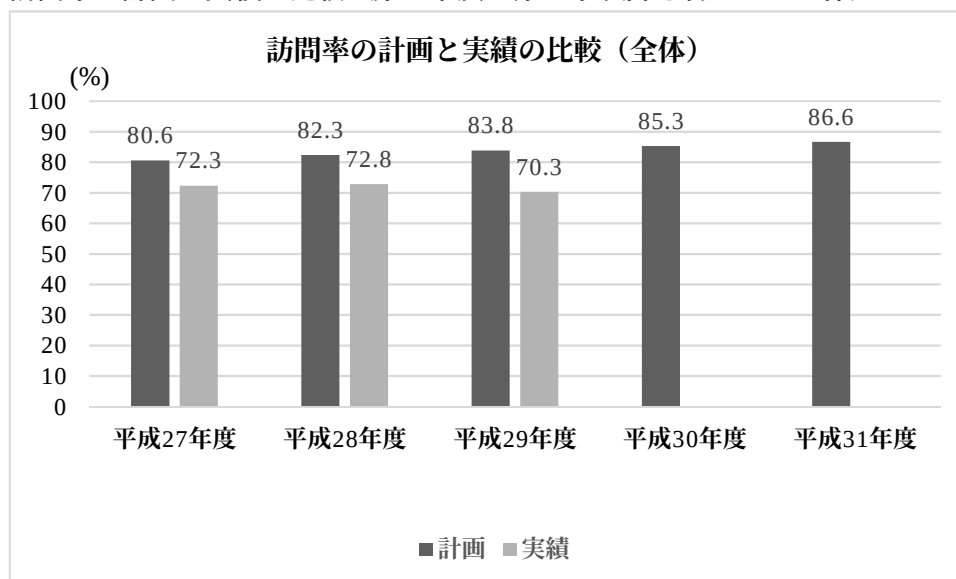
ア こんにちは赤ちゃん事業と、家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」の計画への取組について

(7) 広島市は平成 27 年 3 月に策定した「広島市子ども・子育て支援事業計画（計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度まで）」において、こんにちは赤ちゃん事業と家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」として、生後 4 か月までの乳児がいる家庭の訪問計画（以下【事業 7】において「訪問計画」という。）を設定している。

平成 29 年度の訪問計画では、訪問人数 8,375 人、訪問率 83.8%を計画していた。これに対して、実績では、訪問人数 7,109 人、訪問率 70.3%であった。

第 1 子を対象とした訪問と第 2 子以降を対象とした訪問を合わせた全体の訪問率の推移は次のとおりであり、実績は 70%台前半で推移している。

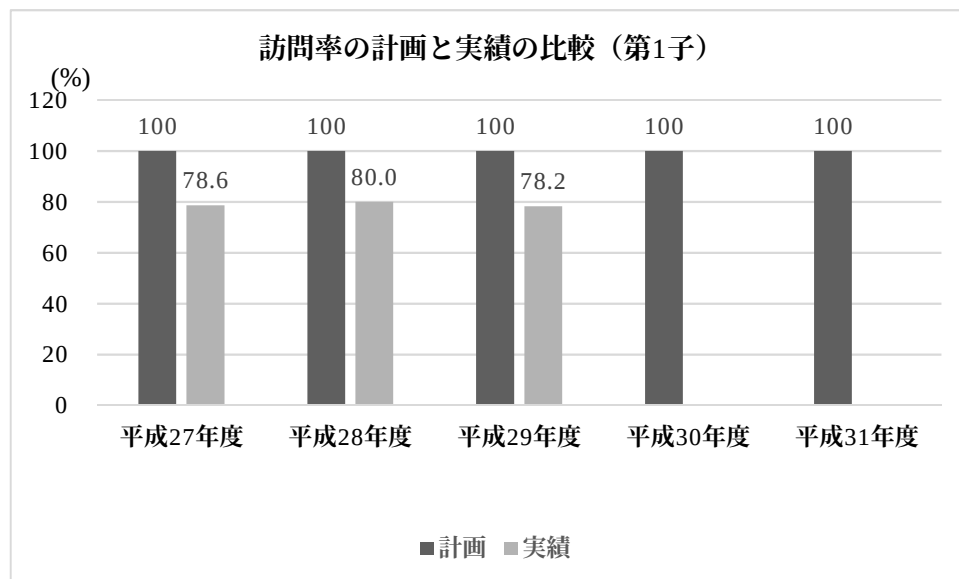
訪問率の計画と実績の比較（第 1 子及び第 2 子以降を合わせた全体）



（「乳児家庭全戸訪問事業（家庭訪問指導事業・こんにちは赤ちゃん事業）の実績について」に基づいて、監査人が作成）

(イ) 第 1 子に重点を置いて訪問するという方針の下、第 1 子については計画上の訪問率を 100%としているものの、現実的には、第 1 子全家庭を訪問することは難しく第 1 子について 78.2%の訪問率に留まったことが、全体の計画と実績の乖離の要因の 1 つにあげられる。

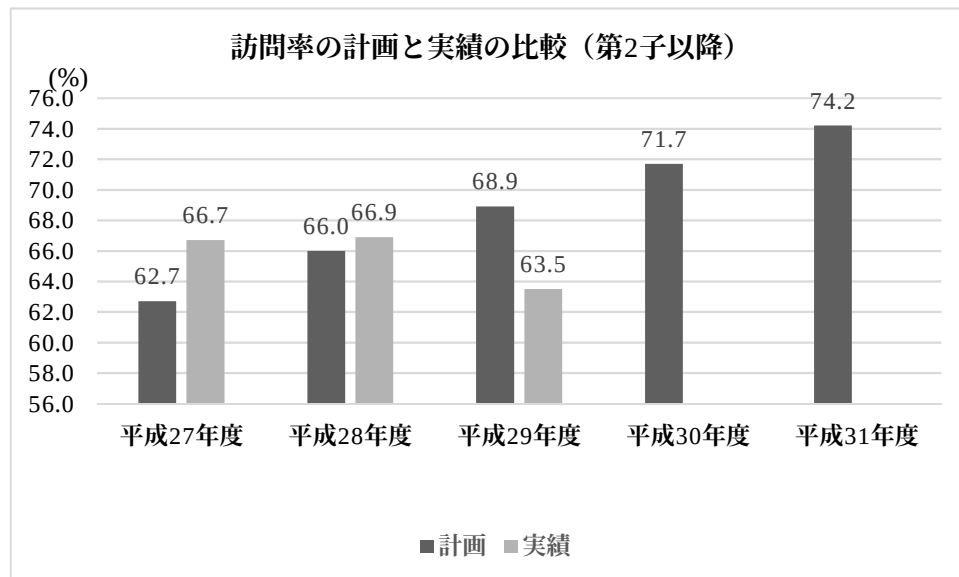
訪問率の計画と実績の比較（第1子）



（「乳児家庭全戸訪問事業（家庭訪問指導事業・こんにちは赤ちゃん事業）の実績について」に基づいて、監査人が作成）

(ウ) 第2子以降の訪問率については、次のとおりである。

訪問率の計画と実績の比較（第2子以降）



（「乳児家庭全戸訪問事業（家庭訪問指導事業・こんにちは赤ちゃん事業）の実績について」に基づいて、監査人が作成）

- (エ) 訪問率は区ごとにばらつきがある。東区においては、平成 27 年度から平成 29 年度まで訪問率が 80%を超えており、安芸区においても高い割合で推移している。一方、安佐北区では 3 年度連続で訪問率は 50%台、西区では 3 年連続 60%台であった。

区ごとの訪問数（第 1 子及び第 2 子以降を合わせた全体）

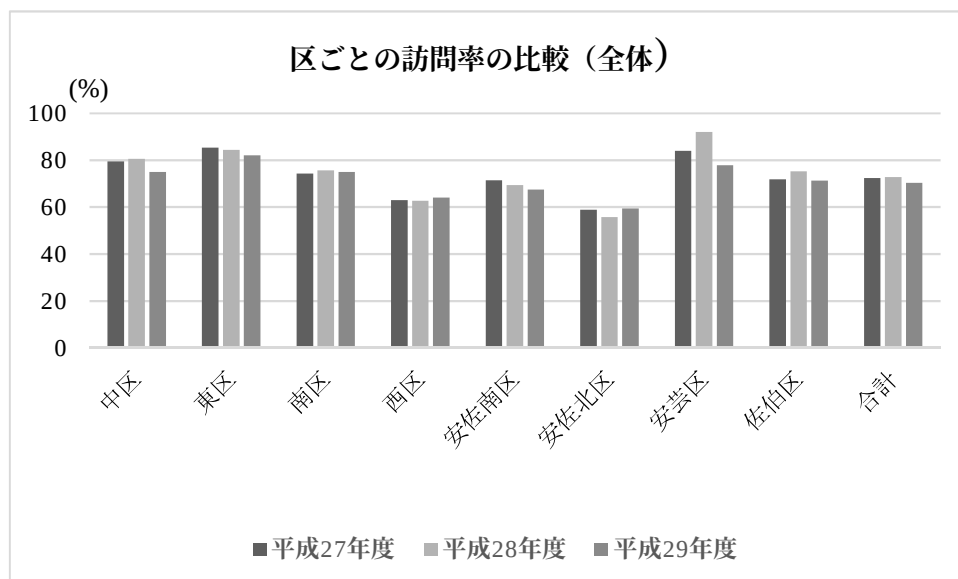
(人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計
平成27年度	845	885	918	1,141	1,889	537	592	874	7,681
平成28年度	853	916	940	1,073	1,869	460	665	863	7,639
平成29年度	800	777	894	1,103	1,710	516	523	786	7,109

区ごとの訪問率（第 1 子及び第 2 子以降を合わせた全体）

(%)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計
平成27年度	79.4	85.3	74.3	62.9	71.4	58.9	83.9	71.8	72.3
平成28年度	80.5	84.4	75.6	62.7	69.4	55.7	92.0	75.2	72.8
平成29年度	75.0	82.1	75.0	64.0	67.4	59.4	77.8	71.3	70.3



（「乳児家庭全戸訪問事業（家庭訪問指導事業・こんにちは赤ちゃん事業）の実績について」に基づいて、監査人が作成）

- (オ) 訪問率が区によって差があることの理由をこども・家庭支援課に質問したところ、地理的な事情（人口が集中していない地区では、乳児のいる家庭と民生委員等の訪問者が顔見知りである等の理由で、乳児のいる家庭が訪問されることを敬遠する可能性がある。）により、同意率が低い区は、訪問率が低くなっている、と

の回答を得た。

区ごとの平成 29 年度の訪問同意率を示したのが以下の表である。(c)の「出生後の同意率」を見ると、訪問率が最も低い安佐北区では、32.7%しか訪問に同意しておらず、同意率が一番高い安芸区の同意率 78.3%の半分以下となっている。

民生委員・児童委員が依頼された訪問のうち、実際の訪問率を示したのが(f)であるが、中区が 75.2%で他の区に比べると訪問率が低くなっているが、それ以外はほぼ 80%台であり、最も高い南区においては、91%となっている。

平成29年度の訪問同意率と民生委員・児童委員の訪問率

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計
出生数 (a)	1,081	971	1,233	1,796	2,572	890	682	1,140	10,365
出生後の同意者数 (b)	707	492	963	1,035	1,584	291	534	857	6,463
出生後の同意率 (c)=(b)÷(a)	65.4%	50.7%	78.1%	57.6%	61.6%	32.7%	78.3%	75.2%	62.4%
民生委員・児童委員への訪問依頼数 (d)	568	389	622	682	1,358	286	532	652	5,089
民生委員・児童委員による訪問数 (e)	427	311	566	585	1,142	241	468	562	4,302
民生委員・児童委員の訪問率 (f)=(e)÷(d)	75.2%	79.9%	91.0%	85.8%	84.1%	84.3%	88.0%	86.2%	84.5%

(b)は、出産後、出生連絡票受理時や電話連絡等で民生委員・児童委員の訪問の同意を確認した時点(民生委員・児童委員への訪問依頼をする時点)での同意者数を計上。

(出典：「平成 29 年度こんにちは赤ちゃん事業実績」等の資料に基づいて監査人が作成)

(注) (f)は、民生委員・児童委員に訪問を依頼したうち実際に訪問を行った訪問率を算定したものである。一方、上記(7)から(エ)までで言う「訪問率」は、民生委員・児童委員に加えて保健師、広島市が委嘱している助産師による訪問も対象にして訪問率を算定したものであるため、(f)の訪問率と(7)から(エ)までで言う「訪問率」は意味合いが異なる。

今後、訪問率を向上させていくためには、まずは民生委員・児童委員が訪問することへの同意率を高める必要がある。特定の区で訪問の同意率が著しく低い理由が、真に、「乳児のいる家庭と民生委員等の訪問者が顔見知りであることが多く敬遠される可能性がある」という地域の特性によるものだけなのか、事務手続の改善により同意率をあげる工夫はできないか、各区保健センターとこども・家庭支援課で対応を検討する必要がある。

【意見 7-1】 こんにちは赤ちゃん事業と、家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」の計画への取組について

広島市は平成 27 年 3 月に策定した「広島市子ども・子育て支援事業計画（計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度まで）」において、こんにちは赤ちゃん事業と家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」として、生後 4 か月までの乳児がいる家庭の訪問計画（以下【意見 7-1】において「訪問計画」という。）を設定している。

平成 29 年度の訪問計画では、訪問人数 8,375 人、訪問率 83.8%を計画していた。これに対して、実績では、訪問人数 7,109 人、訪問率 70.3%であった。

訪問率は区ごとにばらつきがある。東区においては、平成 27 年度から平成 29 年度まで訪問率が 80%を超えており、安芸区においても高い割合で推移している。一方、安佐北区では 3 年度連続で訪問率は 50%台、西区では 3 年連続 60%台であった。

訪問率が区によって差があることの理由をこども・家庭支援課に質問したところ、地理的な事情（人口が集中していない地区では、乳児のいる家庭と民生委員等の訪問者が顔見知りである等の理由で、乳児のいる家庭が訪問されることを敬遠する可能性がある。）により、同意率が低い区は、訪問率が低くなっている、との回答を得た。

実際に、訪問率が最も低い安佐北区では、32.7%しか訪問に同意しておらず、同意率が一番高い安芸区の同意率 78.3%の半分以下となっている。今後、訪問率を向上させていくためには、まずは民生委員・児童委員が訪問することへの同意率を高める必要がある。特定の区で訪問の同意率が著しく低い理由が、真に、「乳児のいる家庭と民生委員等の訪問者が顔見知りであることが多く敬遠される可能性がある」という地域の特性によるものだけなのか、事務手続の改善により同意率をあげる工夫はできないか、各区保健センターとこども・家庭支援課で対応を検討する必要がある。

イ 民生委員・児童委員への研修について

- (7) こんにちは赤ちゃん事業において、実際に赤ちゃんのいる家庭を訪問するのは、広島市の民生委員・児童委員である。「広島市統計書平成 29 年度版」によれば、民生委員・児童委員の平成 28 年度末時点の総数は 1,884 人であり、内訳は男性が 614 人、女性が 1,270 人となっている。

- (イ) 厚生労働省の「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」には、訪問者について次の定めがある。

乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン（抜粋）

6. 訪問者

(1) 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。

(2) 訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を受けるものとする。

- (ウ) 民生委員・児童委員に対して、「こんにちは赤ちゃん事業研修会」（以下【事業7】において「研修会」という。）として、全ての区において各区保健センターの保健師から制度の説明を定期的に行っている。研修会には大学教授等の専門家を講師に招き、最近の母子を取り巻く現状や児童虐待予防に関する最新情報等についてレクチャーするという取組も行っている。しかし外部講師を招へいするための予算は、平成29年度においては5万8千円しか計上されておらず、実際に外部講師を招いて研修会を行うことができたのは、一部の区にとどまった。

- (エ) 平成29年度の研修会の実施状況と参加人数は次のとおりである。

平成29年度研修会の実施状況と参加人数									(単位：人)
区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計
研修会実施回数	1	1	2	1	2	2	1	1	11
研修会参加人数	59	169	2	252	4	22	104	56	668

(担当課作成)

外部講師を招へいした区では、研修会の参加人数が多かった。一方で、南区では2回研修会を開催し参加者が2名、安佐南区では2回研修会を開催し参加者が4名にとどまった。

- (オ) 民生委員・児童委員には、子育て経験がある者は多いかもしれないが、必ずしも専門職ではなく、事業の質を保っていくためには、民生委員・児童委員に研修の受講を促す取組が必要である。新しく民生委員・児童委員に就任した者に対して、こんにちは赤ちゃん事業の概要を説明する内容の研修会であれば、各区ごとに実施する現状の方式でよいと思われる。しかし、外部の専門家による講義や具体的な事例

の紹介など、多くの民生委員・児童委員が事業を行うのに役立つ内容の研修会については、区の枠を超えた共同開催としたり、ビデオ収録したものを他の区でも後日閲覧できるようにするなどの工夫により、研修会の受講の機会を増やす取組をすることが望ましい。

【意見 7-2】 民生委員・児童委員への研修について

こんにちは赤ちゃん事業において、実際に赤ちゃんのいる家庭を訪問するのは、広島市の民生委員・児童委員である。民生委員・児童委員に対して、「こんにちは赤ちゃん事業研修会」（以下【意見 7-2】において「研修会」という。）として、全ての区において各区保健センターの保健師から制度の説明を定期的に行っている。研修会には大学教授等の専門家を講師に招き、最近の母子を取り巻く現状や児童虐待予防に関する最新情報等についてレクチャーするという取組も行っている。しかし、外部講師を招へいするための予算は、平成 29 年度においては 5 万 8 千円しか計上されておらず、実際に外部講師を招いて研修会を行うことができたのは一部の区にとどまり、中には年間の研修会参加人数が 5 人に満たない区もあった。

事業の質を保っていくためには、民生委員・児童委員に研修会の受講を促す取組が必要である。外部の専門家による講義や具体的な事例の紹介など、多くの民生委員・児童委員が事業を行うのに役立つ内容の研修会については、区の枠を超えた共同開催としたり、ビデオ収録したものを他の区でも後日閲覧できるようにするなどの工夫により、研修会の受講の機会を増やす取組をすることが望ましい。

7 【事業 8】 妊娠・出産包括支援事業(母子保健コーディネーターの設置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業)

(1) 事業の概要

ア 目的

妊娠・出産包括支援事業として、母子保健コーディネーターの設置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の 3 事業を実施している。

(ア) 母子保健コーディネーターの設置

妊娠・出産に係る相談に対応し、妊産婦や家族の支援ニーズを把握し、必要なサービスや関係機関への連携などのコーディネートを行う母子保健コーディネーターを設置する。

(イ) 産前・産後サポート事業

出産や子育てに関する不安を解消するため、助産師を派遣し、個別訪問相談を行う。

(ウ) 産後ケア事業

産婦人科等の施設を利用した宿泊型ケア及びデイケアを通じて、産婦の心身のケアや乳児ケアを行うとともに、ヘルパーの派遣により家事・育児等の支援を行う。

イ 内容

(ア) 母子保健コーディネーターの設置

各区厚生部保健福祉課（東区役所にあつては地域支えあい課。以下【事業 8】において「各区保健センター」という。）に 1 名ずつ非常勤保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母と子の心身の健康と育児に関するニーズに応じ、相談支援を実施する。具体的には、母子健康手帳交付手続、母子健康手帳交付後の問題把握、妊娠・出産時の相談対応を業務として行っている。

(イ) 産前・産後サポート事業

a サポートの内容

一般社団法人広島県助産師会に委託し、助産師の派遣により、母体の健康状態のチェック、乳房管理、妊娠・出産に関する不安に対する相談、授乳や沐浴についての相談・指導等を行う。

b 利用者

広島市に住所を有し、体調不良や育児不安等があり、身近に相談できる人がいない産前 8 週（56 日）から産後 8 週（56 日）未満までの母子が利用できる。

c 訪問時間等

月曜日から金曜日、午前 9 時から午後 5 時までの間で、1 回につき、1 時間程度訪問する。

d 利用回数

利用できる回数は 1 人当たり 4 回までである。

e 利用料

以下の区分に応じて、利用料は次のとおり定められている。

産前・産後サポート事業利用料

区分	金額
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲外の世帯	1 回当たり 2,500 円
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲内の世帯	1 回当たり 1,250 円
市民税非課税世帯又は生活保護世帯	0 円

全ての区分において、利用日の前々日の午後 5 時までに連絡がなく変更・中止された場合はキャンセル料が発生する。

f 利用方法

利用希望者は居住する区の各区保健センターに、おおむね妊娠 6 か月（20 週）以降から申請することができる。

申請後、各区保健センターの保健師が家庭訪問・窓口での面接等を通じて、母親の体調や家族による支援状況等を聴取し、支援が必要であると認めた場合、各区保健センターが一般社団法人広島県助産師会と調整し、利用を開始することになる。

(ウ) 産後ケア事業（宿泊型ケア及びデイケア）

a ケアの内容

委託する産婦人科や助産院での宿泊型ケア又はデイケアにより、母体の健康状態のチェック、乳房管理、授乳や沐浴についての相談・指導等を実施する。

b 利用者

広島市に住所を有し、産後 8 週未満で体調不良や育児不安等があり、家族などから産後の家事、育児などの支援を受けることができない母親と生後 8 週（56 日）未満の子どもが利用することができる。

c 利用期間

宿泊型ケア、デイケアごとにそれぞれ 7 日間まで利用することができる。

d 実施場所

委託契約をしている医療機関および助産院で実施する。平成 29 年度においては、合計で 10 の医療機関及び助産院と委託契約を締結して事業を実施した。

e 利用料

以下の区分に応じて、利用料は次のとおり定められている。

産後ケア事業利用料

区分	宿泊型	デイケア
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲外の世帯	1 日当たり 15,000 円	1 日当たり 7,500 円
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲内の世帯	1 日当たり 7,500 円	1 日当たり 3,750 円
市民税非課税世帯又は生活保護世帯	0 円	0 円

全ての区分において、利用日の前々日の午後 5 時までに連絡がなく変更・中止された場合はキャンセル料が発生する。

f 利用方法

利用希望者は居住する区の各区保健センターに、おおむね 8 か月（28 週）以降から申請することができる。

申請後、各区保健センターの保健師が家庭訪問・窓口での面接等を通じて、母親の体調や家族による支援状況等を聴取し、支援が必要であると認めた場合、保健センターが委託先の医療機関等と調整し、利用を開始することになる。

(エ) 産後ケア事業（産後ヘルパー派遣事業）

a 支援の内容

訪問介護事業所への委託により自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児等の支援を行う。具体的には、家事支援として、食事の準備・後片付け、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、郵便物の郵送等を行う。また、育児支援として授乳介助、おむつ・衣類交換、沐浴介助、兄弟児の遊び相手等の世話等を行う。

b 利用者

広島市に住所を有し、産後 8 週未満で体調不良や育児不安等があり、家族などから産後の家事、育児などの支援を受けることができない母親と生後 8 週（56 日）未満の子どもが利用することができる。

c 利用時間

月曜日から日曜日の午前 8 時から午後 6 時までの間で、サービス 1 回につき 2 時間以内である。

d 利用回数

1 日 2 回まで、延べ 10 回利用可能である。

e 利用料

次の区分に応じて、利用料は次のとおり定められている。

産後ヘルパー派遣事業利用料

区分	派遣時間毎の利用者負担額		
	1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲外の世帯	1,000円	1,500円	2,000円
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲内の世帯	500円	750円	1,000円
市民税非課税世帯又は生活保護世帯	0円	0円	0円

全ての区分において、利用日の3日前の午後5時までに連絡がなく変更・中止された場合はキャンセル料が発生する。

f 利用方法

利用希望者は居住する区の各区保健センターに、おおむね 8 か月（28 週）以降から申請することができる。

申請後、各区保健センターの保健師が家庭訪問・窓口での面接等を通じて、母親の体調や家族による支援状況等を聴取し、支援が必要であると認めた場合、保健センターが委託先のヘルパー派遣会社と調整し、利用を開始することになる。

ウ 事業費の推移

母子保健コーディネーターの設置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業合計
(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算 a	47,169	48,512	37,901
決算 b	27,886	27,851	—
執行率 b/a	59.1%	57.4%	—

(7) 母子保健コーディネーターの設置

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算 a	21,804	22,044	25,218
決算 b	20,511	19,613	—
執行率 b/a	94.1%	89.0%	—

(注) 平成 29 年度決算額 19,613 円は、各区 1 名合計 8 名の非常勤嘱託員に対する人件費である。

(4) 産前・産後サポート事業

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算 a	6,593	6,593	1,017
決算 b	797	693	—
執行率 b/a	12.1%	10.5%	—

(注) 平成 29 年度決算額 693 千円は、一般社団法人広島県助産師会に支払った委託料（事務経費 350 千円、訪問経費 343 千円）である。

(5) 産後ケア事業（宿泊型ケア及びデイケア）

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算 a	8,742	9,326	8,430
決算 b	5,203	5,699	—
執行率 b/a	59.5%	61.1%	—

(注) 平成 29 年度決算額 5,699 千円の内訳は、産婦人科及び助産院への委託料 5,591 千円、妊娠・出産包括支援事業のチラシ作成に係る消耗品費 108 千円である。

(エ) 産後ケア事業（産後ヘルパー）

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算 a	10,030	10,549	3,236
決算 b	1,375	1,844	—
執行率 b/a	13.7%	17.5%	—

（注）平成 29 年度決算額 1,844 千円は、ヘルパー派遣会社への委託料である。

エ 負担割合

(ア) 母子保健コーディネーターの設置

国 1/3、県 1/3、広島市 1/3

(イ) 産前・産後サポート事業、産後ケア事業のうち宿泊型ケア及びデイケア

国 1/2、広島市 1/2

(ウ) 産後ケア事業のうち、産後ヘルパー派遣事業

広島市のみ負担

オ 事業の実施状況

(ア) 産前・産後サポート事業の実施状況

平成 29 年度に産前・産後サポート事業を利用した人数は、延べ 95 人（実人数は 31 人）であった。区分ごとの内訳人数は次のとおりである。

平成29年度産前・産後サポート事業利用者数

（単位：人）

区分	延べ人数
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲外の世帯	18
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲内の世帯	69
市民税非課税世帯又は生活保護世帯	8
合計	95

（「H29 年度実績 産前・産後サポート事業」に基づき監査人が作成）

(イ) 産後ケア事業（宿泊型ケア及びデイケア）の実施状況

平成 29 年度に産後ケア事業のうち宿泊型ケアを利用した人数は、延べ 242 人（実人数は 37 人）、デイケアを利用した人数は、延べ 31 人（実人数は 9 人）であった。区分ごとの内訳人数は次のとおりである。

平成29年度産後ケア（宿泊型ケア及びデイケア）事業利用者数

（単位：人）

区分	宿泊型ケア延べ人数	デイケア延べ人数
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲外の世帯	44	0
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲内の世帯	181	31
市民税非課税世帯又は生活保護世帯	17	0
合計	242	31

（「H29 年度実績 産後ケア事業」に基づき監査人が作成）

(ウ) 産後ケア（産後ヘルパー派遣事業）の実施状況

平成 29 年度に産後ケア事業のうち産後ヘルパー事業の利用実人数は 88 人、利用延べ回数は 671 回であった。区分ごとの内訳は次のとおりである。

平成29年度産後ケア（産後ヘルパー派遣）事業の利用回数

（単位：回）

区分	1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで	合計
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲外の世帯	3	12	79	94
市民税課税世帯で、児童手当の所得制限範囲内の世帯	55	70	338	463
市民税非課税世帯又は生活保護世帯	1	19	94	114
合計	59	101	511	671

（「H29 年度実績産後ヘルパー」に基づき監査人が作成）

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 予算執行率の低さについて

- (7) 本事業の予算の執行率は、平成 29 年度は 3 事業合計で 57.4%となっている。予算執行率が低いのは、事業を経済的、効率的に行ったことによる成果と見ることが出来る場合もあるが、本事業はそれには該当しない。当初の見込みが過大で、実際には見込んでいたほどの数の利用者がいなかったことが予算執行率が低い理

由となっている。

個別の事業ごとに見ると、母子保健コーディネーターの平成 29 年度予算執行率は 89.0%である。これは、全額が非常勤保健師の人件費に該当し、予算と決算との乖離が比較的少なくなっている。

産前・産後サポート事業の予算執行率は 10.5%、産後ケア事業（宿泊型ケア及びデイケア）の予算執行率は 61.1%、産後ケア事業（産後ヘルパー）の予算執行率は 17.5%となっている。

予算執行率が著しく低い理由をこども・家庭支援課に質問したところ「本事業は、平成 27 年 10 月末から開始されたものであり、平成 29 年度の必要件数及び金額を適切に見込むことが難しかった。」との説明があった。

また、利用希望者で利用を断ったケースはほとんどないとのことなので、利用希望者そのものの人数が想定していたよりも少なかったということになる。こども・家庭支援課は、母子健康手帳交付時や広島市の広報紙及び広島市のホームページにおいて事業の周知を行っているというが、平成 29 年度の本事業の利用状況を考えれば、それだけでは不十分であることは明らかである。

- (イ) 厚生労働省が平成 29 年 8 月に策定した「産前・産後サポート事業ガイドライン、産後ケア事業ガイドライン」には事業の周知方法について次の記載がある。

「産前・産後サポート事業ガイドライン、産後ケア事業ガイドライン」（抜粋）
10 事業の周知方法 利用者及びその家族に対し、事業の内容だけでなく趣旨について十分に伝わるよう周知することが求められる。加えて、家族の理解とサポートを得ることも必要である。

(1) チラシ・リーフレットの作成、配布

事業の趣旨及び内容を記載したチラシ・リーフレット等を作成し、母子健康手帳の交付、妊婦訪問及び両親学級等のタイミングに合わせて配布する。また、事業の趣旨及び内容だけでなく、利用者の声等をチラシ・リーフレット等に記載することも有効である。資料の一部として配布するだけでなく、市区町村の担当者が説明を加えると理解されやすい。加えて、妊婦健康診査、産婦健康診査を実施している病院、診療所、助産所にも協力を依頼し、特に必要と思われる方には、勧めてもらう。

(2) 市区町村のホームページ

ホームページは住民が閲覧しやすく、また、写真や動画も容易に掲載できるため、より具体的に広報することができることから、住民の理解を得られやすい。ただし、個人が被写体となる場合は肖像権に配慮し、事前に了解を得ることが必要である。

(3) その他

広報紙への掲載、広報用アプリの活用等、市区町村で広報に使用できるものを重層的に活用し、利用者に確実に分かりやすく伝えられるよう努める。

ガイドラインでは、チラシ、リーフレット、ホームページ、広報紙、広報用アプリ等を使った周知が呼びかけられている。

- (ウ) 広島市は、市のホームページの他に、広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」を開設し、こども未来局こども・家庭支援課が子育てに関する情報提供を行っている。

「ひろまる」には、目的別メニューの「知りたい」及び年齢別メニューの「妊娠・出産」において、「妊娠・出産包括支援事業」というカテゴリが設けられている。

「妊娠・出産包括支援事業」をクリックすると、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の説明が記載されているが、デザインは見やすくなっているものの、その記載内容は、市のホームページの記載と全く同じ内容となっており、何ら工夫は見られない。

- (エ) 広島市は、平成 30 年 10 月に「ひろしま子育て応援アプリ」の利用を開始した。

「ひろしま子育て応援アプリ」は、妊婦や子どもの健康記録、胎児や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理、子ども向けイベントや子育て支援施設の紹介など、母親・父親の子育てを応援するスマートフォン向けアプリである。アプリの「広島市の子育て情報」は、地域イベント、子育て支援施設の検索、子どもの救急相談のカテゴリに分かれている。アプリ自体には産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の記載はない。アプリに上記(ウ)の「ひろまる」へのリンクが貼られている。

- (オ) 上記のように、市ホームページ、広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」、「ひろしま子育て応援アプリ」と情報へアクセスする入口は複数あっても、結局は同じ記載内容に行き着くことになる。

現状のホームページの記載は、事業の概要を箇条書きで紹介するシンプルな記載になっており、利用者の目線に立っているとは言えない作りになっている。

過去の利用者の実際の体験談の紹介、産婦人科医師、看護師、助産師からのアドバイスを紹介するなど、潜在的な利用者が親しみと関心を抱くような事業の紹介方法を取るなどの工夫により、本事業の一層の周知活動が必要である。

【意見 8-1】 予算執行率の低さについて

産前・産後サポート事業の予算執行率は 10.5%、産後ケア事業（宿泊型ケア及びデイケア）の予算執行率は 61.1%、産後ケア事業（産後ヘルパー）の予算執行率は 17.5%となっている。

予算執行率が著しく低い理由を担当課に質問したところ、本事業は、平成 27 年 10 月末から開始されたものであり、平成 29 年度の必要件数及び金額を適切に見込むことが難しかった、との説明があった。また、利用希望者で利用を断ったケースはほとんどないとのことなので、利用希望者そのものの人数が想定していたよりも少なかったということになる。担当課は、母子健康手帳交付時や広島市の広報紙及び広島市のホームページにおいて事業の周知を行っているというが、平成 29 年度の本事業の利用状況を考えれば、それだけでは不十分であることは明らかである。

本事業の広報は、市ホームページ、広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」、「ひろしま子育て応援アプリ」が活用されている。しかし、本事業の情報にアクセスする入口は複数あっても、結局は市ホームページと同じ記載内容に行き着くことになる。

現状の市ホームページの記載は、事業の概要を箇条書きで紹介するシンプルな記載になっており、利用者の目線に立っているとは言えない作りになっている。過去の利用者の実際の体験談の紹介、産婦人科医師、看護師、助産師からのアドバイスを紹介するなど、潜在的な利用者が親しみと関心を抱くような事業の紹介方法を取るなどの工夫により、本事業の一層の周知活動が必要である。

8 【事業 9】 地域子育て支援拠点等事業（常設オープンスペースの設置・地域のオープンスペースへの支援の充実を含む。）

(1) 事業の概要

ア 目的

乳幼児を持つ親が気軽に子育ての相談が受けられる場を提供し、子育て家庭の孤立化や育児不安およびこれらを背景とした児童虐待の発生を未然に防ぐとともに、地域における子育て支援機能の充実を図る。

イ 内容

(7) 地域子育て支援拠点事業

各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに対する不安等の相談指導、

子育てサークルの育成支援、親子ふれあい教室等の育児講座・地域子育て支援連絡会の開催、子育てリーダー等子育て支援者の養成・育成、子育て応援情報マップの作成による子育て情報の提供等を行う。

(イ) 常設オープンスペースの設置

各区に設置した常設オープンスペースの運営及び NPO 法人等が公募型常設オープンスペースを設置・運営する場合の補助金交付により、子育て家庭の親とその子どもが、いつでも気軽に集い、自由に相互交流できるとともに、子育てに関する相談などを行う場を提供し、子育てを支援する。

a 各区の常設オープンスペース

広島市が設置した常設オープンスペースは、各区に1か所あり、広島市を含む地域の関係者で構成された運営協議会によって運営されている（中区は、指定管理者である公益財団法人広島原爆障害対策協議会が運営している。）。

区	名称	場所
中区	つどいの広場「げんキッズ」	広島市総合健康センター（健康科学館）
東区	ぽっぽひがし	東区総合福祉センター
南区	キッズひろばみなみ	南区役所別館
西区	にしくニコニコひろば	西区地域福祉センター
安佐南区	オアシスあさみなみ	安佐南区総合福祉センター
安佐北区	スマイルあさきた	安佐北区総合福祉センター
安芸区	あおぞら安芸っ子	安芸区総合福祉センター
佐伯区	おやこっこさえき	佐伯区役所別館

b 公募型常設オープンスペース

民間の団体が設置・運営する常設オープンスペースである。

区	名称	場所
中区	子育てオープンスペース つばさ	中区立町 6-1 立町ウイングビル 5 階
東区	オープンスペース光明 わくわくランド	東区牛田本町 5-1-2 広島光明学園 5 階
南区	あいあいキッズイオン宇品店	南区宇品東 6-1-15 イオン宇品店 2 階

区	名称	場所
南区	こどもケアセンター いーぐる	南区宇品西 5-13-18 広島都市学園大学内
西区	子育てひろば ころろ	西区横川町 2-3-1 川崎ビル 3 階
安佐南区	ひろば KUSU-KUSU 祇園	安佐南区祇園 3-25-23 ドゥエリングビル 601 号
安佐南区	ひろば KUSU-KUSU 佐東	安佐南区緑井 5-17-5 グランデュア緑井 401 号
安佐北区	すずらんひろば 高陽	安佐北区亀崎 1-2-4 高陽タウンセンタービル地下 1 階
佐伯区	あひる Club	佐伯区五日市 1-3-13 ハイソレイユ 103・101 号

(平成 30 年 3 月末現在)

(ウ) 地域のオープンスペースへの支援の充実

地域の子育て支援関係者が運営する、子育て中の親とその子が自由に集い交流することができる地域の身近なオープンスペースの支援を促進する。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	156,062	169,778	153,089
決算	155,382	146,880	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	金額
人件費	56,039
報償費	10,308
消耗品費等	717
通信運搬費	575

区分	金額
保険料	547
備品購入費	112
負担金、補助及び交付金	2,894
常設オープンスペース 10 か所を運営する 9 法人に対する補助金及び指定管理料	75,685
合計	146,880

オ 本事業の実施状況（平成 29 年度）

(7) 地域子育て支援拠点事業

計画どおり、各区役所（8 か所）において事業を実施した。

(イ) 常設オープンスペースの設置

既存の常設オープンスペース（16か所）の運営に加えて、新たに1か所（東区）公募型常設オープンスペースの設置に対し、補助金を交付した。

利用実績数は前年度より減少したが（平成 28 年度：127,667 人日、平成 29 年度：119,896 人日と▲7,771 人日）、計画数（119,204 人日）を 692 人日上回った。

(ウ) 地域のオープンスペースへの支援の充実

区地域子育て支援センター職員による公民館等への訪問支援を438回行った。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

公募型常設オープンスペースの補助金支給額の算定プロセスの正確性について監査を行ったところ、補助金の精算書の根拠資料として添付されている領収証の写しの添付漏れ（書籍代 3,845 円）や、領収証は添付されているものの、用途が明記されていないもの（消耗品費 4,051 円）、また、経費の集計額に軽微な誤り（3,108 円過大）が認められた。これらは補助金交付確定額を超える補助対象経費に係る誤りであったため、補助金の額に影響を与えるものではないが、誤りがあった事業者については慎重に精算書を査閲するなど、引き続き補助金支給額の正確性に留意されたい。

【意見 9-1】 補助金支給額の正確性について

公募型常設オープンスペースについて、補助金の精算書の根拠資料として添付されている領収証の写しの添付漏れ（書籍代 3,845 円）や、領収証は添付されているものの、用途が明記されていないもの（消耗品費 4,051 円）、また、経費の集計額に軽微な誤り（3,108 円過大）が認められた。

これらは補助金交付確定額を超える補助対象経費に係る誤りであったため、補助金の額に影響を与えるものではないが、担当課においては、誤りがあった事業者については慎重に精算書を査閲するなど、引き続き補助金支給額の正確性に留意されたい。

9 【事業 10】 保育園の耐震化の推進

(1) 事業内容

広島市では、「広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン」に示す市有建築物の耐震化診断に基づき、市有建築物の耐震化に取り組んでいる。また、平成 22 年 2 月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課から「児童福祉施設等の耐震化の推進について」の通知が出されており、平成 26 年度より以下のスケジュールに沿って保育所の耐震化の推進が進められている。

・耐震化スケジュール

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
グループ A 【25 園】	耐震診断	立案・実施 設計業務	耐震補強工事		
グループ B 【25 園】		耐震診断	立案・実施 設計業務	耐震補強工事	
グループ C 【31 園】			耐震診断	立案・実施 設計業務	耐震補強工事

ア 立案・実施設計

平成 28 年度の耐震診断の結果を基に、平成 29 年度においては、耐震改修計画立案業務を実施した。ただし、他事業との関係も含め以下(7)及び(イ)の 5 園については、当初予定時点からの変更を行っている。

財源については、立案は一般財源 100%であり、実施設計業務は特定財源である緊急防災減災事業債 100%である。

(7) 調整を行った保育園・・・緑井保育園（グループ B）

平成 26 年 8 月の豪雨災害現場に近く土砂災害特別警戒区域にあり、裏山が急傾斜地になるため移転等を検討した。しかし、保育園移転には、面積基準や安全性、利用者の利便性など様々な要件が伴い難しいことから、今の場所で安佐南区において裏山を整備することに決定した。Is 値、0.85 であり、建物には問題ないと判断した結果である。

(イ) 追加立案した保育園・・・江波第二保育園（市営住宅と合築）、原保育園、福木保育園、三田保育園

イ 工事

平成 28 年度に実施した立案・実施設計業務の結果を基に、平成 29 年度において耐震工事を実施した。なお、以下の 4 園については非対象とする。

(7) 補強工事非対象園 4 園

- ・耐震性を有する・・・大州保育園、川内保育園、千同保育園
- ・工事に係る調整・・・温品保育園

(イ) 工事実施園 21 園（当初予定は 31 園）

竹屋保育園、吉島保育園、舟入保育園、皆実保育園、元字品保育園、矢野西保育園、三篠保育園、わかくさ保育園、あけぼの保育園、庚午保育園、草津保育園、大町保育園、美の里保育園、江波保育園、ふくしま保育園、井口保育園、安東保育園、中筋保育園、亀山南保育園、石内保育園、八幡保育園

(ウ) 耐震化工事未着工の保育園の耐震診断結果一覧表

保育園名	建物概要			備 考
	構造	階数	I s 値又は木造ランク	
似島保育園、船越西部保育園、船越南部保育園、矢野中央保育園、長束保育園、山本保育園、坪井保育園、口田保育園、可部東保育園、いずみ保育園、三田保育園	木造	1	a	矢野中央保育園、三田保育園 S57 築 他は、S30～47 築
横川保育園	RC	2	0.29	S45 築
八幡東保育園	S	1	0.07	S49 築
三筋保育園	S	1	0.09	S49 築
高南保育園	軽量 S	1	0.18	S47 築
福木保育園	軽量 S	1	0.06	S57 築
戸坂保育園	RC	1	0.15	S51 築
五日市駅前保育園	RC	2	0.14	S52 築
河内保育園	RC	2	0.39	S51 築
楠那保育園	RC	1	0.43	S55 築
小河内保育園	RC	2	0.55	S46 築
みゆき保育園	RC	2	0.45	S54 築
大林保育園	RC	2	0.57	S54 築

※ RC・・・鉄筋コンクリート造、S・・・鉄骨造

※ I s 値（一般財団法人日本耐震診断協会HPより）

- 0.60以上 ＝ 倒壊又は崩壊する危険性が低い
0.3以上0.6未満 ＝ 倒壊又は崩壊する危険性がある
0.30未満 ＝ 倒壊又は崩壊する危険性が高い

木造ランク（耐震性能ランク）

- a ＝ 倒壊する危険性が高い

※市有保育園については、「広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン」により、重要度係数1.25を乗じた $I s \geq 0.75$ を耐震性能の目標値としている。

(2) 予算決算の推移

ア 保育園の耐震化の推進（立案）

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	57,900	56,900	52,500
決算	41,421	31,149	57,031

イ 保育園の耐震化の推進（実施設計）

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	31,900	51,600	55,800
決算	31,562	26,563	42,298

ウ 保育園の耐震化の推進（工事）

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,184,000	741,000	1,905,600
決算	265,576	543,095	—

平成 29 年度決算の科目内訳

科目	金 額	備 考
使用料及び賃借料	60,105	工事中のプレハブ借上料
工事請負費	482,989	耐震工事その他工事代
合計	543,095	

平成 29 年度繰越明許費

工事請負費	154,336	平成 28 年からの繰越分
-------	---------	---------------

(3) 監査の方法

耐震化工事等については、平成 28 年度からの繰越工事が 154,336 千円と平成 29 年度工事費 482,989 千円の合計 637,325 千円である。

この中から、以下を抽出して入札関係資料、契約書他契約時資料、工事工程表などの工事開始時の資料から、途中契約変更時、工事や賃貸借終了時の資料までを監査対象とした。

- ・ 宇品東保育園園舎耐震改修その他工事 19,390 千円
- ・ 三篠保育園園舎増築その他工事 92,250 千円

- ・三篠保育園園舎増築その他衛生・設備工事 10,634 千円
- ・三篠保育園園舎増築電気設備工事 4,428 千円
- ・安東保育園外1園園舎耐震改修その他工事 45,009 千円
- ・吉島保育園園舎耐震改修その他工事 21,756 千円
- ・青崎保育園仮設施設借上げ業務 4,385 千円

(4) アスベストを含む工事について

広島市では、平成 29 年 7 月 1 日付けで「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」を公表している。平成 17 年度から始まった吹付け石綿、吹付け岩綿、吹付けひる石等アスベスト含有率が 1 %を超える吹付け材の使用状況調査以降、平成 18 年度ではアスベスト 0.1%超に基準が強化され、平成 20 年度ではアスベストの種類が増え、平成 26 年度ではこれまでの調査で把握していた施設以外から新たにアスベストが見つかったことに伴う再確認調査が行われている。この措置状況等の表の除去済の施設 103 件のうち保育園は、吉島保育園、温品保育園、宇品東保育園、草津保育園、大町保育園、五日市南保育園、鈴峰園保育園が掲げられている。

調査結果

調査名	調査内容	吹付けアスベスト 使用施設数
平成 17 年度調査	吹付け石綿、吹付け岩綿、吹付けひる石等アスベスト含有率 1 %を超える吹付け材の使用状況調査	5 2
平成 18 年度調査	石綿障害予防規則の規制を受ける吹付け材等の基準が「アスベストを 0.1%を超えて含有するもの」に強化されたことに伴う調査	4 2 (4)
平成 20 年度調査	国内での使用はないといわれていたアスベストが国内建築物の吹付け材から検出されたことに伴う調査	2 9 (5)
平成 26 年度調査	これまでの調査で把握していた施設以外から新たにアスベストが見つかったことに伴う再確認調査	6 (1)
計		1 2 9 (10)

※ () 内は、平成 17 年度以降の調査で既に吹付けアスベストの使用が判明していた施設において、新たに確認された施設数(内数)である。

(出典：平成 29 年 7 月 1 日付け「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」)

措置状況等

区分	施設数	備考
吹付けアスベスト除去済みの施設	103	吉島保育園、温品保育園、宇品東保育園、草津保育園、大町保育園、五日市南保育園、鈴峰園保育園を含む
大規模修繕時等に除去を予定している施設(※)	6	保育園なし
現在未使用で、解体時等に除去を予定している施設	10	保育園なし
合 計	119	

※全ての施設について、天井に隙間等がないか点検するとともに、室内空気中のアスベスト濃度の測定を実施し、安全であることを確認している。

(出典：平成 29 年 7 月 1 日付け「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」)

上記(3)で監査対象とした工事のうち、「安東保育園外 1 園園舎耐震改修その他工事」の外 1 園に該当する中筋保育園及び三篠保育園の 2 カ所について、閲覧した工事関係書類の中にアスベスト処理に関する記録があった。

ア 中筋保育園

(7) 工事内容

工事名は「安東保育園外 1 園園舎耐震改修その他工事」であり、中筋保育園については、立案及び実施設計業務において、平成 28 年 11 月 29 日アスベストの分析が行われている。その後、耐震補強工事とそれに伴う外壁改修、コンクリートブロック腰壁撤去、建具ガラス飛散防止フィルム貼りをを行っている。

工事期間は、平成 29 年 9 月 5 日から平成 30 年 2 月 28 日までである。

(イ) アスベストについて

平成 28 年 11 月 29 日の試験成績表では、1 階南面西側外壁、南面スロープ側面外壁、東面外壁の 3 カ所において、クリソタイルが 0.14%検出された。基準は 0.1%以下であり基準値を上回る値であるため、上記(4)の広島市のアスベスト調査結果(平成 29 年 7 月 1 日付け)の中にカウントされているか担当課に確認したが、記載されていないとの回答であった。

アスベスト処理については、平成 29 年 11 月 24 日に「特定粉じん排出等作業実

施届出書」を広島市長に提出し、工事業者より「施工計画書」が提出され、作業終了後にはアスベスト撤去時の石綿環境濃度測定結果報告書が作業環境測定機関から提出された。

イ 三篠保育園

(7) 工事内容

三篠保育園の園舎 230 m²を一部残し解体し、220 m²を一部改修その他増築する工事である。こども未来局保育企画課提出の契約締結伺、工事設計書や支出負担行為伺等の書類上では、アスベスト含有建材の処理が行われていることについて、全く確認ができなかった。

工事完了後の報告書の中の解体工事の現場写真の中に『アスベスト成形板撤去作業中関係者以外立入禁止』というプレートその他、アスベスト処理に関する注意事項が記載されたプレート 4 枚を窓に貼っている写真があった。その写真の説明書きは「石綿含有建材撤去」となっている。それ以降、「石綿含有建材撤去」の文字と共に、保護具着装確認、油庫屋根散水湿潤化、油庫屋根撤去、内部天井散水湿潤化、内部カベ散水湿潤化と書かれた写真、一枚ずつ天井材や壁材を手ばらししている写真、トラックに積み込み産業廃棄物処理場に廃棄するまでの写真 24 枚があった。

「建設業廃棄物マニフェスト」には、産業廃棄物の種類に「石綿含有産業廃棄物 0.51 m³」と記入されていた。

(イ) 特記仕様書

10. 施工条件の中の「その他」の(14)において、「石綿飛散防止対策として、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）に該当するか否かを工事着工前に調査し、その結果を監督員に書面で通知すること。また、調査結果等を見やすい位置に掲示すること。掲示内容・位置は監督員の指示による。」と記載がある。

こども未来局保育企画課からの提示資料には、アスベスト検査の資料はなかったが、後日、都市整備局営繕部営繕課（以下「営繕課」という。）からの提示資料には、平成 28 年 2 月 29 日の分析・試験結果報告書があった。

(ウ) アスベストの有無についての営繕課と担当課との周知

これだけ顕著にアスベスト処理を実施していながら、当初担当課によると、この建物にアスベスト含有建材が実際に使用されていたか否かは不明であるとのことであった。

三篠保育園は、上記の調査結果の施設 129 件の中には含まれていない。その理由は、平成 17 年度以降の調査は吹付けアスベストについてであり、保育施設内部においては、天井裏や壁内部に使用されているとしても保育室内部に飛散しないよう天井や壁に隙間がないかを確認していれば、該当なしとしている。

三篠保育園のアスベスト処理に関するものとして保育企画課から提示された資料は、中筋保育園の資料と比較すると少ないものであった。この件について、こども未来局保育企画課の担当者は、三篠保育園の解体時のアスベスト対策処理につき確認をしたところ、アスベスト含有建材の有無はわからないが含まれているものとして処理されたのであろうとの回答を得た。

その後営繕課より、本工事では、平成 28 年 2 月に、先行して外壁等の吹付けアスベスト含有に関する調査（分析）を実施し、含有していないことを確認した。工事発注に当たっては、解体工事特記事項仕様書により成形板や見え隠れ部分について、アスベスト含有建材の有無を調査することを求めた。その調査は、建築改修工事監理指針により、設計図書等から、アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等及びアスベスト含有成形板が使用されているかの書面調査（第一次スクリーニング）を行い、次に設計図書の材料が実際に使用されているか、また設計図書等で建材にアスベストが使用されているか不明なもの、疑わしいものを中心に現場調査（第二次スクリーニング）を行い、アスベスト含有建材の有無を確認するものとしており、分析調査については、現場調査においてもアスベストの有無が確認できない場合に行うとされている。

こうしたことから、請負者はこの指針に沿って、設計図書による書面調査及び目視による現地調査を行った（平成 29 年 8 月 23 日調査終了）。その結果、アスベスト含有成形板建材（けい酸カルシウム板、フレキシブルボード、石綿スレート波板）が仕上げ材として存在しているとの報告書が提出（平成 29 年 8 月 24 日付け）されたので、資格者が適切な工法で除去し、適切な場所に処分したとの説明があり、今回の工事に関しては、請負費や工期の変更を伴うものではなく、飛散性のない成形板建材であり、解体によりアスベスト含有建材が無くなるものであることから、営繕課より担当課への報告は行っていないとのことであった。

現在、耐震化工事等の意思決定までは担当課が行うが、その後の工事に関することは営繕課が行っている。

アスベスト含有建材の有無については、請負費や工期の変更を伴う場合等では、担当課へ報告を行っているとのことであるが、災害時に、崩れた建物の中にアス

ベスト含有建材の有無で現場での対応は異なってくると思われるため、担当課においては、工事の実施に関係なく、所管施設にアスベスト含有建材が使用されていないかを事前に把握しておいた方がよいと考える。

(5) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

10 【事業 11】 保育園等運営

(1) 事業の概要

ア 目的

保護者の労働・傷病などにより、保育が必要な児童を保育園等において、保育する。

イ 内容

公立保育園等運営に関して 15 事業、私立保育園等運営に関して 17 事業の合計 32 事業を行っている。

各事業の平成 29 年度の予算・決算は次のとおりである。

保育園等運営に係る事業の平成29年度の予算及び決算

		(単位：千円)			
区分	事業枝番号	事業名	平成29年度予算	平成29年度決算	
公立保育園等の運営	人件費(a)	—	(下記15事業に係る人件費の合計額)	11,392,583	11,111,119
	人件費以外の事業費(b)	11—①	保育園清掃業務等事業費	50,959	50,068
		11—②	保育園一般整備(単独)	88,000	35,359
		11—③	延長保育園運営	9,130	8,317
		11—④	保育園運営	1,510,126	1,661,728
		11—⑤	保育園施設補修	146,000	145,245
		11—⑥	保育園臨時職員健康診断	5,197	4,827
		11—⑦	大町第二保育園管理運営	74,022	85,124
		11—⑧	きんさい！みんなの保育園事業	3,899	3,770
		11—⑨	休日保育事業	1,019	997
		11—⑩	一時預かり事業	226	144
		11—⑪	阿戸認定こども園運営	8,791	9,687
		11—⑫	次世代自動車の導入	1,533	1,470
		11—⑬	保育園の耐震化の推進(立案)	52,500	57,031
		11—⑭	保育園の耐震化の推進(実施設計)	55,800	42,298
		11—⑮	保育園の耐震化の推進(工事)	741,000	543,095
	小計	2,748,202	2,649,167		
合計(c)=(a)+(b)		14,140,785	13,760,286		
私立保育園等の運営	11—⑯	民間保育園等職員配置費助成	65,419	62,891	
	11—⑰	障害児保育	146,237	138,270	
	11—⑱	産休等代替職員費補助	20,735	8,729	
	11—⑲	私立保育園運営費	14,067,689	13,861,816	
	11—⑳	延長保育事業費	793,211	701,774	
	11—㉑	一時預かり事業	98,765	87,152	
	11—㉒	きんさい！みんなの保育園事業	13,405	11,889	
	11—㉓	私立認定こども園運営費	3,667,772	3,811,949	
	11—㉔	私立幼稚園運営費	136,244	128,446	
	11—㉕	地域型保育事業所運営費	1,067,666	1,032,074	
	11—㉖	広域入所負担金	114,456	97,207	
	11—㉗	家庭支援推進事業	14,785	15,583	
	11—㉘	保育士等処遇改善事業	315,292	306,941	
	11—㉙	保育士増員配置費補助	47,020	46,157	
	11—㉚	定員払い事務費補助	365,974	395,738	
	11—㉛	私立保育園休日保育事業費補助	5,652	6,435	
11—㉜	保育補助者雇上強化事業	64,235	2,272		
	合計(d)	21,004,557	20,715,329		
公立保育園等及び私立保育園等運営費合計 (公立保育園の人件費含む) (c)+(d)			35,145,342	34,475,616	

平成 29 年度の決算額は、公立保育園等の運営に係る費用は、13,760,286 千円（内訳は、人件費が 11,111,119 千円、人件費以外の運営費が 2,649,167 千円である。）、私立保育園等の運営に係る費用は、20,715,329 千円、公立保育園及び私立保育園合計で 34,475,616 千円（公立保育園の人件費含む。）であり、平成 29 年度の一般会計歳出合計 627,664,850 千円の 5.49%を占めている。

ウ 保育料の状況（公立及び私立）

保護者が負担する平成 29 年度の公立及び私立の保育園等に係る保育料の状況は次のとおりである。

「平成 29 年度広島市各会計歳入歳出決算審査意見書」によれば、平成 29 年度の保育料の収入済額は 59 億 608 万円であり、平成 28 年度と比べて 1 億 4,654 万円（2.5%）

増加している。平成 29 年度保育料の収入未済額は 2 億 2,566 万円であり、平成 28 年度と比べて 2,701 万円(10.7%)減少している。不納欠損額は 1,772 万円であり、平成 28 年度と比べて 27 万円（1.6%）増加している。

保育料の決算状況

区分		予算現額		調定額		収入済額		予算比	収納率	不納欠損額	収入未済額	
		億	万円	億	万円	億	万円	%	%	万円	億	万円
平成29年度	現年分	59	1,472	58	9,594	58	3,121	98.6	98.9	0		6,579
	滞納繰越分		7,007	2	5,247		7,487	106.8	29.7	1,772	1	5,987
	計	59	8,479	61	4,842	59	0,608	98.7	96.1	1,772	2	2,566
平成28年度	現年分	54	7,091	57	4,184	56	7,518	103.7	98.8	0		6,825
	滞納繰越分		8,048	2	8,623		8,435	104.8	29.5	1,745	1	8,442
	計	55	5,139	60	2,808	57	5,954	103.7	95.5	1,745	2	5,268
増△減	現年分	4	4,381	1	5,410	1	5,602	△5.1	0.1	0	△	246
	滞納繰越分	△	1,041	△	3,375	△	948	2.0	0.2	27	△	2,454
	計	4	3,340	1	2,034	1	4,654	△5.0	0.6	27	△	2,701

(注1) 収入未済は、還付未済額（平成29年度105万円、平成28年度160万円）を含む。

(注2) 使用料及び手数料に係る保育料（市立保育園保育料、市立認定こども園保育料（2号、3号））を含む。

保育料の収入未済等の理由別状況

区分		平成29年度			平成28年度			増 △ 減	
		人数	金額		人数	金額		人数	金額
収入未済		人	億	万円	人	億	万円	人	万円
		2,075	2	2,566	2,322	2	5,268	△247	△2,701
	生活困窮	321		3,486	412		4,483	△91	△996
	営業不振	151		1,643	186		2,019	△35	△375
	その他（現住所不明等）	1,603	1	7,436	1,724	1	8,765	△121	△1,328
不納欠損		141		1,772	179		1,745	△38	27
	時効完成	99		1,322	98		981	1	341
	執行停止後3年経過	42		450	78		731	△36	△281
	執行停止後即時	0		0	3		33	△3	△33

(注) 使用料及び手数料に係る保育料を含む。

(出典：平成 29 年度広島市各会計歳入歳出決算審査意見書)

エ 公立保育園の人件費について

(7) 概要

平成 30 年 3 月 31 日時点の広島市の公立保育園（阿戸認定こども園を含み、指定管理制度による大町第 2 保育園を除く。以下エにおいて同じ。）は 88 園あり、同日時点の公立保育園の職員数は 3,201 人である。平成 29 年度の公立保育園に係る人件費は、111 億 1,111 万円（賞与及び社会保険料の事業主負担分を含む。）であった。

(イ) 予算決算の推移と内訳

公立保育園に係る人件費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	11,033,862	11,392,583	11,623,509
決算	10,995,748	11,111,119	—

平成 29 年度の公立保育園に係る人件費予算額は、平成 28 年度予算額に比較して、358,721 千円増加（増加率 3.25%）した。

平成 29 年度の公立保育園に係る人件費の決算額は、平成 28 年度決算額に比較して、115,371 千円増加（増加率 1.04%）した

平成 30 年度の公立保育園に係る人件費の予算額は、平成 29 年度予算額に比較して、230,926 千円増加（増加率 2.02%）した。

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	平成 29 年度決算額
正規職員人件費	7,358,461
嘱託職員人件費	1,618,333
臨時職員人件費	2,134,324
合計	11,111,119

(担当課作成)

(ウ) 平成 30 年 3 月 31 日時点の職員数

平成 30 年 3 月 31 日時点の公立保育園 88 園の職員数は 3,201 人であり、内訳は次のとおりである。

平成 30 年 3 月 31 日時点の公立保育園 88 園の職員数の内訳

(単位：人)

保育士					調理士					事務員	合計
正規				嘱託	臨時	正規	嘱託	臨時			
園長	主任	保育士	合計								
88	178	831	1,097	419	1,140	86	207	158	94	3,201	

上記の他に、日々雇用職員である代替調理員が177人登録されている。

(担当課作成)

(エ) 公立保育園の人件費に関する分析

a 平成 29 年度一般会計の歳入歳出決算の歳入合計及び歳出合計

平成 29 年度広島市歳入歳出決算によれば、一般会計の歳入合計は 6,314 億 9,217 万円であり、歳出合計は 6,276 億 6,485 万円であった。

b 平成 29 年度一般会計の歳入歳出決算における人件費

平成 29 年度広島市歳入歳出決算によれば、一般会計の人件費の額は 1,368 億 4,001 万円であり、上記 a 歳出合計に占める人件費の割合は、21.8%であった。

c 平成 29 年度一般会計の歳入歳出決算における公立保育園の人件費

平成 29 年度の公立保育園に係る人件費は上記(イ)のとおり 111 億 1,111 万円であり、一般会計の人件費 1,368 億 4,001 万円に占める割合は 8.1%であった。

d 平成 29 年度の公立保育園職員 1 人当たり人件費の分析

上記(イ)及び(ウ)より、平成 29 年度の公立保育園職員の一人当たり人件費を算出したところ、全職員の平均で年間 3,471 千円、正規職員の平均は年間 6,220 千円、嘱託職員の平均は年間 2,585 千円、臨時職員の平均は年間 1,533 千円という結果になった。

平成29年度の広島市公立保育園職員1人当たり人件費

(単位：千円)

区分	平成29年度人件費 (決算額) (a)	平成29年度末 時点の人数 (人) (b)	1人当たりの年間 人件費 (賞与込み) (c)=(a)÷(b)	1人当たりの月額 人件費 (賞与込み) (d)=(c)÷12
正規職員	7,358,461	1,183	6,220	518
嘱託職員	1,618,333	626	2,585	215
臨時職員	2,134,324	1,392	1,533	127
合計	11,111,119	3,201	3,471	289

(監査人による試算)

e 平成 30 年 3 月に内閣府子ども・子育て本部が公表した「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」において、私立保育園と公立保育園の平均賃金等について、次の調査報告が行われている。

10/100 地域における保育園職員の平均賃金、平均勤続年数、配置数（常勤換算数）

地域 区分	職種	私立						公立					
		常勤			非常勤			常勤			非常勤		
		実 人数	平均 勤続 年数	1人当 たり給 与（賞 与 込み）	換 算 人 員	平均 勤続 年数	1人当 たり給 与（賞 与 込み）	実 人数	平均 勤続 年数	1人当 たり給 与（賞 与 込み）	換 算 人 員	平均 勤続 年数	1人当 たり給 与（賞 与 込み）
10/100 地域	1 施設長	人	年	円	人	年	円	人	年	円	人	年	円
	2 主任保育士	1.0	21.4	567,344	0.0	-	-	1.0	33.5	658,966	0.0	-	-
	3 保育士	15.3	7.8	283,651	3.2	5.6	175,927	14.6	9.2	297,147	3.2	5.1	172,829
	4 保育補助者（資格を有していない者）	0.1	1.7	162,084	0.5	5.5	176,013	0.2	0.0	162,230	1.7	5.5	161,680
	5 調理員	1.6	5.6	246,963	0.7	5.1	159,508	2.1	12.0	325,950	0.6	3.4	154,631
	6 栄養士（5に含まれる者を除く）	0.5	6.7	283,746	0.1	2.6	195,563	0.0	1.0	390,370	0.0	-	-
	7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	0.1	10.3	305,912	0.1	3.7	202,942	0.3	7.2	341,949	0.0	5.0	131,306
	8 うち、保育業務従事者	0.1	10.9	306,907	0.0	2.6	207,288	0.0	1.2	235,390	0.0	-	-
	9 事務職員	0.5	7.2	295,966	0.2	3.9	180,848	0.0	10.3	266,053	0.3	5.4	132,766
	10 その他	0.2	14.4	439,836	0.2	5.5	158,000	0.3	15.8	314,577	0.1	2.2	143,745
	合計	20.4	8.9	303,649	4.8	5.4	173,849	20.8	11.8	344,096	5.9	5.0	166,865
	集計施設数	148施設						50施設					
	平均利用定員数	117人						110人					
	平均児童数	118人						105人					

（出典：平成 30 年 3 月、内閣府子ども・子育て本部、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」）

（注）子ども・子育て支援新制度において、広島市に所在する保育園の地域区分は「10/100」地域に該当する。

上記の「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」によれば、10/100 地域における常勤職員の 1 人当たり月額給与（賞与込み）の金額は、私立保育園の平均が 303,649 円であるのに対して、公立保育園の平均は 344,096 円であり、公立保育園の方が 40,447 円高いという結果になっている。

一方、非常勤職員の 1 人当たり月額給与（賞与込み）の金額は、私立保育園の平均が 173,849 円であるのに対して、公立保育園の平均は 166,865 円であり、公立保育園の方が 6,984 円安いという結果になっている。

オ 各事業の概要

上記イに記載した事業枝番号ごとの公立保育園等に係る事業及び私立保育園等に係る事業の概要は次のとおりである。

なお、上記イに記載した事業枝番号 11－⑬保育園の耐震化の推進（立案）、11－⑭同（実施設計）及び 11－⑮同（工事）は、【事業 10】保育園の耐震化の推進と重複する事業であり、【事業 10】に事業の概要を記載した。

11-① 保育園清掃業務等事業費（公立）

(7) 目的

保育園における保育室、廊下、階段等の床清掃、窓ふき、便器の清掃、洗濯、園庭の雑草刈りなどの業務を委託して実施することにより、保育士の労働負担の軽減、入園児童の処遇向上、高齢者の雇用促進を図る。

(イ) 内容

公益社団法人広島市シルバー人材センターに対して、随意契約（政策目的随意契約）を締結し、委託している。

平成 29 年度の委託料積算書においては、1 時間当たりの委託料単価（税抜）は、人件費 942 円、諸経費 75.36 円（人件費の 8%）の合計 1,017.36 円である。

業務実施日は、保育園の開園日のうち、定員 151 人以上の保育園については、おおむね週 6 日、定員 150 人未満の保育園については、おおむね週 4 日としている。

契約金額は合計で 50,068 千円であり、次のとおりの算式で決定している。

a 1 人当たり時間単価

賃金センサスより短時間労働者の職種別 1 時間当たりの賃金の区分「用務者」金額「942 円」を適用

b 実施予定時間

平成 27 年度の実績時間を適用

c 諸経費

人件費の 8%

d 算出金額（税抜金額）

$$(a \times b) + (a \times b) \times c$$

e 算出金額（税込み金額）

$$d \times 1.08$$

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	51,218	50,959	51,297
決算	49,928	50,068	—

(注) 予算、決算の全額が公益社団法人広島市シルバー人材センターに対する委託料である。

(エ) 政策目的の随意契約の契約前及び契約後の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の定めによれば、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、地方公共団体が規則で定める手続により調達を行うときは、随意契約を締結することができることとされている。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約は、一般に、「政策目的随意契約」と呼ばれる。

広島市では、この政策目的随意契約の手続として、契約締結前及び契約締結後にそれぞれ公表をする必要がある旨、広島市契約規則で定めている。

a 契約締結前の公表

広島市契約規則第 22 条の 3 では、随意契約の手続の特例として、第 1 項で「市長は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約を締結しようとするときは、契約を締結する前に、次に掲げる事項を公表するものとする。(1)契約に係る物品又は役務の名称及び数量、(2)契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間、(3)見積書の提出期限及び提出方法、(4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地、(5)契約の相手方の決定方法」としている。

監査手続の結果、広島市契約規則第 22 条の 3 に基づく契約締結前の公表が実施されていなかったことが判明した。詳細については(3)監査の結果「【指摘事項 11-1】公立保育園清掃業務の契約締結前の公表が行われていないことについて」にて後述する。

b 契約締結後の公表

広島市契約規則第 22 条の 3 第 2 項は「市長は、前項に規定する契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。(1)契約に係る物品又は役務の名称及び数量、(2)契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地、(3)契約を締結した日、(4)契約の相手方の氏名又は名称及び住所、(5)契約金額、(6)契約の相手方とした理由」としている。

これに則った手続として、広島市のホームページにおいて平成 29 年 5 月 10 日付けで「政策目的随意契約の契約後公表」として、保育園清掃等業務について、公益社団

法人広島市シルバー人材センターを契約の相手方として、契約金額 50,068 千円で平成 29 年 4 月 1 日に契約を締結したこと、契約の相手方とした理由は「選定基準を満たす相手方が 1 者であったため、当該者に決定」である旨が公表されている。

11-② 保育園一般整備（公立）

(7) 目的

公立保育園は、建築後相当の年数を経過しているものが多く、施設（設備）の老朽化及び破損等が著しく、保育園運営に重大な支障をきたしているため、改修等を行い、園児の事故防止及び保育環境の維持向上を図る。

(イ) 内容

平成 29 年度においては、公立保育園 4 園の冷暖房設備改修工事实施設計業務及び公立保育園 3 園の冷暖房設備改修工事を実施した。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	88,000	88,000	88,000
決算	29,398	35,359	—

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

保育園名	契約件名	支払額
坪井保育園、千同保育園	坪井保育園外 1 園冷暖房設備改修工事实施設計業務	691
草津保育園、五日市南保育園	草津保育園外 1 園冷暖房設備改修工事实施設計業務	713
草津保育園	草津保育園冷暖房設備改修工事	12,636
神崎保育園、みゆき保育園	神崎保育園外 1 園冷暖房設備改修工事	21,319
合計		35,359

11－③ 延長保育園運営（公立）

(7) 目的

保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常（昼間）保育の後、延長して保育を行う。

(イ) 内容

公立保育園については以下の 36 園において、18 時 30 分から 19 時 30 分まで 1 時間の延長保育を実施している。各園の 1 日の延長保育の定員 30 人又は 40 人に対して、1 日当たりの平均利用者数は最も多い園で 10.5 人となっている。

公立保育園の延長保育利用状況

（単位：人）

施設名	利用定員			延長保育定員	延長保育年間 延利用者数 (a)	延長保育1日 当たり平均利 用者数 (a)÷290※
	3歳未満	3歳以上	合計			
基町保育園	69	110	179	30	1,357	4.6
吉島保育園	75	140	215	30	1,689	5.8
本川保育園	36	80	116	30	1,359	4.6
神崎保育園	75	110	185	30	2,042	7.0
舟入保育園	39	106	145	30	1,754	6.0
温品保育園	60	135	195	30	1,327	4.5
戸坂保育園	72	135	207	40	1,689	5.8
東浄保育園	69	110	179	30	1,873	6.4
わかくさ保育園	87	160	247	40	3,056	10.5
あけぼの保育園	48	90	138	30	1,474	5.0
青崎保育園	51	97	148	30	1,149	3.9
皆実保育園	54	104	158	30	1,639	5.6
仁保新町保育園	45	80	125	40	1,124	3.8
三篠保育園	75	140	215	40	1,872	6.4
ふくしま保育園	54	110	164	40	1,190	4.1
庚午保育園	87	140	227	40	2,470	8.5
草津保育園	60	135	195	30	1,376	4.7
みゆき保育園	87	170	257	40	2,519	8.6
井口保育園	66	120	186	30	1,690	5.8
安東保育園	54	110	164	30	1,452	5.0
上安保育園	54	80	134	30	987	3.4
中筋保育園	51	120	171	40	2,354	8.1
古市保育園	54	101	155	40	1,429	4.9
原保育園	39	80	119	30	2,056	7.0
祇園保育園	66	130	196	40	1,757	6.0
真亀保育園	61	126	187	30	909	3.1
落合保育園	60	120	180	40	977	3.3
口田保育園	42	80	122	30	1,265	4.3
可部東保育園	33	80	113	30	766	2.6
矢野中央保育園	84	110	194	30	1,964	6.7
矢野西保育園	33	102	135	40	1,157	3.9
利松保育園	30	110	140	30	536	1.8
八幡保育園	51	140	191	30	688	2.3
坪井保育園	39	140	179	30	1,323	4.5
鈴峰園保育園	6	160	166	30	932	3.2
五日市駅前保育園	51	140	191	40	2,626	9.0

※年間の稼働日数を290日として計算している。

（出典：「H29年度公立保育園延長保育利用状況表」等に基づき、監査人が作成）

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	8,622	9,130	8,518
決算	8,208	8,317	—

(注) 上記金額には、人件費は含まれていない。

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 29 年度決算額
消耗品費等	6,188
賄材料費	2,129
合計	8,317

11－④ 保育園運営（公立）

(7) 目的

公立保育園 88 園の運営を行う。なお、安佐南区の大町第二保育園は広島市が設置し、指定管理により社会福祉法人広島県同胞援護財団に運営を委託している。大町第二保育園に係る運営費は、「11－④保育園運営」には含まれず、「11－⑦大町第二保育園管理運営」に計上されている。

(イ) 内容

広島市の公立保育園 88 園は以下のとおりである。

広島市の公立保育園

所在区	施 設 名	利用定員		
		3 歳未満	3 歳以上	合計
中区	基町保育園	69	110	179
中区	竹屋保育園	33	72	105
中区	吉島保育園	75	140	215
中区	本川保育園	36	80	116
中区	神崎保育園	75	110	185
中区	舟入保育園	39	106	145
中区	江波保育園	39	80	119
中区	江波第二保育園	42	80	122
東区	福木保育園	54	110	164
東区	温品保育園	60	135	195
東区	戸坂保育園	72	135	207
東区	東浄保育園	69	110	179
東区	中山保育園	45	80	125
東区	わかくさ保育園	87	160	247
東区	あけぼの保育園	48	90	138
南区	荒神保育園	21	50	71
南区	大州保育園	30	50	80
南区	青崎保育園	51	97	148
南区	皆実保育園	54	104	158
南区	大河保育園	69	110	179
南区	仁保新町保育園	45	80	125
南区	仁保保育園	27	69	96
南区	楠那保育園	21	50	71
南区	宇品東保育園	42	80	122
南区	元宇品保育園	15	50	65
南区	出島保育園	24	43	67
南区	似島保育園	(a) 6	20	26
西区	三篠保育園	75	140	215
西区	横川保育園	57	—	57
西区	小河内保育園	27	50	77
西区	ふくしま保育園	54	110	164
西区	ふくしま第二保育園	42	50	92
西区	己斐保育園	48	80	128
西区	古田保育園	30	80	110
西区	庚午保育園	87	140	227
西区	草津保育園	60	135	195
西区	みゆき保育園	87	170	257
西区	井口保育園	66	120	186
安佐南区	川内保育園	42	80	122
安佐南区	緑井保育園	24	50	74
安佐南区	大町保育園	42	110	152
安佐南区	大町第二保育園(b)	33	<10>	43
安佐南区	安東保育園	54	110	164
安佐南区	上安保育園	54	80	134

(a)満1歳以上からの受入を行う。

(b)安佐南区の大町第二保育園は広島市が設置し、社会福祉法人広島県同胞援護財団に運営を委託している。

(出典：「広島市保育園等の一覧平成 30 年 4 月 1 日現在」に基づき、監査人が作成)

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,493,884	1,510,126	1,505,303
決算	1,581,415	1,661,728	—

(注) 上記金額には人件費は含まれていない。

所在区	施 設 名	利用定員		
		3 歳未満	3 歳以上	合計
安佐南区	中筋保育園	51	120	171
安佐南区	古市保育園	54	101	155
安佐南区	原保育園	39	80	119
安佐南区	祇園保育園	66	130	196
安佐南区	長束保育園	42	80	122
安佐南区	山本保育園	48	87	135
安佐南区	沼田保育園	21	50	71
安佐北区	高南保育園	(a)6	20	26
安佐北区	三田保育園	(a)12	50	62
安佐北区	狩留家保育園	(a) 6	50	56
安佐北区	狩小川保育園	15	50	65
安佐北区	深川保育園	33	80	113
安佐北区	真亀保育園	61	126	187
安佐北区	落合保育園	60	120	180
安佐北区	口田保育園	42	80	122
安佐北区	大林保育園	30	50	80
安佐北区	城保育園	45	102	147
安佐北区	可部東保育園	33	80	113
安佐北区	亀山南保育園	30	50	80
安佐北区	いずみ保育園	(a)12	50	62
安佐北区	久地保育園	9	36	45
安芸区	中野保育園	15	55	70
安芸区	畑賀保育園	27	80	107
安芸区	船越西部保育園	(a)6	39	45
安芸区	船越南部保育園	27	80	107
安芸区	矢野中央保育園	84	110	194
安芸区	矢野東保育園	15	80	95
安芸区	矢野西保育園	33	102	135
佐伯区	湯米保育園	(a) 6	20	26
佐伯区	湯米南保育園	(a)12	50	62
佐伯区	石内保育園	(a)18	80	98
佐伯区	河内保育園	(a)24	140	164
佐伯区	五月が丘保育園	21	80	101
佐伯区	利松保育園	(a)30	110	140
佐伯区	八幡東保育園	(a)18	80	98
佐伯区	八幡保育園	51	140	191
佐伯区	千同保育園	(a)24	110	134
佐伯区	坪井保育園	39	140	179
佐伯区	三筋保育園	(a)18	80	98
佐伯区	鈴峰園保育園	(a)6	160	166
佐伯区	五日市中央北保育園	(a)24	110	134
佐伯区	五日市駅前保育園	51	140	191
佐伯区	五日市南保育園	(a)48	110	158
佐伯区	美の里保育園	(a)24	80	104

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 29 年度決算額
報償費	22,522
普通旅費	2,647
特別旅費	7
消耗品費等	169,182
燃料費	244
食糧費	411
光熱水費	358,618
修繕料	145,995
賄材料費	698,954
通信運搬費	15,972
手数料等	6,836
保険料	683
委託料	126,051
使用料及び賃借料	70,208
備品購入費	36,249
負担金、補助及び交付金	7,126
公課費	16
合計	1,661,728

(オ) 公立保育園の数等に関する他の政令指定都市との比較

平成 30 年 2 月 5 日に開催された第 1 回広島市総合計画審議会の配付資料「広島市に関する基礎的データ」によれば、広島市の公立保育園は 89 園あり、公立保育園の数を全国 20 の政令指定都市で比較すると、多い方から、1 位は名古屋市の 111 園、2 位は大阪市の 104 園で広島市の 89 園は第 3 位に位置付けられる。私立保育園の数は、広島市は 139 園であり、政令指定都市で多いほうから 8 番目である。

待機児童、保育所(政令指定都市比較)
待機児童数、保育所数

区 分	待機児童数 (人)		保育所										0～6歳人口千 人当たりの保 育所数(所)	
			施設数(所)						児童定員数 (人)		在所児童数 (人)			
			公立			私立								
広島市	93	⑤	228	⑦	89	③	139	⑧	26,635	⑤	25,513	⑥	2.97	⑦
札幌市	7	⑪	256	⑤	20	⑯	236	⑤	23,563	⑧	23,748	⑧	2.56	⑬
仙台市	232	③	162	⑫	42	⑪	120	⑪	14,753	⑭	15,276	⑬	2.72	⑪
さいたま市	0	⑭	178	⑩	61	⑥	117	⑬	15,800	⑪	15,916	⑩	2.38	⑮
千葉市	48	⑧	149	⑭	59	⑦	90	⑮	13,057	⑯	13,731	⑮	2.82	⑩
川崎市	0	⑭	294	④	53	⑨	241	④	23,915	⑦	24,036	⑦	3.28	③
横浜市	2	⑫	680	①	84	⑤	596	①	55,493	①	64,068	①	3.2	④
相模原市	0	⑭	103	⑰	24	⑬	79	⑯	10,758	⑰	10,521	⑰	2.58	⑫
新潟市	2	⑫	211	⑨	87	④	124	⑩	19,995	⑨	19,962	⑨	4.8	①
静岡市	40	⑨	57	⑰	0	⑳	57	⑰	5,055	⑰	5,627	⑰	1.51	⑰
浜松市	168	④	85	⑮	22	⑭	63	⑮	9,530	⑮	8,709	⑮	1.77	⑮
名古屋市	0	⑭	377	③	111	①	266	③	37,050	③	35,864	③	2.84	⑨
京都市	0	⑭	251	⑥	22	⑭	229	⑥	25,380	⑥	26,810	⑤	3.41	②
大阪市	325	②	417	②	104	②	313	②	45,927	②	43,760	②	2.99	⑥
堺市	31	⑩	41	⑳	20	⑯	21	⑳	4,808	⑳	4,790	⑳	0.82	⑳
神戸市	93	⑤	158	⑬	58	⑧	100	⑭	15,730	⑫	15,848	⑫	1.92	⑰
岡山市	849	①	113	⑯	48	⑩	65	⑰	15,077	⑬	13,613	⑯	2.56	⑭
北九州市	0	⑭	163	⑪	27	⑫	136	⑨	16,520	⑩	15,867	⑪	3.03	⑤
福岡市	89	⑦	216	⑧	7	⑰	209	⑦	31,744	④	32,429	④	2.25	⑯
熊本市	0	⑭	138	⑮	19	⑱	119	⑫	13,865	⑮	14,185	⑭	2.9	⑧

(注)1 待機児童数は平成29年4月1日時点、待機児童数以外の数値は平成28年4月1日時点の数値である。

(注)2 待機児童数の数値は厚生労働省報道資料、待機児童数以外の数値は、大都市統計年表による。

(注)3 ○付き数字は、多い方からの順位を表す。

(出典：平成 30 年 2 月 5 日開催、第 1 回広島市総合計画審議会の配付資料「広島市に関する基礎的データ」)

(カ) 監査の意見

11－④ 保育園運営（公立）に関する監査の意見は、(4)監査の意見「【意見 11－1】公立保育園の民間移管」（201 頁参照）にて後述する。

11－⑤ 保育園施設補修（公立）

(7) 目的

公立保育園の敷地及び園舎について損傷、腐食等箇所における修繕等を行い、常に良好な状態を維持し、施設の正常な運営を確保するために実施する。

(4) 内容

一般財団法人広島市都市整備公社（以下【事業 11】において「都市整備公社」という。）に、随意契約により公立保育園の補修の委託をしている。

都市整備公社は、1 件当たりの金額が 100 万円未満の小規模な修繕を行う登録工事店をあらかじめ一般公募し、登録工事店に対して、修繕業務を発注している。

都市整備公社は、1 件 10 万円未満の修繕の場合、1 業者に見積書の提出を依頼し、発注を行う。1 件 10 万円以上の修繕の場合、複数の業者に見積書の提出を依頼し、見積金額が最も低い業者に発注する（緊急を要する場合や特殊技術が必要である場合などを除く。）。

平成 29 年度において、都市整備公社から登録工事店及び公益社団法人広島市シルバー人材センターに発注した修繕契約件数は、合計 1,060 件、金額は 124,143 千円である。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	146,000	146,000	146,000
決算	145,167	145,245	—

(注) 全額が都市整備公社への委託料である。

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

平成29年度委託料の内訳

(単位：千円)

報酬	5,019
給料	4,723
職員手当	3,190
職員厚生費	2,039
賃金	28
消耗品費等	420
燃料費	144
修繕料	124,268
通信運搬費	187
手数料等	182
保険料	49
使用料及び賃借料	65
原材料費	3,631
公課費	1,294
合計	145,245

(出典：平成29年度精算報告書)

(以下の注 1 から注 4 までは、監査人による注書き)

(注 1) 報酬は、都市整備公社住宅管理部嘱託員の報酬である。

(注 2) 給料は、都市整備公社住宅管理部事務職員の給与である。

(注 3) 職員手当は、都市整備公社住宅管理部事務職員及び都市整備公社事務職員の通勤手当、勤勉手当、時間外手当等や、嘱託員の時間外手当である。

(注 4) 修繕料の内訳は次のとおりである。

登録公務店に対する委託料 122,632 千円

公益社団法人広島市シルバー人材センターに対する委託料 1,511 千円

都市整備公社車両修繕費 125 千円

(オ) 修繕の件数

平成 29 年度に担当課から都市整備公社に指示した修繕指示件数の合計は 2,603 件であった。このうち、1,860 件の修繕については、登録工事店及び公益社団法人広島市シルバー人材センターに委託して修繕を行った（複数の修繕をまとめて契約締結しているため、登録工事店及び公益社団法人広島市シルバー人材センターと都市整備公社との修繕契約件数は 1,060 件であった）。

都市整備公社に指示した修繕指示件数の合計 2,603 件のうち 546 件については、都市整備公社住宅管理部に所属する嘱託員 2 名で対応した。

(カ) 監査の結果及び意見

11－⑤保育園施設補修（公立）に関する監査の結果及び意見は、(3)監査の結果「【指摘事項 11－2】公立保育園の施設補修に係る随意契約の理由に記載された修繕件数について」、(4)監査の意見「【意見 11－2】公立保育園における施設補修、随意契約の妥当性について」及び「【意見 11－3】公立保育園の施設補修に係る業務報告書の内訳の様式について」にて後述する。

11－⑥ 保育園臨時職員健康診断（公立）

(7) 目的

保育園の臨時職員に対して健康診断を実施し、伝染病の集団感染を未然に防ぎ、施設の保健衛生管理と集団生活の安全を図る。

(イ) 内容

臨時職員の健康診断について、民間事業者へ委託して実施している。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	5,384	5,197	5,107
決算	4,928	4,827	—

平成 29 年度の決算額は全額が委託料である。

11－⑦ 大町第二保育園管理運営（公立）

(7) 目的

大町第二保育園は指定管理者制度により運営しており、指定管理者である社会福祉法人広島県同胞援護財団に対して、指定管理料を支払っている。

(イ) 内容

大町第二保育園は、三歳児まで（0～3歳児）の保育園である。乳児の待機児解消のため、広島市が公立幼稚園である大町幼稚園の空き教室を保育園として改装し、平成14年に、公設民営の保育園として社会福祉法人広島県同胞援護財団が委託を受け開園した。平成18年からは、指定管理者制度に移行している。なお、広島市内の保育園で指定管理者制度を導入しているのは、大町第二保育園のみである。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算	74,022	74,022	90,899
決算	78,431	85,124	—

(注) 全額が指定管理料であり、私立保育園の国基準運営費及び単市補助と同様に算定した金額である。平成29年度決算額の内訳は、人件費74,238千円、施設管理経費10,886千円である。

(エ) 指定管理料の使途

社会福祉法人広島県同胞援護財団が一般に公表している平成29年度事業活動内訳表の記載は次のとおりである。

社会福祉法人広島県同胞援護財団平成29年度事業活動内訳表（抜粋）

勘定科目			(単位：円)
			大町第2保育園
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	85,124,729
		その他の収益	270,600
		サービス活動収益計(1)	85,395,329
	費用	人件費	56,099,734
		事業費	7,668,359
		事務費	4,274,602
		減価償却費	1,009,475
		その他の費用	164,200
		サービス活動費用計(2)	69,216,370
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		16,178,959	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	94
		その他のサービス活動外収益	99,030
		サービス活動外収益計(4)	99,124
	費用	サービス活動外費用計(5)	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		99,124
経常増減差額(7)=(3)+(6)			16,278,083
特別増減の部	収益	その他の特別収益	2,208
		特別収益計(8)	2,208
	費用	拠点区分間繰入金費用	14,000,000
		特別費用計(9)	14,000,000
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-13,997,792
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			2,280,291
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		21,015,114
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		23,295,405
	基本金取崩額(14)		0
	その他の積立金取崩額(15)		0
	その他の積立金積立額(16)		0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		23,295,405

(出典：社会福祉法人広島県同胞援護財団平成29年度事業活動内訳表)

11－⑧ きんさい！みんなの保育園事業（公立）

(7) 目的

地域住民を対象に地域に密着した保育の専門施設として、子育ての知識経験・技術を広く提供し、地域の未就園児親子の育児不安の解消、子育て支援等を行い、児童福祉、地域福祉の向上を目的としている。

(4) 内容

未就園児と保護者を対象に、園庭開放や、クリスマス会などの季節のイベントを開催している。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	4,030	3,899	3,920
決算	3,795	3,770	—

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 29 年度決算額
報償費	525
消耗品費等	2,656
賄材料費	51
通信運搬費	85
保険料	452
合計	3,770

11－⑨ 休日保育事業（公立）

(7) 目的

保護者が勤務している等の理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。

(4) 内容

公立保育園のうち祇園保育園、本川保育園、庚午保育園で休日保育を実施している。定員は各園おおむね 10 名である。

対象児童は、市内に居住し、かつ、認可保育園等（認可保育園、認定こども園（2 号・

3号認定に限る)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠に限る。))で保育を受けている乳幼児で、日曜日や休日においても保育の必要があると認められるものである。

利用料については、通常保育の保育料とは別に徴収していない。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	778	1,019	911
決算	787	997	—

(注) 上記金額には、人件費は含まれていない。

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	金額
消耗品費等	534
賄材料費	266
保険料	195
合計	997

(オ) 休日保育の利用実績

平成 29 年度において、休日保育の実施日は合計 66 日であり、休日保育の年間延べ利用者数は本川保育園 524 人、庚午保育園 620 人、祇園保育園 543 人、3 園合計で 1,687 人であった。

1 日当たりの利用者数の年間の平均人数は、本川保育園で 7.94 人、庚午保育園 9.39 人、祇園保育園 8.23 人であった。

11-⑩ 一時預かり事業(公立)

(7) 目的

阿戸認定こども園に入園する教育標準時間認定を受けた園児が、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に一時預かり、保育を行うため、一時預かり事業を実施し児童の福祉の増進を図る。

(イ) 内容

区分	内容	備考
実施園	阿戸認定こども園	平成 27 年 4 月から実施
開園日	認定こども園の開園日	月 9 日まで（緊急やむを得ない場合は月 14 日まで） 利用可能である。
開園時間	開園時間内(7:30～18:30)	
職員配置	認可保育園と同じ	2 人を下ることはできないが、通常保育と一体的に事業を実施し、当該職員による支援を受けられる場合は 1 人とすることができる。
食事の提供	昼食と間食	間食は利用料に含む。 昼食は利用する場合のみ負担（土曜日並びに運営規程に規定する学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日）
対象	在園する教育標準時間認定の子ども	—
利用料	1 日当たり 4 時間以内 400 円 1 日当たり 4 時間を超える場合 500 円	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は減免あり
給食代	130 円(減免なし)	—

(ウ) 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	0	178	226
決算額	228	174	144

11-⑪ 阿戸認定こども園運営（公立）

(7) 目的

阿戸認定こども園の運営を行う。

(イ) 内容

阿戸小学校の通学区域内に居住する 3・4・5 歳児を対象にした認定こども園である（ただし、定員に達しない場合は、区域外に居住する児童も受け入れている。）。

保育料は月額 8,800 円を上限に、保護者の所得等に応じて決定する。入園料は 5,650 円、給食料は月額 2,080 円である。

(ウ) 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	7,812	8,791	8,841
決算	9,372	9,687	—

（注）上記金額には、人件費は含まれていない。

(エ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	平成 29 年度決算額
報償費	299
消耗品費等	1,103
食糧費	5
光熱水費	2,276
修繕料	23
賄材料費	4,019
通信運搬費	439
手数料等	56
保険料	8
委託料	777
使用料及び賃借料	74
備品購入費	554
負担金、補助及び交付金	48
合計	9,687

11-⑫ 次世代自動車の導入

(7) 目的

購入から 10 年が経過した公用車について、クリーンディーゼル車に更新する。

(イ) 内容

保育企画課の公用車として、マツダ・デミオ（クリーン・ディーゼル）を 1 台導入する。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	—	1,533	—
決算	—	1,470	—

平成 29 年度の決算額は車両の購入費用である。

11-⑬ 民間保育園等職員配置費助成（私立）

(7) 目的

民間保育園等（※1）に勤務する保育士等（※2）が年休又は休憩を取得するために、民間保育園等が代替保育士等を雇用した場合に、代替保育士等雇用に要する経費を助成することにより、入園児童の処遇低下を防止するとともに、保育事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

※1 私立の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び幼稚園

※2 保育士、保育教諭、保育従事者及び幼稚園教諭

(イ) 内容

a 休憩代替保育士等

対象は、定員が 91 人以上の保育園及び認定こども園（2・3 号支給認定の子ども）、小規模保育事業所並びに定員が 19 人以下の事業所内保育事業所とする。

民間保育園等が 1 日 6 時間の休憩代替保育士等を雇用し、国基準単価以上に給与を支給した場合に補助対象とする。

b 年休代替保育士等

民間保育園等が常勤保育士等 1 人当たり 20 日分に相当する期間の年休代替保育士等を雇用し、国基準単価以上に給与を支給した場合に補助対象とする。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	62,538	65,419	63,669
決算	58,596	62,891	—

(注) 全額が補助金である。

(エ) 補助金の内訳

平成 29 年度の休憩代替保育士等に係る補助金は、民間保育園等 38 園に対して合計で 28,241 千円支給した。

平成 29 年度の年休代替保育士等に係る補助金は、民間保育園等 56 園に対して合計で 34,650 千円支給した。

11-⑰ 障害児保育（私立）

(7) 目的

保育を必要とし、かつ、心身に中程度までの障害を有している児童（以下【事業 11】において「障害児」という。）を保育園等に入園させ、健常児との集団生活により、当該障害児の成長を促進させることを目的とする。

(イ) 内容

障害者手帳を持つ障害児を受け入れている私立保育園等を対象に、障害の程度により保育士を配置するために必要な経費について、市基準額と比較して少ない方を補助する。

なお、障害児保育審議会において、障害者手帳を持つ児童に準じる児童であると認定され、保育士を配置する場合にも補助を行う。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	136,899	146,237	146,135
決算	147,411	138,270	—

(注) 全額が補助金である。

(エ) 事業費の明細

施設種別ごとの平成 29 年度の本事業の実施状況は次のとおりである。

(単位：千円)

施設種別	広島市内 の施設数 (a)	本事業 の実施 施設数 (b)	本事業の 実施割合 (b/a)	補助金額の 合計 (c)	1 施設当た りの補助 金の平均 額(c/b)
私立保育園	102	55	54%	123,921	2,253
認定こども園	27	7	26%	14,348	2,049
合計	129	62	48%	138,270	2,230

(出典：「平成 29 年度障害児保育事業補助金支出額表」を基に、監査人が作成)

(オ) 受入児童数

平成 29 年度に補助金を受けた私立保育園等が受け入れた障害児は、1,241 人であった。

11-⑱ 産休等代替職員費補助（私立）

(7) 目的

私立保育園等（※1）の職員が出産又は疾病のため長期間の休養を必要とする場合、産休等職員の母体保護又は専心療養の保障を図るとともに、当該保育園等児童の適正な処遇を図る。

（※1）私立の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び幼稚園

(イ) 内容

私立保育園等の職員が出産又は疾病のため長期間の休養を必要とする場合、当該職員の職務を行わせるために産休等代替職員を臨時的に任用したときに、これに要する経費の一部を助成する。

対象期間は、産休の場合には出産予定日 8 週間前から出産後 8 週間を経過するまでの期間である。病気による休暇の場合には、休暇を開始した日から起算して 90 日までの期間である。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	20,759	20,735	17,675
決算	15,218	8,729	—

(注) 全額が補助金である。

(エ) 補助金の明細

平成 29 年度の産休等代替保育士等に係る補助金は、私立保育園等 13 園に対して合計で 8,729 千円支給した。

11-⑨ 私立保育園運営費（私立）

(7) 目的

私立保育園における保育に必要な費用の給付を行うことにより、運営基盤を確保し、私立保育園に通う子どもの健やかな成長を支援する。

(イ) 内容

公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）を、私立保育園運営費として、私立保育園に支払う。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	12,650,411	14,067,689	13,217,154
決算	13,153,023	13,861,816	—

平成 29 年度は私立保育園合計 102 園に対して、合計 13,861,816 千円の私立保育園運営費を交付したが、これには、段原みみょう保育園の休日保育に係る私立保育園運営費 9,625 千円が含まれている。

11-⑩ 延長保育事業費（私立）

(7) 目的

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の延長に対する需要に対応するための延長保育（1 時間、2 時間、4 時間）を一体的に実施し、もって、延長保育時間帯の保育ニーズに的確に対応する。

(イ) 内容

延長保育時間帯の保育士等の人件費及び間食代の一部を補助する。対象施設は私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所である。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	853,712	793,211	753,453
決算	693,179	701,774	—

(注) 平成 29 年度は合計 121 の私立保育園等に対して、701,774 千円の補助金を交付した。

11-② 一時預かり事業（私立）

(7) 事業内容

a 一時預かり事業（私立）一般型

(a) 内容

勤務形態の多様化や保護者の傷病等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、育児疲れの解消等で一時的に保育が必要な場合、あるいは入園保留となっている場合の保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施し、児童の福祉の増進を図る。

(b) サービスの種類

サービス名	概要	利用可能日数
非定型的保育	パートタイム就労等、女性の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応する。	月 9 日以内
緊急保育	保護者の傷病等による緊急時の保育需要に対応する。	原則 14 日以内
私的理由による保育	保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、私的理由による保育需要に対応する。	月 9 日以内
待機児童等対応保育	勤務で月 10 日以上家庭での保育が困難になる場合や入園保留となっている場合の保育需要に対応する。	月 10 日以上必要最小限

b 一時預かり事業（私立）幼稚園型

(a) 内容

少子化の進行により就学前児童数が減少傾向にあるにもかかわらず、女性の社会進出や核家族化などの要因により、保育需要が増加している。このため、私立幼稚園及び認定こども園において、教育時間の前後及び長期休業中に児童を預かることにより、保育園待機児童の増加を抑えるとともに、私立幼稚園及び認定こども園における子育て支援の充実を図る。幼稚園又は認定こども園において、主として幼稚園等に在籍している満3歳以上の幼児に一時預かり事業を行う事業者に対して、事業費の一部を補助する。

(b) 補助単価

区分		補助単価	負担割合
平日 (4 時間 以内)	年間延べ利用児童数 2,000 人 超の施設	400 円	国 1/3 県 1/3 市 1/3
	年間延べ利用児童数 2,000 人 以下の施設	(1,600,000 円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400 円 (10 円未満切り捨て)	
休日(土日祝等の利用 8 時間以内)		800 円	
長 時 間 加算	超えた利用時間が 2 時間未満	100 円	
	超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	200 円	市 3/3
	超えた利用時間が 3 時間以上	300 円	
利 用 料 減免	平日 4 時間以内	700 円以内	
	平日 4 時間超	1,200 円以内	
	休日 8 時間以内	1,000 円以内	
	休日 8 時間超	1,500 円以内	

c 私立幼稚園預かり保育事業費補助

(a) 内容

夏休み等長期休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園に対して補助を行い、保育園等の待機児童の増加を抑えるとともに、幼稚園における子育て支援の充実を図る。

次の補助要件を満たす預かり保育を実施する私立幼稚園に対し、補助基準額の区分により従事職員の人件費を補助する。

(b) 補助要件

i 対象児童：幼稚園児(3歳以上)

ii 開設時間：夏休み等長期休業日(月曜日～金曜日を対象、ただし年末年始及び祝休日を除く。)8時～18時を基本に日中10時間以上

iii 従事職員数と補助基準額

1日当たりの 園児数	平成29年度		平成30年度	
	従事職員数	補助基準額	従事職員数	補助基準額
15人まで	原則2人 (※)	8,000円 (1人配置) 16,000円 (2人配置)	原則2人 (※)	8,100円 (1人配置) 16,200円 (2人配置)
15人を超え 30人まで	2人	16,000円	2人	16,200円
30人を超え 45人まで	3人	24,000円	3人	24,300円
45人を超え 60人まで	4人	32,000円	4人	32,400円

(※) 他の職員の支援を受けることができる場合は1人とすることができる。

(イ) 事業費の推移

a 一時預かり事業(私立)一般型

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算	61,109	60,388	60,338
決算	48,600	45,424	46,962

(注) 平成29年度の決算額46,962千円は、合計91園に対して交付した補助金の合計額である。

b 一時預かり事業(私立)幼稚園型

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	36,841	23,719	15,204
決算額	17,255	14,498	21,072

(注) 平成 29 年度の決算額 21,072 千円は、合計 15 園に対して交付した補助金の合計額である。

c 私立幼稚園預かり保育事業費補助

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	10,614	12,042	23,223
決算額	14,070	17,614	19,117

(注) 平成 29 年度の決算額 19,117 千円は、合計 51 園に対して交付した補助金の合計額である。

11-㊸ きんさい！みんなの保育園事業（私立）

(7) 目的

多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育園等の有する専門的機能を地域住民のために活用し、需要に応じた幅広い子育て支援活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

(イ) 内容

世代間交流、異年齢児交流、育児講座・子育て支援、はじめての子育て応援、父親の育児参加支援、養育支援の必要な家庭への支援、保育園の特性を活かした取組を行っている。

対象経費の実支出額から収入額を控除した額に対し、1 取組ごとに 10 万円を上限として、全体で 1 施設につき 20 万円を上限として補助金を交付する。

(ウ) 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	15,708	13,405	13,366
決算	11,189	11,889	—

(注) 全額が補助金に該当する。

(エ) 補助金の明細

平成 29 年度における本事業の実施状況は次のとおりである。

(単位：千円)

施設種別	広島市 内の施 設件数 (a)	本事業 の実施 施設数 (b)	本事業 の実施 割合 (b/a)	補助金額 の合計 (c)	1 施設当た りの補助金 の平均額 (c /b)
私立保育園	102	60	59%	10,159	169
認定こども園	27	5	19%	922	184
小規模保育事業所	23	4	17%	667	166
事業所内保育事業所	8	1	13%	140	140
合計	160	70	44%	11,889	169

(出典：施設毎の補助金額一覧表に基づき、監査人が作成)

11－㉓ 私立認定こども園運営費（私立）

(7) 目的

私立認定こども園における教育・保育に必要な費用の給付を行うことにより、運営基盤を確保し、私立認定こども園に通う子どもの健やかな成長を支援する。

(イ) 内容

公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から、保育事業者において徴収する保育料の額（当該額は広島市が定める。）を控除した額を、施設型給付費として、保育事業者へ支払う。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	2,899,185	3,667,772	5,355,274
決算	2,795,867	3,811,949	—

(エ) 平成 29 年度の決算額の明細

私立認定こども園運営費

(単位：千円)

区分	金額
合計 27 園に対する平成 29 年度の公定価格(a)	4,939,728
合計 27 園の利用者負担額(b)	1,127,778
平成 29 年度決算額(a)－(b)	3,811,949

11－② 私立幼稚園運営費（私立）

(7) 目的

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園における教育に必要な費用の給付を行うことにより、運営基盤を確保し、私立幼稚園に通う子どもの健やかな成長を支援する。

(イ) 内容

公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から、保育事業者において徴収する保育料の額（当該額は広島市が定める。）を控除した額を、施設型給付費として、保育事業者へ支払う。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	54,945	136,244	304,779
決算	67,822	128,446	—

(エ) 事業費の明細

私立幼稚園運営費

(単位：千円)

区分	金額
2 園に対する平成 29 年度の公定価格(a)	172,018
2 園の利用者負担額(b)	43,572
平成 29 年度決算額(a)－(b)	128,446

11-②⑤ 地域型保育事業所運営費（私立）

(7) 目的

小規模保育事業所（少人数（定員 6～19 人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を行う事業）、事業所内保育事業所（会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業）における保育に必要な給付を行うものである。

(4) 内容

公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から、保育事業者において徴収する保育料の額（当該額は広島市が定める。）を控除した額を、地域型保育給付費として、保育事業者へ支払う。

(9) 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	509,412	1,067,666	1,524,002
決算	494,353	1,032,074	—

(エ) 事業費の明細

地域型保育事業所運営費の内訳は次のとおりである。

平成 29 年度地域型保育事業所運営費

（単位：千円）

区分	支給した施設数	金額
小規模保育事業所	23	813,496
事業所内保育事業所	8	218,578
合計	31	1,032,074

11-②⑥ 広域入所負担金

(7) 目的

里帰り出産や通勤の事情などで、他市町の保育所等を利用したい希望があった場合に、市町間で相互に入所を認め、住民サービスの向上に資する。

(4) 内容

広島市に居住する乳幼児が他の市町村に所在する保育所等に入所（委託入所）し、

又は他の市町村に居住する乳幼児が広島市に所在する保育所等に入所（受託入所）する。

広域入所したい保護者は、居住する市町村の入所担当（広島市であれば区保健福祉課）に申し込み、受け入れ先の市町村の入所担当と協議の上決定する。

委託入所の場合には、保育所等運営費は広島市が受け入れ先の保育所等の設置者（公立であれば各市町村、私立であれば法人の長）に対し支払う。保育料は、私立保育園を除き、受け入れ先の施設の設置者（公立であれば各市町村、私立であれば法人の長）が徴収し、私立保育園の場合は広島市が徴収する。

受託入所の場合には、保育所等運営費は、公立であれば広島市に歳入され、私立であればその設置者が受領する。保育料は、公立であれば広島市が徴収し、私立保育園を除く私立施設の場合は施設設置者が、私立保育園の場合は居住地の市町村が徴収する。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	110,055	114,456	94,001
決算	132,122	97,207	—

11-② 家庭支援推進事業（私立）

(7) 目的

家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数（入所児童 40%以上）入園している保育園等では、園児への目配りや保育士間の連携など業務量が多いことから、保育士定数を超えて保育士を増員配置した場合に、雇用経費を補助する。

(イ) 内容

(7)の対象となる私立保育園等が、保育士定員を超えて保育士を配置した場合に、加配保育士の経費を、公立保育園の 8 時間臨時保育士の賃金単価（日額：賃金 8,750 円、交通費 2 千円）を上限として補助する。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算	15,194	14,785	14,933
決算	15,081	15,583	—

(注) 対象となる私立保育園 2 園に対する補助金である。

11-② 保育士等処遇改善事業（私立）

(7) 目的

私立の保育園等における保育士等の給与水準を向上し、その処遇の改善を図るとともに、保育士等を保育園等へ定着させるため、保育園等を経営する社会福祉法人等が職員に支払う処遇改善等に要する費用を補助する。

(4) 内容

各施設の職員一人当たりの平均勤続年数により区分される公定価格の処遇改善等加算率に、処遇改善分及び定着促進分の加算率の上乗せを行う。

処遇改善分加算率：平均勤続年数が 11 年未満の施設には 2%、11 年以上の施設には 1%

定着促進分加算率：平均勤続年数が 11 年以上の施設に 1 年につき 1% ずつ上乗せ

また、処遇改善事業費の補助見込額が、職員給与改善費補助、嘱託医等手当加算金、定着促進費補助、非常勤職員処遇改善補助の平成 26 年度決算額を下回る施設については、加算率を上乗せする経過措置が講じられている。

補助対象は私立保育園、認定こども園、幼稚園（子ども・子育て支援新制度移行）、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所である。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	277,660	315,292	328,835
決算	303,875	306,941	—

(注) 全額補助金に該当する。

(エ) 補助金の明細

平成 29 年度の施設種別ごとの補助金額は次のとおりである。

平成 29 年度保育士等処遇改善事業支出状況

(単位：千円)

施設種別	補助金を支給した保育園等の数	金額（年間）
幼稚園	3 園	3,119
民間保育園	102 園	216,165
認定こども園	27 園	71,682
小規模保育事業所	23 園	12,291
事業所内保育事業所	8 園	3,681
合計	163 園	306,941

11-㊹ 保育士増員配置費補助（私立）

(7) 目的

児童定員 200 人以上の大規模な私立保育園等では、園児への目配りや保育士間の連携など業務量が多いことから、保育士定数を超えて保育士を増員配置した場合に、雇用経費を補助する。

(4) 内容

(7)の対象となる私立保育園等が、保育士定員を超えて保育士を配置した場合に、加配保育士の経費を、公立保育園の 8 時間臨時保育士の賃金単価（日額：賃金 8,750 円、交通費 2 千円）を上限として補助する。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	47,024	47,020	44,628
決算	44,628	46,157	—

(注) 全額が私立保育園等に対する補助金に該当する。

(エ) 保育士増員配置費の明細

平成 29 年度の補助金額は次のとおりである。

(単位：千円)

補助金の対象年度	補助金を支給した 保育園の数	金額（年間）
平成 29 年度	20 園	46,127
平成 28 年度不足額	3 園	29
合計	23 園	46,157

11－③ 定員払い事務費補助（私立）

(7) 目的

私立保育園等においては、年度当初から定員に見合う保育士等を配置するが、広島市から私立保育園等に支弁する運営費は、各月初日在籍児童数に応じて支弁するため、定員まで児童が入園せず欠員が生じている場合には、運営費のみでは保育士等の配置に要する経費に不足が生じる。

そのため、定員に対して欠員が生じた場合に、その欠員分に相当する事務費を補助することにより、運営基盤を確保し、安定した保育事業の実施を図る。

(4) 内容

4 月から 9 月までの間において、定員に対して欠員が生じた場合に、その欠員分に相当する事務費（運営費のうち入園児童の給食に要する材料費等の一般生活費を控除した額）を補助する。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	477,265	365,974	427,512
決算	222,331	395,738	—

(注) 全額が補助金に該当する。

(エ) 補助金の明細

平成 29 年度の施設種別ごとの補助金額は次のとおりである。

平成 29 年度定員払い事務費補助事業支出状況 (単位：千円)

施設種別	補助金を支給した保育園等の数	金額 (年間)
私立保育園	70 園	287,522
認定こども園	12 園	51,811
小規模保育事業所	19 園	50,592
事業所内保育事業所	5 園	5,811
合計	106 園	395,738

11－㉓ 私立保育園休日保育事業費補助（私立）

(7) 目的

保護者の勤務形態の多様化等に伴う日曜日、祝日の保育需要に対応するため、休日保育事業を実施し、児童の福祉の増進を図る。

(イ) 内容

私立保育園である段原みみょう保育園は、休日保育を行っている。

休日保育年間延べ利用子ども数が1,120人以上(公定価格の上限階層を上回る区分)の場合に、その人数に応じて公定価格の休日保育加算に上乗せして広島市単独で加算する。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	4,131	5,652	5,849
決算	4,781	6,435	—

(注) 全額、段原みみょう保育園の休日保育の公定価格に上乗せして支払う補助金に該当する。

なお、段原みみょう保育園の休日保育の公定価格は 11－㉑私立保育園運営費に計上されており、平成 29 年度の決算額は 9,625 千円である。

(エ) 休日保育利用実績

平成 29 年度においては、年末年始を除く日曜祝日合計 66 日に休日保育を実施し、延べ利用子ども数は 1,794 人であり、1 日当たりの利用子ども数は平均で 27.2 人であった。

平成 29 年度休日保育利用実績(段原みみょう保育園) (単位：人)

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
延べ利用子ども数	152	342	417	306	346	231	1,794
1 日当たりの平均利用子ども数	2.3	5.2	6.3	4.6	5.2	3.5	27.2

(出典：「平成 29 年度休日保育利用実績（段原みみょう保育園）」に基づき、監査人が作成)

11—㉔ 保育補助者雇上強化事業（私立）

(ア) 目的

私立保育園等における保育士の負担軽減を図るため、保育士資格取得を目指す保育補助者を雇用している保育園等に対し、必要経費を補助する。

(イ) 内容

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育補助者を雇用している保育所等に対して、雇上げに必要な費用の補助を行う（上限 2,215 千円（1 施設の年額））

支給条件は次のとおりである。

- ・ 保育補助者を追加で新たに配置していること。
- ・ 保育士資格取得に努めること。
- ・ 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると市町村長が認めた者であること。
- ・ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に取り組んでいる保育事業者であること。
- ・ 保育補助者の配置による具体的な改善計画を提出し、当該計画に基づき改善を行うこと。

(ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	64,235	64,235	43,197
決算	1,376	2,272	—

(注) 予算額に対する決算額が少額である理由

予算額に対する決算額が少額である理由について担当課にヒアリングしたところ、「広島市私立保育所等における保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱」第2条(2)保育補助者ウ子育て支援員研修等に定める「必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者」、について、研修受講要件を満たすことが難しく、申請に至らなかった園が多かったが、平成 30 年度以降は当該研修要件が緩和されたため、申請数が増える見込みである、との説明を受けた。

(エ) 補助金の内訳

平成 29 年度の施設種別ごとの補助金額は次のとおりである。

平成 29 年度保育補助者雇上強化事業支出状況 (単位：千円)

施設種別	補助金を支給した 保育園等の数	金額（年間）
民間保育園	1 園	890
事業所内保育事業所	2 園	1,382
合計	3 園	2,272

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る給付事務と幼児教育の無償化への対応について

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度がスタートした。子ども・子育て支援新制度において、認定こども園・幼稚園・保育園・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入されたことにより、市町村は、教育・保育の利用時間の認定（認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))や、保護者に対する個人給付を基礎とする給付事務を担うこととなった。

子ども・子育て支援新制度において自治体が行っている給付事務について負荷がかかっていること等が指摘されてきたが、これに関連して、平成 30 年 3 月に内閣府子ども・子育て本部は「子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業報告書」を公表した。

これによれば、自治体へのアンケート結果として、給付関連事務（月次）上の課題として、公定価格の仕組みや各種加算等の仕組みなど、制度について事業者の理解が

進んでいないため、問い合わせ対応や個別説明の対応等が多く負荷が生じている、給付費申請の際に必要な、認定区分ごとの児童数などの認識が異なるケースがあり、照会・修正の手間が生じている等が挙げられている。給付関連事務（年間）上の課題としては、処遇改善等加算については、添付する書類が多く、紙ベースであり、確認業務の負荷が大きいと指摘している。制度の円滑な運用に向けた意見としては、支給認定区分（特に 2、3 号）や認定時間区分（標準・短時間）により認定業務や請求審査業務が複雑になっているため、区分の必要性から再検討が必要である、といった意見が出されている。

以上のように子ども・子育て支援新制度導入により給付事務負担が増している中、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育の無償化に関して、次の決定がなされた。

新しい経済政策パッケージ（抜粋）

幼児教育の無償化

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

また、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」には、幼児教育の無償化に関して、次の記載がある。

経済財政運営と改革の基本方針 2018（抜粋）

(1) 人材への投資

① 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での 3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置¹⁶（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（以下「認可外保育施設」という。）の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。（以下略）

¹⁶ 「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づく地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 及び事業所内保育）は、認可保育所と同様に無償化の対象とする。

無償化の実施に際して具体的な事務については、関連する法案可決後の実施要綱や交付要綱等の発出を待たないと明らかにならない。しかし、2019 年 10 月からの施行を目指している施策であり、準備期間は短い。

子ども・子育て支援新制度による事務の増加に加え、さらに、幼児教育の無償化による事務も新たに発生することとなる。担当課には、業務フローの変更点を検討し、新制度への迅速で的確な対応が求められる。

(3) 監査の結果

ア 公立保育園清掃業務の契約締結前の公表が行われていないことについて

広島市は公立保育園の清掃業務に関して、公益社団法人広島市シルバー人材センターと随意契約（政策目的随意契約）を締結し委託している。平成 29 年度委託料の総額は、50,068 千円である。

政策目的随意契約の手続は、広島市契約規則第 22 条の 3 に定められている。

広島市契約規則（抜粋）

（随意契約の手続の特例）

第 22 条の 3 市長は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約を締結しようとするときは、契約を締結する前に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （１）契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- （２）契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間
- （３）見積書の提出期限及び提出方法
- （４）契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- （５）契約の相手方の決定方法

2 市長は、前項に規定する契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （１） 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- （２） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- （３） 契約を締結した日
- （４） 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- （５） 契約金額
- （６） 契約の相手方とした理由

3 前 2 項の規定による公表は、書面により閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

広島市契約規則第 22 条の 3 第 1 項の契約締結前の公表は、具体的には、契約締結を所管する課（本件の場合にはこども未来局保育企画課）からの公表依頼に基づき、政策所管課（経済観光局雇用推進課）が広島市ホームページに掲載し、かつ、雇用推進課で書面による閲覧に供することになっている。

監査人が広島市ホームページ「政策目的随意契約の契約前情報」を確認したところ、本件に関する契約前情報が掲載されていなかったため、保育企画課に事実関係を照会した。

その結果、平成 29 年 4 月 1 日付けで契約を締結した平成 29 年度の公立保育園の清掃業務については、保育企画課から雇用推進課に平成 29 年 3 月 21 日に契約締結前の公表を依頼したものの、雇用推進課が公表手続を失念し、ホームページ及び書面による公表は行われなかったことが判明した。

また、平成 30 年 4 月 1 日付けで契約を締結した平成 30 年度の公立保育園の清掃業務については、保育企画課から雇用推進課に平成 30 年 3 月 9 日に契約締結前の公表を依頼したものの、雇用推進課が公表手続を失念し、ホームページ及び書面による公表は行われなかったことが判明した。

保育企画課からの公表依頼を受けながらも、2 年続けて公表手続を失念した雇用推進課や、公表依頼手続後、実際に公表が行われたかどうか確認せずに、契約を締結した保育企画課の事務手続は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び広島市契約規則第 22 条の 3 第 1 項に違反している。

雇用推進課においては、2 年続けて公表を失念した原因を調査し、必要に応じて業務分担の見直し等を行い、今後は、契約課からの契約前の公表依頼を漏れなく正しく公表するための業務の流れを確立する必要がある。

保育企画課においても、5 千万円を超える大きな金額の契約について、万が一にも法令違反が起こることがないように、関連部署が依頼したとおりに適正に手続を進めているか確認をした上で契約手続を行う必要がある。

【指摘事項 11-1】 公立保育園清掃業務の契約締結前の公表が行われていないことについて

広島市は公立保育園の清掃業務に関して、公益社団法人広島市シルバー人材センターと随意契約（政策目的随意契約）を締結し委託している。平成 29 年度委託料の総額は、50,068 千円である。

政策目的随意契約の契約締結前の公表については、広島市契約規則第 22 条の 3 第 1 項に定められており、具体的には、契約締結を所管する課（本件の場合にはこども未来局保育企画課）からの公表依頼に基づき、政策所管課（経済観光局雇用推進課）が広島市ホームページに掲載し、かつ、雇用推進課で書面による閲覧に供することになっている。

しかし、平成 29 年 4 月 1 日付けで契約を締結した平成 29 年度の公立保育園の清掃業務及び平成 30 年 4 月 1 日付けで契約を締結した平成 30 年度の公立保育園の清掃業務について、保育企画課から雇用推進課に対して契約締結前の公表を依頼したものの、雇用推進課が公表手続を失念し、ホームページ及び書面による公表は行われなかった。

保育企画課からの公表依頼を受けながらも、2 年続けて公表手続を失念した雇用推進課や、公表依頼手続後、実際に公表が行われたかどうか確認せずに、契約を締結した保育企画課の事務手続は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び広島市契約規則第 22 条の 3 第 1 項に違反している。

雇用推進課においては、2 年続けて公表を失念した原因を調査し、必要に応じて業務分担の見直し等を行い、今後は、契約課からの契約前の公表依頼を漏れなく正しく公表するための業務の流れを確立する必要がある。

イ 公立保育園の施設補修に係る随意契約の理由に記載された修繕件数について

広島市が、公立保育園の修繕等業務を一般財団法人広島市都市整備公社に委託する契約（以下【事業 11】において「保育園修繕等委託契約」という。）は、平成 19 年 3 月に広島市社会局競争入札参加者等指名委員会によって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「性質又は目的が競争入札に適さない」契約（一般的に「特命随意契約」という。）であると定められ、以来、特命随意契約を締結し、平成 29 年度においても特命随意契約により保育園修繕等委託契約を締結している。

保育園修繕等委託契約について、特命随意契約とする理由として、次の記載がある。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。

理由

③「効率的な業務執行」

当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、一般財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。

（出典：「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」から抜粋）

監査人が担当課から提示を受けた「広島市保育園維持補修等業務に係る年度別指示書取り扱い件数（平成 28 年度・29 年度）」によれば、平成 28 年度に担当課から都市整備公社に指示した修繕指示件数は合計 2,481 件であった。一方で、上記の特命随

意契約の理由を記載した「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」には、「年間処理件数は、約 2,700 件余り」とされており、決裁日が平成 29 年 3 月 24 日であることを考えれば、平成 28 年度に指示した修繕指示件数がおおむね 2,481 件であることが判明していたにもかかわらず、その実績を踏まえていない年間処理件数が記載されている。

平成 29 年度については、担当課から都市整備公社に指示した修繕件数の合計は 2,603 件であり、平成 29 年度の実績としても、「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」の「約 2,700 件余り」を下回る結果となった。

平成 25 年度の包括外部監査結果報告書には、都市整備公社の修繕等委託事業に関して記載されており、その中に、都市整備公社への委託理由等として次の記載がある。

4 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。

理由

「効率的な業務執行」

当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、一般財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。

出典：「平成 24 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（H24.3.26 決裁）」から抜粋

（出典：平成 25 年度広島市包括外部監査結果報告書より抜粋）

特命随意契約の理由は平成 24 年度も平成 29 年度も同じ記載がされており、前年度の記載を修正せずに毎年度流用しているものと推定される。

年間処理件数は年度によって変動するものであり、平成 28 年度の修繕指示件数 2,481 件、平成 29 年度の修繕指示件数 2,603 件ともに特命随意契約とする理由に記載された「約 2,700 件余り」を大きく下回っている。

特命随意契約を締結する理由の 1 つである事務量の多さの根拠である件数を事実に基づかない数字の記載をすることは、書類作成の事務として不適切である。今後も同様の趣旨の書類を作成する場合には、実績に近い処理件数を毎年度把握して記載する必要がある。

【指摘事項 11-2】 公立保育園の施設補修に係る随意契約の理由に記載された修繕件数について

保育園修繕等委託契約について、特命随意契約とする理由を記載した「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」には、「当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、一般財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。」という記載がある。これは平成 24 年度においても同じ記載がされており、担当課は前年度の記載を修正せずに毎年度流用している。

年間処理件数は年度によって変動するものであり、平成 28 年度の修繕指示件数 2,481 件、平成 29 年度の修繕指示件数 2,603 件ともに特命随意契約とする理由に記載された「約 2,700 件余り」を大きく下回っている。

特命随意契約を締結する理由の 1 つである事務量の多さの根拠である件数を事実に基づかない数字の記載をすることは、書類作成の事務として不適切であり、正確性に留意した記載を行う必要がある。

(4) 監査の意見

ア 公立保育園の民間移管について

- (7) 平成 30 年 2 月 5 日に開催された第 1 回広島市総合計画審議会の配付資料「広島市に関する基礎的データ」（以下【事業 11】において「基礎的データ」という。）によれば、広島市の公立保育園は 89 園あり、公立保育園の数を全国 20 の政令指定都市で比較すると、多い方から、1 位は名古屋市の 111 園、2 位は大阪市の 104 園で広島市の 89 園は第 3 位に位置付けられる。私立保育園の数は、広島市は 139 園であり、政令指定都市で多いほうから 8 番目である。

基礎的データに基づいて監査人が算定したところによれば、公立保育園数と私立保育園数の合計に占める公立保育園の割合は、広島市は 39.0%である。他の政令指定都市と比較すると、公立保育園の占める割合の多い方から、堺市 48.8%、岡山市 42.5%、新潟市 41.2%、千葉市 39.6%に次ぎ広島市は第 5 位という結果になった。つまり、広島市は、20 政令指定都市で比較して、公立保育園の数は多く、保育園数に占める公立保育園の割合も高いということが分かる。

一方で、基礎的データによれば、同じ政令指定都市でも、公立保育園の数が 20 園以下の政令指定都市が 5 つある。例えば福岡市では、平成 16 年 4 月時点では 21 園あった公立保育園の民間移管を進め、平成 28 年 4 月までに予定していた 14 園

の民間移管を実施し、現在では公立保育園は 7 園となっている。待機児童の問題はどこの政令指定都市でも同じようにある。同様の状況下においても、公立保育園の民間移管を進めている政令指定都市とそうではない政令指定都市に対応が分かれている。

待機児童、保育所(政令指定都市比較)
待機児童数、保育所数

待機児童数、保育所数		保育所										0～6歳人口千人当たりの保育所数(所)
区 分	待機児童数(人)	施設数(所)						児童定員数(人)	在所児童数(人)			
		公立		私立								
広島市	93 ⑤	228 ⑦	89 ③	139 ⑧	26,635 ⑤	25,513 ⑥	2.97 ⑦					
札幌市	7 ⑪	256 ⑤	20 ⑯	236 ⑤	23,563 ⑧	23,748 ⑧	2.56 ⑬					
仙台市	232 ③	162 ⑫	42 ⑪	120 ⑪	14,753 ⑭	15,276 ⑬	2.72 ⑪					
さいたま市	0 ⑭	178 ⑩	61 ⑥	117 ⑬	15,800 ⑪	15,916 ⑩	2.38 ⑮					
千葉市	48 ⑧	149 ⑭	59 ⑦	90 ⑮	13,057 ⑯	13,731 ⑮	2.82 ⑩					
川崎市	0 ⑭	294 ④	53 ⑨	241 ④	23,915 ⑦	24,036 ⑦	3.28 ③					
横浜市	2 ⑫	680 ①	84 ⑤	596 ①	55,493 ①	64,068 ①	3.2 ④					
相模原市	0 ⑭	103 ⑰	24 ⑬	79 ⑯	10,758 ⑰	10,521 ⑰	2.58 ⑫					
新潟市	2 ⑫	211 ⑨	87 ④	124 ⑩	19,995 ⑨	19,962 ⑨	4.8 ①					
静岡市	40 ⑨	57 ⑱	0 ⑳	57 ⑱	5,055 ⑱	5,627 ⑱	1.51 ⑰					
浜松市	168 ④	85 ⑯	22 ⑭	63 ⑯	9,530 ⑯	8,709 ⑯	1.77 ⑯					
名古屋市	0 ⑭	377 ③	111 ①	266 ③	37,050 ③	35,864 ③	2.84 ⑨					
京都市	0 ⑭	251 ⑥	22 ⑭	229 ⑥	25,380 ⑥	26,810 ⑤	3.41 ②					
大阪市	325 ②	417 ②	104 ②	313 ②	45,927 ②	43,760 ②	2.99 ⑥					
堺市	31 ⑩	41 ⑳	20 ⑯	21 ⑳	4,808 ⑳	4,790 ⑳	0.82 ⑳					
神戸市	93 ⑤	158 ⑬	58 ⑧	100 ⑭	15,730 ⑫	15,848 ⑫	1.92 ⑰					
岡山市	849 ①	113 ⑯	48 ⑩	65 ⑰	15,077 ⑬	13,613 ⑯	2.56 ⑭					
北九州市	0 ⑭	163 ⑪	27 ⑫	136 ⑨	16,520 ⑩	15,867 ⑪	3.03 ⑤					
福岡市	89 ⑦	216 ⑧	7 ⑱	209 ⑦	31,744 ④	32,429 ④	2.25 ⑯					
熊本市	0 ⑭	138 ⑮	19 ⑯	119 ⑫	13,865 ⑮	14,185 ⑭	2.9 ⑧					

(注)1 待機児童数は平成29年4月1日時点、待機児童数以外の数値は平成28年4月1日時点の数値である。

(注)2 待機児童数の数値は厚生労働省報道資料、待機児童数以外の数値は、大都市統計年表による。

(注)3 ○付き数字は、多い方からの順位を表す。

(出典：平成 30 年 2 月 5 日開催、第 1 回広島市総合計画審議会の配付資料「広島市に関する基礎的データ」)

- (イ) 広島市内の公立保育園と私立保育園の設備及び運営については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「広島市児童福祉施設設備基準等条例」という同一の基準に基づいている。

現在提供されている保育サービスの面から比較してみると、延長保育については、公立保育園が 40%の 36 園が 1 時間の延長保育に限って実施しているのに対し、私立保育園では 71%の 98 園が 1 時間の延長保育を実施している。さらに、私立保育園では 2 時間の延長保育を 31 園が、4 時間の延長保育を 2 園が実施している。また、一時預かりについては、公立保育園が 1 園も実施していないのに対し、私立保育園は 97 園が実施しており、保護者のニーズに沿って多様な保育サービスを提供している現状が伺える。

財政の面から比較してみると、園児一人当たりの事業費(月額)は、平成 29 年度決算額を基に、平成 17 年度の包括外部監査において導入された考え方である、

0 歳児の保育士配置基準と各年齢児の配置基準の割合により各年齢児を換算する「0 歳児換算」で計算すると、公立保育園は約 312 千円、私立保育園は約 279 千円となり、公立保育園の方が高コストで運営されていることが分かった。

(ウ) 広島市は、平成 20 年 12 月に「保育園のあり方について」を策定している。この中には、「本市の厳しい財政状況の中で、限られた財源を最大限有効に活用することを前提にしながら、より良い保育サービスを提供していくため、保育園のあるべき役割と機能を整理・検討し、中長期的な視点から公立保育園の民間移管も含めた「保育園のあり方について」を策定しました。」として、「保育園運営の効率化を図るため、公立保育園としての役割を果たすために必要な公立保育園を残して充実させるとともに、それ以外の公立保育園については順次民間に移管します。」「他都市における民間移管の実施状況や本市において保育園を運営する社会福祉法人数(38 法人)等を踏まえ、質の高い事業者を選定するという観点から、移管園数は 1 年に 2 園程度とします。」「この「保育園のあり方について」において取りまとめた内容の取組期間は、平成 32 年度(2020 年度)までとします。」と記載されている。同じく平成 20 年 12 月に公立保育園の民間移管についての基準を定め、公表することにより、民間移管に対する保護者の不安の解消を図るとともに、質の高い事業者の参入を促すことを目的に「公立保育園の民間移管に関するガイドライン」を策定した。この中では、民間移管の実施方法、対象園の選定、対象園の公表、説明会の実施、事業者の選定等、引継ぎ、民間移管後の市の役割・責任について記載されている。平成 21 年には民間移管する予定園 9 園を公表し、保護者への説明会や意見交換会が行われた。しかし、その後、平成 29 年度終了時点に至るまで、民間移管された実績はない。

(エ) 広島市の公立保育園の建物の多くは老朽化が進んでいる。広島市のホームページに平成 20 年から掲載されている「公立保育園の民間移管に関する Q & A (No.2)」に建物の老朽化について次の記載がある。

建物の老朽化と建て替えについて

Q3 保育園のような建物が安全に使用できる年数ほどの程度とされているのですか？

A3 建築基準法や児童福祉法等の中では建築物の耐用年数等についての表記はありませんが、参考になるものとして、公営住宅法の中で住宅の耐用年数は耐火構造(鉄筋コンクリート等)の住宅は 70 年、準耐火建築物(鉄骨造等)の住宅で 45 年、木造の住宅で 30 年と表記しており、保育園の建物も同等の耐用年数が目安と考えられます。

しかしながら、建物が安全に使用できる年数は、建物の保全状況や使用状

況等によって耐用年数より長くなる場合や短くなる場合があります。

(出典：広島市のホームページ「公立保育園の民間移管に関する Q&A (No.2)」)

公立保育園 87 園の築年数は次のとおりである。

公立保育園の築年数

(平成30年4月1日現在)

経過年数	建築年度	保育園数 (園)	保育園
51年以上	昭和42年(1967 年)以前	10	(木造) 似島、船越西部、鈴峰園、山本、船越南部、坪井 (鉄筋コンクリート造) 荒神、草津、舟入、仁保
46年～50年	昭和43年～47年(1968～1972年)	24	(木造) 長束、可部東、いずみ、口田 (鉄骨造) 原、高南 (鉄筋コンクリート造) 吉島、竹屋、古市、わかき、五日市南、元字品、皆実、横川、己斐、矢野西、庚午、小河内、三篠、神崎、亀山南、大町、宇品東、五日市中央北
41年～45年	昭和48年～52年(1973～1977年)	28	(鉄骨造) 温品、八幡東、三筋 (鉄筋コンクリート造) 東浄、ふくしま第二、江波第二、上安、基町、美の里、矢野東、緑井、井口、本川、あけぼの、石内、久地、狩小川、落合、河内、八幡、沼田、戸坂、ふくしま、五日市駅前、川内、城、大河、祇園
36年～40年	昭和53年～57年(1978～1982年)	18	(鉄筋コンクリート造) 利松、真亀、中筋、青崎、安東、江波、中野、大林、大州、出島、みゆき、仁保新町、千同、楠那、古田、福木、矢野中央、三田、
31年～35年	昭和58年～62年(1983～1987年)	4	(鉄筋コンクリート造) 五月が丘、畑賀、狩留家、湯来南
26年～30年	昭和63年～平成4年(1988～1992年)	1	(鉄筋コンクリート造) 深川
21年～25年	平成5年～9年(1993～1997年)	2	(木造) 湯来 (鉄筋コンクリート造) 中山
20年以内	平成10年～14年(1998～2002年)	—	該当なし
合計		87	—

(注) 上記は、主たる建物の建築年度又は改築年度である。保育園によっては上記以降に別棟等で増築された園舎もある。似島保育園は旧公民館を使用しており、その建築年度により記載している。

(出典：「公立保育園の民間移管に関する Q & A (No.2)」に基づいて、監査人が作成)

老朽化が進む多くの公立保育園の建物を全て建て替えることは、広島市の厳しい財政状況から考えれば現実的には難しく、中長期的には、公立保育園の民間移管を進めていくことは必要不可欠である。

(オ) 「保育園のあり方について」及び「公立保育園の民間移管に関するガイドライン」は平成 30 年 10 月末現在においても、広島市のホームページで公表されている。また、事業名を「公立保育園の民間移管」、事業内容を「私立保育園運営をしている社会福祉法人に公立保育園運営を移管し、これにより確保した財源を活用し、待機児童解消のための保育園整備や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実を図る」として、平成 29 年度に 211 千円の予算を計上したが、執行額

は 0 円である（平成 28 年度も予算額 211 千円、決算額 0 円。平成 30 年度予算も 211 千円）。なお、担当課からのヒアリングにおいて、移管先の私立保育園の設置者の組織形態は社会福祉法人が想定されるが、平成 23 年に、ある社会福祉法人の不祥事が発覚し、社会福祉法人に対する不安を払拭するための対応を優先しているため、広島市立保育園の民間移管に向けた取組は一旦中止していると聴取した。

- (カ) しかし、こども未来局保育指導課及び健康福祉局監査指導室は、当該社会福祉法人を含む私立保育園を運営する全ての社会福祉法人に対して定期的に指導監査を行い不祥事発生リスクを検証している。その上で、私立保育園 102 園の設置者である社会福祉法人等に対して、私立保育園運営費として平成 29 年度に 138 億 6 千百万円を支弁しており、社会福祉法人等が運営する私立保育園は公立保育園と同等に保育園としての機能を適正に担う存在であると広島市は位置付けている。それにもかかわらず、公立保育園の民間移管が進められないのは、1 社会福祉法人の過去の不祥事が原因であるというのは、施策を事実上凍結している理由として不合理である。
- (キ) このように、公立保育園の民間移管に向けた取組は進んでいない。広島市の厳しい財政状況の中で、限られた財源を最大限有効に活用することを前提にしながら、より良い保育サービスを提供していくため、中長期的な視点から公立保育園の民間移管に向けた取組を再開するべきである。

【意見 11-1】 公立保育園の民間移管について

公立保育園の数を全国 20 の政令指定都市で比較すると、広島市は、名古屋市、大阪市に次いで多い方から第 3 位に位置付けられる。一方で、同じ政令指定都市でも、公立保育園の民間移管を進めている市もあり、例えば福岡市では、平成 16 年 4 月時点では 21 園あった公立保育園の民間移管を進め、平成 28 年 4 月までに予定していた 14 園の民間移管を実施し、現在では公立保育園は 7 園となっている。待機児童の問題はどここの政令指定都市でも同じようにある。同様の状況下においても、公立保育園の民間移管を進めている政令指定都市とそうではない政令指定都市に対応が分かれている。

次に、広島市内の公立保育園と私立保育園について、現在提供されている保育サービスの面から比較してみると、延長保育については、公立保育園が 40% の 36 園が 1 時間の延長保育に限り実施しているのに対し、私立保育園では 71% の 98 園が 1 時間の延長保育を実施している。さらに、私立保育園では 2 時間の延長保育を 31 園が、4 時間の延長保育を 2 園が実施している。また、一時預かりについては、公立保育園が 1 園も実施していないのに対し、私立保育

園は 97 園が実施しており、保護者のニーズに沿って多様な保育サービスを提供している現状が伺える。

財政の面から比較してみると、園児一人当たりの事業費（月額）は、平成 29 年度決算額を基に、平成 17 年度の包括外部監査において導入された考え方である、0 歳児の保育士配置基準と各年齢児の配置基準の割合により各年齢児を換算する「0 歳児換算」で計算すると、公立保育園は約 312 千円、私立保育園は約 279 千円となり、公立保育園の方が高コストで運営されていることが分かった。

こうした現状を念頭に置き、広島市として、保育の質を向上させ、多様な保育サービスの提供、待機児童解消というハード・ソフト両面にわたる行政課題に対応していくためには、厳しい財政状況の中で限られた財源を最大限有効に活用する必要があることから、公立保育園は他の政令指定都市の取組を参考に、コスト面で有利であり、保護者ニーズに柔軟に応えている私立保育園へ保育園の運営をシフトしていくことが、効率的で効果的なサービス提供につながると言える。

広島市は、このような考えの下、平成 20 年 12 月に「保育園のあり方について」及び「公立保育園の民間移管に関するガイドライン」を策定し、平成 21 年には民間移管する予定園 9 園を公表し、保護者への説明会や意見交換会を行うなど民間移管を進めていたが、取組を一旦中止しており、民間移管された実績はない。その理由をヒアリングで聴取したところ、平成 23 年に、ある社会福祉法人の不祥事が発覚し、社会福祉法人に対する不安を払拭する対応を優先しているためとのことであった。しかし、こども未来局保育指導課及び健康福祉局監査指導室は、当該社会福祉法人を含む私立保育園を運営する全ての社会福祉法人に対して定期的に指導監査を行い不祥事発生リスクを検証しており、他都市において民間移管を進めている中、7 年以上前の 1 社会福祉法人の不祥事が原因で公立保育園の民間移管が進められないというのは、施策を事実上凍結している理由として不合理である。

このように、広島市の厳しい財政状況の中で、限られた財源を最大限有効に活用することを前提にしながら、より良い保育サービスを提供していくため、中長期的な視点から公立保育園の民間移管に向けた取組を再開するべきである。

イ 公立保育園の施設補修について、随意契約の妥当性

- (7) 広島市が、公立保育園の修繕業務を都市整備公社に委託する保育園修繕等委託契約は、平成 19 年 3 月に広島市社会局競争入札参加者等指名委員会によって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「性質又は目的が競争入札に

適さない」契約（一般的に、「特命随意契約」という。）であると定められ、以来、特命随意契約を繰り返し、平成 29 年度においても特命随意契約により保育園修繕等委託契約を締結している。

- (イ) 地方自治法第 234 条第 2 項は、随意契約は法令に定めた要件を充たす場合に限りすることができることを明示している。

地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

そして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項は、随意契約できる場合を次のように定めている。

地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。（以下略）

広島市では平成 21 年 4 月に「物品売買等に係る随意契約ガイドライン」を定めている。

物品売買等に係る随意契約ガイドライン（抜粋）

3 令第 167 条の 2 第 1 項各号の解釈・運用について

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、次のとおりです。

(1) 契約の相手方が特定されるとき。

ア 法令等により契約の相手方が定められているとき。

＜例＞厚生労働省からの通知に基づき母子福祉団体と締結するひとり親家庭等日常生活支援業務の委託契約

イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。

＜例＞施設設置の経緯により、施設の維持管理業務を特定の者に委託することを協定書、覚書その他の法律文書により定めた場合において、当該協定書等で定められた相手方と締結する施設の維持管理業務の委託契約（「法律文書」とは、協定書、覚書その他文書の名称の如何にかかわらず、内容において法的効力を有する文書をいいます。）

ウ あらかじめ基本となる事項を定めた基本契約に基づき個別契約を締結するとき。

＜例＞複数の者が、複数の機種、単価、仕様を示し、それに基づき当該複数の者と締結した基本契約の内容を踏まえ、最適な仕様及び最低の価格を提示した者を選定し締結する複写サービスの提供に係る個別契約。あらかじめ品名、単価を定めた基本契約に基づき締結するガソリン、コピー用紙等の購入に係る個別契約。

エ 特定の者でなければ納入することができないとき。

＜例＞水道・都市ガス・一定の契約電力未満の電気の供給契約、製作者からしか入手できない映画フィルム・美術品・工芸品の購入契約(留意点)製造者だけでなく販売代理店等も含め、納入することができる者が 1 者に限定されていることを、製造者等からの証明書等により確認してください。

オ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。

＜例＞著作権を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約。特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の委託契約。学識経験者などその者の知識・経験等に着目して相手方を決定する講演の委託契約。プロポーザル方式又はコンペ方式により技術、ノウハウ等の競争が行われ、その結果選定した相手方と締結する委託契約。(留意点) 契約

の履行に不可欠な権利、資格、技術、経験等を他の者が有していないことを十分に確認してください。

カ 平成 17 年 11 月 1 日前に締結している契約で、自動更新（延長）条項を設けているとき。（留意点）長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年広島市条例第 157 号）の施行日（平成 17 年 11 月 1 日）より前に締結した契約に限ります。

- (ウ) 平成 29 年 4 月 1 日付けの保育園修繕等委託契約を特命随意契約とする理由は以下のように記載されている。

4 契約方法

(1)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。

理由

「中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修」

当該業務は、施設が壊れた場合に、単に修繕するだけでなく、故障原因の究明、修繕方法の決定、場合によっては、設備の更新等、中長期的な視点も踏まえた総合的な判断が必要とされるため、市の計画に即し、市行政と有機的な連携の下、業務を実施する必要があるが、一般財団法人広島市都市整備公社はこうした要請に対応することができる。

「園児の安全等に配慮した上での維持補修」

保育園は、乳幼児を預かる児童福祉施設であることから、その維持補修を行う際には、園児の安全面での最大限の配慮や、保育実施に支障とならないような様々な配慮が必要となるが、一般財団法人広島市都市整備公社はこうした保育園の諸事情を理解しており、柔軟かつ適切に対応することができる。

「効率的な業務執行」

当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、一般財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。

以上のことから一般財団法人広島市都市整備公社と随意契約を締結することとする。

(2)契約に当たっては、相手方から見積書を徴し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結するものとする。

(3)予定価格は別途定める。

(出典：「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」から抜粋）

担当課の説明によれば、最高裁判所・昭和 62 年 3 月 20 日判決に従い、行政裁量として随意契約を選択しているとのことである。

上記最高裁判所の判例以降、裁判所は、基本的に本判決の枠組みに沿って随意契約の許容性の違法性判断をしているが、本判決以降のより具体的な違法性審査基準として、①実体的に著しい不合理性がある場合、②契約時点における調査・検討を怠って漫然と随意契約により契約を締結し、その判断の合理性を全く示すことができない場合、③不公正な動機に基づくことが判明した場合を違法とすることが示されている（出典：榊原秀訓・別冊ジュリスト 215 号 91 頁）。

また、上記は、随意契約が適法か違法かの判断基準であり、適法であるとしてもその措置が相当であるか不相当であるかについては、更なる検討を要する。

- (エ) 「中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修」については、故障原因の究明は、修繕である以上当然であり、都市整備公社以外においてもこれを行うことは可能である。また、都市整備公社が担当課に提出する「業務報告書」においては、今後の所見を記載する欄があるのにこれが記載されておらず、中長期的な施設維持管理の視点が、どのような形で実践されているのか明確ではない。

「園児の安全等に配慮した上での維持補修」については、園児の安全に配慮すべきは当然であるが、園児の安全等に配慮した設計、施工が都市整備公社以外において行うことが不可能なわけではない。実際、都市整備公社は、その修繕工事の多くを、他の施工業者に下請発注しているが、この施工業者は園児の安全には配慮して修繕工事をなし得ている。

「効率的な業務執行」については、修繕工事が年間約 2,700 件と多数に上ることが記載されているが、規模が大きなメンテナンス業者に委託すればその目的を達成することは可能である。また、例えば広島市全体ではなく、区ごとに分けて修繕を委託する方法も考えられる。付言すれば、都市整備公社において本事業に直接関与している職員は 2 名であり、都市整備公社は必ずしも大規模な態勢で本件業務を遂行しているものではない。

(オ) 一般に、建物メンテナンス事業者は多数あり、幼稚園や保育園の建築や修繕を行う設計業者や施工業者も存在する。

このように、都市整備公社以外の事業者に発注しうる可能性があるが、担当課は、他の事業者にも見積書作成を依頼するとか、他の事業者の業務遂行能力を検討するなどの調査を行った痕跡は見られない。

他方、都市整備公社との契約締結に際して、都市整備公社から見積書は提出されているものの、この見積書作成日と契約書の作成日とが同一日となっている。また、随意契約理由書の記載においても、前年度よりも古い実績数がそのまま記載されていた。このことからするに、都市整備公社との契約が事前に十分に検討されていたというよりは、慣例化に任せて都市整備公社との契約を繰り返していたと見える。

また、都市整備公社は、広島市職員や元広島市職員が、理事、評議員、職員として在籍し、広島市が100%出資するなど、広島市と関係が深い団体²である。それだけに、都市整備公社との契約締結に当たっては、なお一層の透明性確保が求められる。

今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

² 都市整備公社と広島市の関係について

都市整備公社が一般に公開している平成29年度財務諸表に記載された「財務諸表に対する注記8.関連当事者との取引の内容」によれば、公社の理事7人のうち、広島市の元職員は5人である。平成29年度に都市整備公社が広島市から受けた補助金は合計で311百万円、本事業を含む全10事業の広島市からの受託収益は1,756百万円であり、都市整備公社の平成29年度の経常収益2,617百万円の約80%は広島市からの補助金と受託収益から構成されている。広島市からの受託事業10事業のうち、2事業は公募型指定管理者、2事業は非公募型指定管理者、本事業を含む残りの6事業は随意契約によっている。損失補償に関しては、「当公社が、広島市の承認を得たうえで事業資金を金融機関から借り入れた場合、その返済について借入先に損失を与えたときは、100億円の範囲内において広島市がその損失を補償するという覚書を広島市と締結している。平成30年3月31日現在の被保証債務額は25億1,169万9,300円である。」と注記されている。

【意見 11-2】 公立保育園における施設補修、随意契約の妥当性について

広島市が、公立保育園の修繕業務を、一般財団法人広島市都市整備公社（以下【意見 11-2】において「都市整備公社」という。）に委託する契約（以下【意見 11-2】において「保育園修繕等委託契約」という。）は、平成 19 年 3 月に広島市社会局競争入札参加者等指名委員会によって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「性質又は目的が競争入札に適さない」契約（一般的に、「特命随意契約」という。）であると定められ、以来、特命随意契約を繰り返し、平成 29 年度においても特命随意契約により保育園修繕等委託契約を締結している。

地方自治法第 234 条第 2 項は、随意契約は法令に定めた要件を満たす場合に限りすることができるとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項は、その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするときは随意契約によることができると定めている。

広島市「物品売買等に係る随意契約ガイドライン」（以下【意見 11-2】において「ガイドライン」という。）では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈・運用について定めている。保育園修繕等委託契約は、ガイドラインの「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当するとして、特命随意契約を締結している。

担当課は、「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」の中で、随意契約とする理由について、「中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修」「園児の安全等に配慮した上での維持補修」「効率的な業務執行」を挙げ、契約に当たっては、相手方から見積書を徴し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結するものとする、としている。

しかし、上記理由は、必ずしも都市整備公社以外においては行い得ないものではない。一般に、建物メンテナンス事業者は多数あり、幼稚園や保育園の建築や修繕を行う設計業者や施工業者も存在する。

担当課は、他の事業者にも見積書作成を依頼するとか、他の事業者の業務遂行能力を検討するなどの調査を行った痕跡は見られない。

他方、都市整備公社との契約締結に際して、都市整備公社から見積書は提出されているものの、この見積書作成日と契約書の作成日が同一日となっている。また、随意契約理由書の記載においても、前年度よりも古い実績数がそのまま記載されていた。このことからするに、都市整備公社との契約が事前に十分に検討されていたというよりは、慣例化に任せて都市整備公社との契約を繰り返していたと見える。

また、都市整備公社は、広島市職員や元広島市職員が、理事、評議員、職員として在籍するなど、広島市と関係が深い団体である。それだけに、都市整備公社との契約締結に当たっては、なお一層の透明性確保が求められる。

今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

ウ 公立保育園の施設補修に係る業務報告書の内訳の様式について

- (7) 平成 25 年度の包括外部監査において、公立保育園の施設補修は監査対象になっており、平成 25 年度包括外部監査結果報告書には次の記載がある。

契約上、市が、本団体から受け取っているのは、委託料の執行状況、資金計画及び精算書等委託料に関するものであり、業務の実施に関する報告がない。確かに、業務の実施状況については、本団体から適宜修繕発注状況のリスト等を入手しており、業務の実施状況について把握する手段はある。しかし、随意契約理由にあるとおり、「単に修繕するだけでなく、故障原因の究明、修繕方法の決定、場合によっては、設備の更新等、中長期的な視点も踏まえた総合的な判断が必要とされるため、市の計画に即し、市行政と有機的な連携の下、業務を実施する必要があるが、財団法人広島市都市整備公社はこうした要請に対応することができる」のであれば、本業務を通じて把握した、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報提供、報告又は提案といったことも期待できる。

【改善案】市は、作業方法や作業上の注意事項を含めた業務内容について、できる限り詳細に契約書又は仕様書に明確に記載することが望まれる。また、具体的な業務の実施に関する報告を求めるとともに、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、本業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置づけることが望ましい。

(出典：平成 25 年度包括外部監査結果報告書、監査の意見より抜粋)

この包括外部監査の意見に対する対応結果として、平成 27 年 8 月 3 日に、「一般財団法人広島市都市整備公社（保育園維持補修等業務に係る委託業務内容等の明確化及び業務完了時の提出書類の見直しについて）（所管課：こども未来局保育企画課）」が公表されている。

監査の意見を踏まえ、平成 26 年度の委託契約締結時から、委託業務の具体的な内容や業務実施上の留意事項などを記載した仕様書を作成し、それを契約書に添付している。

また、平成 26 年度における毎月の業務執行状況報告時から、具体的な業務の実施内容や今後の修繕・保守管理に関する所見等を記載した「業務報告書」を本団体から提出させることとし、それを契約上の取り決めとしている。

(出典：広島市ホームページより、平成 27 年 8 月 3 日付け、包括外部監査の意見に対する対応結果の公表)

- (イ) 上記の経緯を経て、平成 29 年度の都市整備公社との保育園修繕等委託契約に係る委託契約約款には次の記載がある。

委託契約約款（抜粋）

（委託業務報告書の提出）

第 13 条 受注者は、毎月の業務執行状況を翌月の 10 日までに業務報告書（別記第 2 号様式）により発注者に提出するものとする。

(出典：平成 29 年 4 月 1 日付け、広島市保育園維持補修等業務委託契約書委託契約約款)

委託契約約款 13 条に定める業務報告書は、第 2 号様式の 1 の業務報告書（以下【事業 11】において「業務報告書」という。）と第 2 号様式の 2「業務報告書の内訳（修繕内容等一覧）」（以下【事業 11】において「業務報告書の内訳」という。）の 2 つの様式から構成されている。

「業務報告書」にて報告する項目は、「区分」、「契約限度額」、「概算受入額」、「執行済額」、「差引残余额」、「備考」である。一例を挙げると、平成 29 年 4 月分の業務報告書の上記項目は次のように記載されている。

区分	契約限度額 A	概算受入額 B	執行済額 C	差引残余额 D = B - C	備考
委託料	146 百万円	35,851 千円	849,858 円	35,001,142 円	
合計	146 百万円	35,851 千円	849,858 円	35,001,142 円	

B の「概算受入額」は、4 月中に概算払いとして、都市整備公社が広島市から受領した金額である。

C の「執行済額」は、都市整備公社の会計帳簿（支出ベースで作成されている補助元帳）に基づいて、記載されている。執行済額の内訳について、監査人から

担当課に照会したところ、担当課が都市整備公社から入手した平成 29 年度 4 月分の「補助元帳」の提示を受けた。それによれば執行済額 849,858 円の内訳は次のとおりである。

報酬 407,660 円、給料 393,300 円、職員手当 39,330 円、
職員厚生費 1,103 円、通信運搬費 8,465 円

なお、平成 29 年 4 月には都市整備公社から外注先の登録工事店等への支払いが発生していないため、修繕料は計上されなかった。

「業務報告書の内訳」で報告する項目は、「受付日」、「園名」、「修繕内容」、「施工区分（建築・電気・機械）」、「請負金額（円）」、「完成検査日」、「今後の修繕・保守管理に関する所見等（※）」であり、欄外に（※）として、「故障原因の究明、修繕方法の決定、設備の更新等、今後の施設補修計画の参考とするため、業務実施における気付き等を記載すること」とされている。

「業務報告書の内訳」は、都市整備公社が担当課から修繕を受付けた日を基準として記載し、毎月翌月 10 日までに担当課に提出されており、4 月分の「業務報告書の内訳」には、4 月中に受け付けた修繕の一覧が記載されている。5 月分の「業務報告書の内訳」には、4 月中に受け付けた修繕は削除され、5 月中に受け付けた修繕の一覧が記載されている。

例えば、平成 29 年 4 月分の「業務報告書の内訳」には、受付日が 4 月中の修繕 375 件が記載されている。「受付日」、「園名」、「修繕内容」については、375 件すべてに記載されている。375 件のうち、「請負金額」の記載があるのは 80 件であり、それ以外は空欄となっている。空欄となっている理由は、受付日の属する月の翌月 10 日までに外注先が未決定または外注金額が未決定であるためである。375 件のうち「完成検査日」の記載があるのは 72 件であり、それ以外は空欄となっている。空欄の理由は、受付日の属する月の翌月 10 日までに完成検査が実施されなかったためである。「今後の修繕・保守管理に関する所見等（※）」は 375 件すべてで空欄になっている。

- (ウ) 上記のように、「業務報告書」は、都市整備公社の会計帳簿に基づいて作成され、保育園修繕等委託契約に係る人件費等も含まれており、修繕料については、外注先への支払いが行われた月に計上される仕組みになっている。

一方、「業務報告書の内訳」は、当月に受け付けをした修繕の一覧が記載されており、その多くは請負金額も未定、工事は未着手の状態である。つまり、「業務報告書の内訳」に記載された内容は「業務報告書」に記載された金額の内訳にはなっておらず、様式名と実態が乖離している。「業務報告書の内訳」は、担当課から都市整備公社が、いつ、どこの保育園についてどのような修繕の依頼を受け付けたか、ということを記録する意味合いしかなく、前記の「包括外部監査の意

見に対する対応結果の公表」にあるように、「具体的な業務の実施内容や今後の修繕・保守管理に関する所見等を記載」したものにはなっていない。

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月分までに都市整備公社が指示を受けた 2,603 件の修繕全てについて、「業務報告書の内訳」を確認したが、2,603 件全てで「今後の修繕・保守管理に関する所見等（※）」の欄は空欄であった。

現状の「業務報告書の内訳」は、具体的な業務の実施を報告しているものではなく、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報も盛り込まれていない。平成 25 年度の包括外部監査の意見「具体的な業務の実施に関する報告を求めるとともに、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、本業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置付けることが望ましい。」への対応としては不十分であると言わざるを得ない。

- (エ) 改善策としては、「業務報告書の内訳」の様式を変更することが望ましい。当月に受付けをした修繕の一覧については、担当課がその必要性を検討した上で、現状の様式をそのまま残すかどうか決定し、加えて、修繕が完了して支払いが行われた日を基準に報告する様式を設けることが望ましい。

具体的には①都市整備公社の職員が自ら修繕を実施し、当月中に完了した件（都市整備公社から外部への修繕料の支払いが発生しない修繕）について案件ごとに記載②都市整備公社から外部に修繕を委託し、修繕が完了し、当月中に支払いが行われた件について案件ごとに記載（支払額の月次の合計金額が、「業務報告書」に計上された修繕料の金額と一致することになる。）③「今後の修繕・保守管理に関する所見等」については 1 案件ごとに記載する現状の様式ではなく、特に今後の申し送り事項として重要性があると考えられる案件に絞って記載する等が考えられる。

【意見 11-3】 公立保育園の施設補修に係る業務報告書の内訳の様式について
平成 25 年度包括外部監査結果報告書において、保育園修繕等委託契約に関して「具体的な業務の実施に関する報告を求めるとともに、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、本業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置付けることが望ましい。」という監査の意見が提示され、その対応として、担当課は「業務報告書」及び「業務報告書の内訳（修繕内容等一覧）」（以下【意見 11-3】において「業務報告書の内訳」という。）を一般財団法人広島市都市整備公社（以下【意見 11-3】において「都市整備

公社」という。)から月次で徴取している。

「業務報告書」に記載する項目は、「区分」、「契約限度額」、「概算受入額」、「執行済額」、「差引残余额」、「備考」であり、これらは都市整備公社の会計帳簿に基づいて作成され、保育園修繕等委託契約に係る人件費等も含まれており、修繕料については、外注先への支払が行われた月に計上される仕組みになっている。

「業務報告書の内訳」で報告する項目は、「受付日」、「園名」、「修繕内容」、「施工区分（建築・電気・機械）」、「請負金額」、「完成検査日」、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」であり、当月に受付けをした修繕の一覧が記載されており、その多くは請負金額も未定、工事は未着手の状態である。また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」の欄は平成 29 年度においては、1 件も記載されていなかった。

つまり、「業務報告書の内訳」に記載された内容は「業務報告書」に記載された金額の内訳にはなっておらず様式名と実態が乖離しており、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報も盛り込まれておらず、平成 25 年度の包括外部監査の意見への対応としては不十分であると言わざるを得ない。

改善策としては、「業務報告書の内訳」の様式を変更し、「業務報告書」に記載した金額の内訳を正確に示すよう、整合を図る必要がある。

また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」については 1 案件ごとに記載する現状の様式ではなく、特に今後の申し送り事項として重要性があると考えられる案件に絞って記載する等実効性のある様式にすることが望ましい。

11 【事業 12】 保育料の軽減・減免

(1) 事業の概要

ア 目的

保育料は市町村民税を基準に算定されるが、災害、疾病等の事情により収入が減少し、保育料の全部又は一部を納付することができなくなった場合に備え、広島市は保育料の軽減減免措置を設けている。

イ 内容

災害、疾病等による収入の減少などの場合や生活困窮者に対して保育料を減免する。

ウ 保育料の軽減減免実績

平成 29 年度の保育料の軽減減免額は以下のとおりである。

(単位：円)

区分	件数	減免額	理由
中区	—	—	—
南区	—	—	—
西区	—	—	—
東区	—	—	—
安芸区	1 件	5,250	生活保護開始
安佐南区	1 件	107,400	収入減
安佐北区	—	—	—
佐伯区	—	—	—
合計	2 件	112,650	—

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

12 【事業 13】 病児・病後児保育

(1) 事業の概要

ア 目的

保育園に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健全な育成の向上に寄与することを目的とする。

イ 内容

- (7) 病児・病後児保育は、以下の医療機関に付設した病児・病後児対応型 13 施設、保育園に付設した病後児対応型 1 施設に委託して実施している。

類型	施設名（医院・施設名）	所在区	定員
病児・病後児 保育	さくらんぼ病児保育室 （住田小児科）	中区	9人
	病児保育室きぼう （ますだ小児科）	東区	6人
	病児保育室みどりキッズ （もり小児科）	南区	12人
	堂面医院病児保育室ごまちゃんの部屋 （堂面医院）	南区	6人
	病児保育室ピッピの森 （はまだ小児クリニック）	西区	6人
	くじら病児保育室 （どんぐり小児科）	西区	6人
	あすか病児保育室 （高橋内科小児科）	安佐南区	8人
	病児保育室ちゅんちゅん （こころ・チャイルド・クリニック）	安佐南区	6人
	病児保育室ななほし （しみずこどもクリニック）	安佐南区	6人
	病児保育室くれないどる （たかはし小児科アレルギー科クリニック）	安佐北区	4人
	病児保育室まめっこくらぶ （ふじたこどもクリニック、杉野小児科医院）	安佐北区	6人
	畑川小児科病児保育室 （畑川小児科）	安芸区	4人
	コアラ病児保育室 （谷本小児科）	佐伯区	6人
病後児保育	病後児保育室すみれ （五日市すみれ保育園）	佐伯区	6人

(イ) 利用料

利用料は各施設により異なり、登録料、利用料、食事代などに区分されている。利用料はおおむね 2 千円である。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、保護者が里親である世帯、所得税非課税世帯の方は、利用料の減免を受けることができる。

(ウ) 利用方法

a 利用登録

利用を希望する施設に事前に登録をする必要がある。なお、施設により登録料がかかる場合がある。

b 利用予約

利用の際には、前日又は当日、各施設へ直接予約をする。

c 医療機関の診察

利用の前（前日又は当日朝。施設により異なる。）に、病児・病後児保育施設については施設に併設した医療機関で、病後児保育施設についてはかかりつけ医等で診察を受ける。

d 病児・病後児保育室の利用

診察後、病児・病後児保育室の利用をし、料金は施設に支払う。

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	219,643	238,262	232,293
決算	220,618	233,034	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の予算額及び決算額の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	平成 29 年度予算	平成 29 年度決算
食糧費	20	18
委託料	236,339	229,865
負担金、補助及び交付金	1,903	3,150
合計	238,262	233,034

（注 1）委託料の平成 29 年度決算額 229,865 千円は上記イに記載した 14 施設への委託料である。

（注 2）負担金、補助金及び交付金の平成 29 年度決算額 3,150 千円は、病児・病後児保育事業の相互利用の協定に基づく呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、坂町、北広島町に支払った負担金である。

オ 負担割合

国 1/3、広島県 1/3、広島市 1/3

カ 本事業の実施状況

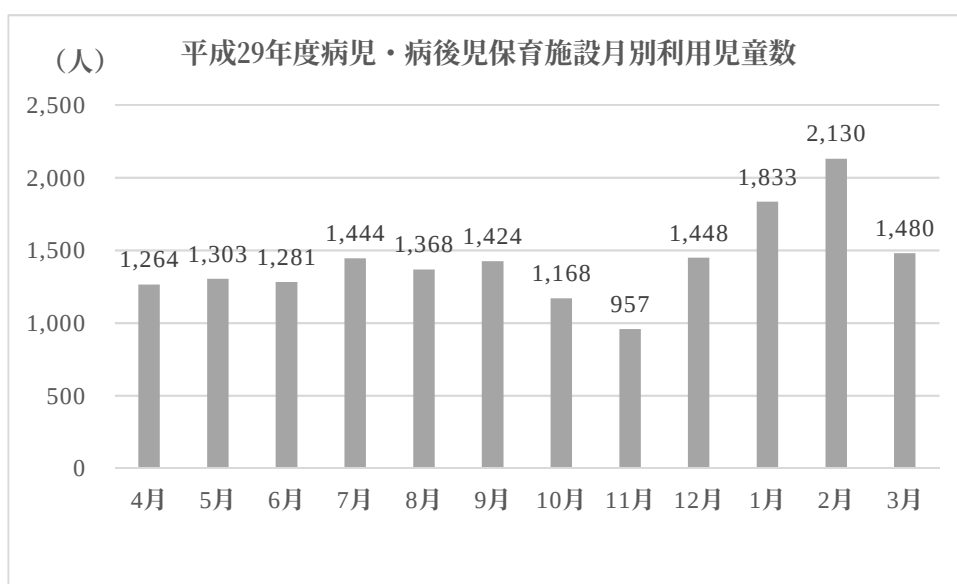
(7) 施設別延べ利用児童数

平成 29 年度病児・病後児保育施設の延べ利用児童数は全施設の合計で 17,100 人であり、施設別の内訳は次のとおりである。

類型	施設名（医院・施設名）	平成29年度延べ利用児童数
病児・病後児保育	さくらんぼ病児保育室 （住田小児科）	2,291人
	病児保育室きぼう （ますだ小児科）	1,644人
	病児保育室みどりキッズ （もり小児科）	2,703人
	堂面医院病児保育室ごまちゃんの部屋 （堂面医院）	775人
	病児保育室ピピの森 （はまだ小児クリニック）	1,311人
	くじら病児保育室 （どんぐり小児科）	1,033人
	あすか病児保育室 （高橋内科小児科）	2,015人
	病児保育室ちゅんちゅん （こころ・チャイルド・クリニック）	910人
	病児保育室ななほし （しみずこどもクリニック）	608人
	病児保育室くれいどる （たかはし小児科アレルギー科クリニック）	200人
	病児保育室まめっこくらぶ （ふじたこどもクリニック、杉野小児科医院）	888人
	畑川小児科病児保育室 （畑川小児科）	1,512人
	コアラ病児保育室 （谷本小児科）	1,127人
病後児保育	病後児保育室すみれ （五日市すみれ保育園）	83人
合計		17,100人

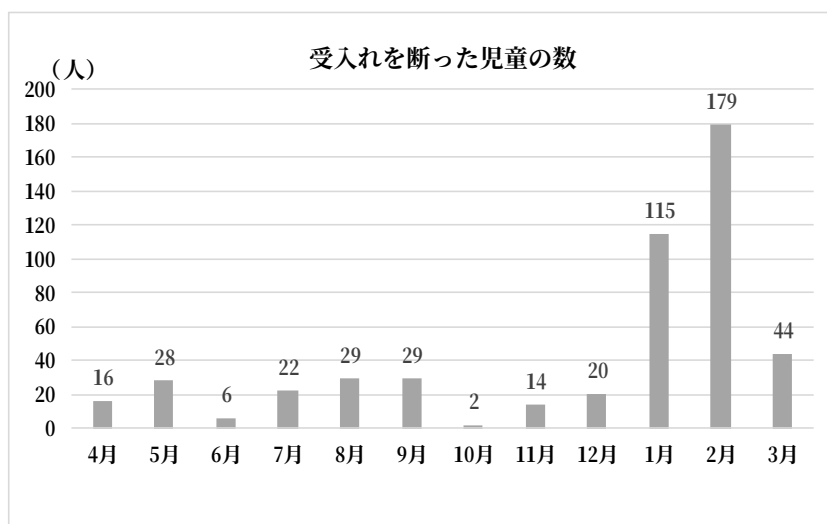
（出典：担当課作成「平成 29 年度各病児・病後児保育施設延べ利用児童数（月別）」より、監査人が作成）

(イ) 平成 29 年度病児・病後児保育施設の延べ利用児童数は全施設の合計で 17,100 人であるが、月別利用児童数は次のとおりである。インフルエンザ等が流行する 1 月及び 2 月の利用者数が他の月に比べて多いことが分かる。



(出典：担当課作成「平成29年度各病児・病後児保育施設延べ利用児童数(月別)」より監査人が作成)

上記イのとおり、各施設には定員が定められているが、定員超過により、施設が受入れを断った児童の数を担当課が聞き取り調査(各施設が窓口や電話で受入れを断った人数を把握している範囲で回答)をしたところ、年間で延べ504人の児童の受入れを断っており、特に、1月及び2月にその人数が多いという結果になった。



(担当課から提供を受けた情報に基づいて監査人が作成)

(ウ) 病児・病後児保育施設の年間平均稼働率

医療機関に付設した病児・病後児対応型13施設の年間平均稼働率を試算した結果は次のとおりである。

医療機関に付設した病児・病後児対応型13施設の年間平均稼働率
(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度
定員（1日当たり合計）(a)	85	85
利用人数（年間延人数）(b)	15,483	17,017
1日当たり利用人数 (c)=(b)÷290日	53.3	58.6
稼働率 (c)÷(a)	62.7%	68.9%

年間の稼働日数を290日として計算している。

（「平成 29 年度病児・病後児保育業務精算額一覧表」等を基に監査人が作成）

病児・病後児対応型 13 施設の平成 29 年度の稼働率は、年間平均で 68.9%となっている。

なお、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金を使って行われた「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」の結果によれば、全国の平成 24 年度の病児・病後児対応型の 1 施設当たりの稼働率の平均値は 45.0%であり、稼働率の低さが課題として指摘されている。同調査結果では、そのほかに、利用児童数の日々の変動、当日の利用キャンセル、収支の問題を課題と考えている施設が多いと指摘している。

同調査結果に比較すると、広島市の病児・病後児保育施設の年間平均稼働率は 68.9%となっているが、13 施設のうち 3 施設は、同調査結果の 45.0%を下回る稼働率であった。利用児童数の日々の変動や後述する収支の問題は、広島市の病児・病後児保育においても存在すると考えられる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策の未達成について

平成 27 年 3 月に策定し、平成 30 年 3 月に改訂した「広島市子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育事業を実施する施設について、平成 27 年度 13 か所に対して、平成 28 年度に 1 か所増設し 14 か所とし、さらに平成 31 年度にはもう 1 か所増設して 15 か所とする確保方策を掲げ、「確保の考え方」として、「医療機関に付設される保育施設を増やして対応する。」としている。

担当課からは、病児・病後児保育事業を実施する施設が定員超過により病児・病後児保育の受入れを断ったケースは、把握しているだけで平成 29 年度は合計 504 人のぼり、特に、感染症が流行する 1 月から 3 月までに定員超過による受入れ不能が頻発しているとの説明があった。このような状況を改善するために、「広島市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、中区、東区方面で新規に病児・病後児保育を行う

医療機関を募集しているとのことであるが、病児・病後児保育事業を実施する医療機関付施設は平成 28 年度以降増設されておらず、「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策は実現できていない。

看護師等の人材確保、病児・病後児保育の施設基準、収支に対する懸念等、どのような理由で病児・病後児保育に新規参入する医療機関が不足しているのか、要因の分析を行い、可能な限りの対策を取ることが必要である。

なお、収支については、監査人の分析によれば、平成 29 年度に広島市内の医療機関に付設する病児・病後児保育施設は、1 施設当たり平均 611 千円のマイナス収支となっており、病児・病後児保育の担い手が増えない要因のひとつと考えられる。

上記「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」の結果によれば、全国の平成 24 年度の病児・病後児対応型の 1 施設当たりの運営状況収支の中央値はマイナス 472 千円であり、病児・病後児保育施設の収支の問題は、広島市だけでなく、以前から全国的に事業実施の課題とされてきた。

広島市の医療機関に付設する病児・病後児保育施設 13 施設について、
平成 29 年度 1 施設当たり平均収支

(単位：千円)

項目	金額
委託料	17,202
利用料収入	3,229
収入計	20,431
総事業費	21,042
収支	△ 611
対象施設数	13施設
平均利用児童数	1,309人

(「平成 29 年度病児・病後児保育業務精算額一覧表」等を基に、監査人が作成)

委託料は、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に定められている。平成 29 年度は基本分(改善分を含む。)年間 4,846 千円に、年間延べ利用児童数に応じた加算分を加えて算定する仕組みになっている。なお、加算分の補助単価は年間延べ利用児童数 200 人ごとに定められ、年間延べ利用児童数 2 千人を上限として設定されていた。

広島市の病児・病後児保育施設の中には、平成 29 年度実績で年間利用児童数が 2

千人を超える施設が3つあり、最も多い施設では年間利用児童数が2,703人であるが、委託料算定の基準により、年間利用児童数が2千人の場合と同じ額の委託料しか支払われないという不合理な状況が生じていた。

平成30年8月に「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が改正され、平成30年4月1日以降は、基本分は年間4,894千円に引き上げられ、加算分の補助単価については、年間延べ利用児童数が2千人を超える場合についても200人ごとの利用児童数に応じた補助単価が設定された。

この改正に伴い、病児・病後児保育施設の収支状況は改善に向かうと思われる。病児・病後児保育への新規参入を検討する医療機関に対して改正点を効果的に告知し、「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策を実現することが望まれる。

【意見13-1】 「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策の未達成について

平成27年3月に策定し、平成30年3月に改訂した「広島市子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育事業を実施する施設について、平成27年度13か所に対して、平成28年度に1か所増設し14か所とし、さらに平成31年度にはもう1か所増設して15か所とする確保方策を掲げ、「確保の考え方」として「医療機関に付設される保育施設を増やして対応する。」としている。

しかし、病児・病後児保育事業を実施する医療機関付設施設は平成28年度以降増設されておらず、「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策は実現できていない。

看護師等の人材確保、病児・病後児保育の施設基準、収支に対する懸念等、どのような理由で病児・病後児保育に新規参入する医療機関が不足しているのか、要因の分析を行い、可能な限りの対策を取ることが必要である。

イ 利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての説明の未実施

病児・病後児保育を利用した児童の保護者は、施設に対して、施設が定めた利用料を支払う必要があるが、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、保護者が里親である世帯、所得税非課税世帯は、証明書類を提出することにより、利用料の減免を受けることができる。

ところが、利用料の減免を受けるために必要な証明書類について、広島市の病児・病後児保育に関するホームページやチラシには何ら説明がされていない。

広島市は、ホームページの「病児・病後児保育事業」の紹介の中で、「生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、保護者が里親である世帯、所得税非課税世帯の方は、利用料の減免を受けることができます。証明書類が必要です。詳しくは、各施

設にお問合せください。」と記載している。この記載の仕方では、減免の適用を検討する保護者は、いつまでに、どのような書類をどこで入手する必要があるのか、広島市のホームページを見ただけでは分からず、広島市の情報提供の姿勢としては全く不十分であると言わざるを得ない。

一方、14 の実施施設のうちホームページを有している 13 の実施施設全てのホームページにおいて、利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての具体的な説明はない。多くが「具体的にはスタッフにご相談ください」と記載するのみである。減免に必要な具体的な書類を広く公表せず、曖昧にすることは、書類を入手し利用料を減免するかどうかの判断を行っている実施施設及び広島市に、仮に保護者から提出された証明書類に不足があっても減免を認める、という裁量の余地を与えることにつながるおそれがある。

全 20 政令指定都市の病児・病後児保育事業を紹介しているホームページを閲覧し、減免を受けるために利用児童の保護者が提出すべき書類について、各政令指定都市がどのような記載をしているのか調査した。

結果としては、全 20 政令指定都市のうち市のホームページ上で書類の名称等を明らかにしていない市は、広島市を含めて 5 市のみであり、他の 15 市は、市のホームページで証明書類の名称等について明示していた。

広島市のホームページにおいては「証明書類が必要です。詳しくは、各施設にお問い合わせください」と記載しているが、本来、減免要件を判定するために必要となる書類は一律であり、施設ごとに減免要件を判定するために必要な書類が異なるわけではない。広島市が主体となり、減免に必要な書類が何かということをホームページで公表することに何ら不都合はないし、前述のとおり、15 の政令指定都市は市のホームページで必要書類名を具体的に列挙しており、詳細な解説を行っている例も多い。なかでも大阪市は利用児童の世帯の状況に応じたフローチャートを公表して、保護者が施設に提出すべき証明書類について、分かりやすく解説を行っている。広島市の説明は、大阪市等に比べると甚だ不十分であると言わざるを得ず、改善が望まれる。

ウ 利用料の減免を受けるために施設に提出する証明書類の不足について

上記イのとおり、広島市の病児・病後児保育を利用した児童の保護者が利用料の減免を受けるために、実施施設に提出する書類は具体的に公表されていない。監査手続の結果、市町村民税非課税世帯に該当することによる減免の判定を実施施設が行う際に、利用児童の保護者から提出された証明書類に漏れがあるにもかかわらず、利用料を減免している可能性があるケースが検出された。

(7) 実施した監査手続

任意に抽出した病児保育室 A、病児保育室 B の 2 施設について、「広島市病児・病後児保育業務実績報告書」第 1 期から第 4 期分までの「3. 利用料減免実績（詳細）」を利用者別に集計し、市町村民税非課税世帯に該当することを証する書類の提出状況について分析した。

(イ) 監査手続の結果：病児保育室 A

平成 29 年度中の市町村民税非課税世帯に該当することによる減免は、14 世帯、19 人、延べ利用人数 139 人、減免額 277,500 円であるが、各世帯から提出された「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」は、14 世帯全てについて、保護者 1 人分であった。

(ロ) 監査手続の結果：病児保育室 B

平成 29 年度中の市町村民税非課税世帯に該当することによる減免は、8 世帯、9 人、延べ利用人数 21 人、減免額 42 千円であるが、各世帯から提出された「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」は、7 世帯は保護者 1 人分であり、1 世帯は保護者 2 人分であった。

(エ) 監査人の意見

上記の 2 つの施設で減免の対象となった計 22 世帯のうち 21 世帯が保護者 1 人分のみの「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」しか提出していない理由及び世帯全員分の「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」を入手して確認しない限り、市町村民税非課税世帯に該当するかどうかの正確な判断ができないのではないかという疑問について、監査人から担当課に質問をした。

担当課からの回答によれば、「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」を保護者 1 人分しか提出していない世帯は、ひとり親世帯に該当する」との回答を得た。

「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」は個人の所得や課税状況に関する内容が記載されているものであり、世帯の状況は何ら記載されておらず、担当課としても、広島市が管理する市民税課税台帳等のデータを参照して、世帯の状況を確認しているわけではない。

担当課の説明のように、上記の 2 つの施設で減免の対象となった計 22 世帯のうち 21 世帯がひとり親家庭である可能性もあるが、同一世帯に保護者が複数人いても一人分のみしか書類を提出していない可能性も否定できない。つまり、現状の事務の流れでは、市町村民税非課税世帯に該当するかどうかの判断が適正に実施されているとは言い難い。

各実施施設の窓口の担当者が病気の子どもを抱えた保護者に対して、ひとり親家庭なのか、同一世帯に配偶者や祖父母がいないか、それらの者は課税がされていないかなど、詳細に聞き取りを行い、必要書類を漏れなく網羅的に集めるということは、実務的には難しい面があることも理解できないわけではない。

しかし、保護者から利用料を徴収しない代わりに、利用料相当額を広島市から施設に委託料として支払うという減免制度の主旨からすれば、実施施設は世帯全員分の「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」を漏れなく保護者から提出させた上で、利用料の減免の適用の可否を厳密に判定すべきである。

世帯の状況を把握して減免要件に該当するかどうか正しく判断するためには、広島市と同じ政令指定都市である静岡市や千葉市が行っているように、保護者の同意の下、市が管理する市民税課税台帳等を用いて、市が減免要件に該当するかどうかを判断するしか方法はないと考えるが、広島市の事務負担の増加を考慮すると直ちに事務の扱いを変更すべきであるとも言いきれない。直ちに改善できる現実的な施策として、利用料の減免を受けるために、世帯の状況に応じて保護者が施設に提出すべき証明書類は具体的に何であり、提出の対象となる範囲はどこまでか、という基本的な事項を明確にして、広島市から保護者に広く伝える取組を行う必要がある。

【意見 13-2】 利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての説明の未実施について

病児・病後児保育を利用した児童の保護者は、施設に対して、施設が定めた利用料を支払う必要があるが、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、保護者が里親である世帯、所得税非課税世帯は、証明書類を提出することにより、利用料の減免を受けることができる。

ところが、利用料の減免を受けるために必要な証明書類について、広島市の病児・病後児保育に関するホームページやチラシには「証明書類が必要ですので、詳しくは、各施設にお問い合わせください」と記載しているのみで、具体的な記載がない。

一方、広島市の14の病児・病後児保育実施施設のうちホームページを有している13の実施施設全てのホームページにおいて、利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての具体的な説明はない。多くが「具体的にはスタッフにご相談ください」と記載するのみである。

減免に必要な具体的な書類を広く公表せず、曖昧にすることは、書類を入手し利用料を減免するかどうかの判断を行っている実施施設及び広島市に、仮に保護者から提出された証明書類に不足があっても減免を認める、という裁量の余地を与えることにつながるおそれがある。

全 20 政令指定都市の病児・病後児保育事業を紹介しているホームページを閲覧し、減免を受けるために利用児童の保護者が提出すべき書類について、各政令指定都市がどのような記載をしているのか調査した結果、全 20 政令指定都市のうち市のホームページ上で書類の名称等を明らかにしていない市は、広島市を含めて 5 市のみであり、他の 15 市は、市のホームページで証明書類の名称等について明示していた。

減免要件を判定するために必要となる書類は一律であり、施設ごとに減免要件を判定するために必要な書類が異なるわけではない。広島市が主体となり、減免に必要な書類を明示にすることが望ましい。

13 【事業 14】 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 事業の概要

ア 目的

保護者の急な用事、残業の際の一時預かり、保育園への送迎などに対応するため、地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織）事業（以下【事業 14】において「本事業」という。）を推進する。

イ 内容

- (7) 公益財団法人広島原爆障害対策協議会は広島市から指定管理者の指定を受け、広島市健康づくりセンターの維持管理及び健康教育事業並びに子育て支援事業を行っている。本事業は、指定管理者である公益財団法人広島原爆障害対策協議会が子育て支援事業の一つとして実施しており、ファミリー・サポート・センター事務局（以下【事業 14】において「センター事務局」という。）として業務を行っている。センター事務局は、援助活動に関する会員間の連絡調整を行っているほか、会員に対する講習会や会員同士の交流会を開催している。

- (イ) 本事業を利用するためには、あらかじめセンター事務局又は地域子育て支援センターで、入会申し込み及び会員登録が必要である。会員には次の種類がある。

会員の種類	説明
依頼会員 (子育ての援助を受けたい人)	広島市内に居住し、0 歳から小学校 6 年生までの子どものいる人。 入会申込み時に、センターの実施する説明(30～40 分程度)を受ける必要がある。
提供会員 (子育ての援助をしたい人)	広島市内に居住し、心身ともに健康で、子育ての援助活動に理解と熱意がある 20 歳以上の人。 入会申込み前にセンター事務局が実施する講習会を受講する必要がある。
病児・病後児援助会員 (子育ての援助をしたい人)	提供会員のうち、センター事務局が実施する「病児・病後児援助についての専門講習会」を受講した人。 病児・病後児への援助活動が行えるのは、病児・病後児援助会員だけである。
両方会員	依頼会員と提供会員の両方を兼ねることができる。

(ウ) 援助活動の流れは次のとおりである。

内容	具体的な説明
提供会員の紹介	入会申込み及び会員登録の完了後、センター事務局から、提供会員の紹介を受ける。
マッチング	依頼会員は、子どもと一緒に提供会員の自宅を訪問して、援助を希望する時間や内容等について、事前打ち合わせ(マッチング)を行なう。
マッチングの結果報告	事前打ち合わせの結果、会員双方が援助内容等を了承し、センター事務局にその結果を報告した時点から、利用が開始できる。
援助の申込み	依頼会員は、センター事務局に援助依頼の申込みをする。
援助の依頼	センター事務局は、マッチング済みの提供会員に連絡(依頼)をする。

内容	具体的な説明
援助承諾の連絡	センター事務局は、援助承諾の結果を、依頼会員に連絡する。
事前連絡	依頼会員は、提供会員と連絡を取り、依頼日当日の活動内容について、打ち合わせをする。(病児・病後児援助の場合、家庭からの病状連絡票、与薬依頼書で詳細を確認する。)
援助活動	病児・病後児援助の場合、病状連絡票等に沿った援助活動を行なう。
確認印、利用料の授受	援助活動が終わったら、提供会員は「援助活動の報告」を記入し、依頼会員の確認印をもらう。 依頼会員は、利用料金や実費を提供会員に支払う。
活動報告書の提出	提供会員は、援助活動月の翌月 5 日までに、活動報告書をセンター事務局へ提出する。

(エ) 利用料金は次のとおり定められている。

活動時間	1 時間当たりの利用料金
月曜日～金曜日午前 7 時～午後 7 時	700 円 (病児・病後児 900 円)
月曜日～金曜日の上記の時間帯以外 土曜日・日曜日・祝日	900 円 (病児・病後児 1,100 円)

なお、1 人の依頼会員が複数の子どもを預ける場合、2 人目からの料金は半額となる。また、当日、援助開始時間までのキャンセルは半額、依頼開始時間を経過後のキャンセルは全額のキャンセル料がかかる。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	10,466	10,480	9,619
決算	9,516	10,215	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の決算額 10,215 千円の明細は以下のとおりである。

平成29年度健康科学館月別支出状況集計表

(ファミリー・サポート・センター)

(単位：千円)

事業	科目	備考	4～3月計
人件費	嘱託報酬	嘱託2名	5,514
	法定福利費	—	818
	租税公課	納付消費税	487
	人件費合計	—	6,819
事業費	諸謝金	謝礼金、活動費	519
	旅費	—	52
	食糧費	—	6
	消耗品費	—	265
	印刷製本費	—	632
	通信運搬費	電話料	91
		後納郵便料	393
		ハガキ・切手	340
		小計	825
	保険料	—	830
	支払手数料	—	2
	賃借料	パソコン	110
	支払負担金	—	54
	租税公課	納付消費税	95
事業費合計			3,395
総合計			10,215

(出典：「平成 29 年度健康科学館月別支出状況集計表」)

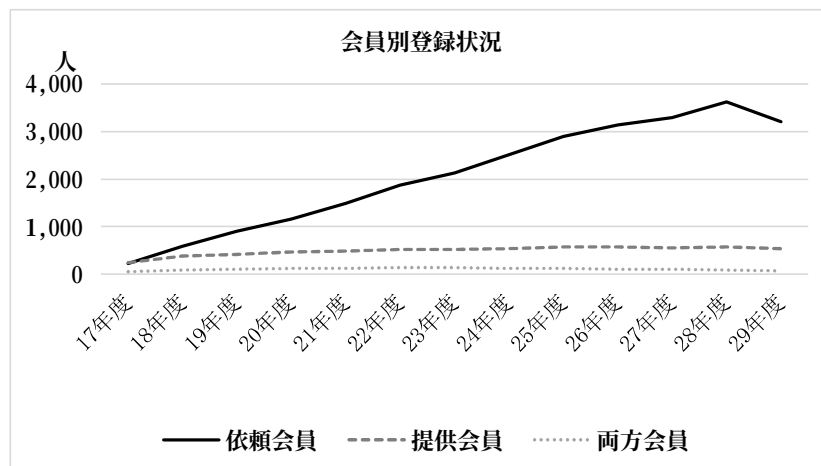
オ 負担割合

国 1/3、広島県 1/3、広島市 1/3

カ 事業の実施状況

- (7) 会員の登録状況の推移を見ると、依頼会員数は平成 17 年度の 231 人から平成 28 年度の 3,609 人まで右肩上がりに増加してきた。なお、依頼会員数が平成 29 年度に 3,194 人に減少しているのは、平成 28 年度の「広島市ファミリー・サポート・センター会則」の改正により、連絡先不明の状態が 1 年以上継続した場合には会員

の資格を喪失することとなり、これに従った処理をしたためである。提供会員数及び両方会員数は直近 10 年はほぼ横ばいで推移している。



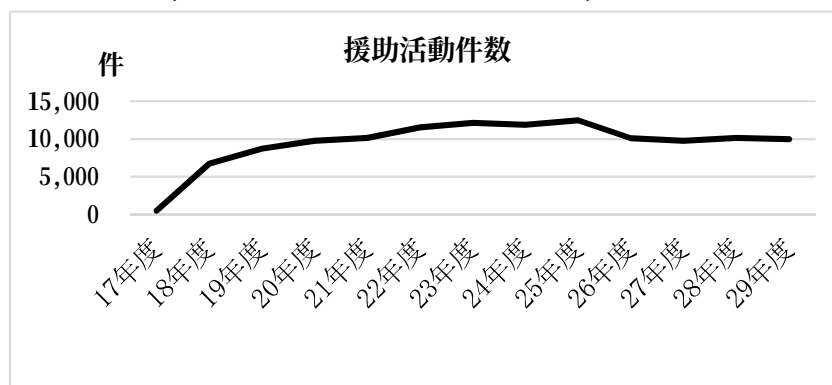
(単位: 人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
依頼会員	231	594	897	1,164	1,499	1,868	2,136
提供会員	253	381	417	468	494	522	527
両方会員	57	84	108	125	134	148	138
合計	541	1,059	1,422	1,757	2,127	2,538	2,801

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
依頼会員	2,504	2,887	3,139	3,285	3,609	3,194
提供会員	547	567	568	557	570	547
両方会員	134	123	115	114	95	82
合計	3,185	3,577	3,822	3,956	4,274	3,823

(出典:平成 30 年 3 月末現在、センター事務局作成「広島市ファミリー・サポート・センター事業実施状況」)

- (イ) 援助活動件数は、平成 25 年度は 12,481 件であったが、その後減少が続き、平成 29 年度は 9,967 件となり、4 年前に比べて 2,500 件以上減少している。



(出典:平成 30 年 3 月末現在、センター事務局作成「広島市ファミリー・サポート・センター事業実施状況」に基づき監査人が作成)

- (ウ) 援助活動件数は減少傾向にあるものの、内訳で見ると、「子どもの習い事等の場合の援助」の件数は増加傾向にあり、平成 25 年度の 1,126 件に対して、平成 29 年度は 1,415 件と 289 件増加している。

援助活動件数の内訳

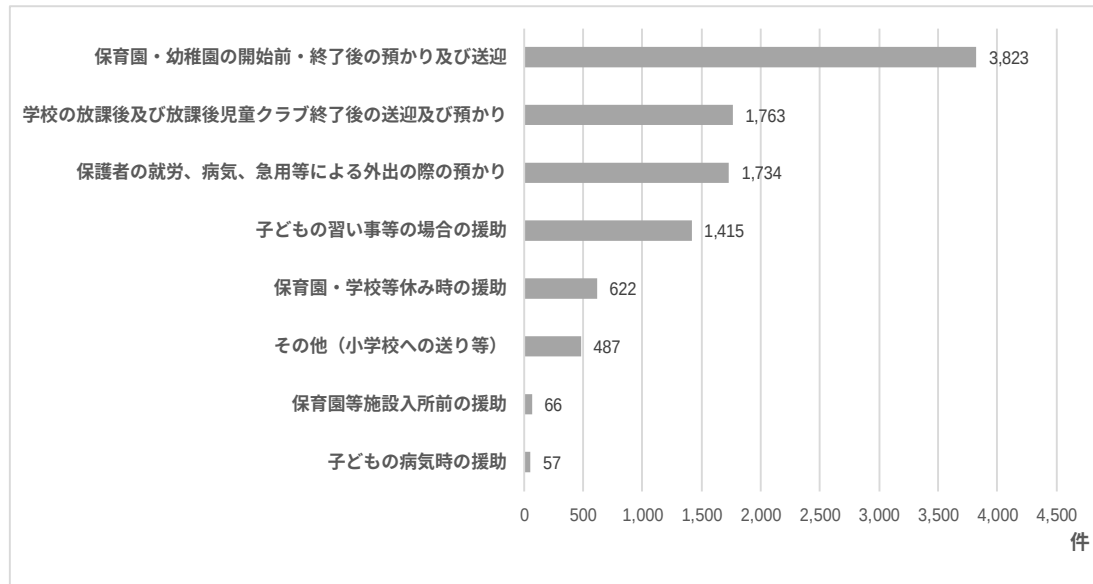
(単位：件)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育園・幼稚園の開始前・終了後の預かり及び送迎	292	2,840	2,377	3,201	4,198	4,389	4,605
学校の放課後及び放課後児童クラブ終了後の送迎及び預かり	55	2,517	3,981	2,956	2,553	2,471	2,165
子どもの病気時の援助	3	59	66	98	36	109	159
子どもの習い事等の場合の援助	0	136	384	663	634	682	936
保育園・学校等休み時の援助	23	228	224	626	289	287	512
保育園等施設入所前の援助	1	18	12	11	32	179	72
保護者の就労、病気、急用等による外出の際の預かり	139	609	1,398	1,714	2,084	2,731	3,034
その他（小学校への送り等）	0	290	272	514	344	697	665
援助活動件数	513	6,697	8,714	9,783	10,170	11,545	12,148

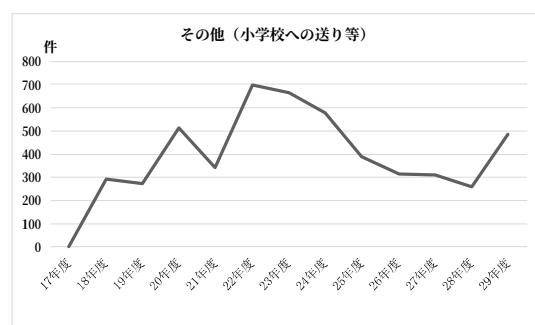
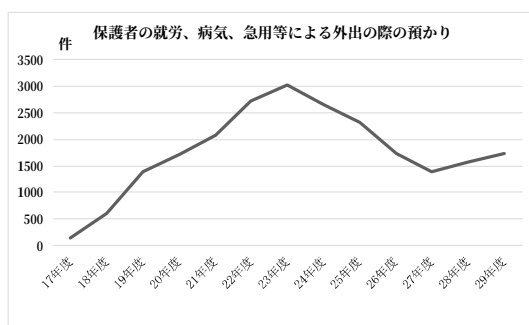
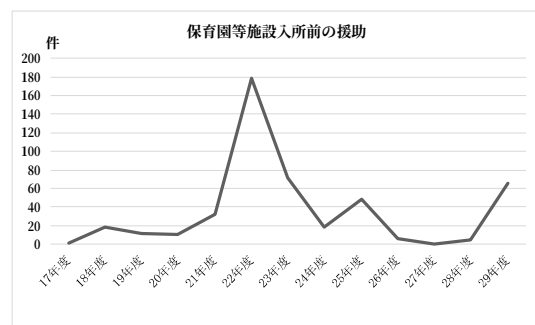
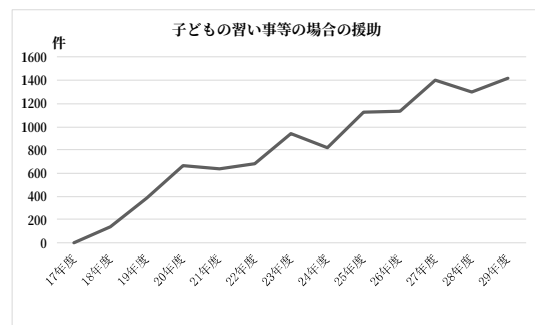
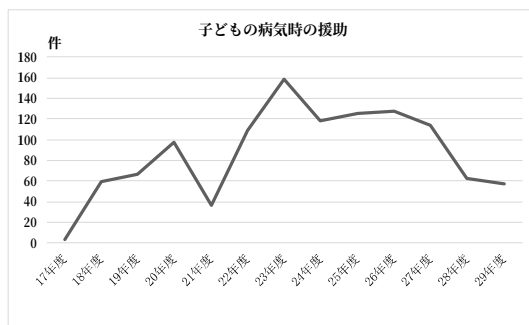
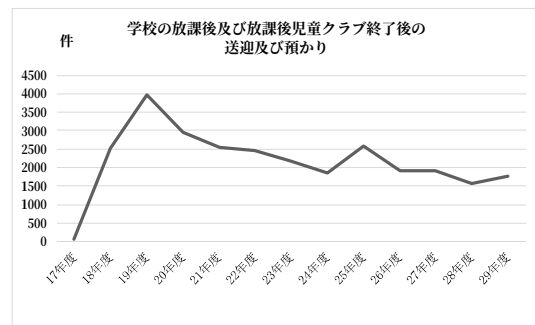
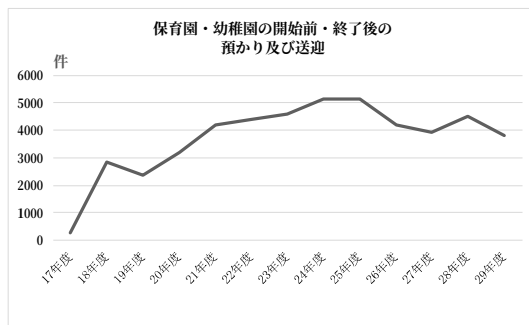
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保育園・幼稚園の開始前・終了後の預かり及び送迎	5,133	5,117	4,207	3,944	4,527	3,823
学校の放課後及び放課後児童クラブ終了後の送迎及び預かり	1,844	2,588	1,918	1,923	1,566	1,763
子どもの病気時の援助	118	125	128	114	62	57
子どもの習い事等の場合の援助	817	1,126	1,135	1,399	1,303	1,415
保育園・学校等休み時の援助	698	761	681	702	865	622
保育園等施設入所前の援助	19	48	6	0	5	66
保護者の就労、病気、急用等による外出の際の預かり	2,669	2,327	1,735	1,383	1,576	1,734
その他（小学校への送り等）	579	389	316	309	261	487
援助活動件数	11,877	12,481	10,126	9,774	10,165	9,967

（出典：平成 30 年 3 月末現在、センター事務局作成「広島市ファミリー・サポート・センター事業実施状況」）

平成 29 年度の援助活動の内訳



（出典：平成 30 年 3 月末現在、センター事務局作成「広島市ファミリー・サポート・センター事業実施状況」に基づき監査人が作成）



(出典：平成 30 年 3 月末現在、センター事務局作成「広島市ファミリー・サポート・センター事業実施状況」に基づき監査人が作成)

(エ) 病児・病後児の援助活動

- a 本事業は、病児・病後児の援助活動も行っている。提供会員及び両方会員のうち、ファミリー・サポート・センター事務局の実施する「病児・病後児援助についての専門講習会」を受講した「病児・病後児援助会員」に限り、病児・病後児の一時預かりをすることができる。なお、依頼会員は、病児・病後児の援助活動を利用する場合には、あらかじめ、ファミリー・サポート・センターから紹介を受けた病児・病後児援助会員と面談をしておく必要がある。
- b 「病児・病後児援助についての専門講習会」は、平成 29 年度は 7 月と 12 月の 2 回開催された。その結果、平成 29 年度に新たに 39 人が病児・病後児援助会員に該当することとなった。病児・病後児援助会員の登録状況は次のとおりである。

病児・病後児援助会員の登録状況

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
提供会員と両方会員の合計人数	671	665	629
提供会員・両方会員のうち病児・病後児援助会員の人数	350	358	369
提供会員・両方会員のうち、病児・病後児援助会員に該当する者の割合	52.2%	53.8%	58.6%

(出典：担当課の説明に基づいて、監査人が作成)

平成 29 年度においては、提供会員及び両方会員として登録している者の 58.6% が病児・病後児援助会員として、病児・病後児を一時預かりできる状況にある。

- c 平成 27 年 3 月に策定された「広島市子ども・子育て支援事業計画」によれば、平成 29 年度、病児・病後児の援助として、本事業で 182 人日分の活動を行うことを計画していた。一方、平成 29 年度、病児・病後児の一時預かり又は送迎を含む預かりの実績は、57 人日であり、計画の 31.3%であった。
- d 平成 30 年 9 月 7 日に開催された平成 30 年度第 1 回広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）の配付資料である「広島市子ども・子育て支援事業計画の推進状況（平成 29 年度）」によれば、病児・病後児保育事業の課題・今後の取組として「利用が集中することにより利用ができない児童について、医療機関に付設される保育施設を増やすとともに、ファミリー・サポート・センター事業の利用件数の拡大を図ることとし、それに見合った提供会員を確保していく。」としている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

14 【事業 15】 保育サービス相談事業

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

待機児童解消に向けて、これまでのハード整備による保育園受入枠の拡大に加え、既存の施設や制度を有効に活用したソフト面での取組の柱として、保育サービスアドバイザー（嘱託職員 1 人、再任用職員 13 人）を各区保健福祉課に配属し、きめ細かな入園相談を行うとともに、多様な保育サービスの情報を提供し、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつける。

（単位：人）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育園定員（対 前年度増数）	23,287 1,053	23,682 395	24,160 478	25,933 1,773	26,635 702	27,490 855
待機児童数	335	372	447	66	161	93

(4) 内容

各区保健福祉課児童福祉係に保育サービスアドバイザー（OB 嘱託員）を配置し、以下の業務を行う。

- a 入園を希望する保護者の状況や保育ニーズを的確に把握し、多様な保育サービスの情報提供を行う。
- b 入園を希望する保護者に対し、希望保育園以外にも空きのある保育園の情報を提供する。
- c 入園保留となった保護者に対し、その後の状況や意向を確認し、適切な保育サービスの情報提供を行うとともに、入園がなくなっただけの場合の取下げを受ける。
- d 常に最新の情報を提供できるよう、各施設の保育サービスの具体的内容や利用状況などを施設訪問等により情報収集し整理するとともに、必要に応じて全市的に情報共有する。

イ 事業費

(7) 事業費の推移

(単位：円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	189,000	203,000	202,000
決算	157,942	200,275	—

※上記の他に、平成 29 年度保育サービスアドバイザー14 人分 47,581,334 円（1 人当たり 3,398 千円）の人件費については、本事業とは別枠で予算計上されている。

(イ) 費目の内訳

(単位：円)

費目	平成 28 年度決算額	平成 29 年度決算額
消耗品費	69,942	68,325
通信運搬費	88,000	131,950
計	157,942	200,275

通信運搬費のうち、IC カード乗車券については、各区毎に出納簿兼使用簿がつけられていることを確認した。

(2) 保育所等利用待機児童数調査要領（国の定義）

国が定める「保育所等利用待機児童数調査要領」では、保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込みがされているが、利用していない者を「保育所等利用待機児童」としており、以下のとおり取り扱うものとされている。

ア 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。

イ 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。

ウ 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場所で適切な保育を行うために実施している幼稚園、幼稚園等の一時預かり、企業内保育事業、その他一定の保育所等において保育されている児童については、待機児童数に含めない。

エ いわゆる『入所保留（一定期間入所待機のままの状態であるもの）』の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、待機児童数から除外することができる。

オ 保育所等を現在利用しているが、第 1 希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、待機児童数には含めないこと。

カ 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような利用予約（利用希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数

には含めないこと。

キ 他に利用可能な保育所等の情報提供を行なったにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。ただし、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

ク 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することが確認できる場合には、待機児童数に含めること。また、確認できない場合には、待機児童数には含めないこと。

(3) 監査の視点

ア 平成 30 年 6 月 8 日付けで広島市が公表した報道資料「平成 30 年 4 月 1 日現在の保育園等入園待機児童の状況について」の待機児童数の推移(各年度 4 月 1 日現在)には、以下のように記載されている。

区分	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
入園希望 児童数	920 人	538 人	587 人	628 人	717 人
待機児童数	447 人	66 人	161 人	93 人	63 人

入園希望児童数とは、保育園への入園を希望しているが、保育園に入園できていない児童数をいう。

待機児童数とは、上記(2)の国の定義に基づき、入園希望児童数のうち、他に入園可能な保育園等があるが特定の保育園等を希望するなどの理由により入園していない児童を除いた児童数である。

イ 「平成 29 年度広島県保育コンシェルジュ配置事業実施状況(広島市 14 名)」には、以下のように記載されている。

平成 29 年度延べ相談件数： 30,790 件

入所保留児童解消効果： 1,172 人

うち希望保育園以外を利用： 654 人

ウ 担当課においては、毎月各区役所から提出されている、保育サービスにおける「相談月報」、「入園保留児童アフターフォロー月報」、「入園保留児童解消効果」の集計表により、待機児童はもとより保留児童に対しても相談対応を行っている。

なお、入園希望児童が保育園に入園できていない理由についても日常的に各区役所窓口等での聴取により、①自宅や通勤先との位置関係等の地理的要因、②設備や保育

内容等が望ましい特定の園を希望、③兄弟が同じ園を希望といった主な要因は把握していた。

平成 30 年度の入園選考より、兄弟が同じ園になるようポイント制による選考方法を取入れ、市民の利便性向上への改善を行っている。

(4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

15 【事業 16】 認可外保育施設認可化移行支援事業

(1) 事業の概要

ア 目的

平成 32 年 3 月末までに認可保育所又は認定こども園へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。

イ 内容

区分	整備支援事業	移転費等支援事業	事故防止等推進事業	運営支援事業	助言指導支援事業
内容	設備整備・改修整備、賃借料に係る費用を補助する。	移転、仮設施設設置に係る費用を補助する。	事故防止等のためのカメラ設置等に係る費用を補助する。	認可外保育施設の運営に係る費用を補助する。	保育内容や施設運営等についての助言・指導に係る費用を補助する。
国庫補助基準額	32 百万円 賃借料のみ の場合は 10 百万円	移転費： 1,200 千円 仮設設置 費：3,800 千円	100 千円	保育所の職員配置基準を満たす場合の児童 1 人当たりの月額 0 歳児： 107 千円	484 千円

区分	整備支援事業	移転費等支援事業	事故防止等推進事業	運営支援事業	助言指導支援事業
国庫補助基準額				1・2歳児：57千円 3歳児：22千円 4・5歳児：18千円	
経費負担	国：2/3 市：1/12 事業者：1/4	国：1/2 県：1/4 市：1/4	国：3/4 市：1/4	国：1/2 市：1/2	国：1/2 県：1/4 市：1/4

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	407,993	173,691	157,348
決算	197,627	82,472	—

(注) 全額が補助金である。

エ 補助金の内訳

平成 29 年度の決算額 82,472 千円の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	補助金の交付対象となった施設数	補助金額
整備支援事業	2 施設	41,545
移転費等支援事業	1 施設	114
事故防止等推進事業	3 施設	300
運営支援事業	5 施設	39,759
助言指導支援事業	2 施設	754
合計		82,472

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

16 【事業 17】 民間保育園等整備補助

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

広島市では、各年度当初の待機児童ゼロを達成することを目標として、その前年度中に私立保育園の新設等のハード整備により受入枠の拡大を図っており、平成 29 年度は、平成 30 年度当初の待機児童ゼロを達成する上で受入枠の不足が見込まれる 11 地区において、保育園の分園整備、幼稚園の認定こども園化及び公募による保育園等の新設整備などの確保方策を講じた。

確保方策を講じる地区については、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠して算出した町丁目別人口推計に、平成 26～28 年度の入園状況を基に見込んだ町丁目別保育率を乗じて平成 30 年度の入園申込見込数を算出し、当該見込数に対し、平成 29 年度当初までに確保する受入枠では不足が生じると見込まれる地区を選定した。

(イ) 整備内容等

合計：16 施設・694 人（3 歳未満児：412 人、3 歳以上児：282 人）

イ 事業の実績

(7) 事業費の推移

事業費の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	652,583	1,561,190	1,554,972
決算	401,742	777,003	—

負担割合：国 8/9（690,674 千円）、広島市 1/9（86,329 千円）

(イ) 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	区	保育園名	整備費	定員増数	一人増員当たりの費用
保育園の新設	安佐南区	くすの木保育園 祇園	50,999	100 人	509
	安佐南区	いちご保育園 祇園	30,749	80 人	384

区分	区	保育園名	整備費	定員増数	一人増員当たりの費用
保育園の 分園整備	南区	レガロ・バンビーニ 保育園ピコ	43,540	20 人	2,177
	南区	日出みみょう幼児 園 (29・30 年度)	84,580 (240,284)	91 人	(2,640)
	安佐 南区	共立どんぐり保育 園	137,214	60 人	2,286
	佐伯 区	きらら保育園分園	17,583	20 人	879
	西区	ロータスプリスク ール横川 (29・30 年度)	131,320 (236,612)	90 人	(2,629)
小規模保 育事業所 の新設 (公募)	中区	りらくす竹屋保 育園	23,275	19 人	1,225
	中区	りらくす十日市 保育園	23,969	19 人	1,261
	中区	HOPPA 舟入川 口園	18,549	19 人	976
	東区	光が丘キッズ保育 園	12,054	19 人	634
	西区	保育所オレンジ庚 午園	17,797	19 人	936
	西区	HOPPA 草津新 町園	23,999	19 人	1,263
	安佐 南区	HOPPA 川内園	22,244	19 人	1,170
	佐伯 区	HOPPA 八幡東 園	20,430	19 人	1,075
増築	安佐 南区	ほうりんこころ保 育園	118,701	81 人	1,465
合計		16 園 (29・30 年度)	777,003 (1,037,999)	694 人	(1,495)

設置主体事業者は社会福祉法人 3 園、協同組合 1 園、合同会社 1 園、株式会社 11 園

(2) 監査の視点

整備補助 16 園のうち補助金額の上位 3 園について、事業計画書、交付決定通知書等の関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施し、本事業に係る事務が関連する法令等に準拠しているか検証した。

ア 前払土地賃借料の取扱いについて

- (7) 担当課は、甲保育園を運営する事業者 A（以下【事業 17】において「事業者 A」という。）に対し、当初の「事業計画書」に基づき、補助金交付の目的等に合致することから事業費に応じた 137,214 千円の補助金の「交付決定通知書」を発行した。これは、補助金額算定の基礎額の上限額である 121,968 千円に 9/8 を乗じて計算されている。
- (イ) 事業者 A は、自社において保育園新設に係る工事について競争入札を行い、当初の事業計画書に記載した本体工事費、実施設計料及び施工監理費（以下【事業 17】において「本体工事費等」という。）の金額より 12,366 千円低い金額で工事事業者と請負契約を締結した。事業者 A は、当初の事業計画書において補助金額算定の基礎額の上限額と同額が計算される本体工事費等を計上しており、この減額により交付決定を受けた補助金額を下回ることになる。
- (ウ) その後事業者 A は、「事業計画変更等申請書」を担当課に提出した。それは、本体工事費等の金額を当初の事業計画書に記載した金額から 12,366 千円減額するとともに、当初の事業計画書には計上していなかった「前払土地賃借料」19,269 千円（48 ヶ月分の土地賃借料に該当する。）を追加で計上したものであった。以上が「事業計画変更等申請書」提出までの流れである。
- (エ) 事業者 A から提出された「事業計画変更等申請書」により算定される補助金交付額は、本体工事費等の減額についてのみ変更申請を行った場合には、上記(7)の交付決定した補助金額から本体工事費等が減った金額により算定された補助金額分が減額されることになる。しかし、当初の事業計画書には記載していなかった「前払土地賃借料」19,269 千円を事業費に加算して変更申請を行ったことにより、補助金算定の基礎額の上限額を上回る結果となり、交付決定した補助金 137,214 千円の減額が避けられた。
- (オ) 既に月払いの賃貸借契約を締結済みであるにもかかわらず、その後の覚書により 4 年分もの前払土地賃借料を支払うという取引は、通常の商慣行と乖離している。事業者 A のこの一連の事業計画変更の可否について担当課に確認した。担当課は、

事業者Aは当初より借地にて事業を行うことを計画しており、厚生労働省の平成29年度保育所等整備交付金交付要綱によれば、補助金の対象となる土地賃借料について前払期間の制限はなく、事前に事業計画の変更について広島市の承認を受けた上で、事業完了までに事業者Aが貸主B社に対して前払土地賃借料19,269千円を支払った事実を確認しているため、問題はないとのことであった。

(カ) 事業者が前払土地賃借料を実際に貸主に支払えば、補助金の限度額の範囲内で将来の土地賃借料を制限なく補助金の対象にできるというのが現在の補助金の仕組みである。前払期間は補助金の交付を受ける事業者と土地の貸主が合意さえすれば任意に設定できるため、「前払土地賃借料」の額は、より多くの補助金の交付を受けるために、事業者自らが、事後的に本来は必要のない計画変更を行うことが可能な項目である。本件のような計画変更の必要性について担当課に質問をしたところ、施設整備に係る事業者負担を軽減することは、待機児童解消に係る受入枠確保を円滑に進めるとともに、運営開始後の保育の質の確保・向上を図ることに繋がるものであることから、当初に交付決定した補助金額の範囲内で事業計画の内訳を変更することは、合理性を欠いて補助金を過剰に交付するものとは考えていないとのことだった。

(キ) しかし、本件のように、賃貸借契約締結後に多額の前払土地賃借料を支払う覚書を交わすという取引は、通常の商慣行と乖離しており、その必要性に疑義も生じることから、補助金の交付額の決定に当たり明瞭性を確保するため、今後は、計画変更の申請があった段階で、理由や経緯を含め必要性を精査するとともに、それが通常の商慣行や前例に照らして疑義のないものであることを確認した上で、変更を承認する必要がある。

イ 転貸借契約に係る確認手続について

事業者Aが使用する借地のうち保育園の園舎建物敷地部分については、貸主であるB社と借主である事業者Aにおいて契約期間30年の事業用定期借地権設定契約が締結されている。事業者Aが使用する借地のうち保育園の園庭及び駐車場部分については、貸主であるB社と借主である事業者Aにおいて契約期間30年の普通借地権設定契約が締結されている。これらの契約における貸主B社は、いずれも本来の土地所有者ではない。いわゆる転貸借による借地権設定契約となっている。担当課に、当該土地所有者と貸主B社との「転貸借契約書」の確認を行ったか否かを質問したところ、「転貸借契約書」について確認をしていないとの回答があった。

補助事業の将来の事業継続に、借地に係る予測不能の事態を回避するためにも、契約確認について慎重な審査をすべきである。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

【意見 17-1】 前払土地賃借料の取扱いについて

補助金の交付を受ける事業者が「前払土地賃借料」を貸主に支払えば、補助金の限度額の範囲内で将来の土地賃借料を制限なく補助金の対象にできるというのが現在の補助金の交付額算定の仕組みである。

前払する期間は補助金の交付を受ける事業者と土地の貸主が合意さえすれば任意に設定できるため、「前払土地賃借料」の額は、より多くの補助金の交付を受けるために、事業者自らが、事後的に本来は必要のない計画変更を行うことが可能な項目である。

実際に、入札の結果、本体工事費等が補助金交付決定時よりも低い金額で収まり、補助金交付額が減額されることが明らかになったタイミングで、当初の事業計画書では想定していなかった前払土地賃借料を 4 年分支払うという事業計画の変更を行い、結果として補助金額は交付決定額と同額となった、という必要性に疑義がある事例が見受けられた。

補助金の交付額の決定に当たり明瞭性を確保するために、前払土地賃借料については、計画変更の申請があった段階で、理由や経緯を含め必要性を精査するとともに、それが通常の商慣行や前例に照らして疑義のないものであることを確認した上で、変更を承認する必要がある。

【意見 17-2】 転貸借契約に係る確認手続について

事業者 A が使用する借地については、保育園の園舎建物敷地部分につき「事業用定期借地権設定契約」が締結され、園庭及び駐車場部分につき「普通借地権設定契約」が締結されているが、これらの契約における貸主は、本来の土地所有者ではなく、いわゆる転貸借による借地権設定契約となっている事例があった。しかし、担当課はこの件について、当該土地所有者と上記各契約における貸主との「転貸借契約書」の確認を行っていなかった。

一般に土地転貸借契約は、土地所有者の承諾を得なければ、土地所有者との賃貸借契約における解除原因となることがある。

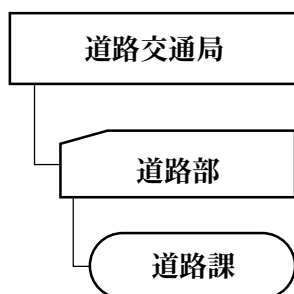
借地に係る予測不能の事態により、将来の事業継続に影響がないよう、担当課は借地に係る契約関係を慎重に確認した上で、補助金の交付決定を行う必要がある。

《道路交通局》

1 道路交通局の組織図

監査の対象とした【事業 18】安心・安全な通学路の整備は、道路交通局道路部道路課が所管している。

道路交通局の組織図は以下のとおりである（道路部道路課以外の部、課及び出先機関については監査対象事業を所管していないため、記載を省略する。）。



道路部道路課の分掌事務は次のとおりである。

- (1) 道路事業による道路の事業計画（道路計画課、街路課、都市整備局の都市機能調整部及び西風新都整備部、恵下埋立地建設事務所並びに復興工事事務所の所掌に属するものを除く。）
- (2) 道路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事（道路計画課、街路課、都市整備局の都市機能調整部及び西風新都整備部、恵下埋立地建設事務所並びに復興工事事務所の所掌に属するものを除く。）の総括
- (3) 道路及び橋りょうの維持補修工事の総括
- (4) 交通安全施設整備事業の総括
- (5) 電線類の地中化の整備計画

（出典：「広島市の行政組織」平成 30 年 5 月 1 日現在）

2 【事業 18】 安心・安全な通学路の整備

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(ア) 目的

子どもの安全対策は、広島市の最重点課題の一つである。通学路の危険箇所の

解消は、保護者・児童・学校等の切実な願いであり、市民が安心して暮らせるよう、市民本位の視点で、安心・安全な通学路を整備するものである。

狭隘な歩道の拡幅及び歩道のない道路における歩道の新設、横断防止柵やガードレールなど交通安全施設の新設及び歩道舗装の改良工事などを行っている。

(イ) 内容

a 事業実施に至るまで

本事業は、主に地元町内会や小学校等からの要望を踏まえ、各区役所が要望箇所の調査等を行った上で、対策の必要があると判断したものについて事業の実施を図っている。

b 実施主体

各区役所からの要望等を受け、予算計画を立て決算額を集計するのは道路交通局である。予算額が決定し、入札、工事の発注、実施、工事額の支払までを各区役所が行っている。

イ 予算と決算

(7) 予算と決算の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	70,000	70,000	70,000
決算	56,967	73,117	—

(イ) 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	件名	決算額
西区	西 5 区 89 号線ほか測量及び実施設計業務	5,853
	西 5 区 89 号線歩道改良工事	5,418
安佐南区	安佐南区内交通安全施設設置工事	3,000
	安佐南 4 区 335 号線ほか 3 路線測量及び実施設計業務	790
安佐北区	安佐北 3 区可部大毛寺線（虹山団地西入口交差点）歩道改良工事(28-1)	36,652
	安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-1)	7,446
	安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-2)	13,380

区分	件名	決算額
佐伯区	佐伯1区7号線歩道新設事業用地の鑑定評価	241
	一般国道433号道路改良事業外1事業施行に伴う物件調査算定業務	335
計		73,117

(2) 監査の方法

ア 実施した監査手続

道路交通局道路部道路課から提示された本事業に関する平成28年度及び平成29年度の予算・決算、平成30年度の予算に関する資料を閲覧し、事業目的、事業概要、事業実施状況等についてヒアリングを実施した。

その後以下の5工事及び2実施設計業務を選定し、西区役所建設部地域整備課、安佐南区役所農林建設部維持管理課及び安佐北区役所農林建設部地域整備課にて、本事業に関する関連資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

イ 監査対象

(7) 安佐北3区可部大毛寺線(虹山団地西入口交差点)歩道改良工事(28-1)

広島市立亀山小学校に隣接する国道191号虹山団地西入口交差点の歩道改良工事である。国道191号の渋滞が多く、その渋滞を避けるために虹山団地内を抜ける裏道の出口として交通量の多い場所である。平成16年から亀山西地区まちづくり協議会より当該場所の歩道の拡幅等の要望が続いていた。平成24年5月の亀山小学校区内での小学生の交通事故が発端になり、通学路の整備が始まった。

入札方式は、一般競争入札であり、概要は次のとおりである。

入札予定価格（税込み）：78,784,920円

落札請負代金（税込み）：69,984千円

落札率：88.8%

工事完成日と同日付けで変更契約（工事請負金額の増額）を締結した。

請負金額の増加額（税込み）：34,847,280円

変更契約後の請負金額（税込み）：104,831,280円

変更理由：施工時間帯の変更、交通誘導員の配置人員変更等

工事代金の支払は次のとおり行われた。

(単位：千円)

区分	事業名「安心安全な 通学路の整備」	事業名「交通安全施 設整備（一般整備）」
平成 28 年度に おける支払	24,400	3,590
平成 29 年度に おける支払	36,652	40,188
小計	61,052	43,778
合計		104,831

(イ) 安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-1)

以下の(ウ)の工事で、三入小学校の校門が工事により出入りが不能になるため、出入口用の仮門と仮通路の設置、それに伴う学校施設の移設等の工事である。約 170 本の立木のうち、95 本を校庭の北側に養生のため移植した。数年前に地元住民と共同で制作した竪穴式住居については、数十メートル移動させた。鳥小屋は当初移設予定だったが各部材が古かったため契約変更になり、撤去された。

安佐北区役所担当課によると、竪穴式住居の移設には、地元に職人がおらず北広島町から職人を呼んだ。

なお、この工事は一般競争入札の形式をとったが、1 社しか入札がなかった。

入札方式は、一般競争入札であり、概要は次のとおりである。

入札予定価格（税込み）：8,409,960 円

落札請負代金（税込み）：7,446,600 円

落札率：88.5%

途中、工期の延長と工事請負金額の増額変更契約を締結した。

請負金額の増加額（税込み）：1,400,760 円

変更契約後の工事費総額（税込み）：8,847,360 円

平成 29 年度支払工事費（税込み）：8,847,360 円

（うち安心・安全な通学路の整備：7,446,600 円）

(ウ) 安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-2)

上記(イ)の工事の後、国道 183 号三入小学校入口交差点付近から 114m間の歩道改良と道路の拡幅工事に伴う、三入小学校校門、フェンス、駐車場等の改良も行われている。三入小学校の道路を挟んで、三入幼稚園とみいりナーモ保育園があり、朝夕には園児の送迎の車が通る場所である。

上記(イ)と同じ会社が落札している。上記(イ)の工事で養生した 95 本の立木を移植している。

入札方式は、一般競争入札であり、概要は次のとおりである。

入札予定価格（税込み）：36,863,640 円

落札請負代金（税込み）：32,896,800 円

落札率：89.2%

途中、工期の延長と工事請負金額の増額変更契約を締結した。

請負金額の増加額（税込み）：12,072,240 円

変更契約後の工事費総額（税込み）：44,969,040 円

平成 29 年度支払工事費（税込み）：19,500 千円

（うち安心・安全な通学路の整備：13,380 千円）

(エ) 安佐南区交通安全施設設置工事(29-4)

安佐南 4 区 438 号線と安佐南 3 区 293 号線の地区の道路利用者等の安全を確保するため、交通安全施設（防護柵のガードパイプ）を設置するものである。防護柵基礎の一部変更により、14,040 円の減額変更となった。

落札請負代金（税込み）：5,655,960 円

平成 29 年度支払工事費（税込み）：5,641,920 円

（うち安心・安全な通学路の整備：3,000 千円）

(オ) 安佐南 4 区 335 号線ほか 3 路線測量及び実施設計業務

地元の要望を受け安佐南 4 区 335 号線伴東四丁目 100m、安佐南 4 区 187 号線伴東四丁目 200m、主要地方道広島豊平線伴東四丁目 50m の 3 路線の側溝整備と安川管理道伴東四丁目 70m の市道認定及び整備のための測量と詳細設計を行っている。

入札予定価格（税込み）：5,779,080 円

落札請負代金（税込み）：4,461,736 円

平成 29 年度支払工事費（前払）：1,320 千円

（うち安心・安全な通学路の整備：790 千円）

委託期間は、平成 29 年 6 月 23 日から平成 30 年 3 月 30 日までであるが、平成 30 年 8 月 30 日まで変更契約が行われている。また、3 月に工事費の一部が前払になっている。

(カ) 西 5 区 89 号線ほか測量及び実施設計業務

以下(キ)の工事と西 5 区 41 号線について、歩道詳細設計及び側溝詳細設計とあわせて各種測量と試験堀を行うものである。当初、試験堀を 4 箇所見込んでいたが、3 箇所に変更したため、45,360 円の減額変更となった。

入札予定価格（税込み）：8,390,520 円

落札請負代金（税込み）：6,598,800 円
平成 29 年度支払工事費（税込み）： 6,553,440 円
（うち安心・安全な通学路の整備： 5,853,899 円）

(キ) 西 5 区 89 号線歩道改良工事

井口鈴が台 2 丁目の団地内にある片側一車線のメイン道路で、井口交番から西へ 220m 区間の歩道改良工事である。商業用トラック等を含む比較的交通量が多い場所であるため、諸交通の安全と円滑化を図るため、整備するものである。

入札予定価格（税込み）：28,744,200 円
落札請負代金（税込み）：26,129,520 円
平成 29 年度支払工事費（税込み）：10,450 千円
（うち安心・安全な通学路の整備：5,418,119 円）

(3) 監査の結果

【指摘事項 18－1】 施行伺契約依頼伺の職務権限規程違反について	
ア	平成 29 年 12 月 19 日付け施行伺兼契約依頼伺には、以下の点が記載されている。 件名：安佐南区内交通安全施設設置工事（29－4） 執行可能予算額：6,447,600 円 契約形態：総価 執行区分：契約依頼 登録種目：005－000 とび・土工・コンクリート 契約種類：一般競争（入札後資格確認） 決裁欄は、安佐南区維持管理課、安佐南区区政調整課の各課の課長の決裁印が押印されているが、部長の決裁印は押印されていない。
イ	担当課の説明によれば、上記施行伺兼契約依頼伺において、部長の決裁を失念していたとのことである。
ウ	広島市職務権限規程「(9) 工事の施行」1(4)には、工事の設計内容及び施行の決定(工事の変更を含む。)のうち 500 万円以上 1,000 万円未満のものについては、部長の職務権限事項である旨が定められている。
エ	上記施行伺兼契約依頼伺においては、部長の決裁がなされていないため、上記広島市職務権限規程に違反している。 今後においては、広島市職務権限規程に基づいて手続を進めるよう注意されたい。

(4) 監査の意見

【意見 18-1】 請負工事変更契約の多発及び契約時期について
ア 安佐北区において監査を行った以下の工事は、いずれも工事請負契約締結後において、施工方法の変更が行われている。その変更内容は、おおむね以下のとおりである。 安佐北 3 区可部大毛寺線（虹山団地西入口交差点）歩道改良工事(28-1) 安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-1) 安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-2) イ 上記安佐北 3 区可部大毛寺線（虹山団地西入口交差点）歩道改良工事(28-1)に関する平成 30 年 3 月 2 日付け設計変更事前協議カード添付の変更理由書には、変更理由として以下のように記載されている。 (ア) 施行時間帯の変更（増額約 15,000 千円） (イ) 交通誘導員の配置人員の変更（増額約 15,000 千円） (ウ) 車道舗装の変更（増額約 4, 000 千円） (エ) その他、現地精査による変更（増額約 800 千円） なお、上記工事変更理由書中の交通誘導員の配置人員変更については、添付の明細書上の増加額は 7,393,872 円であった。 また、上記変更工事については、工事完了日に変更契約書が作成されている。 ウ 上記安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-1)に関する平成 29 年 8 月 24 日付け契約締結伺（変更契約）添付の変更理由書には、変更理由として、以下のよう に記載されている。 (ア) 鳥小屋解体撤去の追加（増額 900 千円） (イ) 交通誘導員の追加（増額 150 千円） (ウ) その他、現地精査による変更（増額 350,760 円） エ 安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29-2)に関する平成 30 年 5 月 21 日付け施行変更伺兼契約依頼変更伺添付の変更理由書には、変更理由として、以下のよう に記載されている。 (ア) 学校施設移設（給水設備及び照明設備）の追加（増額約 7,300 千円） (イ) 交通誘導員の配置人員の変更（増額約 2,600 千円） (ウ) マンホール用土止工の追加（増額約 1,800 千円） (エ) その他、現地精査による変更（増額約 370 千円） なお、上記工事変更理由書中の交通誘導員の配置人員変更については、添付の明細書上の増加額は 1,170,240 円であった。 オ 担当課の説明は、以下のとおりであった。 上記いずれも工事変更が行われたことは間違いない。

工事の設計に当たっては、現地において想定される範囲での事前調整等を行った上で進めているが、工事着手後に不整合が判明したり当初予期していないことが発生したりして、当初の設計を変更せざるを得ない状況になることは少なくない。

学校の施設又は施設に関係した工事を行う際には、事前に当該学校の教頭等との間で工事の方法について協議を行っている。

上記（29-2）の工事変更は、現地の形状把握に不正確な部分が存在し、設計の一部が正確ではなかったために発生した。

交通誘導員の追加の増額は、当該費目だけではなく、これに対応する一般管理費が加算されている。積算基準に則り、交通誘導員についても諸経費がかかってくる。「人日」を基準にした積算基準を採用しているため、交通誘導員の1日当たりの稼働時間が短縮されると、1時間当たりの単価は上昇することとなる。

変更額が判明した時点で請負業者に対し「工事請負代金額の変更について」という協議を2週間の不服申立の期限も記載した協議書により行い、請負業者からこの変更協議に対し書面による同意の回答があった上で初めて変更契約の手続に入る。契約の変更については、広島市建設工事設計変更ガイドラインにおいて軽微な変更の場合については、その都度変更契約書を作成しなくても、まとめて変更契約書を作成してもよいとされている。

カ 工事の変更がなされる割合が高い。

本来、工事価格は、いずれも設計を決定した上で入札がなされることで、適正な工事価格が決定される。しかし、工事の変更に対する代金額の増加については、入札が関係しない手続で決定される。そのため、入札後に工事に変更されること自体望ましくない。

担当課の説明によれば、変更により増額又は減額する場合の変更金額については、増額又は減額となる設計金額に、落札率を考慮した額での変更となることから、当初における入札時の競争が加味された変更額となるとのことである。

しかし、変更工事の設計自体が、市と受注者との協議によって行われる。上記変更額の決定方法は市民に広く知られた方法ではない。また、交通誘導員の1日当たりの稼働時間が短縮されると1時間当たりの単価が上昇する点は、1時間当たりに受けるサービスの質に変化がないのに単価が上昇する点で必ずしも市民の理解を得やすい事項ではない。そのため、入札後における工事価格変更は、広く第三者の目に触れる入札ほどには透明性が確保された価格決定方法ではない。

そして、上記変更理由書の記載においては、現地精査又は関係者との事前の協議が不十分であるために変更が生じたと見える事項が存在する。入札前にお

ける工事の設計に当たっては、可能な限り工事請負契約締結後の変更が発生しないよう、設計書及び設計過程の検査を励行されたい。

特に、交通誘導員の配置人員の変更は頻発しており、監査を行った工事 3 件全件において行われている。その変更額も決して少額ではない。工事設計に当たっては、工事の内容・範囲、道路の形状・位置・通行量・通行人の属性などを十分に勘案するとともに、必要に応じて管轄警察署とも事前に協議するなどして、入札後に変更ができるだけ発生しないよう工事設計を行った上で、入札を実施されたい。

キ 上記変更理由書においては、理由書上の増額の金額と、明細上の増額の合計額とが一致していない部分が存在する。担当課の説明によれば、内部の決裁を円滑に進めるため、あくまでメモ書きとして鉛筆で記載していたものである。記載している金額と設計書上の金額との違いについては、前者は決裁時に変更金額の増減が分かりやすいように諸経費込で表記していることに対し、後者は直接工事費であることに起因する。資料の明確性という観点からは、理由書上の増額部分と明細上の増額の合計額とが一致することが望ましい。そのため、例えば理由書上の増額部分においても直接工事費と諸経費とを分けて記載するなどの方法をとることが望ましい。

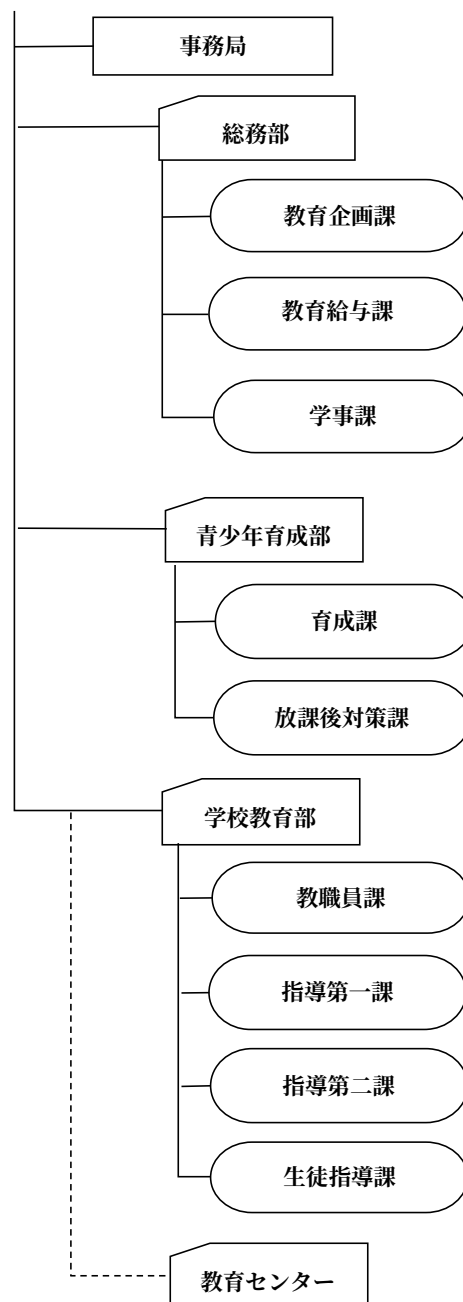
今後の変更理由書作成においては、この点に留意されたい。

《教育委員会》

1 教育委員会の組織図

教育委員会の組織図は以下のとおりである（監査対象事業を所管していない部、課及び出先機関については記載を省略する。）。

（教育委員会）



教育委員会の分掌事務は次のとおりである。

課	分掌事務
教育企画課	1 教育行政の総合企画 2 重要な施策及び事業についての総合調整 3 教育の情報化に係る企画及び総合調整 4 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整 5 学校の設置計画
教育給与課	1 教職員等の給与等の予算及び経理 2 教職員等の諸手当の認定 3 教職員等の社会保険等の資格の得喪
学事課	1 児童及び生徒の入学、転学、退学等 2 児童及び生徒の教育扶助並びに幼稚園就園奨励費の補助 3 授業料及び入学者選抜料等 4 教科用図書の給与 5 通学区域 6 私立学校に対する助成 7 学校長への権限委譲に係る予算の配分 8 学校備品の整備
育成課	1 青少年に関する調査、企画及び総合調整 2 青少年教育 3 遊び場対策、地域組織活動の推進その他青少年の育成 4 青少年の国際交流 5 青少年問題協議会 6 家庭・学校・地域社会に関する施策の調査、企画及び総合調整 7 青少年問題に関する総合相談及び指導 8 問題行動の早期発見及び早期補導 9 問題行動に関する情報及び資料の整備 10 青少年施設の管理運営 11 暴走族対策の総合調整 12 暴走族対策推進本部の事務局 13 暴走族への加入防止及び離脱の促進並びに家庭・学校・地域及び関係機関との連絡調整 14 問題行為少年等の自立支援

課	分掌事務
放課後対策課	1 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法（児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）の施行 2 児童館の業務及び放課後児童クラブの運営に関する指導及び連絡調整 3 児童館の設置及び整備
教職員課	1 教職員等の給与及び諸手当並びに勤務条件 2 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事 3 教職員等の定数配置及び組織並びに学級編制 4 教職員等の福利厚生及び公務災害補償 5 学校事務の管理改善
指導第一課	1 幼稚園及び小学校の教育課程 2 幼稚園教育及び小学校教育の指導 3 幼稚園及び小学校の教育職員の研修 4 小学校の教科用図書の採択及び補助教材の取扱い 5 幼稚園の入学定員
指導第二課	1 中学校、高等学校及び中等教育学校の教育課程 2 中学校、高等学校及び中等教育学校教育の指導 3 中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修 4 中学校、高等学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修 5 中学校、高等学校及び中等教育学校の教科用図書の採択及び補助教材の取扱い 6 高等学校及び中等教育学校の入学者選抜 7 高等学校及び中等教育学校の課程等の設置及び改廃 8 高等学校及び中等教育学校の通学区域 9 中高一貫教育 10 人権教育行政の総合調整
生徒指導課	1 生徒指導の推進 2 生徒指導に係る研修・調査 3 適応指導教室（ふれあい教室）の運営 4 いじめ対策の推進
教育センター	1 教育に関する専門的及び技術的事項の研究 2 教育関係職員の研修 3 教育関係資料の収集、作成及び活用

（出典：「広島市の行政組織」平成30年5月1日現在）

2 【事業 19】 私立幼稚園就園奨励費補助事業

(1) 事業の概要

ア 目的

入園料及び保育料を減免する私立幼稚園に対し、補助を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

イ 内容

- (7) 広島市内に居住する幼児を私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園を除く。）へ通園させている保護者に、各幼稚園を通じて、保育料・入園料に対する助成を行なう。
- (イ) 保護者は幼稚園に対して「保育料等減免措置に関する調書」を提出する。各幼稚園は「保育料等減免措置に関する調書」を取りまとめ、担当課である教育委員会総務部学事課へ提出した後に、担当課が個人ごとの就園奨励費の補助額を決定する。例年 11 月末に広島市から各幼稚園に就園奨励費補助金を交付し、その後、各幼稚園から保護者に就園奨励費の支払がなされる。
- (ウ) 就園奨励費の補助額は、市民税所得割額等に基づき、「補助区分」を担当課が判定の上、決定する。1 園児当たりの就園奨励費の平成 29 年度の年間限度額は、次の a「補助区分早見表」の区分に応じ、b「就園奨励費（限度額）」に記載された金額である。

a 「補助区分早見表」

補助区分早見表

19歳未満の扶養親族の数			平成29年度 市民税所得割額（円）				
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	住宅借入金等特別控除のある場合は、控除前の市民税所得割額				
1人	1人	0人	～ 55,800	55,801～	191,400	191,401～	251,100
2人	1人	1人	～ 66,900	66,901～	198,600	198,601～	258,300
	2人	0人	～ 77,100	77,101～	211,200	211,201～	270,900
3人	1人	2人	～ 78,000	78,001～	205,800	205,801～	265,500
	2人	1人	～ 88,200	88,201～	218,400	218,401～	278,100
	3人	0人	～ 98,400	98,401～	231,000	231,001～	290,700
4人	1人	3人	～ 89,100	89,101～	213,000	213,001～	272,700
	2人	2人	～ 99,300	99,301～	225,600	225,601～	285,300
	3人	1人	～ 109,500	109,501～	238,200	238,201～	297,900
	4人	0人	～ 119,700	119,701～	250,800	250,801～	310,500
5人	1人	4人	～ 100,200	100,201～	220,200	220,201～	279,900
	2人	3人	～ 110,400	110,401～	232,800	232,801～	292,500
	3人	2人	～ 120,600	120,601～	245,400	245,401～	305,100
	4人	1人	～ 130,800	130,801～	258,000	258,001～	317,700
6人	5人	0人	～ 141,000	141,001～	270,600	270,601～	330,300
	1人	5人	～ 111,300	111,301～	227,400	227,401～	287,100
	2人	4人	～ 121,500	121,501～	240,000	240,001～	299,700
	3人	3人	～ 131,700	131,701～	252,600	252,601～	312,300
	4人	2人	～ 141,900	141,901～	265,200	265,201～	324,900
	5人	1人	～ 152,100	152,101～	277,800	277,801～	337,500
	6人	0人	～ 162,300	162,301～	290,400	290,401～	350,100

補助区分	C	D	E	F
------	---	---	---	---

※「16歳以上19歳未満の扶養親族」は、平成10年1月2日～平成13年1月1日生まれとします。
 ※「16歳未満の扶養親族」は、平成13年1月2日～平成28年12月31日生まれとし、園児本人を含みます。
 以下略

（出典：「平成 29 年度私立幼稚園就園奨励費のお知らせ」）

b 「就園奨励費（限度額）」

就園奨励費（限度額）（1園児当たり：年額）

多子計算 補助区分		小学校1年生～3年生の兄姉※がいない世帯 ※B、C区分にあっては、小学校1年生以上の兄姉			小学校1年生～3年生の兄姉※がいる世帯 ※B、C区分にあっては、小学校1年	
		●1人就園している 場合の園児 ●2人以上就園して いる場合の最年長 園児（ア）	●2人以上就園して いる場合の次年長 園児（イ）	●3人以上就園して いる場合の左記 ア・イ以外の園児	●当該兄姉が1人い て、1人就園してい る場合の園児 ●当該兄姉が1人い て、2人就園してい る場合の最年長園 児（ウ）	●当該兄姉が2人以 上いる場合の園児 ●当該兄姉が1人い て、2人以上就園し ている場合の左記 ウ以外の園児
		（第1子）	（第2子）	（第3子以降）	（第2子）	（第3子以降）
A	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
B	平成29年度の市民税所得割額が かからない世帯（非課税世帯及 び均等割額のみ課税される世 帯）	272,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
C	うちひとり親世帯等該当世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
	平成29年度の市民税所得割額が 「C区分※」となる世帯※早見表 参照	139,200円	223,000円	308,000円	223,000円	308,000円
D	うちひとり親世帯等該当世帯	272,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
	平成29年度の市民税所得割額が 「D区分※」となる世帯※早見 表参照	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円
E	平成29年度の市民税所得割額が 「E区分※」となる世帯※早見 表参照	10,000円	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円
F	平成29年度の市民税所得割額が 「F区分※」となる世帯※早見 表参照	（補助額なし）	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円

- （注）1 所得割額は父母の市民税の所得割額の合計額で判断します。ただし、祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によ
って生計が成り立っており、同居の祖父母等が主に家計を維持していると認められる場合は、その方の市民税所得割額をもとに区分
を決定します。その際、別途書類の提出をお願いする場合があります。
 2 年間の保育料と入園料の合計額が就園奨励費限度額より少ない場合は、年間の保育料と入園料の合計額を限度とします。
 3 年度の途中での入退園、休園、市外転出により補助額が変わる場合があります。
 4 表中の「就園」とは、幼稚園だけでなく、保育園・認定こども園又は児童発達支援センター等を利用する未就学の兄・姉を含み
ますが、補助対象は私立幼稚園に就園している園児のみです。

（出典：「平成 29 年度私立幼稚園就園奨励費のお知らせ」）

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象人数 (実績)	11,850 人	10,931 人	—
当初予算	1,509,657	1,395,226	1,299,885
決算	1,473,619	1,393,345	—

※予算額、決算額の全額が幼稚園を経由して保護者に交付する幼稚園就園奨励費補助金である。

エ 負担割合

国 1/3、広島市 2/3

ただし、平成 29 年度の市民税所得割額が 270,900 円以下で小学校 1 年生から 3 年生までの兄弟がいない世帯のうち、1 人就園している場合の園児及び 2 人以上就園している場合の最年長園児についての年間 1 万円を限度額とする補助は、国庫補助の対象にならず、広島市が単市補助として行っている。

オ 事業の実施状況

平成 29 年度の幼稚園就園奨励費補助金は、合計 10,931 人の幼稚園児を対象に、1,393,345 千円が支払われた。内訳は次のとおりである。

平成29年度幼稚園就園奨励費補助金実績

(単位：千円、人)

所得階層区分	第1子			第2子		
	減免単価	人数	補助金額	減免単価	人数	補助金額
生活保護世帯	308	4	1,058	308	4	1,153
市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272	154	37,391	308	135	34,028
市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308	62	15,639	308	37	9,008
市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272	23	5,516	308	25	6,474
市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308	1	183	308	2	409
所得割課税額77,100円以下（ひとり親世帯等除く）	139	437	59,018	223	434	92,408
所得割課税額77,100円以下（ひとり親世帯等）	272	18	4,202	308	21	5,285
所得割課税額211,200円以下	62	3,735	225,403	185	2,620	470,696
上記以外の世帯	—	—	—	154	1,561	233,528
所得割課税額270,900円以下	10	940	9,191	—	—	—
合計	—	5,374	357,604	—	4,839	852,992

所得階層区分	第3子以降			合計	
	減免単価	人数	補助金額	人数	補助金額
生活保護世帯	308	4	985	12	3,196
市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308	92	21,515	381	92,935
市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308	18	4,547	117	29,195
市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308	14	3,491	62	15,482
市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308	—	—	3	592
所得割課税額77,100円以下（ひとり親世帯等除く）	308	206	52,657	1,077	204,085
所得割課税額77,100円以下（ひとり親世帯等）	308	8	2,221	47	11,710
所得割課税額211,200円以下	308	241	61,564	6,596	757,664
上記以外の世帯	308	135	35,763	1,696	269,292
所得割課税額270,900円以下	—	—	—	940	9,191
合計	—	718	182,748	10,931	1,393,345

※減免単価は1園児当たりの年額の「限度額」であるため、減免単価×人数＝補助金額にはならない。
 （出典：「平成29年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書」に基づき、監査人が作成）

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 保育料等が減免されない保護者に、減免額 0 円と記載した「保育料等の減免確認書」を提出させている件について

(7) 要綱及び手引の記載

「広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」第 1 条は、「この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項の対象となる施設を除く。以下

同じ。)の設置者(以下「設置者」という。)に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。」としている。そして、同要綱第7条1項は、「補助金の交付を受けた設置者は、入園料及び保育料の減免措置を講じたことを明らかにした保育料等減免確認書を整備しておくとともに、当該年度の終了後5年間これを保存しなければならない。」と定め、同条2項は、「補助金の交付を受けた設置者は、前項の保育料等減免確認書の写しを市長に提出しなければならない。」と定めている。

幼稚園が実施する減免に関する具体的な事務手続については、教育委員会総務部学事課が幼稚園に対して交付した「幼稚園就園奨励費補助金の減免実施手引き」(以下【事業19】において「手引」という。)に記載されており、幼稚園は手引に従って、減免手続を行っている。手引には、幼稚園から保護者に減免を行った際に保護者から徴取する「保育料等の減免確認書」(以下【事業19】において「減免確認書」という。)の記入方法について記載されている。なお、減免確認書は、保護者が幼稚園から減免額を受領したことを証する領収証の意味合いを持つものである。

減免確認書は、「上記の幼児に係る入園料及び保育料についての減免を受けたことを確認します」として、整理番号、幼児氏名、減免額、日付けと保護者氏名を記載する様式であり、整理番号、幼児氏名、減免額は幼稚園による記入が可能であるが、日付け、保護者氏名は保護者による自署と押印を求めている。

そして、手引には、「注意事項」として「「非該当」(補助金額0円)の保護者については、減免確認書の記入は不要です。」と記載されており、扶養親族の数や市民税所得割額によって決められる減免の要件に照らして、減免を受けることができない園児の保護者は、減免確認書の提出を要しないことになっている。

(4) 検出された内容

平成29年度に広島市から私立幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けた全91幼稚園のうち、監査人が任意に抽出した3園について、各幼稚園が担当課に提出した関連書類を閲覧した。

その結果、監査手続を実施した3園のうちの1園であるA幼稚園は、平成29年度私立幼稚園就園奨励費補助金第1回(補助対象園児数98人、補助金額12,155千円)について、非該当(補助金額0円)として減免されなかった園児7人の保護者に、「減免額0円」と記載した減免確認書を提出させていたことが判明した。

上記の事実関係について、担当課にヒアリングをしたところ、幼稚園の誤った事務手続により、減免されなかった園児についても、整理番号及び幼児氏名並びに減免額0円と幼稚園が記載した上で、当該園児の保護者に減免確認書を交付し、日付け及び氏名を自署の上押印させたものである、との説明があった。

手引によれば、非該当(補助金額0円)の保護者については、減免確認書の記入

は不要であり、A幼稚園は私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務取扱いを誤っている。

なお、監査人の上記検出を受け、担当課が改めて全 91 園を対象に調査したところ、全体の件数（11,650 件。うち減免非該当 719 件）のうち、同様の誤りがあったのは、上記A幼稚園を含めて 5 園・計 22 件とのことであった。事務取扱いに誤りがあった園については既に指導を行い、平成 30 年度に改めて全園に注意喚起を行うと聞いている。

幼稚園が、非該当（補助金額 0 円）として減免されなかった保護者に対して「減免額 0 円」と記載した減免確認書の提出を求めることのないよう、担当課は、今後においても幼稚園に対して適正な指導を行うよう努められたい。

【意見 19-1】 保育料等が減免されない保護者に、減免額 0 円と記載した「保育料等の減免確認書」を提出させている件について

幼稚園が私立幼稚園就園奨励費補助金に関して実施する事務手続については、教育委員会総務部学事課が幼稚園に対して交付した「幼稚園就園奨励費補助金の減免実施手引き」（以下【意見 19-1】において「手引」という。）に記載されており、幼稚園は手引に従って、減免手続を行うこととなっている。

手引には、幼稚園から保護者に減免を行った際に保護者から徴取する「保育料等の減免確認書」（以下【意見 19-1】において「減免確認書」という。）の記入方法について記載されている。減免確認書は、保護者が幼稚園から減免額を受領したことを証する領収証の意味合いを持つものであるが、扶養親族の数や市民税所得割額によって決められる減免の要件に照らして、非該当（補助金額 0 円）として減免を受けることができない園児の保護者は、減免確認書の提出を要しない旨、手引に記載されている。

しかし、監査手続を実施した 3 幼稚園のうちの 1 園である A 幼稚園において、非該当（補助金額 0 円）として減免されなかった園児 7 人の保護者に、「減免額 0 円」と記載した減免確認書を提出させていた。

手引によれば、非該当（補助金額 0 円）の保護者については、減免確認書の記入は不要であり、A 幼稚園は私立幼稚園就園奨励費補助金に関する取扱いを誤っている。

なお、監査人の上記検出を受け、担当課が改めて全 91 園を対象に調査したところ、全体の件数（11,650 件。うち減免非該当 719 件）のうち、同様の誤りがあったのは、上記A幼稚園を含めて 5 園・計 22 件とのことであった。事務取扱いに誤りがあった園については既に指導を行い、平成 30 年度に改めて全園に注意喚起を行うと聞いている。

幼稚園が、非該当（補助金額 0 円）として減免されなかった保護者に対して

「減免額 0 円」と記載した減免確認書の提出を求めることのないよう、担当課は、今後においても幼稚園に対して適正な指導を行うよう努められたい。

3 【事業 20】就学援助

(1) 事業の概要

ア 目的

学校教育法第 19 条は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定めている。これを受け広島市は、「広島市就学援助要綱」に基づき、経済的理由により就学に支障を来たさないよう小・中学校の子どもの保護者に対し、学用品費などを援助する就学援助を実施している。

イ 就学援助の対象者

広島市は、就学援助の対象として、次の 2 つの区分を設けている。

要保護者	生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者
準要保護者	教育長が別に定める認定基準により要保護者に準ずる程度に困窮している者

具体的には、以下のいずれかの区分に該当する者が対象者とされている。

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 生活保護が停止又は廃止になった世帯
- 3 市民税等の減免を受けている世帯
- 4 国民年金の保険料の申請免除を受けている世帯
- 5 国民健康保険料の減免又は徴収猶予世帯
- 6 児童扶養手当を受けている世帯
- 7 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- 8 主たる生計者が雇用保険の失業給付を受けている世帯
- 9 生活状態が不安定で経済的に就学が困難な世帯（※）
- 10 その他特別な事情があり現在困っている世帯（今年になって世帯の収入が激減した場合、災害にあった場合、離婚協議中で別居している場合など）

(※) 9 は所得審査があり、所得の目安額は次のとおりである。

世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人 増えるごとに
世帯の 年間総 所得(世 帯年間 総収入)	約 220 万円 (約 340 万円)	約 280 万円 (約 420 万円)	約 330 万円 (約 480 万円)	約 22 万円～ 72 万円加算

(注) 年間総所得額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額であり、事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を引いた金額である(事業所得等でマイナス所得等がある場合は、その所得等については 0 とみなす)。また、世帯の中で 2 人以上所得がある場合は、世帯全員を合算した額である。

ウ 就学援助の内容

平成 29 年度の就学援助費の費目別の年額は次のとおりである。

費目	小学校		中学校	
	1 年	2～6 年	1 年	2・3 年
学用品費等	12,990 円	15,220 円	24,590 円	26,820 円
新入学学用品費等	40,600 円	—	47,400 円	—
学校給食費	実費		実費	
修学旅行費	実費(限度額 27,500 円)		実費(限度額 52,600 円)	
野外活動費	実費(限度額あり)		実費(限度額あり)	
通学費	実費(片道の通学距離が 4km 以上の場合)		実費(片道の通学距離が 6km 以上の場合)	
学校病医療費	実費		実費	

(注 1) 新入学学用品費等は、平成 29 年度から支給額が従前の約 2 倍に引き上げられ、上記金額となった。

(注 2) 生活保護を受けている世帯の子どもの学習に必要な費用は、就学援助と生活保護で支給される。上記費目のうち就学援助では、修学旅行費及び学校病医療費が支給される(学用品費等、新入学学用品費等、学校給食費、野外活動費、通学費は生活保護制度により支給される教育扶助にこれらの費目が含まれているため、就学援助からは支給されない)。

(注 3) 他の市町村立の小学校又は中学校に在外している児童生徒の保護者で広島市に住所を有する者や、国立、県立、私立の小学校又は中学校に在学し

ている児童生徒の保護者で、広島市に住所を有する者には、支給費目に制限がある。

エ 事業費の推移

(7) 小学校及び中学校の合計

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定者数(実績)	27,630 人	27,353 人	—
当初予算	2,011,260	2,258,329	2,200,614
決算	2,023,520	2,216,106	—

(注 1) 予算額、決算額の全額が経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して支給される就学援助費である。

(注 2) 平成 29 年度の決算額について

新入学学用品費の 1 人当たりの支給額を前年度までの約 2 倍に引き上げ、かつ、支給対象である小学校 6 年生児童保護者の約 70%に対して中学校入学前の平成 30 年 2 月に前倒しして支給したため、前年度と比べ、認定者数が 277 人減少しているにもかかわらず、決算額は 1 億 9,259 万円増加した。

(4) 小学校

小学校児童の就学援助

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定者数(実績)	18,145 人	18,009 人	—
当初予算	1,205,846	1,269,343	1,385,399
決算	1,220,135	1,267,499	—

(注 1) 平成 28 年度決算の内訳は、市立小学校 1,218,327 千円、国立・県立・私立小学校 1,808 千円である。

(注 2) 平成 29 年度決算の内訳は、市立小学校 1,265,627 千円、国立・県立・私立小学校 1,872 千円である。

(注 3) 平成 30 年度は、例年当該年度に支給している新入学学用品費を前年度に前倒しして支給することとしたため、平成 30 年度及び平成 31 年度の 2 年度分の入学者の小学校新入学学用品費が予算額に含まれている。

(ウ) 中学校

中学校生徒の就学援助

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定者数（実績）	9,485 人	9,344 人	—
当初予算	805,414	988,986	815,215
決算	803,385	948,607	—

(注 1) 平成 28 年度決算の内訳は、市立中学校 786,307 千円、国立・県立・私立中学校 17,078 千円である。

(注 2) 平成 29 年度決算の内訳は、市立中学校 927,477 千円、国立・県立・私立中学校 21,130 千円である。

(注 3) 平成 29 年度は、例年当該年度に支給している新入学学用品費を前年度に前倒しして支給することとしたため、平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 年度分の入学者の中学校新入学学用品費が予算額及び決算額に含まれている。

オ 負担割合

要保護者への支援については、国 1/2、広島市 1/2

準要保護者への支援については、広島市単独

カ 本事業の実施状況

(7) 平成 29 年度の就学援助認定者数内訳

平成 29 年度における、就学援助認定者数と認定率は次のとおりである。

平成 29 年度就学援助認定者数内訳

区分		市立		国県私立		計	
		認定者数 (人)	認定率 (%)	認定者数 (人)	認定率 (%)	認定者数 (人)	認定率 (%)
小 学 校	要保護	1,182	1.80%	2	0.11%	1,184	1.75%
	準要保護	16,759	25.50%	66	3.48%	16,825	24.89%
	計	17,941	27.30%	68	3.59%	18,009	26.64%
中 学 校	要保護	689	2.38%	1	0.02%	690	2.05%
	準要保護	8,326	28.81%	328	6.80%	8,654	25.67%
	計	9,015	31.20%	329	6.82%	9,344	27.71%
計	要保護	1,871	1.98%	3	0.04%	1,874	1.85%
	準要保護	25,085	26.51%	394	5.87%	25,479	25.15%
	計	26,956	28.49%	397	5.91%	27,353	27.00%

(担当課作成)

全国平均、広島県、広島市の就学援助の認定率を比較すると、小学校の全国平均 14.21%に対して広島市は 26.64%、中学校の全国平均 17.26%に対して広島市は 27.71%となっており、広島市の認定率は、全国平均に比べて高い水準となっている。

小学校の就学援助の認定率

区分	要保護	準要保護	要保護・準要保護合計
全国平均	1.29%	12.92%	14.21%
広島県	1.48%	19.39%	20.87%
広島市	1.75%	24.89%	26.64%

中学校の就学援助の認定率

区分	要保護	準要保護	要保護・準要保護合計
全国平均	1.68%	15.58%	17.26%
広島県	1.98%	21.60%	23.58%
広島市	2.05%	25.67%	27.71%

(「平成 29 年度就学援助認定者数内訳」及び文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」に基づき監査人が作成。なお、全国平均及び広島県の割合については、文部科学省が平成 29 年 12 月に公表した「就学援助実施状況等調査結果」に記載された、平成 27 年度における就学援助率である。)

(4) 就学援助の認定率等の推移

就学援助の認定率等の推移は次のとおりである。

小学校の就学援助の認定率等の推移

(単位:人・千円)

区分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	市立	国県私立	合計	市立	国県私立	合計	市立	国県私立	合計	市立	国県私立	合計
児童生徒数 5月1日現在	65,410	1,898	67,308	65,254	1,889	67,143	65,276	1,885	67,161	65,712	1,894	67,606
認定者数	18,954	79	19,033	18,524	72	18,596	18,073	72	18,145	17,941	68	18,009
認定率	29.0%	4.2%	28.3%	28.4%	3.8%	27.7%	27.7%	3.8%	27.0%	27.3%	3.6%	26.6%
対前年度 認定率 増減率	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.6%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	0.0%	-0.7%	-0.4%	-0.2%	-0.4%
就学援助額	1,176,945	1,822	1,178,767	1,195,886	1,780	1,197,666	1,218,327	1,808	1,220,135	1,265,627	1,872	1,267,499
対前年度 就学援助額 増減率	0.1%	16.6%	0.1%	1.6%	-2.3%	1.6%	1.9%	1.6%	1.9%	3.9%	3.5%	3.9%

(「就学援助認定児童・生徒数と認定率及び決算額」に基づき、監査人が作成)

上記のとおり、小学校の就学援助の認定率は減少傾向が続いているが、就学援助額は増加傾向にある。

中学校の就学援助の認定率等の推移

(単位：人・千円)

区分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	市立	国県私立	合計	市立	国県私立	合計	市立	国県私立	合計	市立	国県私立	合計
児童生徒数 5月1日現在	29,127	5,023	34,150	29,189	5,007	34,196	29,206	4,980	34,186	28,898	4,821	33,719
認定者数	9,645	348	9,993	9,362	340	9,702	9,167	318	9,485	9,015	329	9,344
認定率	33.1%	6.9%	29.3%	32.1%	6.8%	28.4%	31.4%	6.4%	27.7%	31.2%	6.8%	27.7%
対前年度 認定率 増減率	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-1.0%	-0.1%	-0.9%	-0.7%	-0.4%	-0.6%	-0.2%	0.4%	0.0%
就学援助額	776,757	17,592	794,349	772,535	18,456	790,991	786,307	17,078	803,385	927,477	21,130	948,607
対前年度 就学援助額 増減率	-0.8%	-3.5%	-0.8%	-0.5%	4.9%	-0.4%	1.8%	-7.5%	1.6%	18.0%	23.7%	18.1%

(「就学援助認定児童・生徒数と認定率及び決算額」に基づき、監査人が作成)

上記のとおり中学校の就学援助の認定率は減少傾向が続き、就学援助額はほぼ横ばいとなっている。なお、平成29年度は、例年当該年度に支給している新入学学用品費を前年度に前倒して支給することとしたため、平成29年度及び平成30年度の2年度分の入学者の中学校新入学学用品費が就学援助額に含まれているため、就学援助額対前年度増加率が大きくなっている。

キ 保護者向けの就学援助のお知らせ文書に、「広島市くらしサポートセンター」の案内を掲載する取組について

広島市は「保護者のみなさまへ就学援助について(お知らせ)」という案内文書を、児童生徒全員を対象に年に1回配付している。配付する時期は、在校生は毎年1月下旬、新入生・転入生には入学時等である。

このお知らせには、就学援助の対象者、申請の方法、支給費目、支給額、支給時期など、就学援助の詳細が記載されているが、その末尾の囲み記事として、「就学援助の相談窓口ではありませんので、御注意ください。」という注意書きを記載して就学援助とは別の事業であるという位置付けを明確にした上で、「生活にお困りの方の自立相談支援のご案内」が記載されている。具体的には【事業2】生活困窮者自立相談支援事業の「広島市くらしサポートセンター」の開設趣旨、対象者、相談窓口等が紹介されている。

広島市くらしサポートセンターは、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することを目的とした「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関であり、平成27年度から始まった新しい制度である。広島市くらしサポートセンターが支援の

対象とするのは、広島市内に住所又は居所のある経済的な面で生活に困窮している者（生活保護受給中の者は除く。）であり、就学援助の「準要保護」に該当する者と近い。

就学援助の所管は広島市教育委員会であり、広島市くらしサポートセンターの所管は広島市健康福祉局である。所管課は別々の事業であるが、対象者に着目して両事業をあわせて告知するという取組は、制度を利用する市民の目線で考えられている。

なお、全国に 20 ある政令指定都市のうち、平成 30 年 9 月現在ホームページで就学援助についての保護者向け案内文書を掲載している 13 の政令指定都市の文書を確認したところ、くらしサポートセンター事業を紹介しているのは広島市のみであった。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

4 【事業 21】 特別支援教育就学奨励費

(1) 事業の概要

ア 目的

学校教育法第 19 条は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定めている。これを受け広島市は、「広島市特別支援教育就学奨励費要綱」に基づき、就学による保護者の経済的負担を軽減するために、広島市立の小・中学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの経費の一部の援助を行っている。

イ 特別支援教育就学奨励費の対象者

広島市は、特別支援教育就学奨励費の対象として、次の 3 つの区分を設けている。

(7) 特別支援学級の児童生徒

(イ) 通級指導教室の児童生徒（(ウ)に該当する者を除く。また、通学費・通学付添費のみの支給になる。）

(ウ) 通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当するもの。

学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度とは、以下の表の区分ごとの「障害の程度」に該当する場合である。

学校教育法施行令第 22 条の 3 の判定基準

区分 (複数の障害に該当する 場合は、最も重い障害 の区分による)	障害の程度 (学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による基 準)
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満又は視力以外 の視機能障害があり、拡大鏡等の使用によっても 通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能で あるか、著しく困難な程度にあること。
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上で あり、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常 の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程 度にあること。
知的障害者 (学習障害 (LD)、注意 欠陥多動性障害 (ADHD)、自閉症スペクトラ ム障害等の診断のみで は対象とならない)	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が 困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要と する程度にあること。 2 知的発達の遅滞は 1 の程度には達しないが、 社会生活への適応が著しく困難な状態にあるこ と。
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても 歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が 不可能又は困難な程度にあること。 2 肢体不自由の状態が 1 の状態に達しないが、 常時の医学的観察指導を必要とする程度にある こと。
病弱	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、 悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療 又は生活規制を必要とする程度にあること。 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要と する程度にあること。

ウ 特別支援教育就学奨励費の内容

- (7) 平成 29 年度の特別支援教育就学奨励費の内容については、以下の表のとおりである。

就学奨励費の内容

区分 費目	小学校		中学校	
	所得額が基準額の 2.5倍未満	所得額が基準額の 2.5倍以上	所得額が基準額の 2.5倍未満	所得額が基準額の 2.5倍以上
(1) 新入学児童生徒 学用品・通学用品購入費	実費の半額 (限度額：10,235円)	—	実費の半額 (限度額：11,775円)	—
(2) 学用品・通学用品 購入費	実費の半額 (限度額：5,710円)	—	実費の半額 (限度額：11,160円)	—
(3) 校外活動費	実費の半額 (限度額：785円)	—	実費の半額 (限度額：1,135円)	—
(4) 学校給食費 (5) 修学旅行費 (6) 野外活動費	実費の半額 ((5)(6)は限度額あり)	—	実費の半額 ((5)(6)は限度額あり)	—
(7) 通学費	実費	実費の半額	実費	実費の半額
(8) 通学付添費	実費	実費の半額	—	—
(9) 交流学習交通費	実費	実費の半額	実費	実費の半額
(10) 職場実習交通費	—	—	実費	実費の半額
(11) 拡大教材費	実費の半額 (限度額あり)	—	実費の半額 (限度額あり)	—

- (イ) 支給時期は年 3 回（8 月末、12 月末、翌年 4 月末）である。
- (ウ) 生活保護や就学援助など他の教育扶助制度を受けている場合、学用品費や給食費など重複した費目については支給対象外となる。
- (エ) 保護者及び保護者と生計を同一にする者の所得を合算した額が、その世帯の生活保護基準額（以下【事業 21】において「基準額」という。）の 2.5 倍以上の場合、支給が制限される費目が一部ある。

基準額の 2.5 倍となる所得の目安額

世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人増えるご とに
世帯の年間 総所得（世帯 年間総収入）	約 488 万円 (約 676 万円)	約 640 万円 (約 844 万 円)	約 735 万円 (約 950 万 円)	約 26 万円～ 62 万円加算

(注) 年間総所得額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額であり、事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を引いた金額である。

エ 事業費の推移

特別支援教育就学奨励費

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算（小学校）	14,829	19,674	25,660
決算（小学校）	19,373	22,077	—
当初予算（中学校）	7,303	9,263	11,723
決算（中学校）	8,139	7,672	—
当初予算（小中合計）	22,132	28,937	37,383
決算（小中合計）	27,512	29,747	—

(注) 予算額、決算額の全額が、障害のある児童生徒が特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況に応じて援助する就学奨励費である。

オ 負担割合

国 1/2、広島市 1/2

カ 本事業の実施状況

特別支援教育就学奨励費の認定児童・生徒数の支給率は次のとおりである。

特別支援教育就学奨励費の認定児童・生徒数の支給率及び決算額

(単位：千円)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	認定者数(a)	938 人	1,055 人	1,197 人
	支給者数(b)	651 人	727 人	859 人
	支給率 (b/a)	69.40%	68.91%	71.76%
	決算額	15,808	19,373	22,077
中学校	認定者数(a)	365 人	408 人	418 人
	支給者数(b)	296 人	345 人	348 人
	支給率 (b/a)	81.10%	84.56%	83.25%
	決算額	7,194	8,139	7,672

(担当課作成)

※要保護、準要保護世帯や、収入額が基準額の 2.5 倍以上の世帯については、特別支援教育就学奨励費の支給認定を受けた場合であっても、支給対象費目が「交流学习交通費」や「職場実習交通費」など、一部の費目に限定されており、実際に支給が発生しないことがあるため、認定者数に比べ、支給者数が少なくなっている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

5 【事業 22】市立高等学校の授業料減免

(1) 目的

昨今の厳しい経済状況を懸念して、家計が急変し高校の授業料を払うことが困難な状況になったとしても、学費のことで悩むことなく学校に通い、勉学に励むことができることを目的としたものである。

(2) 事業内容

高等学校授業料減免については、平成 26 年度に導入された就学支援金制度により、一定の所得（夫婦、子ども 2 人のモデル世帯で、年収約 910 万円）未満の生徒については、実質的に無償化されている。この事業では、授業料徴収の対象世帯で、家計の急変等により授業料を納めることが困難な世帯に対し、市立高等学校の授業料を減免するものである。

(3) 減免金額の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度（※）
件数(件)	1	1
金額(円)	89,100	49,500
授業料減免月数(月)	9	5

※平成 29 年度に減免決定したものであるが、対象は平成 28 年度の債権

(4) 減免の概要

減免対象者 A は、父親の平成 28 年度における個人事業が赤字だったため、これが「広島市立高等学校等の授業料等の減免に関する規則」（以下【事業 22】において「規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号「保護者の失業その他の理由により学費の支弁が困難と認められる者 全額」を受けて、「広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免基準」（以下【事業 22】において「減免基準」という。）2(1)①の「保護者の失業、傷病などにより、生徒が属する世帯の家計が急変し、当該急変後における保護者等の市民税所得割額の見込みが 51,300 円未満になると認められる場合」に該当するとして平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月までの 49,500 円が減免された。

(5) 減免までの経過

ア 減免対象者Aの保護者は、授業料減免申請書、父親の平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書控、平成28年分収支内訳書控、平成29年度市民税・県民税課税台帳記載事項証明書、母親の平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票控、平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定通知書を提出している。

「授業料減免申請書」には、申請理由は「学費の支弁が困難」、具体的内容として「自営業を営んでいるが、28年度の営業収入が減った為」と記入されている。

イ 減免対象者Aの父親の確定申告は、白色申告である。

減免対象者Aの父親の平成28年分収支内訳書控には、以下のように記載されている。

所得金額：△5百万円(概数) (個人の特定を避けるため概数を記載する。)

仕入金額の明細には、約2億円の仕入れが記載されている。

利子割引料に約9百万円が計上されている。

期首棚卸高は0円

期末棚卸高は約130百万円(概数)

ウ 減免対象者Aの母親の確定申告書には、給与所得と雑所得とで、所得税額が約25,000円あり、市民税所得割額は37,300円である。したがって、父親と母親の市民税所得割額合計は、37,300円となる。

エ 「広島市立学校条例」(以下【事業22】において「条例」という。)第5条第1項には、「留学中又は休学中の者、やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者～」と定められている。

規則第3条第1項第2号には、「保護者(生徒の親権者若しくは未成年後見人又は生徒の学費を主として負担する者をいう。以下同じ。)の失業その他の理由により学費の支弁が困難と認められる者」と定められている。

減免基準2(1)①は、「保護者の失業、疾病などにより、生徒が属する世帯の家計が急変し、当該急変後における保護者等の市民税所得割額の見込みが51,300円未満になると認められる場合(第2号適用)」と定めている。

「広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免に係る取扱い」(以下【事業22】において「減免取扱い」という。)では、家計急変の理由に係る取扱いとして、失業、疾病の他は、「③ 減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業の倒産、破産により家計が急変した場合は、当該基準によるものとする。」と定めている。

また、減免取扱い 1(2)①では、申請書に添付する書類として、家計急変の発生を証する書類として離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届など急変原因要件を明らかにする書類の添付を定めている。

減免取扱い 1(2)②では、申請書に添付する書類として、家計急変前の収入を証する書類（課税証明書、源泉徴収票など）の添付を定めている。

オ 本件の減免対象者Aの保護者は、「事業の不振で大幅な赤字が生じた」とは申告しているが、事業が倒産、破産したとは申告していない。

また、減免取扱い 1(2)①に定める離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届なども提出されていない。1(2)②で定める課税証明書、源泉徴収票なども提出されていない。

(6) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(7) 監査の意見

【意見 22－1】 自営業者の減免の判定基準について

減免対象者は、平成 29 年度における個人事業が赤字だったため、これが広島市立高等学校等の授業料等の減免に関する規則（以下【意見 22－1】において「規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号「保護者の失業その他の理由により学費の支弁が困難と認められる者 全額」を受けて、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免基準（以下【意見 22－1】において「減免基準」という。）2(1)①の「保護者の失業、傷病などにより、生徒が属する世帯の家計が急変し、当該急変後における保護者等の市民税所得割額の見込みが 51,300 円未満になると認められる場合」に該当するとして平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月までの 49,500 円が減免された。

規則第 3 条第 1 項第 2 号には「失業その他の理由により」と定められている。これを受けて、減免基準 2(1)①には、「保護者の失業、傷病などにより、」と定められている。

なお、上記規則には「その他の理由」に何ら制限がないようにみえる。しかし、「失業」という例示に続いて「その他の理由」が定められている場合、これは「失業」と同程度に重大な理由をもって「その他の理由」に該当すると解釈するのが文理に忠実な解釈である。

そして、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免に係る取扱い（以下【意見 22－1】において「減免取扱い」という。）では、

「③減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業の倒産、破産により家計が急変した場合は、当該基準によるものとする。」と定め、減免取扱い1(2)①において、申請書に添付する書類として、家計急変の発生を証する書類として離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届まで要求されている。

この点からすると、保護者が失業や破産をしたとの申告をしていない本件における免除は、減免基準に忠実とは見えない。また、減免取扱いに則った運用とはいえない。

この点に関する担当課の説明は、次のとおりである。

本制度は、就学支援金制度との整合性が取れる形で運用されることが予定された制度であるところ、就学支援金制度においては市民税所得割額のみを基準として適否を判断している。このような背景に照らすと、本制度も、減免に該当するかどうかは、給与所得者や事業所得者の区分にかかわらず、主として、当該世帯における市民税所得割額の見込み額が基準額未満か否かにより判断する。本制度の規則では、文言上は、「失業により」と定められているが、この点は比較的広く理解されるべきである。また、減免取扱いはいくまでも、減免基準に基づき減免を判定する場合における、細目的な取扱いを定めるものにすぎない。

このような理解の基に本制度を運用するのであれば、現行の減免取扱い1の規定について、「(1)家計急変の理由に係る取扱い」を「(1)失業、傷病などの事情の取扱い」に、①の文中「整理退職や会社の倒産等」を「勤務先会社都合退職（整理解雇、会社破産など）、退職勧奨等」に、(1)③の文中「減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業者の倒産、破産により家計が急変した場合」とあるのは、「上記のほか、保護者の行方不明、自営業者の収支悪化、会社勤務者の給与削減などにより家計が急変した場合」という表現に改めるべきである。

6 【事業 23】 児童館運営

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

児童館は、児童福祉法に定められている児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通して体力増進を図ることを目的としており、広島市においては、地域における児童健全育成の拠点として整備を進めている。

(イ) 内容

a 児童館運営事業

児童館（112 館）の管理運営費を計上している。

b 新設児童館運営事業

中島児童館（平成 29 年 5 月 1 日開館）及び緑井児童館（平成 29 年 11 月 1 日開館）の開館に伴う管理運営費を計上している。

イ 事業の実績

(7) 児童館数の推移

児童館数の推移は、以下のとおりである。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
既設児童館数	111 館	112 館	114 館
新設児童館	川内	中島、緑井	広瀬

(イ) 事業費の推移

事業費の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算
人件費	696,582	666,960	707,081	673,753	712,843
物件費	103,404	117,358	111,769	125,789	112,722
計	799,986	784,318	818,850	799,542	825,565

(ウ) 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は、以下のとおりである。

平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	金額
人件費(各児童館に原則として非常勤嘱託職員 2 名(館長を含む。)を配属	673,753
報償費	2,646
普通旅費	125
消耗品費等	20,779
燃料費	1,087
食糧費	993
光熱水費	36,327
修繕料	572
通信運搬費	22,787
手数料等	810
委託料	18,114
使用料及び賃借料	16,769
備品購入費	3,304
保険料	1,185
負担金、補助及び交付金	284
合計	799,542

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

7 【事業 24】 放課後児童クラブの運営

(1) 事業の概要

ア 目的

児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定されている放課後児童健全育成事業として実施しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

平成 30 年度からは広島市が開設する全ての放課後児童クラブにおいて、放課後児童クラブ利用者のニーズを踏まえ、一定の利用者負担（利用料金 2,400 円／年）の下で、長期休業中の朝の開設時間延長を実施する。

イ 内容

(7) 利用児童

小学校 1 年生から 6 年生までの対象要件を満たし利用登録している児童（以下【事業 24】において「登録児童」という。）

(イ) 役割

- a 登録児童の生活の指導
- b 登録児童の遊びの指導
- c 登録児童の健康増進に関する指導
- d 登録児童の家庭との連絡・情報交換

(ウ) 利用時間と利用料

平成 29 年度においては、広島市が開設する全ての放課後児童クラブの利用料は無料であったが、平成 30 年度からは長期休業中（土曜日を除く。）の朝の延長時間については、有料（利用料金 2,400 円／年）としている。

a 平成 29 年度の開設時間

平日	13：00～18：30
土曜日	8：30～17：00
長期休業日	8：30～18：30

b 平成 30 年度からの延長時間

長期休業日（土曜日を除く。）	8：00～ 8：30
----------------	------------

c 基本時間を無料としている 4 政令市における延長利用料の状況

都市名	開設時間			延長利用料 (月額)
	基本時間（無料）		延長時間	
札幌市	平日	13：00～18：00	18：00～19：00	2,000 円
	土曜日	8：45～18：00	8：00～ 8：45 18：00～19：00	
	長期休業 日	8：45～18：00	8：00～ 8：45 18：00～19：00	
川崎市	平日	13：30～18：00	18：00～19：00	2,500 円
	土曜日	8：30～18：00	—	
	長期休業 日	8：30～18：00	18：00～19：00	
名古屋市	平日	13：00～17：00	17：00～18：00	1,500 円
	土曜日	9：00～17：00	17：00～19：00	6,500 円
	長期休業 日	8：00～17：00		
大阪市	平日	14：30～18：00	事業者により 異なる	5,000 円
	土曜日	8：30～18：00		7,000 円
	長期休業 日	8：30～18：00		など※

※（大阪市）他に 500 円／回。また、利用者負担として、登録申込時に安全管理に要する経費（500 円）を徴収している。

ウ 予算決算の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,696,327	1,790,526	2,021,934
決算	1,725,395	1,847,483	—

※平成 30 年度予算には、放課後児童クラブ延長事業（49,757 千円）を含む。

エ 設置数の推移

(単位：クラス)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童館附設	176	190	211
単独施設	38	38	39
民間運営	24	29	40
合 計	238	257	290

オ 利用申込状況及び待機児童の状況の推移

(7) 利用申込状況の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用申込者数	8,669	9,778	10,588
定員	11,500	12,215	13,343

(4) 待機児童の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特例適用前	44	202	25
特例措置	29	77	6
特例適用後（実質的な待機）	15	125	19

※ 同一学区内の他の放課後児童クラブが利用可能な児童を除く。

※ 1 年生～3 年生の待機児童については、市の運営する放課後児童クラブにおいて特例として定員を超えて受け入れている。また、4 年生～6 年生の待機児童については、児童館の利用や受入れ可能な他学区の放課後児童クラブの利用を周知するなど、児童の安全・安心な居場所の確保に努めている。

(2) 監査の方法

吉島放課後児童クラブ（児童館に附設）、神崎放課後児童クラブ（単独）、竹屋放課後児童クラブ（児童館に附設）の現地往査を実施した。

ア おやつ代について

広島市の運営する放課後児童クラブでは、全所で保護者の会があり、保護者のうちおやつの担当者が各所で決めたおやつ代を各保護者から集め、取引業者に発注、検品、支払を行っている。放課後児童クラブの職員は、保護者からおやつを預かり、保管し、おやつの時間に児童におやつを配っている。放課後児童クラブの職員がおやつ代に関して現金を扱うことはなかった。

イ 消耗品等について

消耗品及び備品については、放課後児童クラブの職員は担当課である各区地域こし推進課又は教育委員会放課後対策課に必要な消耗品等の購入依頼を行い、購入決定になれば担当課から発注が行われる。各所に消耗品等が納品されると放課後児童クラブの職員は検収を行い、納品書に「放課後児童クラブの名称、受取人名、印」が刻まれたゴム印を押し、検収した職員の氏名を記入押印している。納品書は、放課後児童クラブの日誌、職員の勤怠資料等と一緒にファイルに綴り、担当課へ提出されていることを確認した。

ウ 往査時の児童の様子について

活動に要する遊具及び図書は消耗品に該当し、購入が必要な場合には、放課後児童クラブの職員は担当課に購入依頼を行い、担当課の決裁の上で、購入することができる。

3か所の放課後児童クラブを往査したところ、放課後児童クラブ間で、遊具及び図書の備え付けの充実度に差がある様子が見受けられた。

竹屋放課後児童クラブの図書は、背表紙がカラフルで見るからに児童図書だと分かり、何より児童が楽しそうに本を読んでいた。児童館ホールで、児童数人は、一輪車に乗りたいと先生にせがんでいた。児童館に遊びに来た放課後児童クラブに属していない児童と一緒に遊べる児童もあり、「ワーッ、キャー」「静かにしなさい」の声であふれていた。

一方、吉島放課後児童クラブでは、静養室にはエアコンがあり涼しいので数人の児童が図書を読んでいたが、本棚に並べられた図書は背表紙の色が剥げて白く変色しているものがほとんどであった。往査当日は、児童館ホールの温度計が31度を超えていたため入室が禁止となっており、児童館ホールで遊んでいる児童はいなかった。

児童館に附設されていない神崎放課後児童クラブは、ホールがないため、児童はエ

アコンの効いた教室でじっと座って数少ない図書を読んだり、6～7 種類の卓上ゲームやカードゲームをしていた。屋外の気温が高すぎるため、小学校の校庭は使用禁止となっており、小学校のプール開放も中止され、児童は放課後児童クラブの教室に缶詰状態であった。

エ 職員・臨時職員の勤務状況

放課後児童クラブの職員の平成 29 年度の勤務時間は、平日 13：00～18：30、土曜日 8：30～17：00、学校休業日 8：30～18：30 である。

この勤務時間内でシフトを組み、所定の時間内に勤務時間が収まるようにしている。ただし、会議や担当課が認めた業務を実施することにより勤務の終了時間後に引き続き勤務を行う場合には、「調整時間」として増分は 15 分単位、消化分は 30 分単位で勤務日誌に記録する。その「調整時間」に相当する時間について、後日、業務に支障がない日に早退するなどして勤務時間の整合を図っている。

放課後児童クラブの職員の勤務日誌を閲覧したところ、「調整時間」が一番多い職員では、平成 30 年 5 月末時点において 20 時間であった。これは平成 30 年度開始時点で職員の数不足していたため、1 人当たりの勤務時間が長くなったためとの説明を受けた。広島市は、職員が不足する場合には、人員配置基準を満たすために臨時指導員を雇用して対応しており、放課後児童クラブの臨時指導員の募集を随時行っているが、応募者が少なく、最低限必要となる臨時指導員しか確保できない状態で、夏休みなど長期休業の期間を乗り切らなければならない放課後児童クラブも多いとのことである。

オ 児童館に附設されていない放課後児童クラブについて

子どもにとっての放課後の時間は、集中して宿題をこなし、おやつを食べ、自分がその日の状況を見ながら“これだ”と思うか“今日はこれでいいや”と思う遊びをしたり、いろいろ我慢をしながらも習い事の練習をする日もある。一日のうちで自分の頭で考えて選択して過ごせる大切な自由な時間である。ワクワクする日もあれば、ガッカリな日もある。

小学生の子どもを持っている親が働いている場合、心配の種は放課後どう過ごしているかである。親の目が行き届かないとどうしても生活のリズムがルーズになってしまうことがある。放課後児童クラブには、子どものためにと志をもった職員が対応してくれる安心感がある。

神崎放課後児童クラブは、定員 120 人、受入可能人数 132 人の規模の大きな放課後児童クラブである。二階建ての教室 1 棟に 2 教室があり、30m ほど離れた場所にプレハブ教室 1 室がある。神崎放課後児童クラブは児童館に附設していないため、前述のとおり、ホールがなく、特にプレハブの教室の児童は、他の教室との行き来もなく校

庭が使えなければ教室で過ごす。児童が体を動かして遊べるホールがないだけでなく、教室内に備え付けられている遊具及び図書は他の児童館附設の放課後児童クラブと比較して、充実しているとは言い難い状況であった。

児童館がある学区では、放課後児童クラブは必ず児童館に附設しているが、平成 30 年 4 月 1 日時点において神崎学区を含む 27 学区は児童館が未整備となっている。担当課によると、今後、児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより、経費削減を図りながら整備を推進したいとのことであった。なお、平成 30 年 9 月 26 日の中国新聞にも、児童館と併設されていない放課後児童クラブの整備検討の記事があり、「具体的な整備スケジュールは未定」とされていたことから、児童館附設型の整備には、なお時間を要することがうかがえる。

カ 放課後児童クラブの職員の勤務時間について

放課後児童クラブの平日の利用時間は午後 6 時 30 分までとなっているが、放課後児童クラブの職員の勤務終了時間も同時刻の午後 6 時 30 分となっている。

職員は、児童が帰宅した後に、勤務日誌をつけたり掃除・戸締りをしたり、保護者への対応等を行っている。また、保護者の中には勤務等の事情により、午後 6 時半までの迎えに間に合わず、やむなく、午後 6 時半を過ぎても児童が帰宅できないこともあり、その際は保護者の迎え待ちなどあらかじめ認められた理由については「時間調整」の対象となるが、勤務日誌の記録や掃除・戸締りなど「時間調整」の対象とならないものについては時間外労働の申告を行っていないのが現状である。

キ プレハブの建物の衛生面について

神崎放課後児童クラブにおいては、1 棟がプレハブ教室になっている。トイレは、洋式が一つと身体障害者用が一つずつある。教室内には水回り用の倉庫が無いので、身体障害者用のトイレの中の洗い場付近に衛生管理・安全管理マニュアルで決められている装備や道具等が置かれている。多くの児童が生活の場として利用する所であるため、ウイルス感染症など広がらないよう対応策が講じられている。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

【意見 24-1】 児童館に附設されていない放課後児童クラブについて
児童館附設の放課後児童クラブと比較すると、児童館に附設されていない放課後児童クラブでは児童が過ごす場所が限られている。児童館に附設されていない放課後児童クラブには、児童が体を動かして遊ぶことのできるホールがないため、必然的に教室内で過ごす時間が多くなる。一方で、遊具や図書の備え付けが十分であるとは言い難い。 児童館に附設されていない放課後児童クラブの遊具や図書等の充実を図り、また、児童館附設型を整備するには時間がかかることから、児童が体を動かして遊ぶことのできるよう、それまでの間の対応策も講じるべきである。
【意見 24-2】 放課後児童クラブの職員の勤務時間について
放課後児童クラブの職員の勤務終了時間は、放課後児童クラブの利用終了時間と同時刻に設定されており、サービス残業の発生原因となっている。 放課後児童クラブでは、職員がシフトを組んで交替で勤務しているが、勤務時間の設定を見直し、放課後児童クラブの利用終了時間より遅い時間に最終シフトに該当する者の勤務が終了するように変更する必要がある。

8 【事業 25】 放課後児童クラブ職員等専門研修

(1) 事業の概要

ア 目的

平成 28 年度から、国が創設した連携中枢都市圏制度を活用し、広島広域都市圏の経済活性化と圏域 200 万人口を目指し、近隣市町と連携協約を締結し、様々な施策を連携して実施している。

その施策の一つとして、連携市町の放課後児童クラブの職員等を対象に、エリアごとに合同で研修を実施し、児童の健全育成に必要とされる専門的知識及び技能を修得するとともに、市町間で情報交換を行い、運営の参考とすることにより、連携市町の放課後児童クラブ等の運営向上を図る。

イ 内容

(7) 連携市町

以下の 18 市町と連携している。

呉市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、竹原市、三原市、東広島市、大竹市、岩国市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、世羅町、和木町、周防大島町

(イ) 実施内容及び研修内容

連携市町圏内を 4 つのエリアに区分し、児童の健全育成に必要な専門・応用的な 4 科目（1 科目当たり 2 時間）の研修をエリアごとに実施する。

市町	該当エリア
広島市、呉市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町	南部エリア（会場：広島市）
広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	北部エリア（会場：広島市）
竹原市、三原市、東広島市、世羅町	東部エリア（会場：東広島市）
大竹市、岩国市、和木町、周防大島町	西部エリア（会場：岩国市、大竹市、和木町）

(ウ) 実施方法

研修の企画、講師選定・調整を連携市町と協議しながら広島市が行い、会場設営、資料印刷を業者に委託して実施する。

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	4,180	2,700	2,700
決算	2,767	1,916	—

エ 事業費の内訳

平成 29 年度の決算額の内訳は、次のとおりである。

平成 29 年度 決算額の内訳

(単位：千円)

区分	金額
報償費	224
普通旅費	138
委託料	1,554
合計	1,916

オ 本事業の実施状況

各エリアの出席者数

(単位：人)

研修科目	南部エリ ア	北部エリ ア	東部エリ ア	西部エリ ア
保護者等との連携と支援	212	61	32	37
放課後児童クラブにおける 遊びや制作活動	60	57	27	17
発達障害児への支援	215	95	35	30
市町間の放課後児童クラブ の取組の情報交換・事例検 討	35	37	23	16
合計	522	250	117	100

研修時に、「研修理解度」「勤務への活用」「開催日時等の適切性」「希望する日時等」「研修の気づき」「希望する研修科目等」「今後の受講希望」についてアンケートを取り翌年度の研修内容の検討事項としている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

9 【事業 26】 児童館の耐震化・大規模修繕

(1) 事業内容

新耐震基準施工前に建設された児童館について、耐震化対策を実施するとともに、施工に当たっては、老朽化に対応する大規模修繕を一体的に行う。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

【意見 26-1】 吉島児童館の壁の亀裂と天井の穴について

平成 30 年 8 月 24 日午後に吉島児童館の現場往査を行った。

ア コンクリート剥離の危険性について

吉島児童館は、鉄筋平屋建、昭和 47 年建築である。担当課から提示された耐震診断結果を閲覧したところ、X 方向の I_s 値は 1.74、 q 値は 6.40 であり、Y 方向の I_s 値は 1.82、 q 値は 8.33 であり、広島市の耐震診断判定指標（ I_s 値 ≥ 0.75 、 q 値 ≥ 1.00 ）より多い数値になっている。よって、「本建物は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」と判定されている。しかし、特記事項には、「コンクリート中性化については、室内側で著しく進行しており、今後の進行具合に注意が必要である。中性化に対する何らかの対応が望ましい。」の記載がある。

実際、図書室として使われている部屋を見たところ、東側窓枠上側壁コンクリート部分に、横に 60cm の亀裂が走っていた。

コンクリートが剥離して落下し、児童に危険が及ぶことがないように、上記特記事項のとおり、対応を取る必要がある。

イ 天井の石膏ボードの穴について

保育園においては、万一、建物の天井や壁の内部にアスベストを含有していたとしても飛散することがないように、天井や壁には隙間が無いように修繕している。【事業 10】 保育園の耐震化の推進に記載したように、保育園の建物の解体工事においても、三篠保育園の耐震化その他工事では、実際にアスベストが含まれているか分からないが、アスベスト含有建材を含んでいてはいけないので、アスベストがあるものとして解体工事を行っており、アスベストに関して非常に慎重な対応をとっている。

一方、吉島児童館の図書室として使われている部屋の床に白い粉が落ちていたので、児童館職員に確認したところ、数年前の雨漏りにより天井に水が染み、その後いつからか天井の石膏ボードに穴が開いて、床にポロポロと白い粉が落

ちるようになったとのことである。

広島市の平成 29 年 7 月 1 日付け「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」によれば、吉島児童館は、「吹付けアスベスト除去済みの施設」103 件のうちに含まれていないが、担当課によれば、吹付けアスベストが使用されていないことは平成 17 年度に設計図書等で確認済みであり、天井の石膏ボードについてもアスベストは含有されていないとのことであった。この「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」の注意書きには、「大規模修繕時等に除去を予定している施設」については、「全ての施設について、天井に隙間等がないか点検するとともに、室内空気中のアスベスト濃度の測定を実施し、安全であることを確認しています。」と書かれている。吉島児童館は、吹付けアスベストは使用されていないものの、天井や壁に穴があいている。

ウ 対応措置

担当課においては、各児童館のアスベストの状況を調べ、全くアスベストが無いのか、又は天井等にアスベスト含有建材が使用されているが隙間等が無い状態なのか確認し、必要な対応措置を講じるべきである。

10 【事業 27】 民間放課後児童クラブ運営費等補助

(1) 事業の概要

ア 目的

学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行い、クラスの大規模化、過密化への対応を図る。

イ 補助対象者

広島市が定める補助要件に適合する民間事業者（社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等）

ウ 実施内容

区分	内容
対象児童	保護者が就労等のため、1 週間のうちおおむね 4 日以上、昼間家庭にいない児童
定員	40 人以下
開設日数	広島市放課後児童クラブの開設日数以上開設すること。 ※平成 29 年度の広島市放課後児童クラブの開設日数は 278 日（土曜日含む。）

区分	内容
開設時間	月～金曜日（授業日）午後 1 時～午後 6 時 30 分 長期休業中（平日）午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分 土曜日（通年）午前 8 時 30 分～午後 5 時
事業の内容	次の内容・機能を有するものであること。 ・児童の健康管理、情緒の安定の確保 ・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。 ・連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施など
施設・整備	・専用区画を設けなければならない、その面積は児童 1 人につきおおむね 1.65 m ² 以上であること。 ・活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
職員の資格・人数	開設時間中は、常時 2 人以上の職員を配置することとし、そのうち 1 人は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項の規定に該当する者とする。

エ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	355,816	412,637	654,586
決算	295,416	436,080	—

（注）予算額及び決算額の全額が、民間放課後児童クラブを運営する事業者に対して支給する補助金に該当する。

オ 設置数の推移

（単位：クラス）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
24	29	40

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

【意見 27-1】 賃貸借物件の耐震性について
民間放課後児童クラブAの建物賃貸借契約書及び重要事項説明書を閲覧したところ、「耐震診断無」との記載が見られた。 民間放課後児童クラブAの建物は、昭和56年以前に建築された建物であるが、その耐震化について法令等で義務付けられているものではない。また、民間放課後児童クラブは、テナントを賃借しての開設が多いため、賃貸人との関係で耐震化を計画的に進めることは難しい状況にある。 厚生労働省が実施した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」によれば、平成28年3月末時点における放課後児童健全育成事業実施施設の耐震化率は80.1%にとどまっている。 しかしながら、広島市の児童館においては、広島市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において「利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない」との定めがあることや、市の放課後児童クラブと併設していたり、防災拠点施設でもある児童館においては、耐震化が計画的に進められている。 担当課においては、民間放課後児童クラブの新規公募の際には建物の耐震性確認の項目を加えるとともに、既存の民間放課後児童クラブについても必要に応じて、より耐震性の高い建物に移転する場合の経費を補助するなどの対応を検討すべきである。

11 【事業 28】 民間放課後児童クラブ施設整備費補助

(1) 事業の概要

ア 目的

放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図ることを目的として、民間事業者に対する補助を行う。

イ 内容

(7) 整備主体

社会福祉法人広島光明学園

(イ) 整備場所

東区牛田本町六丁目1505番116

(ウ) 構造等

特別養護老人ホーム等との複合施設

R C 造 9 階建 延床面積 6,043.34 m²

うち放課後児童クラブの延床面積 141.86 m² (専用区画 80.55 m²、共用部分 61.31 m²)

(エ) スケジュール

契約年月日 平成 29 年 1 月 19 日

着工年月日 平成 29 年 1 月 21 日

完成年月日 平成 30 年 3 月 20 日

事業開始年月日 平成 30 年 4 月 1 日

(オ) 子ども・子育て支援整備交付金交付対象

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,560	11,982	—
決算額	1,997	15,084	—

(注 1) 予算額及び決算額の全額が、上記イに係る補助金に該当する。

(注 2) 平成 29 年度決算額 15,084 千円は、平成 29 年度予算の執行額 12,521 千円と平成 28 年度予算の繰越分の執行額 2,563 千円の合計額である。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

12 【事業 29】 学校人権教育推進事業

(1) 事業内容

この事業は、平成 18 年度に「学校人権教育研究推進校」、「教職員人権教育研修会」、「教職員研修用研修資料の作成」の 3 事業を「学校人権教育推進事業」に統合したものである。

各幼稚園・学校に講師が赴き、教職員研修会及び管理職等対象研修会を行う。

平成 29 年度は、人権教育研究推進事業（文部科学省）の委託を受け、温品小学校と戸

坂中学校の研究推進校において、実践的な研究を実施した。

子どもたちの人間性や社会性などをはぐくみ、社会的課題に取り組む意欲や態度の涵養等を目指し、全教育課程を通じて、道徳教育、平和教育、人権教育に関する実践的な研究を行い、学校教育において、全ての児童生徒に基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力、自ら学び自ら考える力を身に付けさせながら、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした授業ができる教師になるよう研修を行う。

(2) 予算決算の推移

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	2,084	2,079	2,045	1,711
決算額	1,677	1,740	1,829	—

(3) 決算額の各費目の内訳

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (当初予算)
報償費	1,195	1,213	1,361	1,386
普通旅費	345	426	374	224
消耗品費等	131	99	93	99
通信運搬費	6	2	1	2
合計	1,677	1,740	1,829	1,711

(注) 平成 29 年度の決算額は、温品小学校及び戸坂中学校において実施した事業に関連して計上した費用である。

(4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

13 【事業 30】 青少年総合相談センターの運営

(1) 事業内容

ア 青少年総合相談センターでの相談事業

不登校、行動、進路、進学などの問題について、青少年及びその保護者、教育関係職員を対象に相談を実施し、課題の改善に向け支援・援助を行う。相談方法は、電話相談・面接相談である。相談担当者は、青少年教育相談員、臨床心理士及び精神科医である。

イ 「いじめ 110 番」の相談事業

青少年総合相談センターに開設している「いじめ 110 番」により、24 時間体制で電話相談を行い、いじめ問題を含む様々な問題を抱える子どもや保護者に対して問題解決への支援を行う。

(2) 相談対応方法

ア 相談時間及び対応者と実施状況

(7) 月曜日～土曜日（9 時～17 時）

青少年教育相談員（非常勤職員）7 人が、青少年総合相談センター内において電話や面接により相談に応じている。

相談内容により、必要に応じて学校や医療機関等の関係機関と連携しながら、問題解決に向けて支援を行っている。なお、他の機関との連携に当たっては、必ず相談者の了解を得ている。

平成 29 年度 青少年相談実施状況（月曜日～土曜日(9 時～17 時)）

（単位：延べ件数）

区分	就学 前	小学 生	中学 生	高校 生	他学 生	その 他	計
いじめ相談	0	22	20	11	0	2	55
不登校相談	1	93	227	325	7	0	653
友達関係相談	0	41	12	30	4	15	102
神経症的問題	0	5	7	76	38	17	143
行動関係その他相談	1	53	35	50	40	59	238
学習関係相談	0	6	2	5	0	0	13
精神・身体の相談	0	3	3	18	16	19	59
進路・進学相談	1	4	42	39	40	24	150
子育て関係相談	29	170	161	164	36	168	728
計	32	397	509	718	181	304	2,141

(イ) 月曜日～土曜日(17時～翌日9時)、日曜日・休日等(9時～翌日9時)

「いじめ110番」の相談員9人が、専用の携帯電話により相談を受け付け、内容に応じて青少年教育相談員に引き継いでいる。

相談員は、教員経験者等であり、最近3年間は人員に変動がない。

夜間の相談については、いじめかその他の2区分で集計をしている。年間520件であるが、これについては、効率性や経済性を問うことはできない。行政として必ず必要なものである。

平成29年度 いじめ問題等に係る夜間・休日の月別相談件数
(単位：延べ件数)

区分	夜間・休日		
	いじめ相談件数 (うち本人)	その他	計
4月	2 (2)	50	52
5月	9 (2)	37	46
6月	3 (1)	37	40
7月	7 (1)	42	49
8月	3 (1)	69	72
9月	4 (1)	34	38
10月	9 (5)	54	63
11月	4 (2)	41	45
12月	6 (1)	31	37
1月	5 (2)	22	27
2月	2 (0)	23	25
3月	4 (2)	22	26
合計	58 (20)	462	520

(3) 予算決算の推移

ア 事業毎の予算決算

(単位：千円)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予 算	青少年総合相談センター相談	165	165	157
	いじめ 110 番	6,304	6,291	6,333
	合計	6,469	6,456	6,490
決 算	青少年総合相談センター相談	157	268	—
	いじめ 110 番	6,324	6,339	—
	合計	6,481	6,607	—

イ 決算額の費目の内訳

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度
報償費	5,910	5,903
消耗品費等	210	266
通信運搬費	361	391
備品購入費	0	47
合計	6,481	6,607

(7) 報償費

報償費は、夜間・休日の相談員 9 人に支払われたものである。平成 29 年度は、6,416 時間に時給 920 円で計算されている。

(イ) 消耗品費等

消耗品費等の中に、「子どものいじめに関する情報提供窓口」紹介ポスター（以下【事業 30】において「ポスター」という。）の代金 49,950 円があった。数量 4,500 枚は、広島市の関係施設等に 299 部、市立学校に 3,623 部、市立以外の市内にある学校（私立、県立、国立他）に 578 部配布することが予定されていた。

このポスターには、『「子どものいじめ」に関する情報を提供してください。』の大きな見出しの下に、「インターネット上で情報を受け付けます。」「「子どものいじめ」に関する～（省略）～電話相談もできます。』などと、インターネットや電話での相談を促す文言が書かれている。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(5) 監査の意見

【意見 30-1】 広島市のホームページについて 広島市のホームページに「子どものいじめ」に関する情報提供窓口ページがある。そこには、「広島市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒のいじめに関する情報を提供してください。」と書かれている。 電話相談の場合、広島市以外からの電話でも必ず受けて、学校名や名前を伝えてくれた子どもの理解を取った上で、相談者から聞いた学校に連絡している。ホームページからの情報提供事業についても、電話相談事業と同様に、広島市立学校以外の児童生徒も対象とすることが望ましい。 「「子どものいじめ」に関する情報提供窓口」の注意事項及び入力フォームの注意書きにおける広島市立の学校に限定する記載の見直しを検討されたい。 なお、監査人の当該意見に基づき、担当課は、平成 30 年 12 月 5 日に上述の「広島市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒のいじめに関する情報を提供してください。」という記述を「広島市に住所がある児童・生徒又は、市内の学校に通学している児童・生徒のいじめに関する情報を提供してください。」と変更し、業務を改善している。
--

14 【事業 31】 「ひろしま型カリキュラム」の推進

(1) 事業の概要

ア 目的

小・中学校の連携・接続の改善、小学校第 5 学年から中学校第 3 学年への「言語数理運用科」及び小学校第 5、6 学年への「英語科」の実施を内容とする広島市独自の教育課程「ひろしま型カリキュラム」を全市立小・中学校で実施し、本市の義務教育の課題である言語運用能力・数理運用能力の定着を図る。

イ 内容

全小・中学校における「ひろしま型カリキュラム」の実施状況の把握及び分析を行うとともに、課題に対しては、指導・助言による改善及びその周知徹底を図る。

(2) 「ひろしま型カリキュラム」の実施

ア 事業の実績

(7) 事業費の実績

ひろしま型カリキュラム小・中学校教材印刷費用、ひろしま型カリキュラム小学校英語指導助手委託業務費用等の予算、決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 29 年度当初予算額	平成 29 年度決算額
特別旅費	—	3
消耗品費等 (教材等印刷費)	7,401	7,459
委託料 (小学校英語指導助手)	38,184	35,449
計	45,585	42,911

(イ) 小学校英語指導助手（以下【事業 31】において「ALT (Assistant Language Teacher)」という。）の配置及び実施の実績等

a 内容

ALT（委託）を1学級当たり年間9回の定期配置を行い、児童の英語学習に対する興味・関心・意欲を高める。

b 目的

小学校の英語科の授業において、児童に英語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させ、英語学習へのモチベーションをさらに高めるため、1学級当たり年間9回を上限として定期的に配置し、授業における英語指導などを行う。

c ALT の資格

ALT は、英語を母国語とし、一定の学歴・資格を持つ等の要件を満たす者で、学校教育に関する理解、意欲、適正を有すること。

d 対象

エリア1：中区、東区、安佐南区、佐伯区にある白島小学校ほか71校

エリア2：南区、西区、安佐北区、安芸区にある荒神小学校ほか71校

e 契約金額

(単位：千円)

区分	エリア1	エリア2	合計
執行可能予算額	21,309	16,823	38,132
委託契約金額	18,871	16,577	35,448

入札時における予定価格は、例えばエリア1においては、以下のように積算さ

れている。

ALT 1 人当たりの最大稼働時間数が 980 時間（28 時間×35 週）

※一週間の最大稼働時間数は、嘱託職員の時間数を基準にしている。

3,636 時間（必要配置時間数）÷980 時間＝3.8 人

広島市は、嘱託職員の時間数に広島市国際交流員の 2 年目の給料を基準として積算を行っている。

f 入札時資料「所要経費の内訳」に記載された授業時間数

（単位：時間）

区分	エリア 1	エリア 2	合計
必要配置時間数	3,636	2,934	6,570

例えばエリア 1 における所要経費の内訳には、以下のように記載されている。

区	校数 (校)	必要な配置時間数(時間)		備考
		各学級授業 1 回実施[a]	各学級授業 9 回 実施[b]=[a]×9	
中	14	66	594	内訳は別 紙のとおり
東	12	70	630	
安佐南	26	178	1,602	
佐伯	19	90	810	
合計	71	404	3,636	

※別紙には、「ひろしま型カリキュラム小学校英語指導助手委託業務(エリア 1) 履行場所一覧」には、上記区の全小学校の 5 年生 6 年生の学級数と「授業 9 回実施必要配置時間数」として、学級数に 9 を乗じた時間数があり、合計 3,636 時間となっている。

g 実施報告書に記載された授業時間数

（単位：時間）

区分	エリア 1	エリア 2	合計
実施授業時間数	2,553	2,062	4,615
授業時間数と準備時間数の合計	3,143	2,536	5,679

監査人が往査をした際、実施報告書に記載された授業時間数及びこれと授業準備時間数との合計時間数を集計した結果は、上記のとおりであった。

仕様書の「2 業務委託の目的」において、「～指導に当たっては、週1時間（年間35時間）の授業を学級担任と非常勤講師とのチームティーチングによって行うことにしている。（省略）ALTを、1学級当たり年間9回を上限として定期的に配置し、～」、さらに、「7 委託時間」には、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時15分までということと、委託時限の変更について書かれている。

また、「様式2 実施報告書」には、履行月日、履行場所と内容（授業、教材作成、校内研修等）として1時限～6時限の枠があり、その中に英語授業実施◎、授業の確認や教材作成（準備時間数）には○を記入するようになっている。監査人は、この記載を集計した。

h 「平成29年度当初ALT派遣計画（日数）」に記載された授業時間数

区分	エリア1	エリア2	合計
授業予定日数	819日	690日	1,509日
授業予定時間	2,515時間	2,118時間	4,633時間

（各学校142校、学校ごと月ごと計画日を合計）

i 「平成29年度ALT派遣実績（日数）」に記載された授業時間数

区分	エリア1	エリア2	合計
授業実績日数	808日	696日	1,504日
授業実績時間	2,480時間	2,135時間	4,615時間

なお、上記h「平成29年度当初ALT派遣計画（日数）」の授業時間数は、内訳を集計したものではなく、以下の方法で算出されたものである。

上記hの授業予定日数1,509日×上記iの授業実績時間4,615時間／上記iの授業実績日数1,504日＝上記hの授業予定時間4,633時間

(3) ひろしま型カリキュラムの推進に係る教育研修

ア 内容

ひろしま型カリキュラムのねらいに基づく実践的研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。

イ 事業費の推移

事業費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	391	367	361
決算額	305	342	—

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(5) 監査の意見

ア 授業実施時間数の在り方について

(7) 入札時の表示

- a 入札時資料のうち「所要経費の内訳」の記載と「実施報告書」を集計した授業実施時間数を比較すると次のとおりである。「所要経費の内訳」に記載された「必要配置時間数」は、6,570 時間と記載されている。他方、「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」は、4,615 時間であった。この「授業実施時間数」は、「所要経費の内訳」に記載された「必要配置時間数」の約 70% (4,615 時間÷6,570 時間) となる。

「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」と「授業準備時間数」とを合計した時間数は、5,679 時間であった。「授業準備時間数」を含めると、委託先から提供された業務時間数は、入札時の「必要配置時間数」の約 86% (5,679 時間÷6,570 時間) となる。

- b この点について担当課に確認したところ、以下のような説明を受けた。

- (a) 本委託業務は、仕様書に「市立小学校に英語指導助手（以下「ALT」という。）を、1 学級当たり年間 9 回を上限として定期的に配置し、授業における英語指導などを行う」と示している。その業務内容は、「英語授業の実施」「英語授業実施に必要な授業案の作成」「授業で活用する教材の提案」「児童が提出した課題などの添削指導」などを行うものである。
- (b) この内の授業の実施については、各学級の実態や ALT の都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定するため、派遣計画が確定するのは、4 月末頃になる。

- (c) このため、この事業の委託先を決定する入札においても、予定価格の積算資料には、上限 9 回のみが記載されている。
 - (d) 平成 29 年度の授業実施時間数は、141 校・1,509 日（4,633 時間）の派遣計画に対して、1,504 日（4,615 時間、実施率 99.6%）あり、適切に履行されている。
- c 入札における予定価格の積算資料の中には、前年度の 1 学校当たりの平均授業実施時間数も（必ず前年どおりの時間数にはなるとは限らない旨の注意書きを付して）併記することが望ましい。
- (イ) 契約書及びその添付仕様書の定め
- a 委託先事業者が市立学校において英語の授業を行う事業を委託する契約を締結するに当たっては、契約書又は仕様書において、どの学校において、何時間授業を実施するかを、一定の時間数をもって明記するとともにその対価の金額を明記する必要がある。また、実施報告書における授業準備時間の記載についても明記する必要がある。
 - b 担当課の説明によれば、本事業においては、上限として各学校で 9 時間まで授業を行うことができるようにしているが、実際には、これを上限に各学校における学級の実態や ALT の都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定し、授業を実施するため、契約締結日である年度初めには授業時間が確定していないとのことである。この授業時間が確定するのは、4 月末頃から 5 月初め頃までに派遣計画が策定された段階となるとのことである。
 - c そうであれば、契約書作成時点で一定の時間数を明記することが困難と考えられるため、契約書においては、例えば受託者が授業を行う時間数は別途各学校の授業予定が策定された段階で定める旨を記載するなどして、契約上の定めとしての授業時間を特定する対応をとることが相当である。
 - d あわせて、契約書又は仕様書において、各学校と委託先との間で、授業時間数や授業日程を協議する方法や時期を定めることで、委託先の履行義務として授業実施日時を実際に決定していく方法を可能な限り具体的に定め、委託先の事情により契約上の時間数に相当する授業が実施されなかった場合の措置を定めることが望ましい。

- e なお、担当課の説明によれば、ALT の委託業務契約は、単価契約とするより総価契約とする方が全国的にも一般的であるとのことである。その理由は、委託業務を単価契約とすることで発生しうる断続的な授業時間について委託先事業者が対応しづらいためのものである。

【意見 31-1】 実施授業時間数の在り方について

広島市独自の教育課程「ひろしま型カリキュラム」のうち、小学校 5、6 年生を対象とした「英語科」を実施する本事業は、一般競争入札により決定した委託業者が、小学校英語指導助手（以下【意見 31-1】において「ALT (Assistant Language Teacher)」という。）を定期的に配置し、授業における英語指導などを行っている。

1 授業時間数

- (1) 入札時資料「所要経費の内訳」に記載された授業時間数

(単位：時間)

区分	エリア 1	エリア 2	合計
必要配置時間数	3,636	2,934	6,570

エリア 1：中区、東区、安佐南区、佐伯区にある白島小学校ほか 71 校

エリア 2：南区、西区、安佐北区、安芸区にある荒神小学校ほか 71 校

「ひろしま型カリキュラム小学校英語指導助手委託業務履行場所一覧」には、対象となる全小学校の 5 年生 6 年生の学級数と「授業 9 回実施必要配置時間数」として、学級数に 9 を乗じた時間数が記載され、その合計時間が上記必要配置時間数となっている。

入札時における予定価格は、例えばエリア 1 においては、以下のように積算されている。

ALT 1 人当たりの最大稼働時間数が 980 時間（28 時間×35 週）

※一週間の最大稼働時間数は、嘱託職員の時間数を基準にしている。

3,636 時間（必要配置時間数）÷980 時間＝3.8 人

広島市は、嘱託職員の時間数に広島市国際交流員の 2 年目の給料を基準として積算を行っている。

(2) 実施報告書に記載された授業時間数

(単位：時間)

区分	エリア 1	エリア 2	合計
実施授業時間数	2,553	2,062	4,615
授業時間数と準備時間数の合計	3,143	2,536	5,679

監査人が往査をした際、実施報告書に記載された授業時間数及びこれと授業準備時間数との合計時間数を集計した結果は、上記のとおりであった。

仕様書の「2 業務委託の目的」において、「～指導に当たっては、週 1 時間（年間 35 時間）の授業を学級担任と非常勤講師とのチームティーチングによって行うことにしている。（省略）ALT を、1 学級当たり年間 9 回を上限として定期的に配置し、～」、さらに、「7 委託時間」には、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 15 分までということと、委託時限の変更について書かれている。

また、「様式 2 実施報告書」には、履行月日、履行場所と内容（授業、教材作成、校内研修等）として 1 時限～6 時限の枠があり、その中に英語授業実施○、授業の確認や教材作成（準備時間数）には○を記入するようになっている。監査人は、この記載を集計した。

2 入札時の表示について

- (1) 上記のとおり、入札時資料「所要経費の内訳」には、「必要配置時間数」が、6,570 時間と記載されている。他方、「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」は、4,615 時間であった。この「授業実施時間数」は、「所要経費の内訳」に記載された「必要配置時間数」の約 70%（ $4,615 \text{ 時間} \div 6,570 \text{ 時間}$ ）となる。

「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」と「授業準備時間数」とを合計した時間数は、5,679 時間であった。「授業準備時間数」を含めると、委託先から提供された業務時間数は、入札時の「必要配置時間数」の約 86%（ $5,679 \text{ 時間} \div 6,570 \text{ 時間}$ ）となる。

- (2) この点について担当課に確認したところ、以下のような説明を受けた。

ア 本委託業務は、仕様書に「市立小学校に英語指導助手（以下「ALT」という。）を、1 学級当たり年間 9 回を上限として定期的に配置し、授業における英語指導などを行う」と示している。その業務内容は、「英語授業の実施」「英語授業実施に必要な授業案の作成」「授業で活用する教材

の提案」「児童が提出した課題などの添削指導」などを行うものである。

イ この内の授業の実施については、各学級の実態や ALT の都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定するため、派遣計画が確定するのは、4 月末頃になる。

ウ このため、この事業の委託先を決定する入札においても、予定価格の積算資料には、上限 9 回のみが記載されている。

エ 平成 29 年度の授業実施時間数は、141 校・1,509 日（4,633 時間）の派遣計画に対して、1,504 日（4,615 時間、実施率 99.6%）あり、適切に履行されている。

- (3) 入札における予定価格の積算資料の中には、前年度の 1 学校当たりの平均授業実施時間数も（必ず前年どおりの時間数にはなるとは限らない旨の注意書きを付して）併記することが望ましい。

3 契約書及びその添付仕様書の定め

- (1) 委託先事業者が市立学校において英語の授業を行う事業を委託する契約を締結するに当たっては、契約書又は仕様書において、どの学校において、何時間授業を実施するかを、一定の時間数をもって明記するとともにその対価の金額を明記する必要がある。また、実施報告書における授業準備時間の記載についても明記する必要がある。
- (2) 担当課の説明によれば、本事業においては、上限として各学校で 9 時間まで授業を行うことができるようにしているが、実際には、これを上限に各学校における学級の実態や ALT の都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定し、授業を実施するため、契約締結日である年度初めには授業時間が確定していないとのことである。この授業時間が確定するのは、4 月末頃から 5 月初め頃までに派遣計画が策定された段階となるとのことである。
- (3) そうであれば、契約書作成時点で一定の時間数を明記することが困難と考えられるため、契約書においては、例えば受託者が授業を行う時間数は別途各学校の授業予定が策定された段階で定める旨を記載するなどして、契約上の定めとしての授業時間を特定する対応をとることが相当である。
- (4) あわせて、契約書又は仕様書において、各学校と委託先との間で、授業時間数や授業日程を協議する方法や時期を定めることで、委託先の履行義務として授業実施日時を実際に決定していく方法を可能な限り具体的に定め、委託先の事情により契約上の時間数に相当する授業が実施されなかった場合の措置を定めることが望ましい。

イ 委託事業の検査の在り方

上記アに記載した必要配置時間数と実施授業時間数の乖離について、担当課は、監査人が担当課に照会をするまでその事実を認識していなかった。

【意見 31-2】 委託事業の検査の在り方について

本事業は、契約締結時点においては、支払委託料額は決定されているのに、授業実施時間は未確定である点が特徴的である。したがって、担当課としては、各学校の授業計画が策定された段階で、直ちに本事業の授業実施予定を、時間数をもって把握することが必要である。

そして、事業期間中においては、「実施授業時間数」とその累計時間数について、委託先から提出される毎月の報告などにより、事業の実施状況の管理・把握を適時に的確に行う必要がある。

あわせて、授業実施予定状況や授業実施実績状況などから、契約方法について経済合理性を継続的に検証していくことが、効率的な行政に資する。

15 【事業 32】 少人数教育の推進

(1) 事業の概要

ア 目的

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえ、義務教育 9 年間を見通した少人数教育によるきめ細かな指導を進めることにより、基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図る。

イ 内容

(7) 実施学年

小学校全学年及び中学校 1 年生

(4) 学級規模

各学年の学級規模は 35 人以下とする（国の基準は 40 人以下）。各学年において、学級平均 35 人を超える学級が 2 以上の学年に臨時的任用教諭 1 人を加配して 1 学級増やし、1 学級の場合は、その学年に非常勤講師 1 人を加配し、チームティーチングを実施する。

(ウ) 実施内容

採用試験の実施及び健康診断、出張旅費等の支払及び研修の実施

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,408,890	1,282,694	1,324,597
決算	1,286,928	1,288,068	—

エ 事業費の内訳

平成 29 年度の決算額の内訳は、次のとおりである。

平成29年度の決算額の内訳

(単位：千円)

区分	金額
人件費	1,285,079
報償費	95
普通旅費	1,052
特別旅費	1,053
消耗品費等	409
通信運搬費	84
食糧費	1
委託料	199
使用料及び賃借料	44
負担金、補助及び交付金	47
合計	1,288,068

オ 少人数加配の推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	154	152	150
中学校	32	29	29
合計	186	181	179

(担当課作成)

カ 本事業の実施状況

(7) 少人数学級の実施

小学校1年生は国の学級編成の基準により35人以下、小学校2年生は基準を変更せず国の措置により加配教員を配置して35人以下の学級としている。

(4) 少人数指導の実施

中学校1年生で生徒数が学級平均30人を超える学校で、国語・数学・英語を対象に非常勤講師を配置し、1学級2展開又はチームティーチングによる少人数指導を、また中学校2・3年生で生徒数が学級平均30人を超える学校で、国語・数学・英語を対象に非常勤講師を配置し、習熟度別指導又はチームティーチングによる少人数指導を実施している。

(9) 臨時的任用教諭選考試験説明会及び選考試験の実施

11月中旬の選考試験実施に当たり9月下旬から10月上旬までにかけ県内9大学及び中四国の県外6大学において説明会を開催した。

(1) 教育センターにおける研修の実施

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

16 【事業33】 中学校文化部活動活性化支援事業

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

広島市立中学校及び広島中等教育学校の文化部等に、文化・芸術に造詣が深く指導力の優れた地域の人材を招へいし、生徒の多様なニーズに応じた文化活動の活性化を図る。

また、放課後に教員が教材研究、生徒への学習支援等を実施できるようにする。
あわせて、部活動担当教員の負担軽減を図る。

(4) 内容

a 招へい人数

中学校64校(広島中等教育学校前期課程を含む。)に対して、各校に1人以上

b 招へい回数

週 2 回程度（年間 104 時間）

c 主な文化部活動

吹奏楽部、合唱部、美術部、茶道部、放送部、文化部、技術部他

イ 事業の実績

(7) 事業費の内訳

事業費の内訳は、以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	平成 29 年度		平成 30 年度
	当初予算	決算	当初予算
報償費（指導者謝礼金）	6,124	5,864	6,191
保険料（指導者保険料）	52	60	52
計	6,176	5,924	6,243

(イ) 事業の評価

指導者が所属した中学校長が、指導者 74 人について、以下の項目について 3 段階で回答、評価を行った。集計結果は以下のとおりである。

指導者に対する中学校長の評価

区分	十分満足	おおむね満足	変化なし	無回答
個に応じた指導等により、生徒の活動意欲が高まった	68 人 (91.9%)	6 人 (8.1%)	0 人 (0%)	—
自発的、自主的に取り組むなど、活動が活性化した	65 人 (87.8%)	8 人 (10.8%)	1 人 (1.4%)	—
地域や地域文化サークル等との連携が深まった	55 人 (74.3%)	12 人 (16.2%)	7 人 (9.5%)	—
顧問の実技指導力の向上につながった	57 人 (77.0%)	17 人 (23.0%)	0 人 (0%)	—
文化部活動に参加する生徒が増加した	35 人 (47.3%)	24 人 (32.4%)	6 人 (8.1%)	9 人 (12.2%)

（出典：「平成 29 年度広島市立中学校文化部活動活性化支援事業実施報告書」）

全体的に「満足」との回答であり、当該報告書の自由記載欄に記入された内容としては「指導者が熱心に取り組んでいる」旨が記載されていた。したがって、事業評価としては良好といえる。

ウ 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」への対応について

文化庁が平成 30 年 12 月に決定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、より効果的な方法で本事業を継続することが望ましい。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

17 【事業 34】 中学校運動部活動活性化支援事業

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

広島市立中学校及び広島中等教育学校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた地域のスポーツ指導者を招へいし、生徒の多様なニーズに応えるとともに、体力、技術力の向上を通して運動部活動の活性化を図る。

また、放課後に教員が教材研究、生徒への学習支援等を実施できるようにするため、運動部活動担当教員の負担軽減を図る。

(イ) 内容

a 招へい人数

中学校 64 校（広島中等教育学校前期課程を含む。）に対して各校に 1 人以上

b 招へい回数

各校 2 時間 52 週（年間 104 時間）

c 主な運動部活動

陸上競技部、水泳競技部、バスケットボール部、サッカー部、軟式野球部、体操競技部、新体操部、バレーボール部、ソフトテニス部、卓球部、バドミントン部、ソフトボール部、柔道部、剣道部、テニス部

イ 事業の実績

(7) 事業費の内訳

事業費の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 29 年度		平成 30 年度
	当初予算	決算	当初予算
報償費（指導者謝礼金）	6,124	6,123	6,191
保険料（指導者保険料）	119	114	112
計	6,243	6,237	6,303

(イ) 事業の評価

指導者が所属した中学校長が、指導者 65 人について、以下の項目について 3 段階で回答、評価を行った。集計結果は以下のとおりである。

指導者に対する中学校長の評価

区分	十分満足	おおむね満足	変化なし	無回答
個に応じた指導等により、生徒の活動意欲が高まった	59 人 (90.8%)	6 人 (9.2%)	0 人 (0%)	—
自発的、自主的に取り組むなど、活動が活性化した	57 人 (87.7%)	8 人 (12.3%)	0 人 (0%)	—
地域や地域文化サークル等との連携が深まった	35 人 (53.8%)	20 人 (30.8%)	10 人 (15.4%)	—
顧問の実技指導力の向上につながった	50 人 (76.9%)	15 人 (23.1%)	0 人 (0%)	—
運動部活動に参加する生徒が増加した	41 人 (63.1%)	20 人 (30.8%)	3 人 (4.6%)	1 人 (1.5%)

(出典：「平成 29 年度広島市立中学校運動部活動活性化支援事業実施報告書」)

全体的に「満足」との回答であり、事業評価としては良好といえる。

ウ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「運動部活動の方針」の対応について

スポーツ庁が平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに

改革に取り組む」ことを求めている。

また、広島県教育委員会は平成 30 年 7 月に「運動部活動の方針」を策定し、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しについて具体的な方針を示している。

担当課においては、これらのガイドライン及び方針と本事業の整合を図り、本事業が運動部活動の活性化により効果的に寄与するための事業の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む姿勢で事業を継続する必要がある。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

18 【事業 35】 運動部活動指導者招へい事業

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

広島市立高等学校の運動部活動に対し、専門的技術力を備えた指導者を招へいすることにより、技術力の向上を促進するとともに運動部活動の活性化を図る。

また、運動部活動中の生徒のケガが、毎年度、月平均 25 件程度で推移しており、特にサッカーや野球、バスケットボールなどの危険を伴う種目での数値が高い。生徒の安全確保の観点から、より安全な部活動となるよう指導支援が求められている。一方で、高等学校の教職員については、定年退職者の増加に伴って教職経験年数の少ない新規採用者が増加しており、OJT(「On-the-Job Training」：職場で実務をさせることで行う職業教育)による安全指導を含めた部活動指導力の育成の機会が減少している。

(イ) 内容

a 招へい人数

全体で 7 人（各校 1 人）

b 招へい回数

1 人当たり年間 74 時間程度

c 対象種目

広島市教育委員会が認める次の 17 種目

陸上競技、水泳、体操、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、テニス、卓球、サッカー、ラグビー、ソフトボール、バドミントン、柔道、剣道、弓道、自転車、硬式野球

d 対象校

広島市立高等学校（全日制）

イ 事業の実績

(7) 事業費の内訳

事業費の内訳は、以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	平成 29 年度		平成 30 年度
	当初予算	決算	当初予算
報償費	1,036	1,036	980
保険料	13	10	13
計	1,049	1,046	993

(イ) 運動部活動中のケガの発生件数

広島市立高等学校の運動部活動におけるケガの発生件数の推移は以下のとおりである。

（単位：件／月当たり）

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケガの発生件数	23.5	26.5	27.0	22.1	19.6

平成 27 年度の 1 月当たり 27.0 件の発生件数をピークに、2 ヶ年連続減少が認められる。

ウ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「運動部活動の方針」への対応について

スポーツ庁が平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び広島県教育委員会が平成 30 年 7 月に策定した「運動部活動の方針」

は、高等学校の運動部活動もその対象にしている。

広島県教育委員会「運動部活動の方針」によれば、「適切な運営のための体制整備」として、「校長は、生徒や教師の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。」「県教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を活用することに努める。」としており、外部人材の活用について、積極的な方針をとっている。

担当課においては、これらのガイドライン及び方針と本事業の整合を図り、本事業が広島市立高等学校の運動部活動の活性化により効果的に寄与するための事業の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む姿勢で事業を継続する必要がある。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

19 【事業 36】 D oスポーツ指導者招へい事業

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

地域や学校の実態に応じて、地域のスポーツ経験者や広島トップスポーツクラブネットワークに所属するプロフェッショナルチーム、実業団チームに所属するトップアスリートを学校に招き、直接指導を受けることにより、体を動かす楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動に親しむ態度を身に付けたり、競技力の向上を図ることが出来るようにする。

また、招へいした指導者と教員が複数で体育の授業や部活動を行うことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を目指すとともに、教員の指導力向上を図る。

(イ) 内容

a 小学校・特別支援学校へのスポーツ指導者の招へい

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (a) 対象 | 広島市立小学校 5、6 年（77 校）・特別支援学校（1 校） |
| (b) 回数 | 年間 1 回（2 時間／回） |
| (c) 派遣時間 | 体育の授業時・特別活動時 |
| (d) 講師 | プロ又はプロ経験者、競技経験者 |

b 高等学校へのアスリートの招へい

- (a) 対象 沼田高等学校体育コース
- (b) 回数 年間 35 回（3 時間／回）
- (c) 派遣時間 保健体育の授業時・特別活動時・部活動時
- (d) 講師 オリンピック等の国際大会で活躍したプロ
又はプロ経験者、競技経験者

イ 事業の実績

事業費の内訳

事業費の内訳は、以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	平成 29 年度		平成 30 年度
	当初予算	決算	当初予算
小学校への招へい費	308	308	360
特別支援学校への招へい費	4	4	4
沼田高等学校への招へい費	210	210	226
計	522	522	590

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

20 【事業 37】 教員の資質・能力向上推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

教員の指導力向上のためには、職場の同僚同士のチームワークを重視し、全員のレベルを向上させる視点と、個々の教師の能力を評価し、向上を図っていく視点の両方を適切に組み合わせることが重要であり、その基盤として校内研修体制の整備が不可欠である。

各学校が校内研修会に教育に関する専門的かつ実践的研究者（大学教授等）を招へいして、教育課程の枠組みや新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブラーニングの考え方等について教示を受けることによって、教育活動の改善と充実に資することを目的とする。

(イ) 内容

a 校内研修の実施

幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校内研修会の助成

b 対象

各学校の教職員

c 回数

年間 1 回

d 講師

大学教授等

イ 事業の実績

事業費の推移

事業費の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,513	1,527	1,620
決算	1,412	1,468	—

(注) 予算額及び決算額の全額が、研修を行う講師へ支払う謝礼金に該当する。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

21 【事業 38】 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト

(1) 事業の概要

ア 事業内容

(7) 目的

学校・家庭・地域が連携・協力して子どもの健やかな成長を図るため、既存の学校協力者会議を見直し、学校支援・地域貢献部会を設置し、家庭・地域による学校への教育支援活動や学校による地域貢献活動をサポートする。

(イ) 内容

a 各学校協力者会議にコーディネーターを配置し、(a)家庭・地域による教育支援活動に関する企画・運営、(b)学校による地域貢献活動に関するコーディネートを行う。

b 中学校 24 校を指定し、その中学校の学校協力者会議に委託して実施している。

※平成 28 年度より継続実施 16 校

吉島中、国泰寺中、二葉中、大州中、宇品中、中広中、庚午中、高取北中、東原中、高陽中、日浦中、三入中、阿戸中、船越中、三和中、五日市南中

※平成 29 年度より新規実施 8 校

福木中、井口中、井口台中、祇園東中、戸山中、清和中、瀬野川中、五月が丘中

平成 30 年度は 32 校、平成 31 年度は 48 校、平成 32 年度には 63 校全校に実施する計画である。

c 保護者・地域住民及び地域の諸団体等の地域のサポーターが、学校への教育支援活動や体験活動に協力支援を行う。

d 生徒・教職員による地域清掃活動や地域行事への参加などを図るとともに、学校を地域活動の場として活用するなど、学校による地域貢献を行う。

イ 事業費

(7) 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	8,024	16,000	21,648
決算	7,994	15,964	21,600
国庫補助金 1/3	0	5,321	6,873

(イ) 費目の内訳

(単位：千円)

科目名称	平成 29 年度決算額	内容
報償費	—	コーディネーターへの研修の講師料
普通旅費	—	研修講師の旅費
委託料	21,600	900 千円 × 24 学校協力者会議
合計	21,600	

(ウ) 各学校協力者会議の事業実施額

(単位：円)

学校協力者会議名	コーディネーターに係る費用	教育支援活動に係る費用	地域貢献活動に係る費用	合計
吉 島	199,300	614,620	86,080	900,000
国泰寺	203,544	546,456	150,000	900,000
二 葉	398,862	458,128	43,010	900,000
福 木	547,636	252,082	100,282	900,000
大 州	181,976	660,004	58,020	900,000
宇 品	509,090	387,035	3,875	900,000
中 広	387,899	490,501	21,600	900,000
庚 午	198,618	398,713	302,669	900,000
井 口	259,315	535,404	105,281	900,000
井口台	228,181	369,000	302,819	900,000
祇園東	466,039	287,700	146,261	900,000
戸 山	333,064	408,215	158,721	900,000
高取北	217,652	666,348	16,000	900,000
東 原	132,772	550,248	216,980	900,000
高 陽	108,684	509,796	281,520	900,000
清 和	178,249	721,751	0	900,000
日 浦	380,997	495,968	23,035	900,000
三 入	351,050	523,323	25,627	900,000
瀬野川	367,101	435,660	97,239	900,000
阿 戸	380,774	481,741	37,485	900,000
船 越	127,582	644,728	127,690	900,000

学校協力者会議名	コーディネーターに係る費用	教育支援活動に係る費用	地域貢献活動に係る費用	合計
三 和	359,962	540,038	0	900,000
五月が丘	379,949	520,051	0	900,000
五日市南	196,909	652,662	50,429	900,000
合計	7,095,205	12,150,172	2,354,623	21,600,000

(2) 監査の方法

ア 本事業に係る文部科学省の要綱等と担当課の要項等について

本事業につき、担当課より提供された資料は手続関係の資料が多い。各学校協力者会議がコーディネーター等に報償費を支払うため、源泉所得税の取扱いがあり、源泉徴収義務者としての事務処理を行う必要があるからである。その他、事業実施予算書や事業実施報告書等の説明の資料も多かった。それに対して、「まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業実施要項」（以下【事業 38】において「広島市実施要項」という。）、「まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準」（以下【事業 38】において「経費基準」という。）及び仕様書は、1 ページずつであった。

本事業は文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の対象事業である。文部科学省の以下の資料は、特に補助対象経費について詳細に記載がされている。

- (7) 平成 21 年 3 月 31 日付け「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（以下【事業 38】において「文科省交付要綱」という。）
- (イ) 平成 29 年 2 月 23 日付け文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室が作成した平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A（以下【事業 38】において「文科省 Q & A」という。）
- (ウ) 平成 27 年 3 月 31 日付け「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」（以下【事業 38】において「文科省実施要領」という。）

イ 監査対象について

委託料が適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、24 校のうち 13 校（国泰寺中、福木中、井口台中、戸山中、東原中、高陽中、清和中、日浦中、三入中、船越中、三和中、五月が丘中、宇品中）について担当課に、平成 29 年度事業実績報告書の一式と事業実績決算書中の経費項目の科目別内訳明細の提出を依頼した。

さらに、担当課を通じて当該学校協力者会議における支出の部についての費目ごとの記載金額の内訳の提出を求めた。その中で、プリンター（2 万円未満の金額）、電気耕運機 19,440 円、幟旗 X 校 64,152 円及び Y 校 87,736 円、プランター用オリジナ

ルシール 129,600 円、流し台 13,824 円、スタッキングチェア等 41,362 円、「漫画君たちはどう生きるか」21 冊 26,544 円などの支出が見られた。

次に、8 校（五月が丘中、福木中、国泰寺中、祇園東中、東原中、戸山中、宇品中、井口台中）を抽出し、現地に赴き各中学校の教頭等からヒアリングを行うとともに、通帳、活動実績の書類、活動時間の集計表等報償費関係資料、領収証や請求書等を確認した。

(3) 監査の結果

ア E 中学校学校協力者会議が、報償費に係る源泉所得税 140 円を納付し忘れ、その 140 円で消耗品を購入していた件について

E 中学校学校協力者会議は、平成 29 年 7 月から 12 月までの学習支援員の報償費につき、時間数を 5 時間少なく集計したため、これに相当する源泉所得税 140 円の納付を失念していた。また、預かった源泉所得税 140 円を納付せず消耗品費等として使っていた。本件は、E 中学校から自主的に担当課に、監査手続開始前に報告があったものである。

【指摘事項 38-1】 源泉所得税の不納付について
E 中学校学校協力者会議は、平成 29 年 7 月から 12 月までの学習支援員の報償費につき時間数を 5 時間少なく集計したため、これに相当する源泉所得税 140 円の納付を失念していた。また、預かった源泉所得税 140 円を納付せず消耗品費等として使っていた。 担当課は、源泉所得税 140 円につき、当該学校協力者会議の自主財源をもって納付させるべきである。

イ 報償費の計算の基礎となる記録が未完成のまま処理されており、事業実績報告書の放課後学習会の実施回数、参加生徒数等に記載誤りがあった件について

(7) 活動一覧表提出の経緯

F 中学校において、コーディネーターと学習支援員の活動時間などが記載された一覧表（以下【事業 38】において「活動一覧表 A」という。）を確認した。この活動一覧表 A は、監査人が往査に行く旨をあらかじめ連絡した上で、平成 30 年 9 月 14 日に同校に往査した際に、教頭から監査人に提供されたものである。

この活動一覧表 A は、平成 30 年 3 月 20 日以降の部分を抜粋すると、おおむね以下のように記載されている。

(活動一覧表Aの記載)

月日	曜日	生徒	支援	コーディネーター 兼学習支援員		学習支援員 X		学習支援員 Y	
				時間	支払総額	時間	支払総額	時間	支払総額
(省略)									
3/20	火	5	2	1	¥920			1	¥920
3/20		6	2			2.5	¥2,300	2.5	¥2,300
3/22	木	6	2	1	¥920		¥0	1	¥920
				4	¥3,680		¥0		¥0
3/23	金	8	3	1	¥920	1	¥920		¥0
3/23	金			4	¥3,680				¥0
3/24	土			4	¥3,680				¥0
3/25	日			4	¥3,680		¥0		¥0
3/26	月	1	1	3	¥2,760		¥0		¥0
3/27	火		1	4	¥3,680		¥0		¥0
3/28	水		2	4.5	¥4,140	4.5	¥4,140		¥0
3/29	木		2	4.5	¥4,140	4.5	¥4,140		¥0
3/30	金		1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
合計		143	45		¥57,500		¥13,800		¥10,580

※この活動一覧表に記載された活動時間は、コーディネーターと学習支援員に対する報酬を計算する基礎となる（すなわち、単価×活動時間＝報酬と算出される）。

この活動一覧表Aの記載からすると、少なくとも3月27日、3月28日、3月29日、3月30日におけるコーディネーターや学習支援員の活動は、平成29年度事業のための活動ではなく、平成30年度事業の準備のための活動のように見える。本事業は、単年度委託事業の形式をとっているため、原則として当該年度における委託料は、当該年度事業のために支出できるもので、次年度事業のために支出することはできない。

この点について担当課に確認したところ、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日においても学習支援活動が行われた旨が説明され、改めてコーディネーターと学習支援員の活動時間などが記載された一覧表（以下【事業38】において「活動一覧表B」という。）が示された。

この活動一覧表Bは、平成30年3月20日以降の部分を抜粋すると、おおむね以下のように記載されている。

(活動一覧表Bの記載)

月日	曜日	生徒	支援	コーディネーター 兼学習支援員		学習支援員 X		学習支援員 Y	
				時間	支払総額	時間	支払総額	時間	支払総額
(省略)									
3/20	火	5	2	1	¥920			1	¥ 920
3/20		6	2			2.5	¥2,300	2.5	¥2,300
3/22	木	6	2	1	¥920		¥0	1	¥ 920
				1	¥920		¥0		¥0
3/23	金	8	3	1	¥920	1	¥920	1	¥ 920
3/23	金			4	¥3,680				¥0
3/24	土			4	¥3,680				¥0
3/25	日			4	¥3,680		¥0		¥0
3/26	月	1	1	3	¥2,760		¥0		¥0
3/27	火	10	1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
3/28	水	4	2	4.5	¥4,140	3	¥2,760		¥0
3/29	木	7	2	4.5	¥4,140	3	¥2,760		¥0
3/30	金	5	1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
合計		169	43		¥57,500		¥13,800		¥10,580

上記活動一覧表Aと活動一覧表Bとを見比べると、以下の点において不一致が存在する。

- a 活動一覧表Bにおいては、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日に学習会が開催されているが、活動一覧表Aにおいてはこの記載がない。
- b コーディネーター兼学習支援員の3月22日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bの方が少ない。
- c コーディネーター兼学習支援員の3月27日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bの方が多い。
- d 学習支援員Xの3月28日、3月29日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bの方が少ない。

このことについて担当課に確認したところ、以下のような説明を受けた。

活動一覧表Aは、未完成のものであった。その証左に、平成30年3月27日、3月28日、3月29日、3月30日の生徒数欄は空欄となっている。活動一覧表Bこそが完成版であり、この記載が正しいとのことであった。

(イ) 活動一覧表の間違いにより生じる訂正

本事業は、広島市から各学校協力者会議への委託事業である。そのため委託先は、事業終了後は、広島市に対して事業実施報告を行う必要がある。担当課から各学校協力者会議に配布された「平成 29 年度まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業の流れ」にはこの点について、学校協力者会議が行う事項として、「事業実施報告書、事業実施決算書、受託費精算書、学習支援者名簿の提出（原則、事業完了後 10 日以内とし、最終 3 月 31 日）」と、記載されている。

これを受け、担当課が行う事項として「事業実施報告書の承認（3 月 31 日）」があり、F 中学校学校協力者会議もこれに従い、担当課に対して事業実施報告書を提出している。この事業実施報告書には、学習支援開催回数などについて、表形式で以下のように記載されている。

(活動実施報告書の 3 月と合計)

月	開催回数	生徒	支援者
3 月	25	143	39
合計	213	1,196	292

活動一覧表 A によれば、平成 30 年 3 月及び通年における開催回数・延べ参加生徒数・延べ参加支援者数は、以下のとおりである。

(活動一覧表 A の集計について、3 月と合計)

月	開催回数	生徒	支援者
3 月	25	143	45
合計	213	1,196	298

活動一覧表 B によれば、平成 30 年 3 月及び通年における開催回数・延べ参加生徒数・延べ参加支援者数は、以下のとおりである。

(活動一覧表 B の集計について、3 月と合計)

月	開催回数	生徒	支援者
3 月	29	169	43
合計	217	1,222	296

そうすると、担当課は、活動一覧表 B の方が完成版であると説明するが、活動一覧表 A の方が開催回数と参加生徒数において事業実施報告書と一致することとなる。そのため、監査人においては、活動一覧表 A と活動一覧表 B とで、どちらが正しいのか明確には判断できなかった。

活動一覧表の記載の人数が違っていたことにより、「平成 29 年度まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業 事業実施報告書」の記載が異なってくる。担当課は当該学校協力者会議に対し、誠実に適正に報告書の作成を行うよう厳重注意の上、事業実績報告書の活動内容の欄、長期休暇の自主学習に春休みの報告を記載すべきであり、欄外の年度内の参加者の表の中、3 月の放課後学習会の実施回数は 25 回を 29 回に、参加生徒数は 143 人を 169 人に、支援者数は 39 人を 43 人に訂正し、年度の合計数も放課後学習会の実施回数は 213 回を 217 回に、参加生徒数は 1,196 人を 1,222 人に、支援者数は 292 人を 296 人に訂正すべきである。

(ウ) 根拠法令に基づく指導

文科省交付要綱第 19 条 2 項には「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。」と定めている。

また、広島市契約規則第 35 条第 2 項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。そして同項は、給付内容が確認できる書類が契約相手方である学校協力者会議において整備されていることを前提としている。このような書類の整備としては、活動一覧表などの資料が事実関係と正しく一致している点まで含まれるものであり、活動一覧表などの資料が事実関係と一致しない状態では不十分なものとなる。

広島市の委託契約約款を受けて本事業の仕様書 4⑥に、委託先において、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間経過後 5 年間保存する旨が定められている。これも、委託先である学校協力者会議において正しい資料が保存されることを意味するものである。

担当課は、このような不備のない事業実施報告書の作成や正しい報償費の計算が行われるためにも、開始時間、終了時間、活動内容が記載された活動日報の作成を義務付けるべきである。

【指摘事項 38－2】 報償費の計算の基礎となる記録の不備について

1 F 中学校において、本事業に係るコーディネーターと学習支援員の活動時間などが記載された一覧表（以下【指摘事項 38－2】において「活動一覧表 A」という。）を確認した。この活動一覧表 A は、監査人が往査に行く旨をあらかじめ連絡した上で、平成 30 年 9 月 14 日に同校に往査した際に、教頭から監査人に提供されたものである。

（活動一覧表 A の記載）

月日	曜日	生徒	支援	コーディネーター 兼学習支援員		学習支援員 X		学習支援員 Y	
				時間	支払総額	時間	支払総額	時間	支払総額
(省略)									
3/20	火	5	2	1	¥920			1	¥920
3/20		6	2			2.5	¥2,300	2.5	¥2,300
3/22	木	6	2	1	¥920		¥0	1	¥920
				4	¥3,680		¥0		¥0
3/23	金	8	3	1	¥920	1	¥920		¥0
3/23	金			4	¥3,680				¥0
3/24	土			4	¥3,680				¥0
3/25	日			4	¥3,680		¥0		¥0
3/26	月	1	1	3	¥2,760		¥0		¥0
3/27	火		1	4	¥3,680		¥0		¥0
3/28	水		2	4.5	¥4,140	4.5	¥4,140		¥0
3/29	木		2	4.5	¥4,140	4.5	¥4,140		¥0
3/30	金		1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
合計		143	45		¥57,500		¥13,800		¥10,580

この活動一覧表 A は、平成 30 年 3 月 20 日以降の部分を抜粋すると、おおむね上記のように記載されている。

この活動一覧表に記載された活動時間は、コーディネーターと学習支援員に対する報酬を計算する基礎となる（すなわち、単価×活動時間＝報酬と算出される。）。

2 この活動一覧表 A の記載からすると、少なくとも 3 月 27 日、3 月 28 日、3 月 29 日、3 月 30 日におけるコーディネーターや学習支援員の活動は、平成 29 年度事業のための活動ではなく、平成 30 年度事業の準備のための活動のように見える。本事業は、単年度委託事業の形式をとっているため、

原則として当該年度における委託料は、当該年度事業のために支出できるもので、次年度事業のために支出することはできない。

3 この点について担当課に確認したところ、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日においても学習支援活動が行われた旨が説明され、改めてコーディネーターと学習支援員の活動時間などが記載された一覧表（以下【指摘事項38-2】において「活動一覧表B」という。）が示された。

（活動一覧表Bの記載）

月日	曜日	生徒	支援	コーディネーター 兼学習支援員		学習支援員 X		学習支援員 Y	
				時間	支払総額	時間	支払総額	時間	支払総額
(省略)									
3/20	火	5	2	1	¥ 920			1	¥ 920
3/20		6	2			2.5	¥ 2,300	2.5	¥ 2,300
3/22	木	6	2	1	¥ 920		¥ 0	1	¥ 920
3/22				1	¥ 920		¥ 0		¥ 0
3/23	金	8	3	1	¥ 920	1	¥ 920	1	¥ 920
3/23	金			4	¥ 3,680				¥ 0
3/24	土			4	¥ 3,680				¥ 0
3/25	日			4	¥ 3,680		¥ 0		¥ 0
3/26	月	1	1	3	¥ 2,760		¥ 0		¥ 0
3/27	火	10	1	4.5	¥ 4,140		¥ 0		¥ 0
3/28	水	4	2	4.5	¥ 4,140	3	¥ 2,760		¥ 0
3/29	木	7	2	4.5	¥ 4,140	3	¥ 2,760		¥ 0
3/30	金	5	1	4.5	¥ 4,140		¥ 0		¥ 0
合計		169	43		¥ 57,500		¥ 13,800		¥ 10,580

この活動一覧表Bは、平成30年3月20日以降の部分を抜粋すると、おおむね上記のように記載されている。

4 上記活動一覧表Aと活動一覧表Bとを見比べると、以下の点において不一致が存在する。

- (1) 活動一覧表Bにおいては、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日に学習会が開催されているが、活動一覧表Aにおいてはこの記載がない。
- (2) コーディネーター兼学習支援員の3月22日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bの方が少ない。

(3) コーディネーター兼学習支援員の 3 月 27 日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表 A よりも、活動一覧表 B の方が多い。

(4) 学習支援員 X の 3 月 28 日、3 月 29 日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表 A よりも、活動一覧表 B の方が少ない。

このことについて担当課に確認したところ、以下のような説明を受けた。

活動一覧表 A は未完成のものであった。その証左に、平成 30 年 3 月 27 日、3 月 28 日、3 月 29 日、3 月 30 日の生徒数欄は空欄となっている。活動一覧表 Bこそが完成版であり、この記載が正しい。

5 本事業は、広島市から各学校協力者会議への委託事業である。そのため委託先は、事業終了後は、広島市に対して事業実施報告を行う必要がある。担当課から各学校協力者会議に配布された「平成 29 年度まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業の流れ」にはこの点について、以下のように記載されている。

学校協力者会議が行う事項として、「事業実施報告書、事業実施決算書、受託費精算書、学習支援者名簿の提出（原則、事業完了後 10 日以内とし、最終 3 月 31 日）」があり、これを受け、担当課が行う事項として、「事業実施報告書の承認（3 月 31 日）」がある。F 中学校学校協力者会議もこれに従い、担当課に対して事業実施報告書を提出している。この事業実施報告書には、学習支援開催回数などについて、表形式で以下のように記載されている。

（活動実施報告書の 3 月と合計）

月	開催回数	生徒	支援者
3 月	25	143	39
合計	213	1,196	292

6 活動一覧表 A によれば、平成 30 年 3 月及び通年における開催回数・延べ参加生徒数・延べ参加支援者数は、以下のとおりである。

（活動一覧表 A の集計について、3 月と合計）

月	開催回数	生徒	支援者
3 月	25	143	45
合計	213	1,196	298

活動一覧表Bによれば、平成30年3月及び通年における開催回数・延べ参加生徒数・延べ参加支援者数は、以下のとおりである。

(活動一覧表Bの集計について、3月と合計)

月	開催回数	生徒	支援者
3月	29	169	43
合計	217	1,222	296

7 そうすると、担当課は活動一覧表Bの方が完成版であると説明するが、活動一覧表Aの方が開催回数と参加生徒数において事業実施報告書と一致することとなる。そのため監査人においては、活動一覧表Aと活動一覧表Bとで、どちらが正しいのか明確には判断できなかった。

8 そこで、活動一覧表作成の基となった原資料をもって事実関係を確認しようとした。しかし、F中学校学校協力者会議においては、活動日報のような資料は作成されていなかった。前提として、担当課は、必ずしも各学校協力者会議に対して活動日報のような資料作成は義務付けていない。

担当課は、コーディネーターと学習支援員に、詳細な活動日報の作成を求めると、これが過負担となって本事業に協力してくれる人が減っていくことを懸念すると説明する。

9 コーディネーターと学習支援員の活動時間は、その報酬を計算する基礎となる。

文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第19条第2項には「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」と定めている。

また、広島市契約規則第35条第2項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。そして、同項は、給付内容が確認できる書類が契約相手方である学校協力者会議において整備されていることを前提としている。このような書類の整備としては、活動一覧表などの資料が事実関係と正しく一致している点まで含まれるものであり、活動一覧表などの資料が事実関係と一致しない状態では不十分なものとなる。

広島市の委託契約約款を受けて本事業の仕様書4⑥に、委託先において、

委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間経過後 5 年間保存する旨が定められている。これも、委託先である学校協力者会議において正しい資料が保存されることを意味するものである。

10 報酬計算は契約の重要部分であるため、担当課は、学校協力者会議に対して、開始時間、終了時間、活動内容が記載された、活動日報の作成を義務付けるべきである。

11 加えて、担当課が言うように、活動一覧表 B が事実を正しく表したものであるとするならば、事業実施報告書の開催回数、参加生徒数等の記載は、事実と異なる記載をしていることになる。

担当課は、当該学校協力者会議に対し、事業実施報告書の記載に誤りがあるのであれば訂正し、事実に基づく記載を行わせるべきである。

ウ 報償費の計算根拠となる活動時間数の中に、地域行事のお祭りの実行委員会の会議時間 4 時間が含まれていたことについて

L 中学校学校協力者会議では、本事業に係るコーディネーターの報償費の中に、地域行事のお祭りの事務局としての活動時間が入っていた。「平成 29 年度事業実施決算書」にコーディネーターの活動時間として報告されている時間数は、425.5 時間であり、内訳は、事務処理時間 349 時間、地域貢献活動の活動時間 72.5 時間、地域行事の会議 4 時間であった。

この地域行事は、地域の保育園・小学校・中学校と地域住民の合同のお祭りであり、L 中学校の生徒もブースボランティア等で 92 人が参加していた。当該コーディネーターは、本事業の趣旨を考慮して、より効果的に地域との連携を取るために地域行事の事務局を受けており、多くの生徒を参加に導くことができている。

当初、この地域行事の事務局としてコーディネーターが個別に受けた職務については、当該事業の報償費は当たらないのではないかとこの考えの下に担当課に調査を依頼した結果、地域行事の準備や片付けはこの事業の報償費に認められるが、地域行事の実行委員会の会議（7 月 18 日、9 月 15 日、10 月 24 日）の 4 時間分 3,680 円は対象外経費に当たるとの回答を受けた。

担当課は、当該コーディネーターの対象外報償費 3,680 円につき、本事業委託料の返還等を要求すべきである。

【指摘事項 38-3】 補助対象に該当しない時間に係る報償費について

L中学校学校協力者会議では、本事業に係るコーディネーターの報償費の中に、地域行事のお祭りの事務局としての活動時間が入っていた。「平成 29 年度事業実施決算書」にコーディネーターの活動時間として報告されている時間数は、425.5 時間であり、内訳は、事務処理時間 349 時間、地域貢献活動の活動時間 72.5 時間、地域行事の会議 4 時間であった。この地域行事は、地域の保育園・小学校・中学校と地域住民の合同のお祭りである。

当初、この地域行事の事務局としてコーディネーターが個別に受けた職務については、当該事業の報償費は当たらないのではないかとこの考えの下に担当課に調査を依頼した結果、地域行事の準備や片付けはこの事業の報償費に認められるが、地域行事の実行委員会の会議（7 月 18 日、9 月 15 日、10 月 24 日）の 4 時間分 3,680 円は対象外経費に当たるとの回答を受けた。

担当課は、当該コーディネーターの対象外報償費 3,680 円につき、本事業委託料の返還等を要求すべきである。

エ 地域貢献活動における点字講師と手話講師の講師料について、報償費以外の科目で計上していた件及び源泉所得税を徴収しなかった件について

G中学校学校協力者会議では、点訳サークルには、講師謝礼代として 46,000 円が、手話講師には手話講師料として、25,760 円（うち 7,082 円のみ本事業負担、残額は PTA 負担）が支払われていた。

G中学校学校協力者会議の実施報告書において、点字講師と手話講師の講師料は、本来、地域貢献活動の中の「報償費」として計上し、講師料から 3.063%の源泉所得税を徴収し税務署に納付するよう「まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業 関係書類説明書」では指導されている。しかし、G中学校学校協力者会議では、「報償費」ではなく「消耗品費等」に計上されていた。さらに、この報償費は、源泉所得税が徴収されていなかった。

担当課は、当該学校協力者会議に、該当の講師から源泉所得税の未納分 1,624 円を徴収した上で、税務署に納付させるべきである。

【指摘事項 38-4】 地域貢献活動における点字講師と手話講師の講師料について、報償費以外の科目で計上していた件及び源泉所得税を徴収しなかった件について

G中学校学校協力者会議では、点訳サークルには、講師謝礼代として 46 千円が、手話講師には手話講師料として、25,760 円（うち 7,082 円のみ本事業負担、残額は PTA 負担）が支払われていた。

G中学校学校協力者会議の実施報告書において、点字講師と手話講師の講師料は、本来、地域貢献活動の中の「報償費」として計上し、講師料から 3.063% の源泉所得税を徴収し税務署に納付するよう「まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業 関係書類説明書」では指導されている。しかし、G中学校学校協力者会議では、「報償費」ではなく「消耗品費等」に計上されていた。さらに、この報償費は、源泉所得税が徴収されていなかった。

担当課は、講師謝礼代 53,082 円（46,000 円＋7,082 円＝53,082 円）について、事業実施報告書の費目を「消耗品費等」から「報償費」に訂正するよう G 中学校学校協力者会議に対して指導する必要がある。また、当該学校協力者会議に、該当の講師から源泉所得税の未納分 1,624 円を徴収した上で、税務署に納付させるべきである。

オ 学校協力者会議が認められない備品（パソコン及び冷蔵庫）を購入し、事実と反する領収証を受け取った件について

H 中学校を往査し、本事業に係る「平成 29 年度事業実施決算書」、預金通帳、請求書等の関連証憑を確認した。

その結果、「平成 29 年度事業実施決算書」のコーディネーターに係る消耗品費の決算額にはパソコン購入費用 163,124 円が含まれており、教育支援活動に係る消耗品費等には冷蔵庫購入費用 30 千円が含まれていることが判明した。いずれも備品に該当するものであり、本事業の補助対象外経費である。

H 中学校学校協力者会議は、パソコン及び冷蔵庫の購入費用について、20 千円以上の物品であっても、領収証を分割して購入すれば消耗品として扱うことができると誤って認識していたため、取引業者に領収証を複数枚に分割して発行してもらった。なお、領収証 1 枚当たりの金額は、備品の計上基準である 20 千円に満たない金額に調整されている。具体的には、パソコン 1 台の領収証は 17,734 円が 9 枚と 3,518 円が 1 枚に分割して発行されており、冷蔵庫 1 台の領収証は 15 千円が 2 枚に分割して発行されていた。

また、事業実施後に H 中学校学校協力者会議が担当課に提出した「平成 29 年度まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業 事業実施報告書」に添付する「平成 29 年度事業実施決算書」の「内訳」の記載では、上記新品のパソコンを購入したにもかかわらず、「中古パソコン」と事実と異なる記載をし、上記冷蔵庫については「収納庫」として、一般的な表現とは異なる記載をしていた。

パソコンと冷蔵庫の購入費用の合計 193,124 円は補助対象経費として認められない。よって担当課は、本事業委託料の返還要求等を検討されたい。

【指摘事項 38－5】 学校協力者会議が認められない備品（パソコン及び冷蔵庫）を購入し、事実と反する領収証を受け取った件について

担当課によれば、本事業に係る備品の購入費用は本事業の補助対象経費として認めておらず、本事業に関する説明会において、その旨を学校協力者会議に対して担当課が口頭で伝えている。なお、備品の定義は「広島市物品管理事務の手引」の定めを適用しており、「広島市物品管理事務の手引」は「その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が 20,000 円以上のものを備品とします。」としている。

H中学校を往査し、本事業に係る「平成 29 年度事業実施決算書」、預金通帳、請求書等の関連証憑を確認した。

その結果、「平成 29 年度事業実施決算書」のコーディネーターに係る消耗品費の決算額にはパソコン購入費用 163,124 円が含まれており、教育支援活動に係る消耗品費等には冷蔵庫購入費用 30 千円が含まれていることが判明した。いずれも備品に該当するものであり、本事業の補助対象外経費である。

H中学校学校協力者会議は、パソコン及び冷蔵庫の購入費用について、20 千円以上の物品であっても、領収証を分割して購入すれば消耗品として扱うことができると誤って認識していたため、取引業者に領収証を複数枚に分割して発行してもらった。なお、領収証 1 枚当たりの金額は、備品の計上基準である 20 千円に満たない金額に調整されている。具体的には、パソコン 1 台の領収証は 17,734 円が 9 枚と 3,518 円が 1 枚に分割して発行されており、冷蔵庫 1 台の領収証は 15 千円が 2 枚に分割して発行されていた。

また、事業実施後にH中学校学校協力者会議が担当課に提出した「平成 29 年度まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業 事業実施報告書」に添付する「平成 29 年度事業実施決算書」の「内訳」の記載では、上記新品のパソコンを購入したにもかかわらず、「中古パソコン」と事実と異なる記載をし、上記冷蔵庫については「収納庫」として、一般的な表現とは異なる記載をしていた。

パソコンはコーディネーター等が本事業に関連する資料を作成する際に使うものであり、冷蔵庫はコーディネーター等が打ち合わせ等に使う部屋及び学習支援を実施する部屋の一部に冷房が設置されておらず、暑さのため夏に体調を崩すコーディネーター等がいたため、飲料保管用として購入したものであるとの説明を教頭から受けた。

確かに本事業に関する書類作成にパソコンは必要であるし、学習支援活動は 7 月、8 月、9 月にも開催されており、冷房のない部屋での活動には冷たい水分の補給が必要であることも理解できる。しかし、他の学校協力者会議が同様の条件

下で本事業を実施していることを考えれば、本事業専用のパソコンと冷蔵庫が無ければ本事業が遂行できないとまでは言えず、決められたルール の範囲内での事業実施を行うべきである。

20 千円以上の物品であっても、領収証を分割すれば消耗品として扱うことができるという誤った認識に基づいてパソコンと冷蔵庫を購入したのは、本事業では備品の購入を認めないという担当課の説明に反している。

また、「平成 29 年度事業実施決算書」の「内訳」の記載では、上記新品のパソコンを「中古パソコン」と記載し、上記冷蔵庫について「収納庫」と記載した点については、新品のパソコン及び冷蔵庫を購入した事実を伏せたいという意図が伺われる。

パソコンと冷蔵庫の購入費用の合計 193,124 円は補助対象経費として認められない。よって担当課は、本事業委託料の返還要求等を検討されたい。

カ ボランティアへの茶菓のお礼について

H 中学校学校協力者会議では、地域貢献活動として、地域緑化のためプランターの贈呈運動を実施した。地域住民 2 名が来校し、コーディネーターとの打ち合わせ及び生徒への花植えの指導を行ったが、謝金の受取を頑なに拒否されたため、やむなく茶菓を購入してお礼として渡したものである。なお、茶菓の購入費用は 1 人当たり 1,620 円、合計 3,240 円であった。

文科省 Q & A の Q33 にはその件について認められない旨の記載がある。

担当課は、学校協力者会議に対して「地域学校協働活動推進事業」実施に係る会計処理について、より詳細な周知を行う必要がある。

【指摘事項 38－6】 ボランティアへの茶菓のお礼について

平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A（以下【指摘事項 38－6】において「文科省 Q & A」という。）の Q33 には次の記載がある。「Q33 ボランティア等への謝金を商品券、金券等で支払うことは可能か。」「A33 金券や商品券での謝金の支払は認められません。同様に、物品（例えば千円相当の茶菓等）での支出も認められません。」

H 中学校学校協力者会議では、地域貢献活動として、地域緑化のためプランターの贈呈運動を実施した。地域住民 2 名が来校し、コーディネーターとの打ち合わせ及び生徒への花植えの指導を行ったが、謝金の受取を頑なに拒否されたため、やむなく茶菓を購入してお礼として渡したものである。なお、茶菓の購入費用は 1 人当たり 1,620 円、合計 3,240 円であった。

監査人が H 中学校において聞き取りを行ったところ、文科省 Q & A の存在を認識していなかった。事業開始前に担当課から適切な周知が行われていれば、上

記の支出は行われなかった可能性が高いと考える。

担当課は、学校協力者会議に対して「地域学校協働活動推進事業」実施に係る会計処理について、より詳細な周知を行う必要がある。

キ 通信費の中の切手代のうち 72 枚分 5,904 円につき、領収証を紛失していたことについて

K 中学校に往査し、本事業に係る通信費の支払金額と領収証との突合を行った。切手 72 枚 5,904 円については領収証がなかった。当該学校協力者会議では、年度の中で事務を担当する者が変わるという事情があり、事務処理の面において不具合が生じたとのことであった。

担当課は、委託先の事務処理の問題であり、領収証の整理と 5 年間の保管を指導は行っているとのことであったが、適切な領収証の整理、保管についての指導を行うべきである。

【指摘事項 38－7】 領収証の紛失について

K 中学校学校協力者会議では、通信費の中の切手代（242 枚 18,544 円）のうち 72 枚分について領収証が保管されていなかった。

文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第 19 条第 2 項には「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。」と定めている。また、広島市契約規則第 35 条第 2 項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。

担当課においては、領収証の整理と 5 年間の保管を指導しているとのことであったが、領収証を紛失することなく適切な整理、保管についての指導を行うべきである。

(4) 監査の意見

ア 事業費の管理方法について仮払金としての処理がされないまま学校協力者会議が保管していた現金について

L中学校学校協力者会議では、本事業のための普通預金口座において90万円の事業費を管理していた。担当課より提出された通帳のコピーと「平成29年度 絆プロジェクト 収支帳簿」と領収証等の確認作業を行ったところ、当該収支帳簿の残高と通帳残高に乖離が見られた。

本事業の監査着手は平成30年8月16日であり、本事業の当初予算・決算や各学校協力者会議より提出されている資料等の確認を行った。その翌週には担当課を通じ監査対象とした13校に、事業実績決算書の費目の内訳に係る資料の提出を依頼している。そのうちの 하나가L中学校学校協力者会議である。

本事業の監査のための詳細な資料の請求を開始した後の平成30年9月5日に261,317円と48円が通帳に入金されていた。これは、当該学校協力者会議が事業費として当面必要な現金を引き出し管理していたもので、通帳残高と収支帳簿の残高を合わせるために同日に入金したものである。

このように仮払いとして引き出す場合は、「預かり証」などの名目で引き出した金額を記載し、領収証綴りに貼っておくべきである旨伝えた。

担当課においては、現金管理についても徹底して指導を行うべきである。

【意見38-1】 事業費の管理方法について

L中学校学校協力者会議では、本事業のための普通預金口座において90万円の事業費を管理していた。年間を通じて仮払い処理が多く、収支帳簿の残高と通帳残高に乖離が見られた。本事業の監査のための詳細な資料の請求を開始した後の平成30年9月5日に通帳に入金がされていた。これは、当該学校協力者会議が事業費として当面必要な金額の現金を引出し管理していたもので、通帳残高と収支帳簿の残高を合わせるために同日に入金したものである。

今回、監査を行った他の学校においては、事業費を使うときは支払者が立替えて支払い、後日、銀行にて領収証と同じ金額を1件ずつ引き出し、その通帳に印字された金額の横に「①」と書き込みがされていた。この「①」の番号は、同じ金額の領収証にも記載し、管理されていた。この方法でも良いと思われるが、担当課においては、例えば、現金出納帳を利用するなど現金管理の効率的な方法を検討するとともに、その指導を徹底して行うべきである。

イ 学習ソフト「みんなの学習クラブ」の使用方法について

Ｌ中学校学校協力者会議より提出された事業費の費目の内訳金額では、コピー用紙等の購入が異常に多かった。担当課からは、平成 29 年度が本事業の初年度であり、みんなの学習クラブにつき、効果的な使用方法が分からなかった。そこで、必要と思われる部分約 300 種類を印刷したためとの回答を得た。

担当課は、この学習ソフトの効果的な使用の仕方につき、異なる職業経験を持つ様々な年齢のコーディネーターの方々への指導を、1 回にとどまらず必要に応じて丁寧に行うべきである。

【意見 38-2】 学習ソフト「みんなの学習クラブ」の使用方法について

学習ソフトの利点は、生徒が自分の理解度に応じて取り組むことができることである。自主的に苦手科目を克服すべく勉強したり、受験勉強対策にも対応できる優れた教材である。

しかし、生徒が個々に学習ソフトを使用できる環境にあるとは限らないなど、必ずしも効果的な使われ方がなされているとは言えない状況が見受けられる。

担当課は、この学習ソフトの効果的な使用の仕方につき、異なる職業経験を持つ様々な年齢のコーディネーターの方々への指導を、1 回にとどまらず必要に応じて丁寧に行うべきである。

ウ コーディネーター、学習支援員、体験活動外部講師の実働時間に係る学校ごとの認識の違いについて

この事業に関わる人については、報償費が支払われる。広島市の経費基準では、コーディネーター、学校の教育支援活動に係る協力支援人材、体験活動に係る協力支援人材には、1 時間当たり単価 920 円としている。

放課後学習会の実働時間数については、放課後学習会としての時間のみを実働時間としている者もいれば、放課後学習会前後の準備や時間延長した指導分も含め 20 分～1 時間くらいを加算している者もいた。

G 中学校学校協力者会議の学習支援に関する「学習支援活動時間数」には、学習支援員の活動時間が、定期テスト（前期中間、前期期末、後期中間、後期期末）の期間中は 1 日 3 時間、水曜学習会については総活動時間が記載されており、1 日 2.5 時間として算出している。

他方で、保護者に配付した「第 3 回放課後学習会の実施について（お知らせ）」においては、放課後学習会の実施時間が 50 分程度と記載されており、そうすると、上記学習支援活動時間数と、放課後学習会の実施時間数との間には、差異が生じている。

これは学習支援員が放課後学習会の準備を行っていた時間を計上しているためである。ただし、この放課後学習会の準備を行っていたことについては活動記録が作成

されていない。

M中学校学校協力者会議の中には、当該学校の非常勤講師を兼任している者がおり、放課後学習会以外に、授業等の補助教員や、その他の休憩時間等において学習指導を行った時間も報償費の活動時間に含まれていた。しかし、勤務実績報告書には、一例をあげると平成30年2月27日（火）4時間、勤務内容として7項目掲げている中の授業等学習補助など活動内容を示す項目に○印が付されているだけで、どの時間帯にどれだけ活動したかは確認できなかった。

【意見 38－3】 コーディネーター、学習支援員、体験活動外部講師の実働時間に係る学校ごとの認識の違いについて

広島市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準では、コーディネーター、学校の教育支援活動に係る協力支援人材、体験活動に係る協力支援人材には1時間当たり単価920円の報償費が支払われる。

放課後学習会の実働時間数については、放課後学習会としての時間のみを実働時間としている者もいれば、放課後学習会前後の準備や時間延長した指導分も含め20分～1時間くらいを加算している者もいた。

G中学校学校協力者会議の学習支援に関する「学習支援活動時間数」には、学習支援員の活動時間が、定期テストの期間中は1日3時間、水曜学習会については総活動時間が記載されており、1日2.5時間として算出している。

他方で、保護者に配付した「第3回放課後学習会の実施について（お知らせ）」においては、放課後学習会の実施時間が50分程度と記載されており、そうすると、上記学習支援活動時間数と、放課後学習会の実施時間数との間には、差異が生じている。

これは学習支援員が放課後学習会の準備を行っていた時間を計上しているためである。ただし、この放課後学習会の準備を行っていたことについては活動記録が作成されていない。

文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第19条第2項には、「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」と定めている。また、広島市契約規則第35条第2項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。

また、時間報告においては、「○時間」ではなく「○○：○○～○○：○○」

の採用が望ましい。これは、単に 4 時間と書く時と 14:00～18:00 と書く時では緊張感が違うし、その時間の前後との整合性を考慮する動作を伴うことから、正確な時間の把握につながる。例えば昼休憩の 30 分の指導であれば、30 分でも 1 時間と書き間違いやすいが、12:30～13:00 と書くには、4 時限目の終了時間と 5 時限目の開始時間、昼食の時間を考えてかなり限定されてくる。人によって時間の感覚は異なるので、「○時間」ではなく「○○:○○～○○:○○」の採用が望ましい。

担当課においては、報償費の実働時間の管理のために、簡単に記入できる日誌や活動記録の様式を定め、時間管理においては、「○○:○○～○○:○○」の記入を励行すべきである。

エ 報償費に係る源泉所得税について、各学校協力者会議に全員乙欄としての徴収方法がとられており、夫の扶養家族である支援員の税金が支払われたままになっていることについて

L 中学校の往査時に、本事業の報償費に係る源泉所得税がかかっていることについての質問があった。50 万円に満たない給与支給額であるのに税金に係るのはおかしいのではないかとのことであった。本事業の経費基準によれば、報償費の支払に際し税率 3.063%の源泉所得税を差し引き、翌月 10 日までに納付するよう記載がされている。今後は確定申告を行うよう伝えた。

また、N 中学校において、N 中学校学校協力者会議のコーディネーター等の報償費の確認をしたところ、源泉所得税の計算ミスがあった。報償費の支払が平成 30 年 1 月から 3 月までであったため、相応の訂正方法を、後日校長に伝えた。

本事業は、平成 29 年度は 1 校当たり 90 万円の委託料である。各支援員に報償費を支払うため、所轄税務署に「給与支払事務所の届出」を提出し源泉徴収義務者として報償費を支払う支援員の方々の年末調整等を行い、広島市に給与支払報告書を税務署には法定調書合計表を提出しなければならない。

【意見 38-4】 報償費に係る源泉所得税について

広島市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準によれば、報償費の支払に際し税率 3.063%の源泉所得税を差し引き、翌月 10 日までに納付するよう記載がされている。

これは、乙欄対象者（二か所以上の会社等で給与をもらっている者）に対する税率である。コーディネーター等がこの事業の従事者にいくつかの仕事を掛け持ちしているかなど聞けない状況下であれば、全員に乙欄の税額で対応することも致し方ない方法であると思われる。しかし、この事業の従事者の中には、他に職業を持たない者もいる。

N中学校学校協力者会議では、報償費の源泉所得税の計算ミスがあった。報償費の支払が平成30年1月から3月までであったため、相応の訂正方法を、後日校長に伝えた。コーディネーターはボランティア性が高く、決して報償費が高いわけではない。しかし、所轄税務署に「給与支払事務所の届出」を提出し源泉徴収義務者として報償費を支払う支援員の方々の年末調整等を行い、広島市に給与支払報告書を税務署には法定調書合計表を提出しなければならない。

担当課は、各中学校の学校協力者会議が源泉徴収義務者としての責任が果たせるよう、周知徹底を図るべきである。

オ 学習ソフト「みんなの学習クラブ」の事実と異なる記載の領収証の授受がなされた件について

F中学校の往査において、本事業の通帳、報償費の集計表、事業実施報告書、事業実施決算書、監査項目報告書、領収証、請求書、本事業の活動に係る資料等の閲覧を行った。

「平成29年度監査項目報告書」と領収証と請求書の突合を行った。実際の支払の取引1回であるのに対し、監査項目報告書の記載が10行、領収証10枚が保存されていた。請求書には、「みんなの学習クラブ 小中学校パック 学校ライセンス」とあり、数量単位は、1校、単価は129,600円(税込み)となっている。実際の支払は、平成30年1月12日に129,600円振り込まれているが、販売業者より平成29年6月30日から平成30年3月30日までの金額12,960円の領収証が10枚添付されており、監査項目報告書には、領収証のとおり10か月にわたり12,960円が記載されていた。振込手数料は、平成30年1月12日に756円のみであった。

業者が分割して、事実と異なる日付けの領収証を発行している。この領収証は、そのまま訂正されずに当該学校協力者会議に保存されていた。

【意見38-5】 学習ソフト「みんなの学習クラブ」の事実と異なる記載の領収証の授受がなされた件について

F中学校学校協力者会議では、実際の支払日とは違う日付けの領収証が保存されていた。

広島市では、「みんなの学習クラブ」という学習用ソフトを推奨している。請求書には、「みんなの学習クラブ 小中学校パック 学校ライセンス」とあり、数量単位は、1校、単価は129,600円(税込み)となっている。実際の支払は、平成30年1月12日に129,600円振り込まれているが、販売業者より平成29年6月30日から平成30年3月30日までの金額12,960円の領収証が10枚添付されており、監査項目報告書（費目別の報告書）には、領収証のとおり10か月にわたり12,960円が記載されていた。振込手数料は、平成30年1月12日に756円

のみであった。

業者が分割して、事実と異なる日付けの領収証を発行している。この領収証は、そのまま当該学校協力者会議に保存されていた。事実と異なる領収証が発行され、F中学校学校協力者会議がこれを受け入れたこと自体が、深刻な問題である。

領収証は、支出を証明する重要な証拠書類であり、会計の基礎となる書類である。結果的に総額が一致していればよいという問題ではない。事案によっては、支払時期や当該支払における支払額が重要となる場合が存在するからである。特に、概算精算方式においては、委託料から実際に使用された金額が差し引かれ、残額が市に返還される。そうすると、実際に使用された金額が正しく計上されることが重要となり、その使用金額を裏付ける資料として領収証は一層の重要性をもつ。文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第19条第2項が支出内容を証する書類の整備と保管を定めているのも、これが重要な書類だからこそである。

本件においては、1回の支払に対して総額を合わせて10枚もの領収証が発行されており、単なる1枚の書き間違いなどではありえない。その金額も決して少額ではない。そして、学校協力者会議は、これを受け取っている。それは、F中学校学校協力者会議が、領収証の記載が事実とは異なることを認識していながら、これを受け取ったものと言わざるを得ない。この事例を見るに、今後においても事実と異なる記載の領収証の授受がなされるリスクがあることについて、担当課は注意を要する。

付言すれば、本事業は比較的新しい事業であるため、学校協力者会議においても必ずしも取扱いに熟達していないことから、領収証が事実と異なっている事態がミスとして発生するリスクがあることについても、担当課は注意を要する。

そして本件は、事業実施決算書の記載の検査だけでは問題点を把握することができず、事業実施決算書と領収証を照合することをもってしてもなお問題点を把握ができなかったものであり、領収証と販売事業者口座への振込伝票又は学校協力者会議の預金通帳とを照合してはじめて問題点を把握できる事案であった。

広島市契約規則第35条第2項には「(省略) 検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は、本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。そして同項は、給付内容が確認できる書類が契約相手方である学校協力者会議において整備されていることを前提としている。このような書類の整備としては、領収証などの資料が事実関係と正しく一致している点まで含まれるものであり、領収証などの資料が事実関係と一致しない状態では不十分なものとなる。

あわせて、担当課は、このような指導及び検査方法を念頭に置いて、この事業における仕様書、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業実施要領及びまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準の改善を行うべきである。

カ 本事業の印刷用に中学校のインクを1年間借用し、年度末において36本のインクを返却したことについて

P中学校の往査時にプリンターのインク代について確認したところ、平成29年度は、平成30年2月26日に黒10本とカラー3種を各10本(合計40本)で78,910円購入している。なお、平成30年度のインクの購入を確認すると、4月から10月までの間では1本もないとの回答を得た。

教頭によると、この事業の初年度であり、どのくらいの予算消化ができるか不明であったため、取りあえず学校と同じプリンターを購入し、インクは学校の物を使用していた。年度の終わりに借りていたインクを購入して返したとのことであった。平成30年4月から監査に伺った10月までの間でインクを1本も購入していないことについて、昨年度と同様に学校のインクを借りて使用しているとの回答であった。しかし、インクを学校側から借りたという管理簿や証憑は何もなかった。

【意見38-6】 中学校の消耗品を借用することについて

P中学校において、本事業のプリンターのインク代について確認したところ、平成29年度は、平成30年2月26日に黒10本とカラー3種を各10本(合計40本)で78,910円購入している。なお、平成30年度のインクの購入を確認すると、4月から10月までの間では1本もないとの回答を得た。

同校によると、この事業の初年度であり、どのくらいの予算消化ができるか不明であったため、取りあえず学校と同じプリンターを購入し、インクは学校の物を使用していた。年度の終わりに借りていたインクを購入して返したとのことであった。平成30年4月から監査に伺った10月までの間でインクを1本も購入していないことについて、昨年度と同様に学校のインクを借りて使用しているとの回答であった。しかし、インクを学校側から借りたという管理簿や証憑は何もなかった。

この事業の実施主体は、各学校の学校協力者会議である。文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領「地域学校協働活動推進事業」6(2)②オにおいて、「消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区分し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。」との記載がある。

学校側に消耗品等を返却する場合には、管理簿を作成している場合に行うべ

きであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合にこのような資料上の根拠もなく消耗品等の引き渡しを行うことは相当ではない。

学校と学校協力者会議の間に消耗品等の貸し借りを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

キ 平成 29 年度末に購入されたプリンターのインクが平成 30 年 4 月以降に使用された件について

N 中学校学校協力者会議では、プリンターのインクを以下のように購入している。

購入年月日	ブラック	カラー
平成 29 年 6 月 21 日	1 本	1 本
平成 29 年 9 月 12 日	1 本	1 本
平成 29 年 10 月 12 日	2 本	0 本
平成 30 年 1 月 10 日	2 本	1 本
平成 30 年 2 月 14 日	2 本	1 本
平成 30 年 3 月 7 日	4 本	2 本

上記のとおり、平成 30 年 3 月 7 日のインク購入数量が年度末近くにもかかわらず、多くなっている。

N 中学校においては、在籍生徒数 36 名のうち 31 名が放課後学習会に参加している。そして、年間延べ参加生徒数は 418 名であった。

「学習支援学習サポーター活動記録票」には、N 中学校における放課後学習会の 3 月開催日は次のとおりであった。

平成 30 年 3 月 1 日

平成 30 年 3 月 6 日

また、N 中学校学校協力者会議は、平成 30 年度においては、平成 30 年 9 月 4 日までインクを購入しておらず、平成 30 年 9 月 5 日に年度で初めてブラックを 4 本購入している。

これらの事情からすれば、平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクは、平成 29 年度事業用ではなく平成 30 年度事業用であるかのようにも見える。そして、平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクで平成 30 年 9 月頃まで印刷を行っていたとも見える。

この点について担当課は、平成 30 年 3 月 7 日以降、平成 29 年度放課後学習会は開催されていないが、平成 30 年 3 月中旬において、5 教科 3 学年分の学習プリントとその解答約 2,000 枚を印刷した。なお、印刷した学習プリントは、その後、生徒が図書室で閲覧し、コピーを持ち帰って学習することもできるようにしたものである。本事業の活動内容をまとめた報告書も印刷している。また、インクの残本数を管理する管

理簿のようなものは作成されていない。インク管理の負担をかけると、本事業の支援員になってくれる人がいなくなるとの説明があった。

上記説明からすれば、必ずしも平成 30 年度 3 月 7 日に購入したインク全部が次年度に用いられたものではないとしても、平成 30 年 9 月 5 日までインクが購入されていない点からすれば、平成 29 年度末日において相当程度余剰が存在していたものと推察される。

【意見 38－7】 平成 30 年 4 月以降に使用する消耗品費等代について

- 1 N中学校学校協力者会議では、プリンターのインクを以下のように購入している。

購入年月日	ブラック	カラー
平成 29 年 6 月 21 日	1 本	1 本
平成 29 年 9 月 12 日	1 本	1 本
平成 29 年 10 月 12 日	2 本	0 本
平成 30 年 1 月 10 日	2 本	1 本
平成 30 年 2 月 14 日	2 本	1 本
平成 30 年 3 月 7 日	4 本	2 本

上記のとおり、平成 30 年 3 月 7 日のインク購入数量が年度末近くにもかかわらず多くなっている。

- 2 N中学校においては、在籍生徒数 36 名のうち 31 名が学習会に参加している。そして、年間延べ参加生徒数は 418 名であった。学習支援学習サポーター活動記録票には、N中学校における学習会開催日は次のとおりであった。

平成 30 年 3 月 1 日

平成 30 年 3 月 6 日

また、N中学校学校協力者会議は、平成 30 年度においては、平成 30 年 9 月 4 日までインクを購入しておらず、平成 30 年 9 月 5 日に年度で初めてブラックを 4 本購入している。

これらの事情からすれば、平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクは、平成 29 年度事業用ではなく平成 30 年度事業用であるかのようにも見える。そして、平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクで平成 30 年 9 月頃まで印刷を行っていたとも見える（ただし、本インクは、写真印刷も可能なインクであり、メーカーにおいてインク 1 本当たりの印刷可能枚数は公表されていない。）。

- 3 この点について、担当課の説明は、以下のとおりであった。

- (1) 平成 30 年 3 月 7 日以降、平成 29 年度放課後学習会は開催されていない。
- (2) 平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクは以下の用途に使用した。ただ、印

刷枚数の詳細までは明らかではない。

- ① 平成 30 年 3 月中旬において、5 教科 3 学年分の学習プリントとその解答約 2,000 枚を印刷した。なお、印刷した学習プリントは、その後、生徒が図書室で閲覧し、コピーを持ち帰って学習することもできるようにしたものである。
 - ② 本事業の活動内容をまとめた報告書を作成した。
 - (3) インクの残本数を管理する管理簿のようなものは作成されていない。
- 4 上記説明からすれば、必ずしも平成 30 年度 3 月 7 日に購入したインク全部が次年度に用いられたものではないとしても、平成 30 年 9 月 5 日までインクが購入されていない点からすれば、平成 29 年度末日において相当程度余剰が存在していたものと推察される。
- 5 本事業は、単年度事業の形式である。したがって、本来、当該年度の事業に必要なものについて支出が行われることが原則である。年度末での消耗品の購入については、特に有効性や経済性を考慮し、年度内に使用する適正な分量を購入して余剰が生じないよう心掛けることが必要である。

ク 教育支援活動専用教室以外での使用物品の消耗品費計上について

F 中学校学校協力者会議は、F 中学校の教育支援活動専用教室以外の教室に、両面コルクボード 13 枚 13,362 円をお知らせボードとして使用していた。また、この中学校は生徒用の机と椅子の脚にリサイクルテニスボールを履かせ日常的に消音効果を図っている。平成 30 年 2 月 28 日と 3 月 31 日の 2 回にわたり合計 1,800 個 6 千円購入している。

このことにつき担当課は、両面コルクボードは各教室における放課後学習会関係のお知らせ用であるし、放課後学習会等で教室が足りない場合当該学校の全教室がこの事業の教育支援活動の教室に該当することになる。また、本事業では、当該学習支援員が授業等の学習補助を行う場合も学習支援活動に該当するので、両面コルクボードも消音用のリサイクルテニスボールも当該事業の経費として認められるとのことである。

同校は、放課後学習会の延べ参加人数は、千人を超え多い方であるが、一番多い日でも 35 人である。2 教室で充分である。学習支援員の報償費の計算の資料となる「活動一覧表」を見る限り、授業等の学習補助を行っている事実はない。

【意見 38－8】 教育支援活動専用教室以外での使用物品の消耗品費計上について

F 中学校学校協力者会議は、F 中学校の教育支援活動専用教室（以下【意見 38－8】において「絆教室」という。）以外の教室に、両面コルクボード 13 枚 13,362 円をお知らせボードとして使用していた。また、同校では生徒用の机と椅子の脚にリサイクルテニスボールを履かせ日常的に消音効果を図っている。平成 30 年 2 月 28 日と 3 月 31 日の 2 回にわたり合計 1,800 個 6 千円購入している。絆教室（約 30 席）に使用したものが 240 個としても、1,560 個 5,200 円についてはこの事業の対象経費といえるか疑義がある。

これは、文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領の 6. 費用の(2)地域学校協働活動の実施・運営経費オの中で、「(省略) なお、学校や PTA 等が通常使用するものと明確に区分し、まぎれのないようにすること。(省略)」とされていることに抵触するおそれがある。

絆教室は、1 室しかなく参加生徒が多い場合、近くの教室を借りることがある。また、広島市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業実施要項「4 事業の内容」「(1) 家庭・地域による教育支援活動」「イ 授業等における学習補助」の記載があり、放課後学習会以外授業中においても、コーディネーターや学習支援員が生徒の学習の補助を行うこともこの事業に該当するとしている。

担当課によれば、両面コルクボードは各教室における放課後学習会関係のお知らせ用であるし、放課後学習会等で教室が不足する場合、当該学校の全教室がこの事業の教育支援活動用の教室となる可能性があるので、両面コルクボードも消音用のリサイクルテニスボールも当該事業の経費として認められるとのことである。

しかし、放課後学習会は、絆教室以外の教室を使用することもあり得ようが、あらかじめ絆教室を準備し、この教室に教育支援活動用の物品を備えているのであるから、参加人数次第ではあるが、絆教室を中心的に利用して放課後学習会を行うことが効率的な事業遂行といえる。

したがって、両面コルクボード、リサイクルテニスボールを絆教室以外の教室に配置することは効率性の観点から疑問がある。また、購入日が平成 30 年 2 月 28 日と 3 月 31 日となっており、少なくとも平成 29 年度事業としては、事業効果が薄い。

今後においては、費用対効果を勘案して本事業の学習支援活動用の教室を中心に実施することを検討されたい。

ケ ルールの整備について

本事業は、平成 29 年度は中学校 24 校に実施されており、平成 30 年度は 32 校で実施されている。今後の実施校数拡大に向け、ルールの整備が重要となってくる。

【意見 38-9】 ルールの整備について

前提として、広島市は、本事業を学校協力者会議に委託している。学校協力者会議は、広島市とは別個の存在であり、かつ、法令をもって法人格が定められているわけではない団体である。広島市は、学校協力者会議に本事業を委託するに当たり、広島市契約規則第 24 条により見積書を徴しており、広島市契約規則第 27 条第 2 項に基づき契約書の作成を省略しつつも承諾書を徴している。

このような団体に事業を委託する場合のルール整備について、以下に述べる。

a 本事業の説明資料として、以下の資料の開示を受けている。

- ・ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（20 文科生第 8117 号 平成 21 年 3 月 31 日 文部科学大臣決定 最終改製平成 29 年 3 月 31 日）
- ・ 「平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A」（平成 29 年 2 月 23 日・文部科学省生涯学習政策局 社会教育課地域・学校支援推進室）
- ・ 「平成 29 年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について」（事務連絡 平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課地域・学校支援推進室）
- ・ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成 27 年 3 月 31 日 一部変更：平成 29 年 3 月 31 日 生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）

広島市は、上記資料中の地域学校協働活動推進事業として、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトを実施している。

ところが、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」には、国の地域学校協働活動推進事業との関連性が何ら記載されていない。そして、担当課は、本事業を実施する学校協力者会議に対して、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」「平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A」「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」を配布していない。

したがって、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」に国の地域学校協働活動推進事業との関連性を明記して、上記資料も配布するなど、その内容を周知するとともに、国と広島市とのルールと整合する

よう、広島市の「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」を整備する必要がある。さらに、広島市と学校協力者会議とが別個の団体であることから、次項以下について十分な整備をされたい。

- b 「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」には、本事業の目的や内容は示されているものの、委託料をどのような経費に使用してよいかを定めた項目が存在しない。詳細な経費の用途については、担当課による年度当初の説明会で「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業経費基準」を示している。しかし、これに法的拘束力を持たせるためには、学校協力者会議の承諾書による承諾の対象となる形式、すなわち通常は仕様書中に例えば、「本事業のために支出することができる経費の範囲は、別紙事業経費基準に定めるとおりである。」などと記載することにより、仕様書と事業経費基準とが一体となった形式をもって定める必要がある。また、その内容についても、上記文部科学省の資料を参照するとともに、行政コストなども勘案し、より詳細に定められることが望ましい。

担当課は、本事業を実施する学校協力者会議に対して、購入できる物品は、1個が20千円以内のものであると指導していた。しかし、このことは、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」にも「仕様書」にも明記されていない。「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」15頁には、「備品とは、1個当たり金額が3万円以上とする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。」「放課後等の地域学校協働活動に必要な備品の整備に係る経費は、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子供の数等）に応じて積算しても差し支えないが、1か所当たり210千円を上限とする。」と記載されている。

そうすると、担当課が上記のように指導するのであれば、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」に備品購入の可否や購入可能物品が20千円以内であることを記載すべきである。また、費用を使用することができる範囲を記載すべきである。

- c 「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」には、広島市が学校協力者会議による委託料の使途について検査する旨が定められていないので、これを定めるべきである。
- d 「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」には、
- ・ 委託料で購入した物品の所有権の帰属（広島市に帰属すると定めることができるればそれが望ましい。）
 - ・ 学校協力者会議は、本事業遂行のために必要な範囲で、広島市立中学校の施設・備品を無償で使用する旨

を定めるべきである。

コ 成果の共有と改善について

本事業は、今後、平成 30 年度は 32 校、平成 31 年度以降は順次実施校数を拡大する計画の事業である。

【意見 38－10】 成果の共有と改善について

まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業について効果の観察と改善を意識的に行う必要性が高い。そのために、本事業実施中学校及びその学校協力者会議の担当者が集まって、事業の取組方法やその成果について、情報交換や意見交換を行い、書面の形式で残すなどして、継続的に改善方法を策定し、その成果を集積していくことが望ましい。

22 【事業 39】 不登校等対策ふれあい事業

(1) 事業の概要

ア 目的

不登校・不登校傾向の児童生徒の早期対応に努めるとともに、いじめ等に関する緊急的な対応を行うなど、児童生徒の個々の状態に応じたより一層きめ細やかな支援を行う。

イ 内容

(7) ふれあいひろば推進員による不登校・不登校傾向児童生徒への支援として、学校内における不登校・不登校傾向の児童生徒に対する相談活動及び様々な活動等への支援、ひきこもり児童生徒の家庭への訪問による児童生徒及び保護者に対する相談を行う。

(イ) ふれあいひろば推進員は教職員、保護者と連携しながら、学校内や登下校時、地域におけるいじめ被害児童生徒への保護活動及び相談活動、学校内におけるいじめ加害児童生徒への相談活動を行う。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	108,937	109,452	110,638
決算	108,511	107,332	—

(注) 平成 29 年度決算額 107,332 千円の内訳は、報償費 107,159 千円、保険料 173 千円である。

エ 本事業の実施状況

小学校 288 名、中学校 112 名、計 400 名の推進員が活動している。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

23 【事業 40】 不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）の運営

(1) 事業の概要

ア 目的

登校したくてもできない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の社会的自立や学校復帰を図る。

イ 内容

「ふれあい教室」を広島市内 4 か所に設置し、不登校児童生徒に対して、学習支援、グループ活動指導、体験活動指導、相談活動の支援を行う。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	6,466	6,437	7,374
決算	5,672	6,432	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

平成 29 年度決算額の内訳 (単位：千円)

区分	金額
報償費	276
普通旅費	78
消耗品費等	551
燃料費	180
食糧費	4

区分	金額
光熱水費	1,113
通信運搬費	523
手数料等	14
保険料	4
委託料	3,385
使用料及び賃借料	89
備品購入費	210
負担金、補助及び交付金	5
合計	6,432

オ 本事業の実施状況

通室状況（平成29年度末）

区分	人数
ふれあい教室・中	58 人
ふれあい教室・北	39 人
ふれあい教室・西	21 人
ふれあい教室・東	20 人
合計	138 人

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

担当課は、ふれあい教室における児童生徒の毎月の通室状況を報告させている。

USB メモリは担当課が一括購入（平成 29 年度は、合計金額 18,144 円、合計 11 個の USB メモリを購入）し、納入を受けた上で、ふれあい教室に対し USB メモリを配付し、ふれあい教室は当該 USB メモリに児童生徒の通室状況のデータ（以下【事業 40】において「データ」という。）を格納したものを担当課に手交している。データには個人情報（児童生徒の氏名）が含まれている。

担当課においては、「広島市情報セキュリティポリシー」第 3 章 第 3 2 (1) に基づき、管理台帳を作成した上で、上述の USB メモリ手交の都度管理台帳への記録が必要であるにもかかわらず、担当課は USB メモリの授受を記録する管理台帳を作成していない。

また、担当課は「広島市情報セキュリティポリシー」第 3 章 第 3 2(2)ウ(ウ)a(a)

に基づき、データに対して暗号化又は利用者の権限に応じたアクセス制御を行う必要があるが、データにパスワードを付す等の対応策を講じていない。

なお、監査人の当該指摘に基づき、担当課は上述の管理台帳を作成し、USB メモリを授受する都度管理台帳への記録を行っているほか、各ファイルにパスワードを付すよう業務を改善している。

【意見 40-1】 「広島市情報セキュリティポリシー」に基づく USB メモリの取扱いについて

USB メモリは担当課が一括購入（平成 29 年度は、合計金額 18,144 円、合計 11 個の USB メモリを購入）し、納入を受けた上で、ふれあい教室に対し USB メモリを配付し、ふれあい教室は当該 USB メモリに児童生徒の通室状況のデータ（以下【意見 40-1】において「データ」という。）を格納したものを担当課に手交している。データには個人情報（児童生徒の氏名）が含まれている。

担当課においては、「広島市情報セキュリティポリシー」第 3 章 第 3 2(1)に基づき、管理台帳を作成した上で、上述の USB メモリ手交の都度管理台帳への記録が必要であるにもかかわらず、担当課は USB メモリの授受を記録する管理台帳を作成していない。

また、担当課は「広島市情報セキュリティポリシー」第 3 章 第 3 2(2)ウ(ウ) a(a)に基づき、データに対して暗号化又は利用者の権限に応じたアクセス制御を行う必要があるが、データにパスワードを付す等の対応策を講じていない。

なお、監査人の意見に基づき、担当課は上述の管理台帳を作成し、USB メモリを授受する都度管理台帳への記録を行っているほか、各ファイルにパスワードを付すよう業務を改善している。

【意見 40-2】 USB メモリの通番管理について

上述の USB メモリは担当課が購入し、ふれあい教室に配付しているが、USB メモリに通番を付した上で配付先を記録するといった管理を行っておらず、ふれあい教室が個々に ID を付す取扱いとなっている。

USB メモリの紛失等に伴う個人情報の漏洩を未然防止すべく、担当課において全ての USB メモリに通番を付して管理し、定期的に棚卸を行うといった改善策が考えられる。

なお、監査人の意見に基づき、担当課は USB メモリの連番管理表を作成している。

24 【事業 41】 非行防止地域巡回事業

(1) 事業の概要

ア 目的

広島市教育委員会青少年育成部（青少年総合相談センター）（以下「センター」という。）が行う総合的な補導活動を効果的に推進するため、センターに広島市青少年指導員（以下「青少年指導員」という。）を設置する。

イ 内容

地区青少年健全育成連絡協議会の推薦を受け、市長が委嘱した青少年指導員が各地域を巡回して、問題行為少年の早期発見・早期指導など地域の環境浄化活動に取り組んでいる。

ウ 事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	18,095	18,225	17,827
決算	17,861	17,926	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

平成 29 年度決算額の内訳

（単位：千円）

区分	金額
報償費	17,121
普通旅費	218
消耗品費等	361
燃料費	72
食糧費	22
通信運搬費	57
使用料及び賃借料	66
負担金、補助及び交付金	9
合計	17,926

オ 本事業の実施状況

133 地区、779 名（平成 30 年 3 月 31 日現在）の青少年指導員が、1 回につき 2 時間程度、月 2 回の巡回を行っている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

【意見 41-1】 青少年指導員に支払う謝礼金について

広島市は青少年指導員に謝礼金を支払っているが、その受領は、各青少年指導員が地区毎に定めた代表者（以下【意見 41-1】において「代表者」という。）に委任する旨定めている（「広島市青少年指導員設置要綱事務取扱要領」第 3(2)）。

代表者は受領した謝礼金を各青少年指導員に引き渡すこととなっているが、広島市においても、謝礼金が代表者から各青少年指導員へ確実に引き渡されたことを確認する仕組みの整備、運用に努められたい。

25 【事業 42】 非行防止活動推進事業

(1) 事業の概要

ア 目的

広島市教育委員会と広島県警察とが、緊密な連携により非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、広島市教育委員会と広島県警察が常駐する少年サポートセンターひろしまにおいて、非行防止から立ち直りまで一貫した支援に取り組む。

イ 内容

(7) 非行防止啓発活動

少年の非行問題について考えるセミナーや学校、PTA の依頼に基づき、出前講座等を行っている。

(イ) まちぐるみ非行防止・連携促進活動

区役所が地域の特性や区の事業に応じて、区民とともにまちぐるみでの非行防止に関する取組（地域巡回支援、街頭啓発キャンペーン、研修会、講演会の開催等）等を推進するとともに、非行防止啓発活動用のグッズの一般配布等を行っている。

(ウ) 生徒指導上の課題を抱える中学校等への支援

生徒指導上の課題を抱える小中学校からの要請に応じて、警察 OB である自立支援相談員を派遣する。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,815	1,617	1,376
決算	1,244	1,088	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	金額
報償費	20
消耗品費等	674
食糧費	3
通信運搬費	241
手数料等	30
委託料	120
合計	1,088

オ 本事業の実施状況（平成 29 年度）

(7) 非行防止啓発活動

「少年非行の予防」をテーマとした講演会を平成 30 年 3 月に開催した（参加者 60 名）。

出前講座：中・高等学校生指導主事研修、PTA 講演会等計 6 回実施した。

(イ) まちぐるみ非行防止・連携促進活動

防犯パトロールや講演会等を行った。

(ウ) 生徒指導上の課題を抱える中学校等への支援

市内 4 か所の小中学校に対して、計 328 回自立支援相談員を派遣し、校内巡回、特別（別室）指導、校門指導を行った。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

26 【事業 43】 非行防止自立支援事業

(1) 事業の概要

ア 目的

広島市教育委員会と広島県警察とが、緊密な連携により非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、広島市教育委員会と広島県警察が常駐する少年サポートセンターひろしまにおいて、非行防止から立ち直りまで一貫した支援に取り組む。

イ 内容

(7) 少年サポートルーム運営

現代の非行少年は、自分の居場所を見出せず、孤立し、あるいは、疎外感を抱いているという現状がある。この問題を解決し、少年の健全育成を図るためには、非行の初期段階において、異なる年齢層の人々と様々な活動を通して交流することで、自尊感情や、社会への適応能力を高めていくことが必要である。

そのため、広島県警察の育成官・警察官等と、ボランティアや自立支援相談員も含めた広島市教育委員会関係者が共同で、料理やスポーツ等の各種体験活動を実施する「少年サポートルーム」を平成 27 年度より運営し、少年の社会との絆の再生を図り、規範意識を向上させるとともに再非行を防止している。

(イ) 学習支援等

非行少年の立ち直りを図るため、広島市職員又は非行少年対策活動ボランティアにより、学習・就学や就労に関する助言や指導を実施する。

(ロ) 居場所づくり支援事業

暴走族への加入防止や非行少年等の立ち直りを図るため、文化・スポーツ等を通じた少年たちの居場所づくりのための活動に対して支援する。

ウ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算	1,367	1,624	1,104
決算	741	1,029	—

エ 事業費の明細

平成 29 年度の決算額の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	金額
報償費	371
消耗品費	289
通信運搬費	11
委託料	358
合計	1,029

オ 本事業の実施状況（平成 29 年度）

(7) 少年サポートルーム運営

陶芸教室、朝食づくり、夏祭り等延べ 44 回実施し、延べ 420 名の少年が参加した。

(イ) 学習支援等

就学支援を 43 回実施した。

(ウ) 居場所づくり支援事業

1 団体に対する活動支援を行った。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。